

平成 2 2 年第 4 回

香美市議会定例会会議録

平成 2 2 年 6 月 1 6 日 開 会
平成 2 2 年 6 月 2 9 日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 2 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 6 月 1 6 日 水曜日

平成22年第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年6月16日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月16日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
12番	久保信彦		

欠席の議員

15番	依光美代子	21番	西山武
-----	-------	-----	-----

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	明石猛	建設都計課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田賢二	健康づくり推進課長	几内一秀
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	竹内敬
収納管理課長	阿部政敏	林政課長	舟谷益夫
防災対策課長	吉村泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	地域振興課長	今田博明
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松美公	支所長	岡本博臣
農政課長	中井潤	地域振興課長	西村博之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 44号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）
議案第 45号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 46号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
議案第 47号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 48号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
1号）
議案第 49号 平成22年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 50号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
議案第 51号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 52号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃
止する条例の制定について
議案第 53号 香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
議案第 54号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成22年6月16日（水） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長報告
4. 市長の報告

(1) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 7号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

報告第 8号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第 9号 市営住宅及び市営住宅駐車場の明渡し並びに市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の請求に係る訴えの提起について

(3) 地方自治法第234条の3第2項の規定に基づく報告について

①香美市土地開発公社 平成21年度事業報告及び収支決算報告

②財団法人奥物部開発公社

・平成21年度事業報告及び一般会計決算報告並びに森林総合利用施設等事業 特別会計決算報告

・平成22年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業 特別会計予算

③財団法人アンパンマンミュージアム振興財団

・平成21年度事業報告及び決算報告

・平成22年度事業計画及び予算

④株式会社香北ふるさと公社

・平成21年度事業報告及び決算報告

・平成22年度事業計画及び予算

(4) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第 44号 平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第 45号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第 46号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第 47号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第 48号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

- 日程第9 議案第 49号 平成22年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 50号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 51号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 52号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第 53号 香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 54号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから平成22年第4回香美市議会定例会を開会をします。

議事日程に入る前に、報告をします。15番、依光美代子君は、親族の葬儀のため欠席、21番、西山 武君は、風邪のため欠席という連絡がありました。

これより日程に入りますが、その前に平成22年第4回香美市議会定例会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、ご参集をいただきありがとうございます。

去る13日には、九州や中・四国地方が梅雨入りをしましたが、観測が始まって以来、3番目に遅い梅雨入りとのことであります。

この間、国政では大きな動きがありました。昨年夏、新しい政治を掲げ政治改革への期待を受けて、うねりのような圧倒的な民意を背負いながら誕生した鳩山政権はあえなく8カ月余りで崩壊をしてしまいました。1年ごとに表紙がくるくる交代した自民党を厳しく追及し、その轍は踏まないと言っていたにもかかわらず、参院選が目前に迫ると党内が浮き足立ち、退陣要求を突きつけた光景からは、どの政党も政治能力を持ち合っていない日本の政治の様相をあらわにするものとの厳しい指摘もあります。特に鳩山前政権では、その場、その場の空気に流される首相自身の資質とともに、だれも首相を補佐しようとはせずに、政策運営の未熟さを浮かび上がらせました。内閣にとどまらず、政権与党とともに難局に立ち向かう一体感と気概をどこにも感じない異様さは、政権を担うだけの基礎体力が首相にも政党にも決定的に欠けていたとの国民からの大きな批判もマスコミに取り上げられておりました。

相次ぐ短命政権は、リーダーシップ、統治能力欠如の政治状況を映し出しており、国の安全保障とともに、景気・雇用、財政、社会保障、地域再生など、切迫した課題は積み残されたままであります。6月8日夜、財政再建重視を掲げて菅内閣が発足をしましたが、景気低迷や厳しい雇用情勢に苦しむ国民の理解を得るためには、失われた9カ月の総括や政治への信頼回復と、地方の再生が不可欠であることは申すまでもありません。

さて、本議会には、報告案件3件、議案第44号から議案第54号までの11議案並びに追加議案が予定をされており、それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

ここで、本年5月25日に香美市副市長に就任されました明石 猛君がご出席ですので紹介をいたします。明石 猛君にごあいさつをお願いをいたします。

○副市長（明石 猛君） おはようございます。先月の14日の臨時議会におきまして、選任、同意をいただきましたこと、大変ありがとうございました。

25日から勤務をさせていただいておりますが、何分にも浅学非才、非力でございまして、十分なことができるかどうか自分自身大変心配をいたしております。しかしなが

ら、お引き受けをした以上は努力をして頑張らなければならないというふうに考えております。いろんな面で先生方のご指導をいただきながら、香美市の課題解決に向けて努力をしていこうというふうに考えておりますので、どうか今後ともよろしく願いをいたします。

非常に簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いします。

(拍手)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。次に、本年5月26日に香美市教育長に再任されました明石俊彦君（「としお」と発言する）を紹介いたします。明石俊彦君、ごあいさつをお願いをいたします。

○教育長（明石俊彦君） おはようございます。皆様方のご承認をいただきまして、教育長を再任させていただくことになりました明石俊彦です。少しのどを痛めておりまして、どうもしっかり声を出すことができなくて申しわけないのですけれども、教育長としての重責をもう一度しっかり受けとめて、その重責を果たせるようにしっかり自分自身努力をしていきたいと考えております。皆様方にご指導、ご助言をいただきましてこの重責を果たしていきたいというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） どうもありがとうございます。

ちょっと訂正をしておきます。先ほどミスプリで「としお」と俊彦を読み間違えましたので訂正をしておきます。

お二人には今後ますます市政の発展に力を発揮されますようお願いをいたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君の両君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、6月10日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。18番、山本でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成22年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6月10日に開催をいたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり、本日から6月29日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第44号については、予算執行上の理由により本日議決の必要があるため、採決まで進めていく必要があります。

会期第2日目、17日から会期第6日目、21日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期第7日目、22日から会期第9日目、24日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期第10日目の25日金曜日は、議案質疑の後、各議案等は委員会付託ということになります。引き続き各常任委員会において委員会の審査をお願いしたいと思います。

会期第11日目から会期第13日目までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期第14日目の最終日29日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議方式で審議、採決を行います。最終日の追加案件ですが、執行部から財産の取得にかかる案件が1件、工事請負契約に係る案件が2件とあわせて意見書案6件が提案される予定です。

次に、一般質問の通告は、会期第2日目、17日の木曜日午前10時までに提出をお願いいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

続いて、去る5月10日月曜日、高松市で開催の第72回四国市議会議長会総会並びに5月26日火曜、東京都で開催の第86回全国市議会議長会総会において香美市議会議員の7名が表彰されましたので、この表彰の伝達を本日、議案の上程、審議終了後に行うことになりました。

また、去る5月6日に告示されました高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者の届け出が、広域連合規約に規定する定数1名を上回ったため、広域連合選挙長により6月30日までに選挙の実施を求める依頼が来ており、会期第14日目、最終日の6月29日火曜の日程に追加し、選挙を実施することになりましたのでご報告いたします。

引き続き、請願、陳情、決議、意見書案について協議をいたしました。請願、発議、決議案については提出案件がなく、意見書の提出を求める陳情が7件、意見書案6件提出されておりましたが、意見書案の提出については市議会の申し合わせ事項により議員が提出者となり、市議会の書式に整え提出をすることになっておりますので、陳情の審査を終え、意見書案の協議に移りました。協議の結果、6件の意見書案については、いずれも賛成者等の署名を整えて最終日に提案することに決定をいたしました。

続いて、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告いたします。

本日、本会議終了後の庁舎建設特別委員会に引き続き議員協議会を開催することになりました。

また、会期第9日目の24日木曜の一般質問終了後に財団法人奥物部開発公社等の事業報告に係る議員協議会を開催することになりましたのでご報告いたします。議題等につきましては、報告書のとおりでございます。

また、会期第14日目の29日火曜の本会議終了後に森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟総会を開催することになりました。

その他の議会運営につきましては従来のとおりでございます。議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月29日までの14日間としたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月29日までの14日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

市長から地方自治法施行令第146条の規定による報告第7号、報告第8号の繰越明許費繰越計算書の報告及び地方自治法第180条の規定による報告第9号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

あわせて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成21年度事業報告及び収入支出決算報告の提出がありました。次に、財団法人奥物部開発公社の平成21年度事業報告及び一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計決算報告、同じく同公社の平成22年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算の提出がありました。次に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成21年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成22年度事業計画及び予算の提出がありました。次に、株式会社香北ふるさと公社の平成21年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成22年度事業計画及び予算の提出がありました。

監査委員から例月出納検査報告書が提出されています。

また、去る5月26日に東京都で開催された全国市議会議長会総会等で採択された決議については、今定例会までに高知県選出国會議員に対する要望活動を終えましたのでお手元に配付をしておきました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎です。3月議会以降、閉会中の4月9日及び5月24日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。審査、協議の経過及び結果について順次報告いたします。

4月9日の議題は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、職員給与の状況について、4点目、市税等の収納対策（コンビニ納付）についてであります。

1点目、住新の滞納整理等の状況については、平成21年度の全体的な状況として、債務者の高齢化、収入減等により償還期間が延びたり、一部時効にて不納欠損となったケースがあり、収納率低下の要因として月々の徴収額は一定しているが、競売申し立て、繰上償還減少により一時的な高額な納入が少なかった点が上げられる。また、抵当権設定がなく手詰まりのケース、支払いなしの対応として新築、宅地資金どちらか一方を払ってもらっているケース、債権放棄の今後の扱いについて、市債権の条例適用の見解等について報告、質疑がなされました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況については、平成21年度徴収実績は現年分については前年と同水準、滞納分については死亡、行方不明等により回収困難債権が率的には増加している。今後の課題である。訴訟は1件、保証人に対するの完納指導依頼、催告の効果もあらわれてきている。水道料滞納では、少額滞納であっても督促をかけている状況についての質疑があり。

3点目、職員給与の状況については、国がわりに相当すると示している現状について説明あり。また、合併前から指導され改善の方向だが、なお改善を要する現状である。取り組みとして4級から3級への降格もあるが、身分保障の観点から現在の給与保証は行う。ただし、退職金には大きく影響が出る。行政機構の再編も控えており、職員組合との話し合いも行い、年内には見通しをつける方向であるとの説明。質疑では、本市の基準との相違、具体的影響等について協議を行いました。

4点目、市税等の収納対策として、コンビニ納付について審査を行いました。都市部ではメリットがある取り組みではあるが、地方においては費用対効果からいっても導入の考えは現在のところ全くないとのこと。質疑においてもシステム改修にかかる費用、収納代行業者への手数料の問題等から担当課の意見を踏襲する声が多く、口座振替の推進や納税意識の高揚を図ることが大切との見解で協議を終了いたしました。

次に、5月24日開催の委員会について報告いたします。

協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、今期行財政改革推進特別委員会の総括についてであります。

1点目、住新の滞納整理の状況については、残債は少額だが訴訟となった案件の経

過について報告あり。弁論日、本人が入院にて出廷せず、毎月2万5,000円の支払いで判決を得た。その後、面談にて月末口座振替での支払いを合意、結果、5年以内での完済を見込めることとなった。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況については、4月末現在の徴収率、現年97.87%、過年度15.98%との報告。個別案件では、住宅使用料ほかの滞納も多く納付履行できていないケース、訴訟前に占有権に移転の認めない仮処分を行ったケース、入居の実態調査にて長期間不在、本人確認後、明け渡しで募集に至ったケース等の報告後協議を行いました。退去後の滞納分支払いについては、回収困難な債権、少額でも月々支払っているケースもある。連帯保証人では、1件進展しているとの報告がございました。

3点目、行財政改革推進特別委員会の総括では、この間の審査内容ごとに委員より意見を求め、成果や今後の課題等について取りまとめ、今後市長に報告することといたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本 節でございます。まちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告します。

4月15日午前9時開会、出席委員10人全員であります。議題は観光振興策についてであります。内容は観光地の整備、観光客の誘致、拡大戦略について、観光業の進展策、雇用の場の確保、施設等の経営改善や運営の努力が必要であることなど、施設ごとの調査、研究が必要であること、香美市内の多くの資源を生かし切れていないこと、集客のため観光、交通会社と密接な連携による宣伝広報の必要性があること、施設の接客や対応を含めた受け入れ体制の整備の必要性があることなどについて、先般提言いたしましたことも踏まえて施設や観光地ごとに協議を行いました。

まず、高橋商工観光課長から観光振興策の概略について説明を受けました。その中で現状の課題として、既存の観光地の活性化や観光ルートのPR、多方面への情報発信が不十分であるということであります。

対応の基本的な方向、施策として、地域住民や事業者、団体が主体となる資源を掘り起こして活動を支援している。香美市の観光のストーリーの形成、顔づくりを行っていくということであります。

観光交流の受け皿づくり、拠点づくりについて、情報発信をして地域産業として連携し、特産品開発の支援を行い、観光と連動して推進し、香美市ブランドを確立し、商品の開発、販売、促進を行うということでもあります。

委員からの質問では、最初にべふ峡温泉について多くの質問がありまして、内容はコンサルが入って職員の意識の向上とか、今後の対策、3月末で総括することになっていることなど。この点について課長の説明では、コンサルからの報告では第一に食ということで食の改善を図り、次に意識改革、次に棚卸しとか事業計画、管理職のリーダーシップとかについて指導されたのではと、臨時職員についても今までとは違った意識改革がかなりされているようではありますが、料理長と所長が兼務ということで、これが厳しい状況の一つかも、通常ではあり得ない状態というか改善を要する課題であるということです。十分機能的に動いていないところもあるようでもあります。要は、管理職がリーダーシップを発揮して全体が機能的にレベルアップを求められるのではないかとということです。

今後ではありますが、料理長と所長を兼ねたような、通常では考えられない2つの重要なポジションを1人で持っているということ、これでは双方が中途半端なことになるのではないかと。ゆっくりのんびりというところもあったようで、指導は受けたけれどもまだ十分機能的に動いてはいないようで、理事、理事長も含めて中に入り指導していかねなければならないというような状況であるということです。

次に、食事についての問題点、改善策について、食事については今までの料理プラス地域の資源を生かすということを主眼に置き、コンサルさんの勧める材料を取り寄せながら、試行錯誤しながらメニューの改善を図っている状況であり、現在、食堂のメニュー改善は5割、宿泊客のメニュー改善も図っているということです。今までは、なれ合い的な食事であったのを魅力のあるべふ峡温泉でしかない料理プラス何かをつくっていくようにとの指示のもとに動いているということです。新たな食材、メニューが全部好評といえどもない部分もあり、お客さんのニーズに合わせて常に改革を図りながらメニューづくりに取り組んでいくということです。

この後も多くの質問、意見、提言もありましたが、そのわけは香美市内においても自然的資源、環境、施設としても整備はされていると見えるけれども経営面でかんばしくない状態の連続であり、何とか正常な運営、経営の方策をとる観点からの多くの発言がありましたが、後で施設の管理者との審査、協議もありましたので、一部はそこで報告することにいたします。

次に、長宗我部元親に関しての質問があり、これに関する担当課として生涯学習課、雇用創造協議会で進めていくということではありますが、関連で山田城址や津野親忠神社とか施設の情報収集、看板の設置とか、これは県看板設置事業で2分の1の補助事業となるのではないかとということです。

観光物産品の開発、販売で現在、雇用創造協議会のほうでホームページを立ち上げ、

ネット販売も始めて、現在十分商品はそろってないがこれから順次そろえていくということでもあります。ドレッシングは好評で、ユズマーマレードはつくり始めたばかりで、コンスタントに注文があると製造ができなくて、受注はされても発送ができないという状況で、完全な加工所が現在できてないようでもあります。去年は原料となるユズも豊作で、加工施設とともに貯蔵施設も不足であるということでもあります。将来は貯蔵施設、加工施設とも必要不可欠ということでもあります。

次に、アンパンマンミュージアムについて、もうご承知のように休日、連休、特にゴールデンウィーク中など、対応し切れない。一度に入ってくるのでまず駐車場の問題など、全車両の受け入れ対応は不可能で、対応策を講じなければならない状況で、小中学校の運動場利用とか、バスによるピストン輸送などの方策をとる意見もありましたが、何らかの対応策が必要であるということです。

ゴールデンウィークでは4,000人から5,000人、去年は6,000人、今年もこれくらいは確実の見込みであり、（ゴールデンウィーク中は）滞在時間も長い人は1日じゅう中にいるということもできないので出たり入ったりで2時間から3時間と。

国道でも長時間の待ち合わせで一般車の影響もかなりあったようです。

このアンパンマンミュージアムへの入館者の市内のほかの観光施設や商店街への波及効果について、これまではほとんどなし、今後についても具体策は立っていないが、最初から多数といかなくてもあきらめることなく対策を練るべき課題であるかとも思います。

駐車場問題は特に爆発寸前のようにあります。そのほか、アンパンマンミュージアムについては質問、意見、答弁も多くありましたが、省略いたします。

次に、吉井勇記念館について、鍵山教育次長から現状と課題、観光地としての課題、活性化へのアイデアについて、職員の体制、予算、交通アクセスについて文書とともに説明を受けました。今後この貴重な記念館がより多くの人に知られ、親しまれてその役割を果たしていく上についてというか、現在は教育次長が兼務で館長、非常勤の学芸員、非常勤の嘱託職員、2人とも16日勤務であるようですが、今後は非常勤の館長を雇用して3人体制で対応していくべきではないか等の提案であります。

また、企画展等開くときは資料等が少なく、県外等からも含めて作品の借り入れもしなければならないこともあり、今後、備品の購入もして充実させていくべきではないかと考えているということでもあります。

交通アクセスも大型観光バスが入れないという道路事情もあり、県内外から直接乗り入れをすることができない道路状況であります。道路整備が求められるところであります。

次に、べふ峡保勝会について、会長の松本さん、物部支所地域振興課の西村課長から現状と対応策、観光客の要望策について説明があり、その中で最も重要な対策で駐車場の設置であります。平成17年の豪雨による上流国有林の大崩壊で、大土石流の発生に

よる駐車場の流出で3分の1がなくなり、原状復旧ができなくて、駐車場不足でシーズン中には大混乱となり、收拾がつかず対応できない状況であったということでもあります。

次に、保勝会の食堂、売店から上流へ3キロメートルぐらいの区間、歩く人も多いということですが、山地も軟弱であるということで、落石が多く非常に危険な状態であり、この2件は対応策を早急に立てることが望まれております。

あと1件は対岸への遊歩道の復旧で、観光客から要望が多くあるということでもあります。

そのほかで三嶺について、トイレの水源地の件、避難小屋、登山ガイドの件、これはべふ峡温泉が窓口になっているのでべふ峡温泉で対応できることになっているということです。

轟の滝について、運営は地元の人たちでやっているようですが、現時点では観光客の要望等は入っていないようでもあります。

次に、龍河洞について、観光客誘致に工夫はされているようで、県知事からも対策を考えよとのことであったようですが、地域づくりの支援員も含め検討に入ることになっているようでもあります。

次に、べふ峡温泉について、この件については先ほども申しましたが最初に商工観光課長からの現状について説明もあり、委員からの質問もあったのですが、これからべふ峡温泉の所長、所長補佐による説明に基づき協議をしましたものあらましであります。

昨年10月からコンサルタントが入り3月31日で終了、また平成22年度にも向けてコンサルの指導のもと、現在改善策を取り入れ努力しているということです。

昨年は山田まつりへの参加、岡豊山のさくらまつりへの出席等、イベント的な売り上げは270万円ぐらいあったということです。今年はそれ以上を目指している。去年からふるさと雇用でシカ肉の販売、商品としての開発、研究に取り組んでいるということです。1年に1商品の開発をやっているということでもあります。

委員の質問で、コンサルが入ってどのように改善されたか。所長補佐から、レイアウトは昨年12月に変更したが、まだ商品のアイテムを変える作業には入っていないが、陳列については半分以上変更するので店が変わってくる。メニューについても和食プラス洋食が20種類、メニューの中にふやしている。コンサルが入るまで職員同士、パート同士の和が保たれてないということが多く、数回の指導があった。今回外部からの指摘を受けて、危機感を持って意識的に努力していこうという方向には進めているということです。

職員、パートが何名かについては、現在職員6名、パート6名、宿直員1名で13人体制であるが、夏休み期間にアルバイトを雇うこともあるということです。

委員からの意見で、特に肝心なことはサービス面の接客態度であり、第一には笑顔であり、礼とか姿勢など基本的なこと、日々のチェック、声をそろえてのあいさつ、お客さんの一番感じるのは最初のあいさつ、礼、深過ぎず浅過ぎず、経営の基本であるが、

教育は現在行っているか。お客さんに来ていただくというサービス、これを基本にしっかりと教育をせんといかん。現場できちっとできているかどうか、そのチェックも上に立つ者としてはやっつけていかなければいかんのではないか。いま一つ集客関係で問題点となるのが、国道195号線を管理する高知県土木事務所が道路状況を掲示する電光掲示板によって195号線積雪通行どめと書かれたら大栃からUターンして帰ってしまうお客さんも多いということですが、これは今年の冬から対策が必要と思います。

この後、企画課長からべふ峡温泉のこれまでの経過を踏まえて経営戦略といったものが十分でなかったということで今日の状況に至らしめているということで、コンサルを入れたが思ったとおりの結果には至っていないが、やはりこれでは自分たちのあしたの職場を失うという、その意識については十分に理解していただけたというふうには感じているということです。この1年間は指定管理の期限ですが、状況推移を見守っていこうと考えている。今後は地域の核として生き残ってくれるようなものにしていきたいと思っている。

次は、ピースフルセレネについて、支配人明石昌代さんから説明を受け、委員からの質問、意見もありましたが、意外な問題点もなく終わりましたので、詳細な報告は省略します。

次に、ほっと平山について、副運営委員長の平山君から現状について説明がありました。

利用状況については、宴会、バドミントン、居合道とか、小学生、家族連れなど、卒業生の同窓会、地区で法事とかあった場合の宿泊、老人の方たちが体操をするとか、県外の方はインターネットを利用する方が多いということです。

宿泊客も毎月あるわけでないので、交代でやっていたが、やっぱりちょっとしんどいということで1人抜け、2人抜けして今はわずかな人数でやっている状態で、スタッフ不足ということでもあります。

昨年度、3月31日で指定管理が終了したので、これから管理料がない状態で運営をしていくということになるので、運営委員の総会を開き検討をしようと考えているということです。

花の時期が終わるとほとんど来客はない状態で、管理人が電話で対応して、あと見学でぼつぼつということです。

この後、質問、提案も出ましたが、これで省略します。

次に、奥ものべを楽しむ会について、まず公文寛伸会長から、会の設立から現在に至る経過の説明、現在の課題、今後に向けての取り組みなどを説明していただきました。特に塩の道などについて、また活動などについてはボランティアを基本としているということで、出役される方は大変な負担を伴っているようですので、今後いつまでもこの形で続けていくということは困難であろうと思われるので、確実な対策が求められるところでもあります。

意見、質問もありましたが、4月15日のまちづくり推進特別委員会の報告については以上で終わります。

次に、5月17日の委員会の会議の経過と結果についてご報告します。

午前9時、出席委員は定足数に達していましたので開会、議題は観光振興策の中での香美市観光協会と観光振興に関する提言書案についてであります。

まず、担当の高橋商工観光課長から現状と今後の課題となることなどについて説明を受けた後、審査、協議を進めました。

その中で最初に出ましたのが、JR土佐山田駅前に開設されました「いんふおめーしょん」の運営について、職員勤務時間が8時から18時として、中で1時間の休憩時間をとることになるのでその時間を商工観光課の職員でフォローしているということで、正常でない状態でやっているということであるが、担当課長のほうでは、1年ほどやって試させてもらって、その後ローテーションがどのように組めるか、もう一度検討して改正が必要となればそのようにですが、この事業はあくまで平成23年までであるので、その後も見据えながら考えていきたいということでもあります。

そのほか、土佐山田スタジアムの使用について、設立時の概念もあろうが、規約に従ってされているものであると思う。

商工観光課としては、観光協会に独自性を持たせて独立した運営をしていく方向で進めている。そこで香美市からの補助金もある程度必要であり、110万円の線を保っていたが、繰越金が残るようであれば本年度は10万円に落とすというようなこともあったが、それでは観光協会は成り立たないので110万円に戻してもらった。香南市では600万円から800万円という金額が観光協会などへ流れているということです。観光に力を入れると言いながらお金に対しては大変シビアで、活動がうまくできてないと言えそれまでであります。観光協会に限らず、裏づけとなるものがなければ、どうも理念だけでは何も進展がないようであります。

観光協会を独立させて民間主導で企画、運営、観光資源の発掘、進展策の提言もこれまでにあったということで、繰越金も要らんじゃなしに、観光資源の発掘も必要な財源は要求して進めてみてはどうかということです。事務局を独立させてということは総会でも提言されたので、その提言を踏まえて動いているが、執行部の了解は得られていない。

補助金の繰り越しが出るということはある活動ができていないのではと思うが、できている活動というのは何かという質問であります。本来は観光協会主催のイベント、物産展をPR、実施するべきであるが、他の事業との関連で年に1回か2回で、会員からのアイデアも出ないが事務局が出したことについて動いているということで機能しない、活動力のある者が事務局になって独立して活動すれば進展すると思うので、独立すべきと考えてると。

110万円の根拠は何かとの質問ですが、110万円の根拠は旧物部村と旧土佐山田

町の従前の補助金を合算した金額110万円であったので、それをそのまま移行している。事務局は商工観光課の職員であるので、人件費というものは発生しない。物産展などの利益はその中に全部入れてある。事業をどんどんやれば繰越金は少なくなっていくので、事業の選択をしている。

香美市は110万円で予算が残る、香南市は700万円ぐらいと。香美市は何で予算が残るのか。会員からのアイデアも出ず、事務局主導でやっているということで、継続が困難ということか。地域力が最も肝心なことであるが、行政は地域力が出るまで絶えず話し合いを持っている。これが市全体を上げていくことではないかということです。

(答弁は)意見のとおりで、地域からの要望は極力参加して聞いているが、全部の掘り起こしはできていないので、提案があれば入っていきたいと考えている。

観光協会としての会員が少ないので、困るから入っているといったような人が多いのではないか。意思統一ができてないのではないかと感じるが。(答弁は)そのとおりだと思う。これからは魅力ある観光協会にしていきたいと思っているということです。

その他、道の駅設置とか、物部物産館、香北での売り上げなどどんなもんか、スタジアムの付近に道の駅のようなものができたら集客があるのではないか。(答弁は)以前、道の駅について検討するという題目で入ったこともあるが、これは香美市全域で考えなければならない案件だと思う。土佐山田にそういった物産展ができるところもないということもあるが、物部、香北の道の駅、量販店、物産店、日曜市が打撃を受けるのか、普通の量販店が地場産品を取り入れているので、民間業者であるので、新しく道の駅ができた場合どうなるのか。商工観光課であるが香美市全体で考える要素であると思うので、今すぐ事業計画にのせるという、直結にならないと思っている。視野の中に入っているが、いろんなことを考えた場合、これをつくった場合、どこかがつぶれるということになりかねない、総合的な判断が必要だと思う。

これは大きな問題であるが、商工観光課として活性化に向けて窓口となり、香北や物部の状況も詳しく収集して、山田に道の駅ができて香北の集客が減ることにはつながらんと思うが、それは高齢化社会で定年退職をした人が物部の山とか香北とかでウィークデーにかなりの動きがあるということでもあります。前にも言ったが、駅前の電柱の地中化、景観に関して補助金もあれば利用して、香美市の持つ自然の美しさ、駅前通りであるし、将来あけぼの街道がメインになってくるが、これらも含めて前向きに、商工観光課がリーダーシップをとって発信をしていただきたい。(答弁は)事業計画にすぐのせるということではないが、検討の段階で情報収集をしながら、内部で検討したいと思う。

この後は提言書(案)についての協議であります。各委員から大変貴重な意見を出していただきまして、提出するという事で承認していただき、5月17日のまちづくり推進特別委員会の会議を終了しました。

以上でまちづくり推進特別委員会の会議の経過と、結果についての報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第44号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）から、日程第14、議案第54号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上11件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第44号から議案第54号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日、ここに平成22年第4回香美市定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご参集いただきましてまことにありがとうございます。

今回の議会は私にとりましては再選をいただきまして最初の定例議会でございますが、今期新たに選任、同意をいただきました明石副市長、そして再任をいただきました明石教育長、同時に全職員とともに今後とも頑張ってまいる所存でございますので、議員皆さんにおかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。

さて、先ほど、議長のほうからもごあいさつがございました。昨年8月の衆議院選挙の結果、国政史上、歴史的な政権交代が行われました。民主党を中心とした連立政権が誕生いたしてから約9カ月の間、選挙戦で示しましたマニフェストと現実政策遂行上での整合性や財源問題、また普天間米軍基地問題など数多くの課題に直面した鳩山内閣は残念ながら退陣に至り、新たに菅新総理大臣が誕生いたしました。菅新総理は、最小不幸の社会をつくるのが政治の最大の役割であるととらえ、社会の閉塞感を打ち破るために経済、財政、社会保障を立て直し、そして強い経済、強い財政、強い社会保障を一体として実現することにより、日本を根本から立て直し、もっと元気のよい国をつくると表明をいたしております。また、財政問題は喫緊の課題として財政再建に取り組むことを強く訴えております。

国と地方の関係につきましては、地域主権改革を前政権からの命題としておりまして、そのための国と地方の協議の場の法制化など、関連法案の成立とともに、地域主権の推進に伴う地方財源についてもしっかりとした議論が必要であります。また、高齢化の進行に伴い、増大する社会保障関係費などの財源確保は避けて通れない状況であると言えます。

先に開催をされました全国市長会におきましても国に対しまして、こうした重要な内容を含んだ決議が行われましたこともここにご報告をいたします。

それでは、今期定例会での諸般の報告と提案説明を申し上げます。

各課の関連行政報告でございますが、総務課からは、物部川流域ブロック広域行政検

討協議会についてでございます。住民基本台帳法の改正並びにシステムの老朽化のため住民基本台帳関連システムの更改が必要となったことから、南国市、香南市と3市共同調達や共同利用について調整検討するため、広域行政検討協議会のもとで、現在、共同システムの機能性、経済性を調査、検討をしております。8月上旬に結果報告を受ける予定であります。

企画課からは、改正過疎法についてでございますが、平成22年3月末で失効の過疎法は、法改正を行いまして、平成28年3月31日までの6年間延長されることとなりました。

これに伴い、香美市過疎地域自立促進市町村計画（案）でございますが、今後作成をし、9月定例議会へ提案を予定をいたしております。

なお、今回の改正によりまして、前回の国勢調査結果が反映されたことから、従前のみなし過疎地域から香美市全域が過疎地域の指定を受けました。

定住自立圏構想の作業につきましては、現在、関係をする主監課長並びに担当課におきまして、協定書（案）並びに共生ビジョン（案）の策定作業を今後進め、高知市との定住自立圏形成協定（案）を9月定例議会に提案を予定をいたしております。

国勢調査実施本部の設置についてでございますが、平成22年国勢調査を実施に当たりまして、市長を本部長、全課長を本部員とする実施本部を5月1日に設置をいたしました。

姉妹都市交流につきましては、姉妹都市でございます積丹町との交流につきまして、6月11日から6月14日の4日間、積丹町を訪問し、札幌で開催されました第19回Y o s a k o iソーラン祭りに参加をいたしました。一層の交流を深めてまいっております。

財政課から、新庁舎建設の進捗状況についてでございます。現在、西工区において2階の立ち上がりと3階床面まで、東工区におきましては、1階立ち上がりと2階床面までの施工が行われております。作業工程は予定どおりに進捗いたしております。

また、工事中は騒音や工事車両の往来によりまして、周辺住民の皆さんや来庁されたお客様には多大なご迷惑をおかけいたしておりますが、皆様のご理解とご協力を得まして円滑な工事施工が行われております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

防災対策課から、神池ヘリポートについてでございます。物部町神池におきまして、5月31日に市内では初めてでございますが、専用ヘリポートが完成をいたしました。事業費は約1,000万円、敷地面積は587.35平方メートルで、南海地震などの災害時や救急患者の搬送時などに重要な拠点となります。

香美市自主防災組織連絡協議会の設立につきまして、4月24日に香美市自主防災組織連絡協議会を設立をいたしました。市内の自主防災組織と、市並びに各組織間の情報や意見交換を行っていくことによりまして、災害時における防災能力の向上を図ってまいります。

福祉事務所から、生活保護の状況についてでございます。下の表のとおり前年度と比較しますと、被保護人員15人、被保護世帯13世帯、相談延べ件数73件、申請件数14件の増加となっております。保護開始世帯の内訳につきまして、従前は高齢者世帯、傷病世帯が大半でしたが、一昨年暮れごろから就労先を確保できない稼働可能な年齢層への保護開始が増加傾向にあります。保護開始ケースの半数以上をその他の世帯が占めております。状況は以下、表のとおりでございます。また、生活保護の相談、申請、開始等の状況につきましても表にしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

子ども手当につきましては、4月から申請受け付けを開始をしまして、5月31日現在、1,508世帯が支給手続を終えました。今後、未申請の152世帯に対しまして調査を行い、受給資格者には申請を促していく予定であります。

農政課から、平成22年度中の災害・改修工事につきましては、平成21年度繰越事業の農地災害、水路改修工事の5件のうち2件は完成しました。2件は7月末に完成予定でございます。残り1件は稲刈り後の発注予定でございます。

船谷池改修工事の5月末の進捗率は約65%で、本体工事は来年2月完成予定です。中組、須江地区の用水路改修につきましては、関係各位へ事業説明を行っております。農業政策におけます制度につきましては、水田農業戸別所得補償制度は4月下旬から受け付けを開始しております。これまでの受け付け数は2,265件、うち573件が戸別所得補償の対象となっております。

また、中山間地域直接支払制度は、対象者の高齢化に配慮した制度に見直しがされた上、今年度から5年間延長となっております。

商工観光課から、観光につきましては、4月1日に情報発信交流施設「香美市いんふおめーしょん」がオープンをし、4月、5月の来館者は3,198人でございます。今後、施設内の展示内容を更新などを行いまして、常に新しい情報の発信などに努めてまいります。

雇用につきましては、平成21年度高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業におきまして12事業を行いました。新規雇用者を41人確保し、事業実績は3,042万9,646円でございます。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業におきまして、4事業行いまして、4人を雇用し、事業実績は1,293万3,300円となっております。

建設都計課から、土木関係につきましては、道路事業及び災害復旧事業におきまして、制度改正による事務費廃止や、交付金事業も改正とともに、今年度交付額の確定に伴いまして減額補正予算を本議会に提案をいたしております。

都市計画関係につきましては、広域都市計画泰山公園が平成21年度整備事業によりましてすべて完了し、6月より歴史の森、野鳥の森、追加駐車場の供用開始となりました。関係各位のご協力とご理解により、長期間の整備事業でございましたが無事に完了

し、今後多くの市民が集い、憩い、また交流の場として活用していけるよう安全管理を徹底をいたしてまいります。

下水道課から、雨水事業につきましては、繰越施工をいたしておりました中央雨水幹線土生川吐き出し口工事は5月末に予定どおり完成し、高知県施工の国分川、土生川合流点付近の河川工事も同時に完成をいたしました。これによりまして、香美市の市街地から土生川を経て国分川に毎秒14トンの雨水排水が可能となっております。

汚水事業につきましては、平成22年4月1日現在、土佐山田町の処理区域内の水洗化戸数が70.9%となり、香北町の水洗化戸数は58%となっております。香北町において当初計画の面整備を終了しております。今後一層の水洗化促進を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、本年度、逆川におきまして終末処理場の本体工事を計画しており、本議会に追加議案として当該請負工事契約を提案する予定でございます。そして、本年度中には処理場の完成、平成23年度に残りの面整備を行い、平成24年度に供用開始予定を計画をいたしております。

環境課から、平成21年度ごみの分別収集実施状況につきまして、総収集量が8,245トンとなっております。32トンの増量となりました。以下、分別の収集量につきまして、前年と比較しました表を載せてございますのでご参照いただきたいと思います。

地籍調査課からは、平成22年度事業計画につきまして、本年度は土佐山田町西後入の一部、香北町河野、有瀬、五百蔵の各一部、物部町大栃、仙頭の各一部、合わせて4.9平方キロメートルを調査する予定であります。

林政課から、林業振興につきましては、平成21年度は切り捨て間伐414ヘクタール、搬出間伐116ヘクタール、作業道開設23路線、3万3,128メートルの事業を実施をいたしました。

また、全国5地区で実施する森林・林業再生プラン実践事業の1つとして香美森林組合、物部森林組合が選ばれました。現在、ドイツなど林業先進地の実践事業を学びまして、流域の森林・林業再生10カ年計画を作成をすることになっております。今後の事業実施に際しましては、市も県とともに支援をしてまいります。

有害鳥獣被害対策につきましては、平成22年4月1日から5月31日までの有害鳥獣による被害状況、有害鳥獣捕獲数及び被害防止さくの設置状況は下記のとおりでございます。全項目が昨年の同期と比較しますと若干減少いたしております。

森林土木事業につきましては、林道開設3路線の御在所線、押谷線、影仙道線でございますが、繰越事業の早期完成と平成22年度工事の早期発注に努めてまいります。

水道課から、水道施設集中監視装置につきまして、3月末に完成をいたしました水道施設集中監視装置は、旧監視装置からの切りかえが無事に終わり良好に稼働しております。水道施設の異常発生時には携帯電話への自動警報とインターネットでの施設情報を取得できることから、従前よりも格段に迅速で的確な対応が可能となっております。

学校教育課から、児童・生徒数の現状についてでございます。小学校9校の児童数は1,223人、中学校4校の生徒数は585人、合計しますと1,808人でございます。昨年度と比較しますと、57人の児童・生徒が減少をいたしております。

平成22年度全国学力・学習状況調査についてでございますが、本年度は市内全校におきまして全国学力・学習状況調査を実施し、各児童・生徒の学力や学習状況を把握して、今後の学習状況や教育指導の改善に取り組みます。

学校訪問につきましては、6月3日から行っております。授業参観や教職員との協議などを通して学校の状況の把握を行い、適切な支援により学校教育の充実を図ってまいります。

シカ肉を利用した学校給食につきまして、ニホンジカによります農林被害拡大への理解と地産地消を目的としまして、6月14日、大栃小・中学校で初めてシカ肉を使った学校給食が提供されました。高たんぱく、低脂肪、鉄分を多く含んでおり、ヘルシーな食材として今後も学校給食において活用してまいります。

生涯学習課から、第5回香美市体力づくり少年剣道練成大会につきまして、4月29日に香北体育センターにおきまして開催がされました。全53チーム、総勢308名の選手が参加しました。香美市内から参加した選手も熱戦を繰り広げました。

幼保支援課から、保育園建設についてでございます。平成22年度に建設予定の（仮称）B保育園は3月末に造成工事が完了し、建設工事について本議会へ契約締結の追加議案を提出する予定でございます。また、（仮称）B保育園の名称を公募したところ130通の応募がございました。保育園建設委員会で選考した結果、「あけぼの保育園」と決定をいたしました。

消防課からは、平成22年1月1日から4月30日までの火災、救急及び救助出動件数を下の表に載せてございます。昨年同期と比較しまして、火災件数は同じでございます。救急出動件数は35件減少、救助出動件数は3件増加いたしております。以下、表をご参照いただきたいと思います。

香美市消防団の発足につきましては、旧町村ごとに組織されておりました3消防団が合併をし、4月1日から新たに香美市消防団として発足し、1つの消防団組織となったことから指揮系統が一本化され、南海地震を初め大規模災害発生時には従前より効果的な活動が可能となっております。

香美市消防団演習訓練の実施につきまして、4月25日に物部方面隊が遠距離中継訓練を実施し、5月30日には土佐山田方面隊が火災想定訓練を実施をいたしました。

香北分署高規格救急自動車の更新配備につきまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業によりまして香北分署へ整備されました。3月末に納入されまして、4月から運用を開始をいたしております。

次に、提出議案に対します提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第7号は、一般会計でございますが繰越明許費繰越計算書の報告について、

報告第 8 号は、簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

報告第 9 号は、専決処分事項の報告でございます。市営住宅及び市営住宅駐車場の明け渡し並びに市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の請求に係る訴えの提起でございます。

続いて、議案第 44 号、平成 22 年度香美市一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額から 1,503 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算それぞれ 159 億 7,496 万 6,000 円といたしました。

概要は、歳入では、公共事業に係る事務費が補助対象外になったこと、道路整備に係る国の配分予算の減額に伴う国庫補助金の減額及び社会資本整備総合交付金の創設に伴う国庫補助金の振りかえ、庁舎建設に係る起債対象経費が対象外経費になったことによる庁舎建設基金の追加、庁舎建設事業債の減額が主なものでございます。

歳出では、緊急雇用創出臨時特例基金事業の追加及び道路整備に係る国庫補助事業の減額が主なものとなっております。

議案第 45 号から議案第 48 号は、各特別会計の平成 22 年度補正予算でございます。

議案第 49 号は、水道事業会計の平成 22 年度補正予算でございます。

議案第 50 号と議案第 51 号並びに議案第 53 号と議案第 54 号は、各条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 52 号は、条例を廃止する条例の制定でございます。

以上、平成 22 年度香美市一般会計補正予算など報告 3 件、議案 11 件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） これですべての市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時 10 分間休憩をいたします。

（午前 10 時 13 分 休憩）

（午前 10 時 25 分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

これから、地方自治法施行令第 146 条の規定による報告第 7 号、報告第 8 号、繰越明許費繰越計算書の報告と、地方自治法施行令第 180 条の規定による報告第 9 号、専決処分事項の報告と、あわせて香美市土地開発公社の平成 21 年度事業報告及び決算報告について質疑を受けたいと思います。

なお、平成 18 年 1 月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社、同じく同年 3 月から制度を適用している財団法人アンパンマンミュージアム振興財団、同じく同年 8 月から制度を適用している株式会社香北ふるさと公社、以上の 3 機関の報

告等については別途に議員協議会において質疑応答の機会を持つことにいたします。

それでは、質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、1点、報告第7号の繰越明許の関係で伺いますが、商工費の八王子公園のトイレの整備ですが、これ財源内訳で一財のほうがほかの事業と比べて非常に倍、国庫支出金から言って倍になっているという、この状況について少し説明を願いたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 当初の計画では、現存のトイレを残して改築する予定でしたけれども、取り壊して機能をもっと備えた形のトイレにする方向に変えました。以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの財源の振り分けのことについて、相対的な、これはきめ細かな事業でやる予定でございますが、きめ細かで交付金としてきておるのが3億7,700万円だけです。それで、この中で数点、上からいきますと基幹集落センターとかそういった部分も含んだもので、トータルで3億8,336万1,000円を繰り越しております。その中でいわゆる交付金等だけでは、いわゆる予算が越した場合、非常に困りますので一般財源を6,000万円相当つぎ込んでそれぞれの事業を完成するという想定で組んでおりますので、たまたま500万円と1,000万円という形になってはいますが、最終的には調整しますのでこれほど一財が出ないというふうになってます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

報告第9号ですけれども、これは市営住宅ですけどもどこの住宅なのか。それからどれぐらいの期間滞納ということでこういう状況になったのかと、保証人の様子も状況も含めて経過のほうのご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） ご説明いたします。

この件につきましては、新しく黒土2号団地〇〇〇〇〇〇〇でございます。入居者は1名でございます。滞納状況につきましては、住宅使用料につきましては、平成21年6月から平成22年4月まで、それから駐車場使用料につきましては、平成21年同様に6月から22年4月でございます。これは提訴した時点の状況でございます。

この方については保証人もおります。なお、経過につきましてご説明申し上げますと、この方については平成10年3月に旧黒土住宅に入居、その後、黒土住宅建てかえに伴いまして、平成17年12月でこの〇〇〇〇〇へ移転、入っております。その時点では、

滞納状況につきましてはないですが、その後、納入記録を見ると過去におくれながらも入金をされておったという状況がございました。ただ、今回踏み切った中に、その後、未納が続いて督促、催告、最終催告を経て現在の明け渡し請求というような措置に至っております。基本的に現在、条例にございますように3カ月滞納がある場合は明け渡し請求はできるという規定がございますので、それに準じてやっております。と申しますのは早目に措置をしないと、この時点でも既に6カ月とか1年ぐらい明け渡し請求まで経過がかかるわけです。その間に市に対して非常な損失を与えますので、こういった措置で順次、踏み切っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 関連。

今の報告第9号ですけど、今の説明のとおりこの人は旧の市営住宅において横流れとか、新しく建てて入ってきたと。おくれながらもこういうお金は払われてきたけど、この駐車場の関係からいえば、2,000円の駐車場やったら11カ月滞納ということですけど、この人の生活実態について、こういう未払いが蓄積してくるということでは、今の現状の情勢では会社の倒産とかリストラとか、そういうようなことで非常に生活リズムが大きく変化したとか、そういうことについても行政としては把握しているのかどうか、その点をひとつ。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それ個人的な部分に入る余地でございますが、基本的には一番最初となる督促を出します。その時点で支払う気がある方についてはこうこうですと、今仕事がないので待ってくださいとかいうようなご返事もいただきますが、この方につきましては私どもが催告しても何の応答もないという状況が続きました。最初のうちはちょっと今仕事がないと入って来た状況もありましたが、最近につきましてはもう何の応答も反応もないという状況がございましたので、やむを得ずこういう措置ということになっています。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。土地開発公社についてお尋ねします。

事業計画の変更ですが、実際のところ市のほうも大分お金が要るような格好になってくると思うんですが、この予算の計画を見ましたところ、実際のところはすべて実施、変更した分、実施ということでいつまでをめどにしてるとか、計画どおり進めていけるのか、そこら辺をまず尋ねようと。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

今回お返しをしております資料の中の事業別計画書変更後というところを見ていただ

いたご質問であろうかと思えますけども、これを見ていただいたらわかりますように土地開発公社の持っております土地については、すべて市にお引き取りいただくという前提で事業計画を立てておるわけですけども、ご承知のように土地開発公社につきましては、もともとの公拓法の持ってありますところの目的というものがどうも今日的なその事情の中で合わないということもありまして、国も早期に処理をなささいという指導を受けてきた経過もございます。

それと、もう1つは、香美市の部分で今回当初の部分では事業計画のない部分については市に引き取っていただけたらというお話で予算化もしていただいたとことですけども、事業計画を持っている部分についてはとりあえず引き続いて土地開発公社で管理していくということにしておりましたが、どうも事業計画そのものがまだめど、見通しが立たないという分では国の指導に基づきます早期の処理ということもかんがみまして、もうこの際、市に引き取っていただいてすべて処理をするということ。すなわち公社が持つておるということになってきますと、どうしても借り入れますと金利の問題も発生します。で、じゃあ市が引き取りますとこれが補助対象事業にならないということもありますけども、本当にもちより粉に余計要るようなことも想定し、かつ、国からのそういった指導も受けて、できれば公社としては引き取っていただきたいということで当局にお願いをしてきたわけで、タイミング的にはいつかということとは公社の判断するべきところじゃございませんけども、可能ならば平成22年度以内に引き取りたいという、ある意味合意形成、方向が整いつつありますのでこの際公社としては明確にそのことを位置づけたいということで理事会にお諮りして変更するというところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

財政当局に聞いたほうがえいかもしれませんが、実際のところ2億円ぐらいのお金ですかね、そういうことですが、話の内容はわかります、企画課長の。実際のところ、ただ、そういう部分で優先順位的なものも踏まえて段階的にという発想はお持ちなのか、それとも一括でやっていくのかという部分が一つと、一つ気にかかるのは駅前広場とか秋ノ谷とか今貸してますわね、貸して収入も得てる中で、それは市に移管後も契約内容も変わらないのか、それと合わせてですよね。実際のところ、今までは開発公社との間で契約を結んでさまざまな、駅前広場であれば金利に相当する部分を支払ってもらうような発想やと思うんですが、そこら辺のところはまるっきり変わらないのか、それからまたオーケーなのか、その点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えをいたします。

山崎龍太郎議員のご指摘のとおり土地開発公社の部分では土地開発公が持つております判断基準でもってお貸しをし、その料金設定についても裁量といいますか公社の中で

対応ができるわけですが、市になりますと、市の財務規則等含めてそちらでの対応ということになってきますので取り扱いは変わることが想定をされます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほどの議会運営委員会委員長の報告にもありましたように、議案第44号につきましては予算執行上の理由により、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し本会議で審議、採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は、本日委員会付託を省略し、審議、採決することに決定をしました。

これから、日程第4、議案第44号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案第44号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）

平成22年度香美市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,503万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億7,496万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年6月16日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

公共事業に係る事務費が国庫補助対象外となったこと及び社会資本整備総合交付金の創設に伴う国庫補助金の振替え等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳につきましては、議案44-41ページ、提案説明書を朗読いたしまして説明に

かえさせていただきます。

平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から1,503万4,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ159億7,496万6,000円としました。

概要は、歳入では公共事業に係る事務費が補助対象外になったこと、道路整備に係る国の配分予算の減額に伴う国庫補助金の減額、社会資本整備総合交付金の創設に伴う国庫補助金の振替え、庁舎建設に係る起債対象経費が対象外経費となったことによる庁舎建設基金の追加、庁舎建設事業債の減額が主なもので、歳出では、緊急雇用創出臨時特例基金事業の追加及び道路整備に係る国庫補助事業の減額が主なものとなっております。

以下の歳入歳出予算の款別の補正予算の概略につきましては省略させていただきますのでご参照ください。

次に、議案44-8ページ、「第2表 債務負担行為補正」につきましてご説明申し上げます。

今回の追加につきましては、舟入小及び大栃中コンピューターリース料につきまして、期間を平成23年度から平成27年度の5年間、限度額を1,007万円、同じく香美市立小学校耐震改修工事監理委託業務につきまして、期間を平成22年度から平成23年度の2年間、限度額525万円を記載のとおり起こすものでございます。なお調書につきましては、議案44-39ページにございますのでご参照願います。

続きまして、議案44-9ページの「第3表 地方債補正」につきましてご説明申し上げます。

今回の追加につきましては、保育園建設事業債は、B保育園建設事業290万円増の4億1,030万円としました。道路新設改良事業債は、地方特定道路整備事業県工事負担金を170万円増の6,630万円としました。農林水産業施設災害復旧事業債は、農地災害復旧事業、これは過年度発生補助災害でございますが、を90万円増の1,390万円としました。なお、補正後の起債限度額は、550万円増の31億7,240万円としました。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。なお、議案44-43ページに内訳がございますのでご参照をお願いします。

以上で補足説明を終わりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありますか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 歳入といたしますか、提案理由のところでお尋ねしたいのですが、その公共事業に係る事務費が国庫補助対象外となったということと、それから社会資本整備総合交付金の創設に伴う国庫補助金の振りかえ等による変更、それによる補正ということですが、この国庫補助対象外となった事務費というのは具体的にわかりますか。

ようか、どういうものが対象外になったのか。

それと、社会資本整備総合交付金の創設というのは、ここにちょっとまちづくり交付金とか地域活力基盤創造交付金などをひとまとめにしたものというふうに聞きましたけれども、これ仕分けによるものでしょうか。わかりましたらお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） はい。私も建設都計課へ来て勉強させていただいて、この事業名の関係ですが、今までの地活総、地域活力基盤創造交付金、その部分が社会資本整備総合交付金に変わっております。一括したいろんな形が社会資本整備事業のほうへ盛り込まれてますので、道路に限らずいろんな事業種目がございます。

それと、事務費ですが、本来今まで補助事業として事務費経費というのはある事業費の率で一定のいろんな事務上の必要経費がその補助金についてきておりました。今回、事業仕分けの関係もあろうかと思えます。事務事業費がすべてなくなった傾向になっております。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 事務費のことにつきましては、基本的には今まで臨時さんとか人件費に充てておったものが使えなくなったと。そういった部分を今度裏返して、後で出てきますが起債のほうでその分を補うという補正が出ています。そういったことでございます。

ただ、今回の社会資本整備総合交付金事業につきましては、これはあくまでも当初予算のときに仮称で出ておりました具体化されておられません。基本的な香美市でやっておった事業はほとんどこれに含まれるということになってきてまして、当初予算編成時では、例えば1億円ぐらいのを組んでおったとしましても、基本的に名前が変わってきたときには7割、75%ぐらいしかつかないよということで、今回の補正も減額の補正という形で上げさせていただきました。通常ならこれなんかは年度末にやって調整するんですけど、こういった部分は早目にしておかないとその他の分へ響いてきますので、今回はこういう早目の事業で6月分がまれに見る減額補正というような結果になってきております。

ただ、この社会資本整備総合交付金につきましても、あくまでも基本的なトータルで、ご存じのように市町村の自由裁量によって使っても構いませんよという趣旨はあります。ただ、そこまでいっておられません。現在もそれぞれの前の交付そのもので申請をしておるといふ状況でございますので、まだこれから整備されていくことの事業というようになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そしたら、この議案44-15ページに社会資本整備総合交付金というふうに7,500万円計上されておりますけれども、これについては社会資本

整備総合交付金事業としてプランを立てて受け込んだものではなくて、そういう形ではなくて、今まで当初なんかにも入っていたものの事業がそのまま名前が変わって1つになったということととらえていいんですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） お見込みのとおりでございますが、そのページの上のほうに地域活力基盤創造交付金事業が1億円ありまして減額になってますよね。基本的に全部がこれじゃないんですけど、こういった部分を要望しておいて、名前が変わった途端これぐらいの分になってきたと、少なくなったということでございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

一つ、大岸議員の質問に関連して、今まで事業費の率によって事務費が出てたけれども出なくなって、今後、今回は起債で補てんしていくというふうな話だったんですが、これ地域活性化とかそういう関係の公共事業とかそれはまるっきりのうて、もう公共事業に係る事務費はもう事業費の率ですべてやられるということになるんでしょうか。そうならば結構地方自治体、どんだけの率が出てたかわかりませんが大変じゃないだろうかというふうに思います。いろいろそういう事務に係る部分では臨時さんをお雇いになってやっているようなところもあろうかと思うんですが、そこら辺についても、逆に言うたらそれはおかしいん違うろうかという声はないのかなという部分をまず1点お尋ねします。

それと、もう1つですが、庁舎関連で、議案44-20ページの庁舎建設事業債がマイナスの3,930万円ということで、庁舎の基金から同額を議案44-18ページで繰り入れてるということなんですが、説明では起債対象経費が対象外経費となったということですが、ちょっとその点の中身を、何がどうしてだめだったのかという点を伺います。

それと、もう1点、入のほうで聞いたほうがいいかなと思うんですが、債務負担行為補正のほうですが、この舟入小、大栃中のコンピューターリースですが、一つの項目としてなっているんですけど、同一リース会社やき一つの項目で5年間の債務負担を組んでいいのか、別々に組んで内訳等を、一つは内訳を知りたいという部分があるんですが、舟入小のコンピューターリースと大栃中のコンピューターリースというふうにはならないものなのか、そこら辺の点についてご見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 事務費の件についてお答えをします。

単一課でなかなかお答えする内容ではございませんが、例えば、私も農政、そして道路事業課へ来た関係の中で、いろんな活動、事業計画、いろんな協議会とか、それからいろんな道路の促進協議会とか、そういう部分の中ではこの事務費の大枠の要請はこれからも中央へ上げていくと、していくという動きをとっております。今までも事務費の

情報が発信されたときから各いろいろな協議会の中でも議論をして高知県に対し、また中央の国のほうへも対しいろんな陳情とかいうような内容の要請をかけていくという動きをとっております。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 庁舎建設に伴う起債の関係でございますが、もともとの起債につきましては、新庁舎建設事業のは合併特例債を使っていますけど、完成以後3年先、基準年、平成26年4月1日現在の人員ですね、庁舎における人員をみておりまして、実施予定機構改革後の職員のことを一応考慮して職員数を見込んでおったところ、標準面積そのものが減少したと、これによって主体工事に係る起債対象事務費は減額にされたということでございます。

（3番、山崎龍太郎君、自席から「リース」と発言する）

○議長（中澤愛水君） 債務負担行為の。

学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

舟入小学校と中学校、今年買いかえといいますかりースの切りかえがありますので、私どものほうは2つ一緒に上げさせていただきました。

（3番、山崎龍太郎君、自席から「同一業者？」と発言する）

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） いや、今から業者を。

（3番、山崎龍太郎君、自席から「今から業者を決めるということ？」と発言する）

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。決めます。

（3番、山崎龍太郎君、自席から「別々の」と発言する）

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。可能性もあります。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 宮地課長にお尋ねしますが、各協議会等では上げていっている、今後も上げていくということですが、年間どんだけ、公共事業の量にもよるんでしょうが市として負担増になるのかというのがつかまれていますかね。それをちょっとお構いなかったらご示唆ください。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。宮地課長にかわりましてお答えいたします。

国土交通省及び農林水産省の国庫補助事業が今回このような交付金事業に変わったことによりまして、今まで通常、市町村事務費といたしまして事業費の6.5%が事務費として使用可能という形をとられておりました。その中の6.5%のうちに、担当職員の給料では72%が払えると、そのほかに臨時職員の給料であるとか、あと積算システムの使用料であるとか、ファクス代、紙代等の需用費等についてもこの事務費で支払いができたわけですがけれども、今回、財務省も交えました事業の説明会の中では、直轄事

業の地方負担金を減額せよ、ゼロにせよという地方からの声を受けて、それは考えるかわりに市町村事務費をゼロにすると。ただ、県における指導監督費は100%今までどおりついてくるというふうな状況でございまして、今回の補正につきましては、特別会計も含めまして今回の交付金に改正されたことによります事務費の減額による補正というふうな形をとらしていただいております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

はい。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案44-17ページでお尋ねします。

県の委託金ですが、子どもの体力向上支援事業委託金、これ県の教育計画プランから来てると思うんですけども、具体的にどういう事業になるのかお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。大岸議員のご質問にお答えいたします。

高知県の体力が落ちているということは、いろんな調査でもうご存じのとおりですけれども、これについては大宮小学校と香北中学校が連携しながら体力向上の支援を探って、実践して体力の向上を図ろうという事業であります。

（4番、大岸眞弓君、自席から「具体的に」と発言する）

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。具体的にはですね…。

（4番、大岸眞弓君、自席から「どうやって体力向上する」と発言する）

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） いろいろな体力、運動能力とかの調査とか、体力向上の地域協議会の中でいろいろ検討を進めるとか、健康教育の講演会とか、実技の研修会、それと実技のいろんな教室を開催しながら進めていくというようなところになってます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、議案44-22ページの就労支援員報酬が減額となって、議案44-24ページの就労支援員報酬が生活保護総務費の中で153万9,000円組まれたというが、当初のときに、ちょっと私も聞いておかなかったんですけど、これはあくまでも目の振り分けが間違ってたということなんですかね。社会福祉総務費で当初やろうと思ってたけど、実際もう雇われたということで生活保護総務費のほうに振りかえていったのかと。実際、153万9,000円の積算の根拠ですわね、ちょっと計算してみたら、16万9,000円と以前聞いていたと思うんですけど、月当たり、その点を確認します。

もう1点、議案44-25ページの、今回初日にこの補正をやるという理由に診療所費の移設手数料についてということで、歯科診療所が奥物部ふれあいプラザのほうに移るといふことなのですが、入札も終わっている中で実際工事はどこまで進んでいるのか。

それと、クーラーが急がねばならないということなんですが、今後のことについて少し伺いたいんですが、実際、ちらっと調べてみますと狭隘なスペースに歯科診療所が来るということで、今指定管理は商工会のほうをやっていると思うんですが、時間帯も今後違ってくる中でそういうことをどのように執行部としては考えているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

当初予算では国庫補助の住宅手当緊急特別措置事業費の補助金を要望しておりましたが、これを同じ10割補助の県の補助事業であります緊急雇用創出住まい対策事業費補助金に組みかえてます。これは住宅手当の申請が当初よりも思ったより少なかったということと、生活保護に関しましては、諸般の報告でもありましたように稼働の年齢層にある被保護者の方もふえておりますので、どちらかというとうちの実情に合った生活保護のほうの補助、そちらのほうで就労支援金の対象になりますので、そちらのほうに組みかえたというところです。

この事業費のところですけど、その関係で生活保護費の総務費のほう金額が少し少なくなっておりますけど、4月から6月分に関しましては、予備費でちょっと対応させてもらいました。ここに出ておりますのは4月から6月分を除きました就労支援員の報酬と、通勤手当は入っていませんでしたのでその分をちょっと追加しております。

補助事業を住宅手当の補助事業から生活保護のほうの補助事業に切りかえた関係で、歳出のほうも切りかえたところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、丸内一秀君。

○健康づくり推進課長（丸内一秀君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の物部の歯科診療所の移設手数料の関係ですが、これにつきましては、現在、歯科診療所のほうにつきましてはまだ工事は始まっておりません。それで、今現在使用してます建物のエアコンのほうが悪くなりまして、もう古いものですので部品もなく修繕が不可能ということですので、移設が間近に迫っておりますので新しいものをつけるということにはなりませんので、旧の保育園にありました大きい…。

（4番、大岸眞弓君、自席から「聞こえませんか」と発言する）

○健康づくり推進課長（丸内一秀君） 旧の明治保育園にありました大きい冷暖のエアコンを持って行ってつけるという予定にしております。もう既に壊れて今現在エアコン使われておりませんので、梅雨に入りまして蒸し暑いわけですので早急に処理をした

いということで今回初日の議決をお願いしているところです。

それから、移設後のふれあいプラザの指定管理の関係ですが、診療所につきましては警備システムを入れまして管理をしていきたいというふうに思っております。それで、ふれあいプラザ全体の指定管理との関係につきましては、今後物部支所、また現在指定管理を受けてます香美市商工会等と話を詰めていかななくてはならないというふうに思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 診療所について、そうしたら新たな移設後の診療所にクーラーを持っていくんじゃなくて、今の現存の移設前の診療所のクーラーが壊れているので動かしたいということの確認でよろしいですね。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、丸内一秀君。

○健康づくり推進課長（丸内一秀君） はい。そのとおりです。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案44-21ページの13節、これ市有地の境界確定業務委託となっているんですけど、これはどこのことかということと、香美市の場合、本市の場合やっぱりこういう民地との境界の確定がなされていないところがまだほかにもあるのかということをお尋ねします。

もう1点、議案44-31ページの同じく13節の委託料ですけど、これは報告第9号の案件に絡む明け渡し業務の予算なのかどうか、違うというならどこのことかお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんのご質問にお答えします。

議案44-21の市有地境界確定業務の委託につきましては、これは場所で申し上げますとしらゆり授産所ですかね、明治にあります、その南にもうかなり以前から市有地、農地でございますが市有地があります。その分につきまして官民との境界をお願いするという委託料でございます。

それと、同様に市有地と民有地との境界が確定されておらないというところにつきましては、多々ございます。と申しますのは、実際、担当そのものがどこに、広い分野にありますので場所がわからないところも正直あります。ただ、その時点、時点でこういった境界を確定をして、地籍が入ればその時点でうちの担当は行っておりますけど、同様に建設の青線、赤線の部分と、それから、いわゆる市有地、そういった部分も同様の措置で順次していっておるというのが実情でございます。

それと、議案44-31ページにつきましては、報告の分の経費でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番、山崎です。

議案44-21ページの企画費の地域づくり支援事業費補助金、これはどういったものなのか、ご説明をお願いします。

それと、議案44-33ページですけれども、この道德教育重点推進校事業、これどっかに委託して行うんだと思いますけどどこに委託して、また、どういった内容で行うのかご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、今田博明君。

○香北支所地域振興課長（今田博明君） お答えいたします。

この補助金でございますけれども、この補助金は地域がみずから考える仕組みをつくり、地域の主体的な活動を助長し、また人材を育成することにより自立したまちづくりの促進を図ることを目的としました高知県の補助金でございます。補助金補助率は2分の1、事業主体は市町村と市町村等の長が補助を必要と認める団体、市町村長が必要と認める集落または3戸以上で構成されたグループとなっております。今回、有機農業の振興を図る目的で調査、研究を行っております団体より、この補助金の交付を受けたい旨の依頼がありましたので予算計上させていただいているものであります。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。山崎議員のご質問にお答えいたします。

議案44-33ページの道德教育のことですけれども、これは県と市のほうの委託ということになります。道德教育については、楠目小学校で道德教育を進めるところです。楠目小学校ばかりでなくいろいろな公開授業等も通じて、市内の学校にずっと広げていこうとする事業です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

片岡議員の質問に関連してですが、議案44-21ページのこの市有地の境界確定業務委託、上に不動産鑑定評価手数料というがも含まれていますがこれは一体のものなのかということと、あわせまして、市が必要と考えたから市の予算で組んでると思うんですが、これ費用負担は実際どうなのか。必要とする場合は何で必要なのか、ちょっと詳しくお願いします。実際の場合、その点お願いします。市が必要としてるから境界を確定するんじゃないです？

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） お答えいたします。

まず、議案44-21ページのこの過程でございますけれども、これは市有地を売買すると、個人に売るという状態のもとに、いわゆる市有地の境界の確定は市がしなくてはならないということが発生しました。それと、売るときの評価も正式の場合は条例にございますように鑑定評価等によるとなっておりますので、市のほうから鑑定依頼して、現在の動きですのでこれぐらいのお金が必要というふうになっています。これは買い取るんじゃなしに売るほうです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

はい。10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番です。

議案44-25ページですけれども、この保健衛生総務費、環境衛生費の中に臨時職員というのは、何か産休か何かでの臨時職員になってるのか、また、新たに何かすることで臨時を採用したのか、ちょっとその辺をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

実は国庫補助事業で先ほどの事務費が削減されたことによりまして下水道課の臨時職員が雇用できなくなったということで、高知県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の中の重点分野雇用創出事業ということで、本年度、高知県全域の生活排水処理構想の見直しに合わせまして、物部川流域の合併浄化槽の推進を図り水質を向上していくということを目的といたしまして臨時職員を雇用したいという形でこの事業のほうに手を挙げまして、ほぼ採択をしていただけたということで今回の補正予算を組んだものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 1目のほうの臨時職員のほうですが、健康づくり推進課、先ほどご質問がありましたように物部歯科診療所の移転の事業があります。それに伴います事務の増加ということに加えまして、今年につきましては、がん検診等の受診勧奨をこれまで受けてない方にはがきで通知という形で、受診をするという人にはまた参加しやすい形で日曜日の検診等を計画して実施しておりますが、それに加えまして今年、はがきで行っていましたが合わせて今年アンケート調査を実施をしたいと思っております。それによって未受診理由等の集計、分析を行いまして今後の受診率の向上の参考にしていきたいということで、事務量の増加ということで臨時職員のほうをお願いをしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第44号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の議事日程はすべて終わりました。

これから、全国市議会議長会表彰並びに四国市議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長から朗読をいたします。

○議会事務局長（小松清貴君） それでは、全国市議会議長会表彰並びに四国市議会議長会の表彰を受けられた方をご紹介します。

まず、全国市議会議長会正副議長一般表彰、正副議長4年以上、中澤愛水議長。全国市議会議長会議員一般表彰、議員10年以上、20番、大石綏子議員、18番、山本芳男議員、以上の3名であります。

次に、四国市議会議長会の特別表彰、16年以上議員、12番、久保信彦議員。同じく一般表彰、8年以上議員、16番、黒岩徹議員、17番、竹内俊夫議員、24番、石川彰宏議員、以上、合計7名であります。

○議長（中澤愛水君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

ここで24番、石川…。

○議会事務局長（小松清貴君） 伝達終わったので渡さないかん。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） それでは、事務局職員より伝達をいたします。

○議会事務局長（小松清貴君） それでは、全国市議会議長会の表彰から順次伝達を行います。議員10年以上、20番、大石綏子議員。

（大石綏子君登壇）

○議長（中澤愛水君） 表彰状、香美市 大石綏子殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。平成22年5月16日、全国市議会議長会会長 五本幸正 代読でございます。どうもおめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君） 同じく議員10年以上、18番、山本芳男議員。

（山本芳男君登壇）

○議長（中澤愛水君） 表彰状、香美市 山本芳男殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。平成22年5月16日、全国市議会議長会会長 五本幸正 代読でございます。どうもおめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君） 続きまして、四国市議会議長会の表彰に移ります。特別表彰、16年以上議員、12番、久保信彦議員。

（久保信彦君登壇）

○議長（中澤愛水君） 表彰状、香美市 久保信彦殿

あなたは市議会議員在職16年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰します。平成22年5月10日、四国市議会議長会会長 高松市市議会議員長 大橋光政 代読でございます。おめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君） 続きまして、一般表彰に移ります。8年以上議員、16番、黒岩 徹議員。

（黒岩 徹君登壇）

○議長（中澤愛水君） 表彰状、香美市 黒岩 徹殿

あなたは市議会議員在職8年にわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により表彰します。平成22年5月10日、四国市議会議長会会長 高松市市議会議員長 大橋光政 代読でございます。おめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君） 同じく8年以上議員、17番、竹内俊夫議員。

（竹内俊夫君登壇）

○議長（中澤愛水君） 表彰状、香美市 竹内俊夫殿

以下同文でありますので省略いたします。平成22年5月10日、四国市議会議長会会長 高松市市議会議員長 大橋光政 代読でございます。おめでとうございます。

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君） 同じく8年以上議員、24番、石川彰宏議員。

（石川彰宏君登壇）

○議長（中澤愛水君） 表彰状、香美市 石川彰宏殿

ごめんなさい、以下同文でありますので省略させていただきます。平成22年5月10日、四国市議会議長会会長 高松市市議会議員長 大橋光政 代読です。どうもおめでとうございます。

(拍手)

○議長（中澤愛水君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

ここで24番、石川彰宏君より受賞者を代表してあいさつをお願いいたします。

○24番（石川彰宏君） 先ほど受賞いたしまして、私が一番若うございまして、浅学非才の者でございますが、一言ごあいさつさせていただきます。

議長には全国表彰のほうお渡ししてございせんが、一番長い久保さんが本当はあいさつするのが当然だと思いますが、これは私たち表彰いただきましたのは、住民皆さん方、また議会の皆さん、執行部の皆様方のおかげだと思っております。

本当にこの8年間、一体私が何をしただろうと思っておりますが、やはり一日一日と過ぎまして、振り返ってみますとこういうこともあったな、いろいろのことがありましたが、そういうことがあってこの表彰をいただいたものだと思っております。まだまだこれから頑張ってやれよということだと思います。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。授賞された議員各位におかれましては、今後ますますの活躍をご祈念申し上げます。

これをもちまして本日の会議を閉じたいと思います。

次の会議は6月22日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

(午前11時27分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 2 年 6 月 2 2 日 火曜日

平成22年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年6月16日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月22日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	16番	黒岩徹
3番	山崎龍太郎	17番	竹内俊夫
4番	大岸眞弓	18番	山本芳男
5番	織田秀幸	19番	前田泰祐
6番	比与森光俊	20番	大石綏子
7番	千頭洋一	21番	西山武
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
12番	久保信彦		

欠席の議員

13番	竹平豊久	15番	依光美代子
-----	------	-----	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎 夫	商工観光課長	高橋 千 恵
副市長	明石 猛	建設都計課長	宮地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
総務課長	法光院 晶 一	環境課長	横谷 勝 正
企画課長	濱田 賢 二	ふれあい交流センター所長	田中 育 夫
庁舎建設担当参事	前田 哲 雄	健康づくり推進課長	几内 一 秀
財政課長	後藤 博 明	地籍調査課長	竹内 敬
収納管理課長	阿部 政 敏	林政課長	舟谷 益 夫
防災対策課長	吉村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾 子	支 所 長	二宮 明 男
保険課長	岡本 明 弘	地域振興課長	今田 博 明
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美 公	支 所 長	岡本 博 臣
農政課長	中井 潤	地域振興課長	西村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	明 石 俊 彦	幼保支援課長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生涯学習課長	田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

選挙管理委員長	松 尾 禎 之	水道課長	久 保 和 昭
農業委員会事務局次長	宮 地 一 夫		

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	小 松 清 貴	議会事務局書記	府 川 愛
--------	---------	---------	-------

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成22年6月22日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 10番 山 崎 晃 子 君
- ② 11番 片 岡 守 春 君
- ③ 19番 前 田 泰 祐 君
- ④ 8番 小 松 紀 夫 君
- ⑤ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑥ 12番 久 保 信 彦 君
- ⑦ 21番 西 山 武 君
- ⑧ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑨ 2番 矢 野 公 昭 君
- ⑩ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑪ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑫ 16番 黒 岩 徹 君
- ⑬ 13番 竹 平 豊 久 君
- ⑭ 7番 千 頭 洋 一 君
- ⑮ 23番 坂 本 節 君

- ⑩ 24番 石川彰宏君
⑪ 4番 大岸真弓君
⑫ 5番 織田秀幸君

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。13番、竹平豊久君は、親族の葬儀のため欠席、15番、依光美代子君は、病気のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） おはようございます。10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。

本議会が任期中、最後の議会になりますが、私が再びこの場所に立てる保証もなく、きょうが最後の一般質問になるかもしれません。ですから、きょうはその覚悟で山間地域に住む住民の切実な要望や願い、不安な思いなどをお届けしまして、見解をお伺いしたいと思います。

私が行ってきました過去15回の一般質問と重複する内容もありますが、任期最後の質問のまとめとしてお伺いいたしますので、市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう希望いたします。

それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

初めに、繁藤地区の市営バス路線に関してお伺いいたします。

昨年4月より、新規路線として土佐山田駅から繁藤地区に市営バスが運行されています。沿線の住民の方からは、大変便利になったとの声をお聞きしています。この繁藤線は新規の路線ですから、今後地域の要望や利用状況などを考慮しながらさらに充実した路線にするために定期的に検討されるのと思います。そのときの参考にさせていただければと思います、きょうは私が聞いています地域住民の声をお伝えさせていただきます。

1点目は、高校生を持つ親御さんたちからの要望です。「子どもが部活をして帰ってくる時、ちょうど時刻に列車がなく、次の列車までは待ち時間が長いので、結局土佐山田駅まで迎えに行かなければならない。夕方この空白時間帯に市営バスが運行できるようにならないか。」との声がありました。また、土佐山田町内で仕事をされている方からも、「仕事を終えて帰るとき市営バスの最終便に間に合わず列車で帰ることになるが、同じようにちょうど時間帯に列車がなくて困っている。」という話を聞きました。私が調べた限りでは、この方たちが指摘されている時間帯は18時10分から19時29分の間と、19時29分から21時11分の間が繁藤駅に停車する列車がありません。この空白時間帯に市営バスを運行させてほしいという要望です。

2点目は、大雨のときなどに列車が運休してしまうことがあるそうですが、そのよう

なときに市営バスを臨時に出すなどの方法は検討できないのかという声も聞きました。

1点目、2点目の要望のどちらも利用者から出てきた要望です。地域住民の利便性向上のため、増便など前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、合併後の暮らしの変化に関してお伺いいたします。

市長を初め関係部署の代表の皆様には前もって参考資料をお届けしておりますが、この資料は物部町にお住まいの方を対象に、私たちくらしと福祉を守る会がアンケート調査を行い、その結果をまとめたものです。

アンケートの方法は、聞き取りと本人に記入の方法を併用して行いました。調査期間は、連休を利用して4月26日から5月5日の間で行いました。この調査の目的は合併のよしあしを問うのではなく、合併して4年が過ぎ日々の暮らしがどのように変化したのか、また、今後、物部で住み続けていくためにはどのような施策が必要と思うか。そして、今現在、心配ごとや困りごとなどはないかなどを中心にお伺いしました。その結果、物部町内各地で241人の方から回答をいただくことができました。なお、この調査を実施するに当たっては、回答していただいた方のプライバシーを保護するために住所、氏名については無記入とし、年代と性別だけにとどめさせていただきました。

この調査の集約に際しましては、同じ内容の意見などについては整理、集約させていただき、それぞれの意見の後ろに括弧で（何人）と表記させていただきました。そして多かった意見が上にくるように構成させていただきました。

また、本人が記入された意見などについては、すべて原文のまま掲載いたしました。実際にアンケートに回ったときの反応は、言うたち無益、紙の無駄とどなられて泣きそうになったり、「こういう調査を定期的にやってほしい、回ってきてもらい話を聞いてもらうだけでうれしい。」という声に元気づけられたり、いろいろでした。そんな中、特に議員歳費を引き下げるべきとの声が多く、また、選挙のときだけにこにこして来たちいかんなど議員への苦情や批判が多かったのも事実です。私自身深く反省しなければいけないと思っています。

さて、本日の質問は、この調査結果の中から幾つかの項目を取り上げまして見解をお伺いしたいと思います。なお、この調査は私たちが独自に行ったものであり、公的な調査ではありませんが、回答していただいた方が物部町の住民の約1割であることを考慮していただき、適切な見解をお示しいただければと思います。

それでは、質問に移ります。今回の調査で基本となる問題で、合併前と比べて暮らしはどのようになったかという質問に対して、悪くなったと答えられた方が、241人中209人と実に86.7%にも及びました。一方、よくなったとお答えになった方は、一人もおいでませんでした。日ごろから物部町の住民からいろんな声を聞いておりましたのである程度のことは想像していたのですが、正直なところこの結果には大変驚きました。もちろん調査人数が241人と少数であるため、この結果が物部町全体の意見と言えるものではありませんが、物部町の総人口が約2,500人である中での数字です

から驚かざるを得ません。また、変わらないと答えた方が32人おられますが、詳しく聞きますとこれは生活自体には余り変化がないという意味のようでして、それを裏づけるかのように、変わらないと答えられた方の多くが数々の苦情や問題点などを挙げておられます。

門脇市長はご自身も山間地にお住まいになっておられますし、シカの食害対策で防護ネット張りなどの活動にも積極的に参加されるなど、たびたび物部の山間地域に足を運ばれております。また、機会あるごとに地域住民と対話もされてこられました。それにもかかわらず中にはなかなか辛らつな意見もありますので、このアンケートを見てまた寝つけなかったと市長に言われるんじゃないかと心配になって、私もなかなか眠れませんでした。

しかし、私は物部町民として市長の行動を心強く、また、ありがたく受けとめている1人ですから、市長なら奥深い山の中で暮らしている人たちの不自由な生活や難儀さが厳しい言葉になってあらわれたものだと受けとめていただけると信じています。

このアンケートの結果が合併がどうのこうのと言うのではなく、この4年間の変化に関し、住民が示した声、思いについて市長の率直な見解をお聞かせいただければと思います。

次に、交通対策についてお伺いいたします。

合併前と比べてよくなった点では、75歳以上の方と一定の障害がある方のバス料金が無料になったことという意見が一番多かったのですが、その一方で市営バスが来ていない地域の方や身体的な理由などでバスを利用できない人からは、バス代の無料化は不公平だとの声を聞かされました。また、バスも来ず、運転もできない者は、料金が高くてもタクシーを使うしか方法がない、物部でバスが来ている地域の人たちは恵まれている人だという声もありました。

このようにバス代無料化を悪くなったほうに挙げられた方の数は、無料化になってよかったと答えた方の数を上回り、住んでおられる地域やいろいろな条件などによって受けとめ方が大きく違ってきます。

特に合併前に比べると、通院タクシー制度の自己負担額がふえ、反対に利用回数は半減してしまったことに対する不満を多く聞きました。また、市営バスの運行本数が減ってしまった地域の方からも苦情の声がありましたし、デマンド方式についても高齢者は不便になったと感じているようでした。さらにタクシーを利用するしか交通手段がない方は、バス代が無料になってもその恩恵を受けることができないという不公平感が大きいようでした。

そこでお伺いいたします。まず、通院タクシーの助成についてですが、今回の調査で一番多かった意見が通院タクシー制度の拡充でした。旧物部村当時は初乗り運賃の自己負担額は540円で、それを越えた分の2分の1が補助されていました。しかし、合併後は自己負担額が1,000円に引き上げられ、それを越えた分の2分の1が補助にな

り、さらに補助の上限が3,000円と決められました。そして、利用回数も年間48回から24回と半分になってしまいました。福祉タクシー制度への意見の多くはこのことに対するもので、以前の水準程度に戻してほしいという極めて明解なものです。この通院タクシー助成制度事業は高齢者福祉計画の中で3年ごとに見直されていますが、その際に山間地域に暮らしているお年寄りの切実な声を聞き逃すことなく、前向きに検討していただき、早急な改善をと願っております。見解をお聞かせください。

次に、市営バスについてお伺いいたします。

先ほども申しあげましたように、バス路線にお住まいの方からは、高齢者や障害のある方のバス代無料化が高い評価を受けているのは事実です。しかし、これに相反するご意見を持っておられる方が多いのも事実ですから、これらの方々が生活している地域の実情や、身体的な事情、心情などを重く受けとめることが大切ではないでしょうか。アンケートの中にも、バス代を無料にするよりは市営バスが運行していない地域の方たちに交通費の助成をすべきとの意見もありました。地域住民の意見をよく聞き、それぞれの地域に見合った形で市営バスを充実させていただくようにしていただきたいと思っています。特に乗りおりのしやすい低床バスの路線を拡大することも今後検討していただきたいと思います。

また、デマンド方式に対する要望が多かったのは、朝のバスに乗車するためには前日までに予約しておかなければいけない、しかし、当日になって体調を崩してしまった場合などは、再度タクシー会社に電話をしてキャンセルしなければいけない、そのことに気兼ねをするために気楽に利用できないという声がありました。週に1日だけのバスですから、だれもが気兼ねすることなく気楽に乗れるシステムにしてほしいと思います。

さらに、別府線を利用している方からの要望では、物部支所まで運行してほしいという声がありました。現在、別府線は大栃駅どまりになっています。ひざや腰が痛む方にとっては歩くことが苦痛なため、支所や郵便局に行くのに大栃駅からタクシーを利用することもあるようです。6月からは社会福祉協議会も支所に移転しましたので、高齢者の利便性を考慮して、すべての市営バスが物部支所まで、あるいは支所の近くまで運行することを検討していただきたいと思っています。見解をお聞かせください。

次に、物部で住み続けるための取り組みとして、関心の高い高齢者施設に関してお伺いいたします。

1点目に、物部町内に建設する予定だった小規模特別養護老人ホームの建設計画が頓挫し、新たに希望業者を公募しているわけですが、このことについてどうなりゆうろう、本当にできるがじやろうかと不安視する声があります。現在の状況について差し支えない範囲でお答え願いたいと思います。

2点目に、介護が必要になって在宅生活が困難になったときには介護保険施設などに入所することになります。その際には介護度に応じた1割の自己負担に食事代や部屋代などの利用料が必要になりますが、少ない年金でも利用できるようにという声が多く、

自分の年金の範囲内など低料金で入所できる施設を希望しています。そのために大栃高校の空き施設などを活用してはどうかという声もありました。この点について見解をお願いします。

3点目に、山間地でだんだん隣近所がいなくなったり、近所が離れている地域で暮らしている方々からは、介護施設以外に大栃周辺の空き家や公共の空き施設、利用されていない職員住宅などを共同住宅に活用してはどうか。また、憩いの場としての活用を考えてほしいという声もお聞きしております。この点についても見解をお聞かせください。

次に、健診、税の申告など、行政サービスの向上についてお伺いいたします。

今回のアンケートでは行政サービスの低下を指摘する声が多く聞かれました。本庁及び支所の窓口対応についての苦情や、職員や保健師が訪問してくれなくなったこと、以前のように隅々まで目が行き届かなくなったこと、手続の間違いがふえたことや時間がかかりだしたことなどを指摘する意見が多くありました。

中でも特に目立ったのが健診や税の申告などは不便になったという声でした。以前は税の申告に近くの公民館や集会所などに来てくれていたが、今は幾つかの地域にまとめられたため不便になったとか、支所で確定申告が指定日以外にできなくなったとの声を聞きました。また、健診については、各地域に出向くことがなくなったため車を運転していない方や高齢者の方々から、「大変不便になり健診はもう受けたくない。」という声まで聞きました。これらの事柄を挙げて山間地の切り捨て、高齢者切り捨てと語気を荒げる方もおられました。

私は、以前の議会で大腸がん検診について質問し、検便容器と問診票を提出するのにバスとタクシーを使わなければならなかった方がおいでたことをお伝えし、問診票や検便容器を回収する方法を検討してほしいと要求しました。当時の担当課長は、健診会場までの交通手段については考えていない。近所の方や友達などをお願いするなどの方法で対応してほしい。検体の回収が困難な状況であるが、再度協議するという趣旨の答弁がありました。その後の協議状況などをお聞かせ願いたいと思います。

また、受診率の低下が問題視されている中で、利便性を向上させることが健診の機会をふやすことになり、受診率向上につながるものだと思います。地域住民、自治会、地域担当職員など幅広い関係者で協議して、住民が利用しやすい健診になるように考えていただき、行政サービスの向上に努めていただきたいと思います。この点についても見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、子どもの医療費無料化の年齢引き上げについてお伺いいたします。

今回のアンケートでは、悪くなったこととして保育料の負担がふえたことを挙げられる方が多く、要望や提案では、子どもの医療費や保育料の軽減により子育て支援を求める声や、若者の定住人口拡大のための対応策をとる声が出ていました。

子どもの医療費無料化の年齢引き上げについてはこれまでの議会でも再三要求してまいりましたが、県内では小学校卒業までや中学校卒業までを無料にする市町村がふえて

います。お隣の香南市も拡充させました。各市町村とも若者が希望を持って子育てできるまちづくりを進め、定住人口拡大に結びつけたいとのことです。

本市の場合、小学校に入るまでの子どもが対象ですが、これをせめて小学校卒業まで拡充されるお考えはないか、再度お伺いいたします。先の議会の答弁では、市の財政事情を考えると拡大は困難というものでした。しかしながら、本市の少子化対策、子育て支援策として今思い切って行動に出るべきときではないかと考え、香美市の発展のため定住人口の拡大、子育て支援の観点から、小学校卒業まで医療費助成の拡充を行うよう、いま一度求めるものです。

次に、道路整備や生活用水の維持管理などについてお伺いいたします。

今回のアンケートの中で深刻に感じたのが、住民の高齢化が進み、どこの地域も次を担う若い世代が少なくなっていることです。特に山間の集落の高齢化は深刻で、集落機能が維持できない壊滅的状况であると言っても過言ではありません。そこに住むお年寄り福祉や医療、仕事や生活に関する不安を考えながら懸命に生活されています。

そんな中、今回のアンケートで多かったのは、地域の方々が高齢化で道路の整備や生活用水の維持管理をしていくことが難しくなったというものです。こういうところに何か対策を考えて行政の支援を入れてほしいという要望でした。道路整備については、落石や陥没などが多いが、高齢化した地元住民だけでは見回りや手直しにも限界がある。行政で定期的なパトロールを行うなど、維持管理に力を入れてほしいという意見が多く寄せられました。また、生活用水については、山間部は町なかのように上水道が整備されていない集落があります。地形的な理由などで上水道を整備することができないため、山合いの湧き水をホースでタンクに引き、それを数軒の家で共同利用しています。そのため、大雨や台風などのときには、草木が流れ込み詰まったり濁ったりもします。また、日照りが続くときには水が枯れることもたびたびです。

このように山間地では定期的に水源の掃除や管理をしなければ、飲み水や生活用水としての貴重な水の恩恵を受けることはできません。これらの集落の住民の間からは、「みんな体も思うように動かんって、水源の掃除にもよう行かんようになってきた。水が来んなったらどうしよう。」と不安を募らせる声もあり、「行政の手助けなしではここでは生きていけない。」という声も聞きました。このことについて見解をお聞かせください。

次に、ひとり暮らしの高齢者についてお伺いいたします。

物部地域の高齢化率は50%を超え、ひとり暮らしの高齢者が多くなりましたが、今回のアンケート調査でも、これから先の心配事の中にひとり暮らしの不安を訴える方がありました。元気なときのひとり暮らしは余り不安を感じないかもしれませんが、病気になったり、高齢になって体の動きが悪くなったりしますと不安は大きくなるものです。物部の山間地は近所が離れていたりしますし、地域とのかかわりが少なくなったりして社会から孤立する状況があると、病気の急変や異常に気づかれにくくなります。そ

の結果、だれにもみとられずに亡くなってしまっていたという不幸なお話をお聞きしたことも何度かありました。

今後もひとり暮らしの方が増加するのではないかとおもわれますが、高齢になっても安心して生活するために、高齢者を孤立させない地域づくりや見守りの仕組み、新たな居場所づくりが必要だと思います。これらについて、本市の今後の取り組み方などについてお聞かせください。

また、身近なところに頼れる親族がいないひとり暮らしの高齢者にとっては、病院などで長い間家を留守にすると、病院や施設に入る際に保証人を求められたとき、身寄りがないから自分のお葬式やお墓のことが心配という声も聞きました。このようなことを聞き、元気なうちに病院や施設に入所したとき、物忘れが出たとき、最後のときなどについてどのようなお手伝いが必要か前もって決めておくと、いざというときに必要なサービスを使えるシステムのようなものがあれば安心できるのではないかとおもうました。見解をお聞かせください。

以上で1回目質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 皆さん、おはようございます。山崎晃子議員の繁藤地区の市営バスに関してのご質問と、後段の合併後の暮らしの変化に関してのうち市営バスの充実については、あわせてお答えをさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

現在、繁藤地区の市営バス運行につきましては、車両1台を使用しまして不寒冬線と西又線の2路線となっており、いずれもJR繁藤駅とJR土佐山田駅間を鉄道への結節点として運行をしております。また、土佐山田駅からは、週2日ですけれども町田線への利用もしております。

この1台の車両によりますダイヤ設定ですけれども、繁藤駅を朝7時ちょうどの出発をいたしまして、土佐山田駅8時7分に到着し、18分待機の後、8時25分に町田線での運行となり、終点町田橋着8時40分、ここで5分待機で折り返し、土佐山田駅9時ちょうど着、ここでまた10分待機をいたしまして繁藤へ行っております。そして10時10分に繁藤駅に到着いたしまして、ここで40分待機の後、再び土佐山田駅に向けて出発、11時50分に土佐山田駅に到着をいたします。そして土佐山田駅で10分待機の後、町田線へ第2便となりまして、町田橋着12時15分、ここで5分待機の後、折り返しをいたしまして、土佐山田駅に12時35分に到着いたします。そして25分待機をいたしまして、繁藤駅に向け出発し、繁藤駅に14時ちょうど着、そして繁藤駅では30分待機の後、土佐山田駅行きとなりまして、土佐山田駅に14時30分着。ここで10分待機の後、町田線第3便となり、町田橋へ15時5分に到着をいたします。その後5分待機をいたしまして、再び折り返し土佐山田駅行きとなりまして、土佐山田駅へは16時15分着。ここで7分待機をした後、16時22分に発車をいたしまして、

繁藤駅には17時22分に到着をいたします。これで1日の運行を終了しておりますけれども、ほぼ1日フルに稼働しておる状態でございます。

この後にもう1便をとということですが、仮に増便をいたしますと業務終了がほぼ20時ごろになるのではないかとということが想定をされます。この状態で運行するための経費等も課題であると考えますけれども、乗務員の問題であるとか、1台での運行でございますのでこの車両にかかります安全確保、これは車両の点検等にかかる時間をどう確保するかといったような観点からもなかなか悩ましい状況にあると考えております。また、先に説明をいたしましたように車両をフルに回転させておりますことから、臨時便への対応は物理的に不可能であると考えております。

そして、この問題だけではなく、後の合併後の暮らしの変化に関してのご質問の中でも市営バスの充実をとということでご質問やご提言をいただきました。これまでも市営バスに関する質問をいただいておりますけれども、基本的には先の市内交通対策検討委員会での提言でも5年以内に公共交通体系全般についての見直しが求められておりますことから、これまでの経緯や昨年度実施をいたしましたアンケートの結果等を踏まえての検討作業をしなければならないと考えております。なお、今回のご提案を含め、これまでも年度途中でありまして可能なことにつきましては柔軟に対応してきておりますし、今後も柔軟に対応していきたいと考えております。

なお、低床バスの件ですが、バリアフリー車両については本当に求められておるということで、導入をしたいという考え方は持っておりますけれども、低床バスにつきましては、ご承知のように路面との関係がございまして、路面の状態が悪いと腹をすることがありますのでなかなかその全部の路線に導入ということは、市バスを管理しております側の立場から申しますと路面の状況が整わないとなかなか導入できないという実態であるという状況でございますので、この点ご理解をいただきたいと思っております。

なお、ご提言のございました別府線の支所までの延伸についてですが、この点につきましては委託をしております事業者とも協議をしながら、例えば回転場の問題であるとか、場所の問題であるとか、それから道路も狭いですが、このあたりの状況も踏まえて事業者と協議をしながら可能な方法について検討していきたいというふうに考えております。これは事業者との間で話が整えばそれほど時間を要することではないことで、まさにこの点についてもタイミングを見ながら可能であれば早目に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご協力もいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。山崎晃子議員のご質問にお答えさせていただきます。山崎委員にはいつも物部の方々の生の声をお届けをいただきましてありがとうございます。また、今回くらしと福祉を守る会によりましての物部でのアンケー

ト調査を行われまして、大変さまざまなお意見をいただいております。感謝を申し上げます。

この場にもう立つこともないかもしれんという弱気なことを言うておりましたが、弱気にならずに、頑張ってまたいただきたいというふうに思います。

合併後のこの4年間の暮らしの変化についてどう市長は考えるかというふうなご質問であったわけですが、大変この4年間は激動の時代であったというふうに、私自身、社会的にもそうですが、政治的にも大変な時代であったわけです。国全体から考えてみますと、不況が長らくずっと続いてきましたし、また、今日に至っては一部景気回復が見られるとの報告もございますけれども、地方におきましては、経済環境の厳しい状況が続いております。特に山間部の疲弊は本市に限らず全国各地で起きている状況がございます。住民の高齢化に伴い過疎化は急速に進んでおりまして、集落の維持さえ困難なところも現実に出てきておりますし、いわゆる限界集落と言われるような地域も増加してきていると言われております。このアンケートでもわかりますように、香美市におきましてもこの状況が生まれているということが伺い知れます。また、物部の山間地の皆さん方が日々の暮らし、また将来の暮らしに不安を抱いておられるということもこの声からあらわれておろうかというふうに思います。

ただ、こうしたことがこの4年間でございますので、どうしても合併と結びつかざるを得ないということもあろうかと思いますが、合併が原因でこのような状況になったのかということ限定するのは少しいかなものかと私自身は思っております。先ほど申しましたように社会的な環境が大変大きく変化をしてきた中でこうした現実も出てきたというのを実感をするわけでありまして。特に物部地区におきましては、この間大栃高校の閉校であるとか大変大きなことも出てきたわけでございますので、そうしたことが全体として大栃の住民の皆さん方に、どう言いましょう、心に暗い部分を持った、そういった要因も多かったのではないかというふうに思うことでございます。

確かに山間部におきましては、先ほどから私自身も何とか地域に出て、住民の皆さん方の声をお聞きすることによってそれを市政に反映をしたい、そういう思いの中でたびたび伺いをする機会を持ったわけですが、残念ながら私自身そこまで住民の皆さん方の声をよく聞いていないということは大変申しわけなく思っております。今後このアンケート内容というものを十分に参考にさせていただきますして、今後の政策につなげていきたい、生かしていきたいというふうに感じております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

なお、昨日も大栃の物部の婦人の方でしたが、お名前は申されませんでした。市営バスの件について直接私のほうに電話をいただきました。市営バスだけではございませんけれども、さまざまなお意見をいただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。山崎議員のご質問にお答えします。

まず、通院タクシー制度についてですが、通院タクシー制度の拡充をということですが、平成20年度に第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するに当たり、通院タクシー制度についてもこの策定委員会等で検討をしております。平成21年度から平成23年度までは現在のこの計画で実施していく予定です。3年ごとに見直しを行いますので、来年、平成23年度に第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。今回のアンケートでも通院タクシー制度につきましては最も要望が多かったですので、こういった山間地域の方のご意見なんかも参考にしながら、その計画づくりの中で検討していきたいと思っております。

次に、ひとり暮らし高齢者に関してですが、アンケート調査の中の心配事の中に独居なので急病などのときが心配とありました。こういった対策としましては、緊急通報装置の設置、また高齢者等の見守りを社会福祉協議会、民生・児童委員等と連携し取り組んでいきます。物部町につきましては、郵便配達の際の見守りも行っております。また、今年6月1日には、JA土佐香美と民生委員児童委員協議会、連合会との見守り協定も締結しました。今後とも関係機関と連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるようなサービスの充実に努めていきたいと考えています。

また、入所時のときなどに保証人を求められて、介護のときどういったシステムを構築していくかというご質問だったと思っております。この問題につきましては大変苦慮しております。今年、今年度からあったかふれあいセンター事業を行うようにしております。その中で第三者貢献や地域生活権利擁護事業を利用しながら生活をしている人の見守りとかのことについても検討していくようにしております。今月末に1回目の会を開くようになっておりますので、今後この中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

まず、高齢者施設に関してですが、第3期介護保険事業計画に引き続き第4期介護保険事業計画に記述し、小規模特養を物部町に整備するべく計画を進めております。事業者を公募し、現在は申請のあった事業者と整備について、提案のあった場合について協議、検討をしております。

そして、大栃高校跡の利用と空き家の利用についてのご提案ですが、現在のところ介護予防に関して計画の予定はありません。

次に、子どもの医療費無料化の年齢引き上げをというご質問ですが、現在、香美市ではご承知のとおり6歳の誕生日の年度末、つまり就学前、学校に入る前まで個人負担はなく、医療費無料となっております。

小学校卒業まであるいは中学校卒業まで年齢の引き上げを行うと、毎年小学校卒業ま

であれば1,000万円、中学校卒業まで引き上げれば2,000万円を超える持ち出しが必要となると考えられます。今後、少子化はますます進んでいくと思われま。積極的に少子化対策を進めていかなければならないと思ひますが、少子化に対する一つの政策ということであれば有効な対策となると考えます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） おはようございます。5番目の健診、税の申告など行政サービスの向上ということの質問の健診のほうにつきましてお答えさせていただきます。

現在、物部のほうでは健診会場が、特定健診のほうが3カ所、そして胃や大腸のがん検診につきましてはふれあいプラザの1カ所ということになっております。広い面積を持ちます物部町におきましては、奥から出てくることを考えますと、議員のアンケートにもありますように健診が不便と答へられている方が60代女性が5名、70代女性が5名、80代男性が5名、そして80代女性が9名と、自家用車などの交通手段を持たない方々だと推測されるるところです。

しかしながら、過疎化によりまして受診者数が減少しております。総合保健協会のほうに委託をしまして健診を行っておりますが、そちらほうの健診実施の人員の目安というのもありまして、そちらのほうの目安も勘案しながら現在の健診会場にまとめさせていただいているのが現状です。ご不便をおかけしているとは思ひますが、地域のまとまりを持ちまして隣近所誘い合つて来ていただけたらというふうにして思ひしております。

また、大腸がんの採便器の回収方法について昨年の議会でご質問をされていると思ひますが、昨年の議会でも前課長がほうが答へしましたとおりに問診票を一緒に持ってきていただくわけですが、そちらへの記入漏れとか多数あるようでございます。そして採便器の検体の衛生上の問題とかいうこともありまして、なかなか郵送等も難しい状況というふうになっておるようです。ご近所同士のご協力に頼るしかないところですが、物部町には健康づくり推進員さんがおいでます。そちらの推進員さんのほうにお願いするのも一つの方法ではないかと思ひますが、やはりここにおきまして問診票のチェック、そして健診料の預かり、またその領収書等をどうするのかというふうな問題が出てきますので、なお検討していかなければならないというふうにして思ひしております。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） おはようございます。山崎晃子議員の税の申告などについて、行政サービスの向上ということにつきましてご回答申し上げます。

現在、納税相談につきましては、2月16日から3月15日、土日があれば若干違つてくるんですが、その期間、土曜日も含めて各地区に回らせていただいております。この地区につきましては、香美市全域の地域を見渡して地区の選定を行っております。毎年、前年の実績等によりまして、多少、少ないですけども揺り動かしはしておりますが、

現在の職員数というようなことを考えると、現在の納税相談についてはこれで手いっぱいというふうに考えております。

なお、住民の方との対応につきましては、なお一層細やかな対応を心がけ、また、香北、物部両支所とも連携をとりまして、今後も十分な対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 道路整備や生活用水の維持管理などに関してお答えします。

道路整備につきましては、地域の実情からも安全、安心の暮らしに必須の条件と理解しております。道路の維持管理が主な質問やったと思います。県道につきましては、県のほうがルートを決めて全線毎週1回パトロールをしているということですが、以前のように複数体制ではなく、細かい維持管理ができていないと思われまますので、県と連携しながら細かいところができるように要請をしていきたいと思っております。また、物部支所の道路の維持管理につきましては、職員が少人数のため行き届いたパトロールができておりませんが、梅雨期の前、あるいは台風と大雨の後には支所全体で8チームに分かれてパトロールを行っております。

生活用水の維持管理につきましては、市がすべてを補助することはできませんが、現在、全額支給、6割補助の集落整備事業、あるいは水源地の見回り等、人件費も含めて事業の実施可能な元気な集落づくり支援事業の活用をお願いしたいと思っております。また、ご要望があれば、職員が現地に出向き申請に必要な見積もり等のアドバイスを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、市営バスに関してですけれども、詳しいバスの引き継ぎ時間等、説明していただきました。ありがとうございます。やはり、この市営バスに関していろいろな要望等、課長のほうにも耳に入っているんじゃないかと思うんですけれども、その公共交通に関するアンケート調査なんかも参考にされて、また、見直しのときにはより地域交通、そういったものに取り組んでいただければいいかと思っておりますけれども、また、今回成立した過疎法の中でも交通対策などソフト面でも利用できるっていうことをお聞きしました。そうしたアンケートの結果とか、そういったこう利用できるものなどを研究して市バス、通院バスなどの福祉タクシー、さらに地域住民が買い物などに共同で利用できる乗合タクシー制度などいろんな方法を検討していただいて、その地域の実情にあったきめ細かな交通体系を確立してほしいと思っておりますけれども、そうした見直し時期なども含めて、前は市バスだけだったかと思っておりますけれども、今回はそういったことも

含めて、福祉タクシーなども含めて全体で見直しをしていかれると思いますけれども、その見解、そのあたりのことについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、福祉タクシーについてですけれども、確かに3年ごとの高齢者の福祉計画の中で見直しをされるということですが、対象になる方は高齢で、しかも体のあちこちに痛みなどがある方がたくさんおいでます。3年ごとってこの見直しにとられることなく、これを小さなことでも、できることからすぐに取りかかる前向きな姿勢で対応できないものかと考えますけれども、再度答弁をお願いいたします。

それから、高齢者施設の件ですけれども、もう1点、低料金で利用できるっていうことに関してやはり年金内っていう、国民年金だと非常に少ない年金になりますので低料金で利用できる施設を希望されている方が大変多いですので、そのあたり、非課税の方には減額の制度もありますけれども、何かそういったことに対して対応できるものがない、何か考えられないのか、また、今から考えるその施設に関して低料金で利用できるようになっているのかどうか、個室だったら個室費用がかかりますし、そういったことも含めて協議をしていただけるのかどうか、そういったことについてもお聞かせください。

それから、行政サービスの向上に関してですけれども、物部には住民が安全で安心して住める地域づくりを目的とした地域担当職員制度があります。この制度をさらに充実させ、各地域の住民の実態などを把握し、的確な対応をしていくことが住民サービスの向上につながるのではないかと思いますけれども、この地域担当職員制度について充実を求めるものですが、この点についての見解をお聞かせください。

それから、子どもの医療費の無料化の年齢引き上げに関してですけれども、ちょっと最後、先ほどの答弁で課長は有効な対策となると考えると答えられたのでしょうか。それとも、もしそうであるならば、具体的に何か検討されているのか、そのことをお聞きしたいのと、もしその有効な対策でない、となると考えるのではないとお答えのようでしたら、やっぱり子育て環境を考えた際にはこの子どもの医療費の無料化も一つの有効な対策と考えますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それからあと、ひとり暮らしの高齢者の方に関してですけれども、緊急通報装置、見守り、社協、民生・児童委員さんということでの連携ということも出てきましたけれども、その見守りに関してですけれども、具体的にどういうふうに見守りをしていくのか。見守りって一言で言うたら終わるがですけれども、例えば、新聞をとられている方は新聞受けを見るとかいうこともありますでしょうけど、高齢者の方って新聞をとられていない方が割と多いんじゃないかと思うんですが、例えば、雨戸をあけてないとか、カーテンをあけてないとか、あるいは洗濯物、何か目印になるものを出しておくとか、何か具体的に、ただ見守りをして言うだけじゃなくて、具体的にこういった方法で見守りをするということ。これは地域で話をして決めていくような形にはなろうかと思うんですが、そういった具体的な方法を検討してというところ、実際地域でそういった

方法をとられているところがあるのかどうかちょっとわかりませんが、そのあたりもうちょっと具体的にお話を、具体的な答弁をいただけたらと思います。

それから、身近なところに頼れる親族がないひとり暮らし、先ほども第三者後見というようなお話もありましたけれども、私は一つ、先ほどの頼れる親族がないひとり暮らしの高齢者に対して、いざというときに必要なサービスを使えるようなシステムづくりということで、東京の足立区は65歳以上のひとり暮らしの方や身寄りのない方を対象に高齢者安心生活支援事業っていうのを行っているというふうに聞きました。利用料は契約する方の財産に応じた金額になっているようですけれども、入院するときの、入院してしばらく家をあけるとか、それから後のお葬式のこととかお墓のことが心配だっというようなことですね。判断能力がなくなった方に関しては後見人制度っていうのもありますけれども、そうでないまだお元気なときというところで使えるサービスとしてそうした高齢者安全生活支援事業っていうのもあるようですので、これは高齢化が進んでひとり暮らしの方がふえてきた香美市でも今後、積極的に研究していく必要があるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

それと、もう1つ、そのひとり暮らしの高齢者に関してですけれども、不安解消という意味で市と社会福祉協議会などが連携をして、電話で大雨のときとか台風のときなんか電話で安否を確認するとかっていうふうなことも検討してみたらどうでしょうか。こういうことも非常に心強いことだと思うんですけれども、そういったことについても見解をお伺いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の2回目の市バスに関するご質問についてお答えをいたします。

先の市内交通対策検討委員会につきましては、合併時にそれぞれ旧3町村間で違っておりました制度等を統一するためということが中心的な課題でありまして、この調整を柱として主として検討されてきました。次は、やはりこのアンケート等にも見られるように生活を支える交通体系というものがいかにあるべきかという点について検討していただきたいと考えております。

時期についてということですが、この提言でも5年以内ということが求められていますけど、いずれにしてもやらなければならないと、5年間のうちにやらなければならないということでもありますので可能ならば、条件またはスタッフの問題もありますけども、そのことが整えれば来年度にも取りかかることも私の頭の中にありますので、またご支援よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、福祉タクシーについてですが、できることから前向きに対応できないかということ。このことにつきましては、やはり策定委員会等で検討もしております。また、財政的なこともありますので利用実績や、また地域交通対策などと合わせて総合的に検討していかなければならないと考えております。

ひとり暮らしの高齢者の件ですが、見守りにつきましてどのような見守りをしていくのか具体的な見守りの方法についていうことです。実際、民生・児童委員さんとかがそういったことをしてくれてますので、具体的にはまたはっきりあれなんですけど、例えば、先ほど言っていましたように新聞がたまっているとか、また郵便の配達なんかのときに声をかけてもらうとか、それから日常生活の中で通常と、何て言いますかね、違ってる、変わってるとか、洗濯物が全然取り込まれていないとか、そういったこととかもあわせて行ってると思います。

また、身近な親族が近くにいないくて、高齢者が安心してサービスを（受けることが）できるようなシステムづくりということでした。どこかの例を挙げておられましたが、今後どういったことかちょっとお聞きして研究していきたいと思っております。

それから、不安解消の中で電話での安否確認を検討してはということ。確かに物部町では隣近所が離れてて近所（つき合い）がないという調査もあります。ほんで、そういったことで近所づき合いなんかはどうしているかっていうと、電話とかでやり取りをしているというアンケートといいますかそういった話もお聞きします。電話とかでの安否確認なんか有効だと思います。そういったこともまた検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員の2回目の質問にお答えします。

まず、高齢者施設に関する質問で低料金での施設に関するご質問でしたが、物部町に整備する施設については小規模特養ということですので、これは所得に応じて、介護度に応じての料金設定がされます。所得に応じてということですので所得が高ければ高いなりに、低ければ低いなりの料金設定になります。これは基準がありますのでそれに基づいて設定されますが、介護が必要になった方の施設ですので養護老人ホームとはまた違います。養護老人ホームですと介護は必要でない方の施設ですので安く設定されるわけですが、介護が必要になった（方の）施設ですので介護サービスがそれに付加されて、個人負担は1割ですが、10分の1の個人負担になるということになってきますので、養護老人ホームとはまた違った料金設定になります。

それで、市として特別な何かを考えているかというご質問だったように思うんですが、市としては特別には考えておりません。

次に、子どもの医療費の関係ですが、お答えをさせていただいたのは、少子化に対する一つの政策ということであれば有効な対策になると考えますというようにお答えをさ

せていただきました。香美市も少子化が進んでおりまして、ご紹介のあったように近隣の市町村では、小学校卒業までとか中学校卒業までという市町村がだんだんふえてきております。そうした中で積極的に香美市も少子化対策を進めていくということであれば、子どもの医療費の無料化の年齢引き上げとかいうことは、若者定住、それから安心して子育てができる環境整備ができるようなことだと思いますので、有効な政策の一つにはなろうかと思えます。これは少子化に対する政策の中で考えていくもんだというように思えますので、まちづくり計画とかそういった全体的な計画の中で考えていくべきではないかというように考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 山崎晃子議員の地域担当職員制度の充実についてというご質問にお答えします。

現在、支所の職員につきましては、異動によりまして土佐山田、香北出身の者が多数を占めております。物部の実情、状況がつかめなくて、また地理等にふなれなことがあり町民の皆さんにはご迷惑をかけているかと思えますけれど、地域担当職員につきましては、保健師さん、それから警察の関係の課の方、女の方ですけれど1人、それと職員3名で11班ということで月1回地域を回らせてもらっています。地域のつながりを切らないよう訪問に努力したいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

先ほどの子どもの医療費の無料化、担当課長のほうからはお答えをいただきました。医療費の無料化やるかやらないか、ぜひ市長さんのほうに見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから、地域担当職員制度の件ですけれども、物部のほう大変過疎高齢化が進みますので、この地域担当職員制度、とてもいい制度だと思いますし、この地域担当職員制度自体も充実すれば行政サービスなどの向上もできるんじゃないかと思うんですけれども、先ほど言われましたように支所の人数が減ってということですが、私はぜひともこれ地域担当職員ということで、選任をして一緒に地域づくりを考えていくような、そういったことも考えていくべきではないかというふうに思いますけれども、そのことを再度求めまして3回目の私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。保健課のほうから私のほうへ答弁をということでまいりました。

子どもの医療費の無料化の年齢の引き上げをという、政策判断をということでござい

ますが、さまざまな形で政策判断とさせないかん場合が出てくるわけです。これも先ほど保険課長からお話し申し上げましたように少子化政策の有効な対策になるというふうな考え、当然そうしたことが言われるわけであります。今後トータル的にさまざまな政策を決定をするわけですので、そうしたことも含めて考えながらまいりたいというふうに思っております。

また、民主党、今参議院の選挙が間もなく行われますが、いろいろ子ども手当の分でさまざまな意見が出ておりますので、そうしたことも見きわめながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 地域担当職員制度を選任をしてはという質問ですけど、今現在自分のほうで選任をするというような返事はできません。上のほうと十分協議してやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時27分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

次に、11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、最初に、子宮頸がんの予防のワクチンの公費助成について質問をするのものです。

子宮頸がん、子宮の入口にできるがんのことですが、20歳、30歳代の女性に現在急増しています。子宮頸がんを予防する画期的なワクチンが開発され、日本でも昨年末に承認、販売される中、公費での接種を実現してほしいと女性たちの運動が広がっています。

がんの中でも子宮頸がんは予防できる唯一のがんだと言われていています。子宮頸がんの99%はヒトパピローマウイルス、HPVの感染が原因であることがわかっています。原因がわかり、かつ、ウイルスの感染を予防するワクチンができたというがんはほかにはないので大変画期的なことであります。五、六年前から世界100カ国を超える国で予防ワクチンが承認され、先進30カ国で公費による接種が広がっております。世界じゅうの女性にワクチンが提供できることはすばらしいことであります。ワクチン接種と検診によってほぼ100%予防できることが実証されております。昨年12月から日本でも接種が認められたワクチン、サーバリックスは、HPV16型と18型という2つのハイリスクタイプに対するワクチンであります。HPVはごくありふれたウイルスで、性交渉の経験ある女性の80%は一度はこのウイルスに感染すると言われていています。し

かし、感染しても90%は免疫力によって自然消滅しております。ごく一部が持続感染しがんになる可能性があります。感染からがんになるまで5年ないし10年かかります。子宮頸がんは、初期症状がなく、自覚症状によりがん気づいたときはかなり進行していると言われております。命は助かったとしても子どもは産めなくなったり、排尿がうまくできなくなるなど不自由な後遺障害が残ると言われております。ワクチン接種にプラスして定期的に検診することで、がんになる前の異型細胞を見つけることができます。ワクチン接種と検診という二重構えの体制で子宮頸がんは100%予防できることが判明しております。

ところが、日本では、20代、30代の若い年代に爆発的にふえております。年間1万5,000人の女性が頸がんになり、3,500人が亡くなっております。20代前半から子どもを出産していた時代はよかったのですが、今では子どもを産む年代が遅くなり、産まない人もふえております。その一方で高校3年生で4割ないし5割、大学生で8割ないし9割が異性との経験があるなど、性行動が早くなっております。性行動を開始すればだれもがHPVに感染、がんになる可能性があるわけでありまして。

若い女性がそうした事実を知らず検診すら受けていない現状は社会の責任だと言わなければなりません。ワクチンは将来感染してくるウイルスを免疫の力によってブロックする感染予防が目的であります。ですから、感染する前、すなわち性行動が始まる前に接種する必要があります。日本産婦人科学会などの専門家会議では11歳から14歳の公費接種を推奨しているところであります。ワクチンは上腕部の筋肉注射で半年に3回の接種が必要であり、3回で費用としては4万円から5万円の費用がかかると言われております。特に少女の摂取については親の経済力やこのことに対する知識の格差がそのまま反映するわけでありまして。有効性があるにもかかわらず、経済力がない家庭や知識を持たないご家庭をそのままにしてはワクチン接種は進まないのであります。

こうした実態から自治体の公費助成が次々と開始されるとあります。本市としてもすぐれた施策を実現する観点からこの際、子宮頸がんの予防ワクチンに助成をすべきと考えますがいかがでしょうか。

続きまして、敬老会の現状と改善について質問します。

本年4月17日、中央公民館において平成22年度香美市行政連絡会が開催されました。その中で毎年行われている各地区での敬老会の実施についてのご意見が多かったのではないのでしょうか。

合併前の旧土佐山田町では、町を東西に2分割して、2日間をかけ行政の主導で中央公民館でとり行われておりました。しかし、合併と同時にそのやり方は取りやめとなり、各地の自治会にすべてお任せとなり、自治会の苦労は大変なものになりました。現在行われている内容は、75歳以上の方で祝賀会場に参加された1名につき1,500円の助成で計算されております。参加される方は比較的健康的な方であり、参加される方は限られた者になります。

祝賀の内容は地区任せというのが実態であります。私の地区では合併後、毎年地区で敬老会を行い、今年で4回目となります。1回目は地区の自治会がやるのではなく自主的なボランティアの方が集まり実施したのが実情です。2回目からは地区の自治会主催として実施しております。

行事の内容は、地区に在住する75歳以上の方、全員を対象としてご案内を差し上げ、参加者を募ります。市からの1名1,500円の助成金で記念撮影と写真と何らかの記念品を各自に手渡すことにしております。残りのお金でお昼御飯を兼ねて飲食物の提供を行い、参加者にはアトラクション、マジックやカラオケ、踊りなどボランティアの方の協力を得ながら楽しんでいただいております。また、当日は自治会の三役と各班長さんを含め12名の役員さんがお世話をすることになっております。役員さんについては、1人当たり1,500円の負担を自治会のほうから出費していただいております。敬老会の方と同じお昼の食事をつくることにしております。自治会の負担はこればかりではありません。踊りやマジック等の芸をしてくれた方には当然ながらお弁当の持ち帰り分が必要であります。参加予約を前日決めてお弁当を準備したところ、当日参加できない方があればその方の分1,500円分は自治会の負担となり、それだけ出費がふえるわけです。行政はこのような中身を理解しているのですか。行政の丸投げによって自治会の悩みやジレンマのはけ口のない今のやり方は今後改める必要があると自治会長を務めた者として強く感じているものであります。

敬老祝賀の中身ですが、私の知るところではやはり飲食を中心とした祝賀が多いのではないのでしょうか。行政連絡会の中で敬老会への対象者が多過ぎて開催する会場がないので開けないとの意見に対して、広報によりますと早々に解決の方向が示されていますが、何でもっと早く方向づけができなかったのかとの思いは私だけではないと思っています。1人でも多くの方々の参加を募り、敬う気持ちが欠如しているのではないですか。

そこでお尋ねをします。昨年の敬老会の費用は2,004名の参加ということで1,500円となりますが、その金額は300万6,000円。合併前の旧3町村の敬老会祝賀事業の予算総額は幾らであったのかお尋ねをします。

また、2点目として、昨年度の敬老対象者は5,717名、参加者は2,004名と聞きます。この現状をどのように理解しているのか。この例を見ての認識がどうかを伺います。

3点目として、この事業に参加することができない市民からのご意見、不公平感の声が非常に多いわけですが、改善すべきではないかということをお尋ねをします。

自治会に丸投げをするのではなく、市民を交えた協議会や検討会を立ち上げて今後の対応を検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

その次に、空き家になったN T Tの宿舎の跡地の有効利用についてお尋ねをします。

N T Tは近年、企業の合理化に伴い、事業の下請化、職員の削減、正社員の配置転換等により1人また1人と本市から転出され、今では全戸が空き家となり、町の中心部に

大きな空間ができました。現下の情勢からして再び今後この建物にN T Tの職員が入居されるとは私は思えません。このままでは管理の問題もありますが、よい環境をつくり出すとは思えません。N T Tの意向も伺い、地域に活力が出るような形での有効利用は考えられないものかお尋ねをするものです。

次に、口蹄疫についての対応を伺います。

口蹄疫はウイルスが原因で牛や豚など偶蹄類がかかる伝染病であります。人にはごくまれに感染しますが、健康被害は生じません。2001年イギリスで発生したときは、オランダ、フランス、アイルランドに飛び火し、イギリスでは300万頭が殺処分されました。口蹄疫の感染力は非常に強く、感染動物の吐く息、ふん、尿、風や人、車、小動物など感染経路はさまざまです。家畜の安全基準などを定めている国際獣疫事務所、O I Eは口蹄疫を最も危険性の高い家畜伝染病とし、殺処分を国際基準としているのであります。

ワクチンを打って感染のスピードをおくらせて、最終的には殺処分となります。宮崎県内全域に拡大しつつあり、30万頭近くが殺処分されようとしています。その影響は、畜産農家はもとより地域経済と住民の暮らしも重大な危機に瀕しているのが実情であります。

ウイルスの感染ですので、どこに飛び火するものか知れないとの不安は本市畜産産業にもあります。

そこでお尋ねをします。ウイルスによる感染とされているが、このウイルスについてのどのような認識を行政として持っているか、お尋ねをします。

2点目として、本県、高知県でのこの畜産農家に対して具体的にはどのような対応をしているのか、わかればお尋ねをします。

3点目として、本市における偶蹄類の家畜頭数、また、この発生時の対応策をどのように考えているのかお尋ねをして1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 片岡議員のまず1点目ですが、子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成をというご質問にお答えいたします。

香美市におきましては、子宮がん検診につきましては2年ごとに行っております。平成20年度の検診におきましては、受診者数977名のうち4名が要精密検査者として、3名ががんの前段階の症状ということで治療を受けております。年代としましては60歳代2名、70歳代2名となっております。若い女性の方につきましては、受診者数も少ないことかともありますが、平成18年度、平成20年度の集団検診での該当者は出ておりません。

おっしゃられますように子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、日本では昨年10月に承認されまして、12月から医療機関で任意で接種することができるようになっていますが、接種につきましては半年の間に3回、また費用もおっしゃられますように

4万円から5万円、6万円ということで、高額になるようです。そのため接種者が少ないという状況も考えられますので、現状では罹患率を大幅に減少させるほどの効果が期待できないというような意見もあるようでございます。

子宮頸がんにつきましては、40歳以降の死亡につきましては減少してきておるようですが、近年20歳代、30歳代の若い方の罹患率、死亡率が増加の傾向にあるということで、助成の対象や方法についてはそれぞれではございますが、予防できるがんということで、助成を行う自治体がふえてきておりますのが現状です。県内におきましても東洋町のほうが実施を予定して予算計上も図っているということを聞いております。今後ですが、国・県を含めまして、公費助成が急速に進むということも考えられますので、香美市としても予防できるがん、安心して子どもを授かることができる環境づくりということを大切にしまして、県とも連絡をとりながらまた対応していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員のご質問にお答えします。

敬老会の件ですが、まず、1点目ですが、合併前の旧3町村の敬老祝賀会の平成17年度の費用ですが、土佐山田町が259万3,199円、香北町が199万9,800円、物部町は社会福祉協議会から支出されておまして、ちょっと概算になりますが70万円ぐらいです。

2点目ですが、より多くの高齢者の皆さんを祝っていただきたいと考えております。

また、3点目ですが、敬老会に参加したいが加入している自治会が敬老会を開けないとか、また、自治会に加入していないので案内がないといったご意見があります。今回の行政連絡会に出ていました、人数が多くて敬老会を行う会場がないという点は中央公民館が使用できるということになりましたので、その点は解消されたと思います。敬老会を行っていない地区の自治会長さんには大変負担やご苦勞をおかけしますが、何とか敬老会を開催していただきたいと思います。また、自治会に加入していない方も敬老会に参加すればその人数分の補助金が出ますので、ぜひ一緒に祝っていただきたいと思います。

4点目ですが、市民を交えた検討会などを立ち上げてはということですが、現時点ではそこまでは考えておりません。この敬老会のことにつきましては、各地区の自治会長さんの中でもいろいろな違った意見も持っていると思います。また、敬老会に参加する高齢者の方もいろんな意見は持っているんじゃないかと思います。どういった形態にしましても限られた予算の中で行いますので、みんなが納得する手法はないと思います。

なお、敬老会の開催手法が合併前後で大きく変わりました土佐山田町で敬老会への参加者と敬老会の対象人数に対する参加者の率、これを合併前後で比較してみますと、平成17年度の参加者は9地区合計で793名で、参加者の率は25%です。平成21年度の参加者は1,107名で参加者の率は31%となっております。数字を見れば現在

の手法になりまして、より多くの方が敬老会に参加して、地区の皆さんに祝っていただいております。

また、人数が多くて敬老会を開催する会場がなかったために実施できませんでした自治会は、今年度から開催できるようになればさらに参加者の人数はふえてくると思います。現在の形態で様子を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 片岡議員さんの空き家になったN T T 宿舎跡地の有効利用に係るお尋ねについてお答えいたします。

N T T 西日本四国支社に問い合わせをいたしましたところ、当該宿舎は建屋そのものが老朽化していることから、また利用の見込みがなく、リフォームをするためには相当の経費を要するということから、来年3月末までに解体撤去し更地にする事としており、これを7月頭に決めるということのようでございます。というのも3月までに終わらせることがスケジュール的にございますので、間に合わせるためには7月の頭にはこのことを確定をしなければならないということで、そのための確定作業を急いでいるというお話でございました。そして、更地にした後の利活用策につきましては、現在持っておりますし、利用についての打診はどこにもしていないということでございます。

ちなみに売却または貸与については可能か、また、可能であれば価格についてどのように考えておられるのかという質問に対しましては、いずれの方法も対応可能であるということでございまして、価格につきましては、売却については鑑定評価額を基準とすること、貸与については銀行の評価または市場価格を参考とすることになるだろうということでございます。

なお、地域に活力が出るような形での有効活用は考えられないかというお尋ねですが、当該土地の周辺にはさまざまな公的施設がございますことから、特に企画課としては考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 片岡議員の口蹄疫に関しましてお答えを申し上げます。

宮崎県で口蹄疫が発生しましてから、口蹄疫に関する文書がいろいろ届いております。それらの文書やインターネットでの検索から口蹄疫を発症させる原因は細菌よりも小さなウイルス、感染力が非常に強く哺乳類の偶蹄目が感染する。それから、日本では、家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されていること、潜伏期間は牛で平均6.2日、豚で10.6日などが判明をしております。また、感染家畜に関しましては、発育不良や乳量の低下による著しい生産性の低下を招き、成獣は罹患をしても致死率は低いが、感染防止のため発見され次第殺処分される。人や犬、猫、鳥には感染しないが、ウイルスを運ぶ可能性があるので移動制限を受ける。それから、仮に感染家畜の肉や牛乳

を摂取しても体には影響はありませんが、地域、国単位で家畜の移動制限がかけられることから経済被害が非常に大きくなるため、恐ろしい病気であるということでもあります。

それから、県の対応ということですが、県は宮崎県での口蹄疫の発生の情報が伝わりますと、すぐの4月20日から23日の間に県内で飼養されております偶蹄目家畜に対する緊急調査をし、異常なしの結果を得ております。その後も監視を継続中でありまして、4月21日には緊急防疫会議を開催し、対応を協議しております。その後も5月7日、5月31日にも開催をしてございます。また、家畜保健衛生所、市町村を通じまして畜産農家に口蹄疫の病気のこと、宮崎県での発生状況、高知県の対応、発生予防と蔓延防止のポイントを周知をしてしております。第一の対策として畜産農家に消石灰と散布方法の要領を配布し、6月にも追加配布をいたしてございます。また、畜産関係の会合があれば、それに県の職員が参加をし、その他事項の協議の場で資料を配って周知と発生予防の消毒依頼をいたしてございます。

3番目の本市の偶蹄目の家畜頭数と発生時の対応ということですが、本市の偶蹄目の家畜頭数は372頭、牛だけとなっております。

高知県からは口蹄疫発生のフェーズ別消毒対応の書類をいただいております。市としてはそれに沿った対応を考えております。宮崎県での発生であれば農場入口の消毒、これは消石灰による消毒であります。それから、宮崎県以外、四国内、高知県内の発生であれば畜舎周囲、農場外縁部の消毒となりまして、発生農場では殺処分された後の畜舎を塩素系の消毒薬で消毒することになります。当然、発生地から半径20キロメートル以内であれば搬出制限区域になり、半径10キロメートル以内になれば移動制限区域となります。発生農場での殺処分完了後、21日間検査による監視を続け、続発がなければ移動制限の解除となります。この移動制限の期間中は人、物の移動についても十分気を配る必要があるということでございます。

以上お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、2問目の質問をさせていただきます。

頸がんのことについて非常に軽く答弁が終わりましたけれども、室戸（答弁は「東洋町」）云々のことも言うたんですけど、千葉県では全市町村を公費でやるということ、それから土佐町でも中学生にワクチン接種をするということ、そういうことは新聞にも出ていることはご承知と思います。

また、香美市の場合ですけれども、市長の諸般の報告では中学生が585名ということで、その半数が女性と見た場合、大体300人が対象になるのではないかと思います。

この頸がんの予防ということはこの2つが合わさって初めて撲滅するということですので、一方だけ、その検診だけしたら済むというような問題ではないわけなんです。その点で学会が発表しているように11歳から14歳までの間、初々しいときにこのワクチンの接種をすると。それから後、大事なものはこの市役所の発行しております、香美市

長、門脇槇夫さんの名前の出ている文書が各家庭にということは、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45、50、55、60という女性がおる家庭にはこういう書類が届いているんです。私のところにも1通来ましたのでこれを資料としてお話をさせてもらいたいんですけど、これ20歳になったとき全員が検診をすればいいけれども、なかなか検診率が上がらない実情からして、私も最初の一般質問で言わせてもらったようにどうしてもワクチンの接種、女性の体、将来その子どもを産んで育てていける、より安全な将来を保証するということからいって、この2つ組み合わせるということに非常に力点を置かなければならないのではないかとこのように考えるわけです。その点はいかがなものかと思うわけです。

千葉県のですみ市というところが、そういう町（市）があるそうなんですけども、ここの行政の姿勢は非常に深く立ち入っていると。どういうことかといいますと、市の財政が厳しいからこそこういうこと、結局公費の接種をすることを担保にすることによって、市民の納税の自覚を促すことができるというところまで踏み込んで公費助成を速やかに行うということが言われているわけなんですけども、こういうことも含めて300名の中学生に対して、5万円としても1,500万円です。このことによって香美市の成長していく女性の健康状態を確保していく、担保にしていくということについては、やっぱり考えていかなければならないのではないかとこのように思うわけです。この点についてもう一度、回答をお願いいたします。

公費での接種ということは非常に市民に対してこの検診の必要性もさながら、この病気そのものに対する意識を向上さすということは全国的にも言われているんです。これ学校教育の立場で役場（市役所）がやります言うても娘さんの学生さんの腕を簡単に持って注射するわけにはいかん。こういうことは教育的にも非常にこの問題は全市的な波及をして、そういう効果の中で検診率も上がるという両面を持ち合わせるということが言われておるわけです。その点でもこの公費による接種というもんがいかに全体を引き上げるかということについての理解をしなければいかにと思っんですが、その点についてお答えをお願いします。

敬老会のことについても、非常にもう僕は残念な答弁しか聞いておりません。このままで続けていく、じゃあそれに参加できない人は全くの置き去りということになるというように私は理解したわけなんですけど、敬老行事の基本は、長寿を祝福するとともに多年にわたって社会に尽くした、これらの方々に対する敬愛の精神と高齢者福祉についての理解と関心を高めることを目的としていると、どうですか。その立場に立つならば、75歳以上の全員を祝賀する立場に立たなければならない。その立場に立って考えると、おのずと方向性は行政として見えてくるのではないかと思います。

当然これは行政だけで全市的なことをやって言うてもできないから、だれの力をかるのも当然出てくると思うんです。ここに埼玉県のと沢市、ここは香美市の人口に匹敵するぐらい75歳以上のおる町（市）なんです。2万7,000人ほどがと沢市には

おるそうです。しかし、ここは物すごく厳格に敬老会のことをやっているんです、今。全市を11ブロックに分けてそれに対する責任者を決めてます。それで1年やることによって必ずそれで反省会をして、それで来年どうするかということを決めているんです。担当部課名がここへ出てます。健康福祉部長、健康福祉部次長、高齢者支援課長、高齢者支援課主査、高齢者支援課主任、高齢者支援課主事、こういう人たちが役場（市役所）のほうから出ていって、市役所の6階の600何号室で平成20年度の反省会をしているんですけどね、各地区から19名の参加者のうち2名が都合が悪くて欠席して、17名の方が来て、1年間の敬老会のやった結果、よかったとか悪かったと、こういうところを改善しないといかんということを決めている議事録がここあるんです。

なかなかおもしろいきよね、大事にせにゃいかん点が香美市にもあるのではないかと、ここちょっと文章を読ませてもらいますけど、「今年の敬老会の反省会におきまして、平成20年度の敬老会をどのようにしたらよいかということで検討してまいりました結果、引き続き14町内会あるんですが、各町内会で実施しましょうということになりました。そのうち8町内は今までどおり式典、アトラクションを開催しました。式典は同じようなものですが、アトラクションは工夫を凝らしまして、日本舞踊、民謡踊り、三味線、おはやし、カラオケ大会などいろいろ各町内で実施したようです。それぞれの実情に合った形式で実施しましたので、各町内の方から非常に喜ばれたと聞いております。あとの6町内は町内会、民生委員、公民館役員、PTA役員、小学生で10人ぐらいのグループに分けまして、各お宅に訪問しまして祝い品の贈呈をいたしました。マンションでひとり暮らしの方も多いのですが、非常に喜ばれております。」と。「祝い品は各町内によって違いますが1,150円ぐらいです。市からの交付金だけでは賄えない状況です。対象者全員に訪問して渡しておりますので1件も漏れはありません。」と書いてちょう。こういうことを実際努力して、地域の方の力を借りてやっているといるわけなんです。

この場合、全員を対象にして、その人たちの祝賀をするという姿勢には立っていないんじゃないかというように思いますが、再度、協議会を立ち上げて、やっぱりやりゆうことについてどういう評価を持っているか検討することから出発する必要があるのではないかというように思います。

予算についても随分300万円、6,000円からいけば、合併前からいけば非常に予算としても縮小しているというのも今わかりましたので、最後回答をお願いします。

それと、もう1つ、この敬老会について指摘をして回答をもらいたいのは、市の助成金をもらう事業で対象者の3割ほどしか参加しないというこの姿勢について、行政としてはどのように判断しているのかどうか。非常に僕はやっぱりもっと多くの方が参加するというのに対してやっぱり助成というものがなされなかったら、そういう努力の上でやっぱり成り立っていくもんじゃないかと思うんですけど、その点答弁をお願いします。

N T Tの空き家の問題は詳しく、解体をして更地にすると。後についてはめどは立っていないということですが、一つだけお尋ねしたいんですけど、本庁舎の完成後、駐車場の確保がやっぱり要するというわさが私たちの耳に入ってくるんですけど、その計画というものはやっぱり持ち合わせているのかどうか。その点と、本所から近い場所でこれだけの空間が更地になるということとのつなぎ合わせは考えることはないのかどうか、その点についてお尋ねをします。

口蹄疫についても具体的なことをお尋ねしますがけれども、僕のところの近くに牛を飼いうう人がおるわけよ。その人らあに聞いたら、片岡、何でこんなことになったかわかるか言うて僕に大抵食ってかかってくるからね。それはいろいろあると思うけどというふうに、私の知っている範囲では、外国からえさ用のわらを輸入しゆうということがやっぱり大きな発生の原因であるということとその人は指摘するわけなんです。私も同意見でした、それはね。いうたら中国や朝鮮からわらが入ってきゆう場合どんな消毒がなされゆうかいうたら、大きなこん包にして、ここの田んぼで転がしゆうようなこん包にしてそれに対して消毒をかけるけども、実際中まで消毒というか殺菌は行っていない状態でやっぱり品物が入ってきゆうということを指摘されてます。そのことについては、本市の畜産農家から何か意見を聞いているかということと、やはり地産地消の問題からいって、やはり人間の食べる食料だけでなく畜産のことについても、口から入る食べ物については厳格な、やっぱり日本で作るということは非常に大事であろうかと思えます。今農業の中では、非常に大きな問題が九州に出てきているのは何かと言ったら、これほどの頭数の牛や豚が亡くなっていることによって、転作をして結局飼料用のものをつくろうとして実際田んぼを植えた。植えたけど食う動物がおらんだったので、じゃあだれが補償するかということが今後の大きなやっぱり問題として出てくるということがきょうの新聞に出ていました。

だから、やっぱりこういう非常にいろいろなところへ原因を軽々しく見るというか、このことが進んでいくことによってあらゆる産業に影響が出てきているというように思うわけです。わらの輸入が一つの原因だということをして地元の畜産の主さんが言いゆうが、その点についてどんなに話がなされているかお尋ねします。

それから、殺処分、結局いつ高知県や本市にあらわれるかわかりませんが、こういう殺処分とかこういうことについての事前の連絡というか、補償とか、そういうものについては具体的な線は出てるかどうか。これはテレビでもやりましたけど、オーストラリアの場合なんか牛を何百万頭も飼いううけど、もう埋めるところも全部決めちゆうというわけやね。それから、牛がもしその病気で亡くなった場合に、その業者が農民に対して幾ら払うかも全部決めていると。日本の場合この殺処分がうまいこといかなかったのは、大きな牛を殺した場合、何ぼの単価で引き取ってもらうかということが進まなかったもので、なかなか農民としてもそこでもたついた面もあります。

それと同時に、殺した後の埋める場所がもう全然ないと。ほんで、高校の校庭に埋め

るとか大学の校庭に埋めるとか自衛隊の敷地内に埋めるとか、全部それは拒否されているんですね。それと同時に、埋めるということになれば、当然立地の許可を得んといかんということ、それが頭から拒否されてくると、それでもたついで、水源地に埋めるわけにはいかんということで非常に限られた場所しか埋めるところがないということですが、本市の場合こういう1頭に対する補償とかいうようなことまで進んで話がいっているかどうかということと、埋める場合の場所とかそういうものは具体的に、頭数そのものはここは少ないけど、そういう場所なんかは具体的にはあるのかどうか。

口蹄疫対策特別措置法が6月4日に全会一致で成立して、すべて責任を持つという表現で締めくくってありますけど、具体的には、もしそういうことが起きた場合は行政が場所の指定とかそういうことの折衝には走らないといかんと思います、東京から国会議員が来てするわけじゃないから。当然そういうときに香美市の場合の対応はあるのかどうか、そういう点についてお尋ねをすると同時に、もう1点お願いをしてるのは、口蹄疫被害救済義援金、これは全国的にやっぱり金額の大小は別としても行われようとしてるんです。ほんで、本市としても窓口はやっぱり本庁に置くとか、支所も含めてですけど、行政としてこれにどういうふうに対応していくか。僕はやっぱり行政、義援金の行いうものはやっぱり考えるべきじゃないかと思いますが、その点についてお尋ねをして2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、九内一秀君。

○健康づくり推進課長（九内一秀君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

この子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては3回接種するわけですが、接種しますと約20年間は効果があるかというふうに言われておるようです。このワクチンにつきましてはヒトパピローマウイルスですか、こちらの16型、18型、この2種類につきましては効果があると言われておるところであります。この2種類のウイルスによります子宮頸がんが全体の約80%を占めておるということで、これに検診を加えますと撲滅できるのではないかというふうなことで言われておると思いますが、検診につきましてはやはりこれまで以上にも啓発をしていかななくてはならないと思いますし、この子宮頸がんにつきましては、唯一予防できるがんとして助成のほうも考えていくべきものかとは思っていますが、やはり子宮頸がんに限らず集団検診によります検診の効果というものはありますので、やはり検診の啓発をまた十分にしながら、いろんな方策もまた検討していかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えします。

所沢市とか先進地の事例を出していろいろお話がありましたけど、香美市としましては、まだそこまでの体制をとって行うということは現状では困難やないかと思っております。

ます。

全員を対象にして支払うことを考えてはというようなお話だったと思います。土佐山田町は、従前は教育委員会のほうで敬老会につきましては祝賀といいますかお祝いとかをしておりました。合併しまして福祉事務所のほうになりましたが、敬老の方を、何と言いますかお祝いするってということだけでなく、地域の方に高齢者を知ってもらって、高齢者の方の生きがいづくりや見守り、防災などの福祉の向上とか地域のコミュニティーを推進してもらいたいとかっていう目的とかもありまして、福祉事務所のほう、福祉のほうで担当するようになってきております。

それと、確かに敬老会に参加できない方についていうお話もありますけど、自治会によりましては敬老会に来ていない方にもお弁当といいますかそういったことを、お配りしているところもあります。それも自治会の裁量っていいですか、そういったところをお願いをしております。

それと、市の助成をもらう事業で3割ぐらいしかない対象者の助成に対してどう考えてるかっていうようなお話だったと思います。これは敬老会の補助金自体は個人にお金を補助してるわけじゃないです。そういった敬老会を催してくれた自治会に対して補助をしております。自治会が200弱ですか、190幾つぐらいの自治会に対して、平成21年度ですと134の自治会ぐらいに補助金を出しております。それからいうと3割しか参加しない個人に出してるっていうわけではないので、自治会への補助としてはそれほど少ない率ではないと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから片岡議員さんの、新庁舎ができての駐車場の問題につきましてお答えさせていただきます。

具体的な計画というものは現在のところはございません。また、後ほど、別の議員さんのほうからそういった関連の質問が出ておりますので、その時点で詳しくさせていただきますと思うんですが、基本的にせっきく30億円ぐらいの立派な新庁舎を計画しておりますので、それをコアと中心とした周辺整備、あきの部分で考えてトータル的に考えていきたいというふうなこの計画は持っておりますけども、いまだここでご満足いただける答弁に変わるということは今のところないです。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井潤君。

○農政課長（中井潤君） 片岡議員の口蹄疫につきましてお答えを申し上げます。飼料のところまでいくと思っておりませんでしたので、知識が乏しい答弁になるかもわかりませんがよろしくお願ひしたいと思います。

外国からのわらの輸入が原因ではないかということでございます。せんだって畜産振興協議会の理事会がございまして、畜産農家の方々にもお集まりをいただいてお話をする機会がございました。その席では原因が飼料であるというような発言はございません

でした。ただ、いろいろ話をしておる中で、外国産の飼料を輸入しているということについて中国から入ってきておるものが多いというふうには聞いておりますけども、その中国からの飼料用のわらの輸入につきましても感染地域以外からのわらの輸入であって、それに中国からの輸入に関しては感染の原因ではないと判断しているというお話を家畜保健衛生所のほうからいただきました。

それから、殺処分の処分地と埋設地のことにつきましては、県のほうから調査、埋設地の調査依頼が来ました。1回目の調査の折には、先ほどご質問でもありましたように学校の校庭だとかいうようなことも頭の片隅にはよぎったのですが、当然地元の了解も必要というようなこともあって、市有地ではちょっともう考えられないというようなことで、なしということでも1回目の返事はさせていただきましたところ、なしということではいかんということでも再度の調査依頼が来ております。市有地で該当するところがないということになりますと、民地は当然考えられませんので、あとはもう県有地だとか国有地だとかいうところになろうかと思っておりますけども、山の中のほうに入っていきますと水源になりますし、平地でありましても当然感染の危険性もあるし、地域の方々の反対もあろうというようなことで、今のところまだ有力な候補地というところには行き着いておりません。

それから、義援金のことでございますけども、宮崎県には義援金がたくさん寄せられているという情報はいただいておりますけども、高知県での義援金の動きについてはまだ十分なことは承知しておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。3回目の質問をします。

境港市の議会の中で、私の資料によりますと、頸がんについての公費助成はなかなか難しいという発言に対して、質問者がぜひとも頑張ってもらいたいのはその市長さんですということで、市長さんの答弁が頑張るということで、これ中国地方です。まず最初、その県の市長会に提案をすると、公費助成を国にしてくれという提案をします。それから、その次には、中国地方の市長会がありましたらそこでやるということで、頑張っていくという答弁をいただいておりますが、ここの市長さんのお考えは高知県の11市町村か、11市か、そこでの頑張りとは四国の市長会での頑張り、こういうものもお願いをしたいと思っておりますがいかがでしょう。

また、議員の仲間の皆さんにも訴えをして、今後は議長さんの議長会、四国議長会、高知議長会、そういうところでの活躍も期待をするわけで、またそのことについてはこの場所ではどうこうはいきませんので、場所を変えてのお願いもしたいと思っております。その点、市長さんからご答弁をお願いします。

それから、福祉事務所長さんからのご答弁も何ら解決の方法はとらないと、敬老会についてはとらないということでもございますけれども、実際問題として敬老会に対して案

内も何にもない、孤独な高齢者をこのままやって置いちょくちゅうことが果たして妥当なのかどうか。私はやっぱり考え方としては、自治会に役場（市役所）として訴えて、おまさんところは何ができるぜよと、何も僕らがやっている、南組がやってるようなことがすべてやないと思います。私ここで文章で読んだように、所沢市のように一定の金額のお祝いものを担当する人たちがやっぱり持っていってお祝いをするという、全体を引き上げる方向での解決なので、何も1カ所に必ず集まって、そこでやりゆうということだけじゃないけど、やり方はあるという、やり方の工夫というものは今後行政として考えていく必要はありはしないかというように私は提案をしたわけなんです。だから協議会なり検討会立ち上げてくれと、そこでやっぱりみんなが集まって、あんたが、課長さんが言うようにいろいろな意見があるというのはそら当たり前です。やめえという意見もあるのは本当やと僕は思っていますよ。けれど、いろいろな意見を集約する場所が全然ないので、一つそこを考えてもらえんろうかということをお訴えているので、その点についてのご答弁をお願いをするものです。

口蹄疫については、全く本県としてはいろいろな影響が今も、時既に出てるんです。きょうの新聞見ましたら、カルストマラソンが中止になったと、宇和島の闘牛大会が中止になったというようなことで、いろいろこれから後、いうたら予防とか心配事でもいろんな行事が取りやめになってくるというようなこともあろうと思いますけども、そういうことでもしものことがあった場合は全然埋めるところがないと、お手上げやというようなことではこれは何ともならないので、そのあたりはやっぱり畜産農家の皆さん方のご意見を踏まえて、やっぱり前向きなとか、こうするんだという方向づけは早く出しておく必要があるのではないかと思います。

それから、義援金のことやけどね、全国的にはやってます。日本共産党も宮崎県の宮崎市に本部を置いて、この義援金についてはやっぱり募ってるんです。だから、僕は行政として、まだ高知県はしやせんからということじゃなくして、香美市としてのやっぱり姿勢はどうぜよということをお願いから、そのことについてやっぱり金額の大小は別としてもそういうことによって連帯の意思を示していくべきではないかということですが、もう一度答弁をしていただきたいと。

以上で私の3回目を終わります。

それと、福祉事務所長さん、要るやったらこの埼玉の資料を1回読んでもらって、それから要るやったら提供しますのでよろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員のご質問にお答えします。今回はどういうわけか市長判断をとということが最初から多いわけですが、これからもどうせ出るろうと思います。

子宮頸がんのことが市長会等で頑張って市長がやれということですが、今年6月8日に全国市長会がございまして、その場で緊急決議で既にもう出ております。国に対しまして子宮頸がんワクチンについて早期に定期予防接種として位置づけるとともに、自治

体に費用負担が生じないよう国の財源措置を講じることということでもう既に走っております。これはいつも職員にも申しておりますが、県の市長会、四国の市長会、全国市長会と3段階にわたっていきます。大体11市ありますので、1市あたり3件ぐらいは要望を出してこいということで、いつも国へ上げるものと、そして県へ上げるものと、春の場合は国、秋の場合は県に上げる要望を出してありますが、今年も3件出していただきまして、すべて国までこの香美市の要望も上げていっております。そのようにしまして組織を通じながらこうした大きな問題については取りかかっていっておるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、敬老会の話も出ております。大変自治会の方々にもご苦勞をおかけしておると思いますが、先ほど福祉事務所長のほうからも敬老会の意味につきましても話をさせていただきました。自治会にお願いをする意味で、自治会の方々にも地域のお年寄りとともに、いわゆる敬老の意味を込めて、今までご苦勞なさってくれた方々を敬うという部分をわかっていただく、知っていただくという意味もあるろうかというふうに思いますし、自治会でやることの意義というものも大変あるというふうに思います。私も30ぐらいのときから公民館の役員とか部落長とかやらさせていただきました、私自身が地域で主催になってやりました。そのときには地域の若い者も出まして、私ども平山は山の上から下が遠いので車で迎えに行き、お酒が入りますので送っていくというまで自治会でやりました。そういうふうにして、自治会の方々にも先輩は自治会の中で活躍をしていただいて、自治会にも貢献をしていただいておりますと思いますので、現役の自治会の方々もそのことも考えてお願いをしていただければこの趣旨が生かされるのではないかとこのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 片岡議員の3回目のご質問にお答えを申し上げます。

埋設地につきましては、現在も全市内を再度の依頼によりまして再検討をいたしております。まだ、現在のところ明るい見通しは立っていないという状況にあります。

それから、義援金のことですが、これ宮崎への義援金のことになりますか？高知県が発生したときの義援金ではない、宮崎への義援金のことになりますかね。

（11番、片岡守春君、自席にてうなづく）

○農政課長（中井 潤君） その義援金についてはまだ市としては検討に至っておりません。近々、また畜産振興協議会の総会がございますので、畜産農家の方々ともまた関係機関ともまた話をさせていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。通告に従いまして順次質問をいたします。

まず、1点目のこの光ファイバー網の整備についてっていうことでありますけども、この問題は以前議員からも質問も出ておったようにも記憶しておりますけれども、今やこのインターネット、このファイバー網を使ったいわゆるブロードバンドの整備というものは生活の一部になっておるとも言われておるわけでございます。

この本庁と工科大には光ファイバーが入っておるといふふうなこともお聞きをしたわけでありまして、香美市全域にファイバー網のブロードバンドの整備をする必要が出てきたと言いますか、もう既に遅いけれどもあるということから見解を伺うものであります。せんだって土佐町のほうの例をお聞きをしましたところ、昨年国の補助事業によりまして今年度から整備が実施されるということでありまして、この整備が完成をいたしますと、町内全域の家庭に宅内放送受信装置というものを設置するそうでありまして、できるようであります。役場からのお知らせ、また災害発生時における緊急情報網も同時に整備することができまして、役場から避難をしたかどうかという確認をするというような呼びかけに対して応答のできるというようなシステムであるというふうにも聞きました。近年では物部におきましては大規模な森林火災もあり、また、繁藤では昭和47年でしたが何日間も孤立するような事態も経験もしておるわけでございまして、防災にも関連する大変重要な装置であると考えております。

また、この端末機にはもちろんインターネットのサービスもあるわけでございます。プロバイダーの接続にしても、プロバイダーとの契約ということが必要でありますけれども、このパソコンを接続するR U N端子というものも装備をされておるわけでありまして、これに接続をいたしますと高速なインターネット通信網で通信ができるようになっておりますし、また、もうすぐデジタル放送になるわけですがけれども、デジタルテレビになるわけですがけれども、この電波の悪い地域におきましては放送用のユニットを使用することによりきれいな映像と音声で見られることもできるようであります。

また、告知板、告知放送端末を収容し、辺地、山間地には野外拡声機の設置等々さまざまな利点があるわけでありまして、近郊では南国市においても、また香南市でも、そして先日報道もされておりましたが室戸市でも光ファイバー網を整備するというものであります。近隣の市町村には少々おくれをとりましたけれども、防災の面という観点からも高速通信網の観点ですね、光ファイバー網を使った高速通信網の整備をすることが必要であると、早急に必要であると望まれるところでありますので、ご見解をよろしく申し上げます。

次に、通告をしてございます、繁藤災害後、今年でもう39年が経過するわけでありまして、この地域の災害後の調査はどうなっているのかということをお伺いをするものであります。と申しますのも、私は平成10年のころから話をしなければなりません。ここも危険地域の解消ということにはまだ現在になっておりませんので質問をさせていただきます。

この年の9月、10月、平成10年のことでありまして、山間部では160ミリ、

また平野部においても110ミリという異常な雨量の年でもありました。また、平成11年になりましてからも、4月から100ミリを超える日が8日間も続くという大変な雨の降ったこともございまして大変心配をしたわけでありましてけれども、この繁藤災害地の一部は秩父古生層という大変地すべりの発生しやすい地層であるということもありまして、また、この平成11年になってから大変、また再び前のような災害が発生するんじゃないかと、事故が発生するんじゃないかっていうことを危惧をいたしまして、平成11年9月に質問をしております。去年と、（平成11年の）去年というのは平成10年3月に土佐山田町内には87カ所の急傾斜地があるというふうに聞いたわけですが、現在では危険渓流を含めて300カ所以上の危険箇所が指定をされているようでありましてけれども、災害の発生する前に十分な調査を実施をして住民に報告もし、安心をして住んでもらえるようにすべきではないかというふうなことをこの年に、平成11年9月に私が質問をしております。そのときは、調査後の経過については森林土木、南国土木事務所、中央林業サイドで調査をしていると考えられるので、関係機関と協議をして検討していくと、ように答えられましたが、その後どうなっているのかということをおこのときに質問をいたしました。その当時も町長さんも助役さんも、もちろんご答弁もいただいた方も退職をされておりますけれども、これは皆さんご存じやと思います。議事録もあることですし、申し送りも当然あるかと思っておりますので、しつこいかもしれませんが再度確認もさせてもらいたいというようなこととさせていただきます。

なぜかと言いますと、この地域は先ほど申しましたとおり大変弱い地盤でありまして、調査は続けていく必要があるというふうに考えておりますので、しつこいですがお伺いをいたします。つい最近のこととありますが、災害のあった周辺において山からの水の量、それからこれまでなかったところからの湧水、また、かと思えば山の中の中腹にいっぱいパイプを入れて水抜きをしておるわけとありますが、こういった水抜きのところからもピタッととまったり、またあるときはどンドン出たりというような状況があるわけとさせていただきますので、ぜひともこの調査ということにつきましては、関係機関に働きかけをしていってほしいというふうに思うわけとありますが、その当時の繁藤の現場では、当時この調査のためであろうかと思われましてセンサー、水量をはかるもんだと思っておりますけれども、そんなセンサーもぼろぼろになって壊れておりますし、また、地すべりの調査のためだと思っておりますが、水平盤のようなものも二、三カ所備えつけられておりましたが、もう既に地べたに埋まったり、土に埋もれたり、草に覆われたりしてその後点検をしたような跡は見受けられません。といったことも申し添えておきます。

香美市全体の危険地域の調査をするということになりますと、香美市では広がってきて大変であろうということはわかりますが、これは通告はしてございませんのでお答えはこれは要りません。が、繁藤地域のことについてだけ調査はどうかということをお伺いしておきます。

次に、防災無線整備計画についてお伺いをいたしますけれども、これはファイバーによるブロードバンドの整備による防災と重複することもあるかと思えますけれども、この計画は平成20年度でしたか、確か基本設計もできておるのか、策定されていたというふうに思うところでありましてけれども、南海地震も近づくこのごろであります。内容とその進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、またかよと思われるかもしれませんが、入野佐岡線の延長、拡幅についてお伺いをいたします。

担当課長さんも交代をされました。私の先の質問に残土処理場として活用を図りながら改良することが適当と考えておると。地権者の同意が必要なので、その調査は行ったということでありました。地権者を含む関係者の理解を得るよう、今折衝されておるかなということもお聞きをしたいと思うところではありますが、これは前回の質問のときにも申しましたように、公約からもう15年も経過しておる案件でありまして、もう悠長なことを言っている場合ではないというふうに思うわけであります。交代をして大変お忙しい中ではあろうかと思えますけれども、進捗状況をお伺いをいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 前田泰祐議員の光ファイバーによるブロードバンドの整備について、に係るご質問についてお答をいたします。

まず、香美市の現状についてご説明を申し上げますと、総務省四国総合通信局が公表しております資料からのブロードバンドサービスの整備状況によりますと、現在、民間事業者によります光ファイバーのインターネットサービスが提供されていないエリアは土佐山田町繁藤地区と香北町及び物部町となっており、これらの地区については民間事業者が自主整備により施設整備を行った場合、採算面で赤字になることが想定されることから整備がされておられません。

このような採算面を理由に民間事業者による光ファイバーを利用したインターネットサービスが提供されない地域でサービスを提供するためには、初期投資となる施設整備を行政が行い、民間事業者に施設の貸与をいたしましてサービスを提供してもらう公設民営方式の手法がありますけれども、この方式でもサービスを提供する地域からの施設利用料と施設の運営管理費において採算が合わなければ民間事業者による参入は望めないところでもあります。

公設民営方式で民間事業者に参入いただけない場合は、施設の設置もサービスの提供も行政が行う公設公営、すなわちすべてを直営方式でということになりますけれども、昨年N T T西日本高知支店に相談を行い、香美市全域で光ファイバーを整備した場合の事業費について概算ではありますけれども見積もりをしていただきましたところ、施設整備費用として23億円という金額を受けたことでした。さらに整備後の運営経費としては、施設管理や維持費用、そして電送路の電柱費用等、莫大なコストが必要となると

のことから貸与は受けられないという回答を受けたところです。また、市としましては、後年度、継続的に大きな負担を伴う公営方式による光ファイバー網によるブロードバンドを整備、維持することは現時点では困難であると判断をしておりますけれども、市全域で何らかの方法によって高速通信回線を利用できる条件整備を図る必要があるとは考えておまして、今後とも研究を行っていきたいと考えております。

なお、繁藤地域につきましては、お隣の大豊町さんがADSLで整備をしていることをございまして、これは繁藤局を中継しております。この局を中継しておる関係から繁藤地域の方についてはADSL利用によりますインターネットサービスの提供は可能であるということになっておまして、通信回線速度からいきますと2.2Mbpsだとのことですから、ADSLレベルで言いますとそこそこの速度のものが利用できるんじゃないかというふうに思っております。

少し加えてご説明をいたしますと、繁藤地域の方にはこの情報は入っておるようですが、まず、月額利用料としましては税込みで4,597円。初期導入費用としましては手数料でありますとか、それから工事料でありますとか、それからサービスを受ける部分での専用モデムが要るというようなことなんかで、初期費用としては2万5,000円ほど要るというようなことをございます。そういった意味では、光ファイバーではございせんけどもインターネットを使う環境のある程度整備は、繁藤地区については可能であるという状況ですのでおつなぎをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、繁藤、追廻し地区の危険渓流指定区域の調査等の件でございしますが、繁藤災害のございました現場に隣接をいたします追廻山の区域は地すべり危険箇所、それから急傾斜地崩壊危険箇所、また土石流、危険渓流区域などに指定をされております。

ご質問の件で県、治山林道課でございましたが県へ確認しましたところ、昭和47年に崩れた後、県のほうで昭和47年から昭和49年ぐらいにかけて治山工事を行っております。工事中の間、計量器で土地の動きの計測をしたり出水の状況などを調査していたそうでございますが、工事終了に伴い、昭和50年ぐらいからは書類が残っていないようで、現在は調査はしていないとのことでございます。

市の対応といたしまして、毎年香美市内の、旧土佐山田町時代からですが防災パトロールを行っておりますが、毎年、地元追廻し地区のほうからは申し出も出していただきまして、県の担当部署や市の担当課、また消防団や地元の方たちなどと現地の状況を見て回っているところでございます。パトロール終了後には関係機関が、県の関係機関としましては中央東土木事務所、中央東農業振興センター、中央東林業事務所などと危険度や緊急性等について話し合いを行い、緊急性やできる整備や対応策があるかなどを協議しております。

また、対応できたところもあるとは思いますが、実際になかなか実施できる事業等がないのが実際でございます。こういう中で一番大事であるのが行政と地元で現場の状況、地域の状況の変化等に気をつけていくことが最も大事でございますので、今後も地元から情報をいただきながら要所要所でパトロールなどを行い、状況を見ていきたいと思っております。

次に、香美市防災行政無線の計画についての進捗状況というご質問にお答えいたします。

香美市の防災行政無線につきましては、平成21年3月議会でもご答弁させていただきましたが、その後特に情勢が変わっておりません。防災行政無線につきましては、南海地震等が発生した場合や土砂災害警戒情報が発令されたときなどに大変重要な施設でありまして、広く山間地を持つ当市では孤立地域も多く出てくるのが想定されますし、通常電話の不通や遮断、また携帯電話の不通も想定されます。災害発生時まず最初に必要なのは情報収集であり、どこでどのような被害が発生しているか、何が必要とされているかなど把握する必要があります。また、一方で市からの情報の伝達もしなければなりません。基本設計を済ませております市のデジタル防災行政無線の計画は双方向通信ができるように設計をしております。しかしながら、この整備には多額の費用を要しまして、既に建設中の新庁舎や消防無線デジタル化整備、そのほか多額の支出を伴う重要な事業が控えておりまして、すぐに順番にならないのが実情でございます。昨年でしたが、一度消防庁のモデル事業といたしまして、市の財政負担がほとんど要らない非常に有利なおいしい事業が国から示されまして香美市としてすぐ名乗りを挙げましたが、政権交代であえなくこの事業自体が消滅してしまいました。

(笑い声あり)

○防災対策課長(吉村泰典君) 防災対策課としましては、次期といいますか次の中期財政計画へ防災行政無線を上げさせてもらって、計画的に実現できるようもっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中澤愛水君) 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長(宮地和彦君) 前田議員の入野佐岡線の改修について、その後の推進状況についてお答をさせていただきます。

本年3月議会におきましてご質問でもお答えしたように、JR軌道に係る工法選定から谷の盛り土案を検討し、平成21年度は公図の調査確認を行い、今後、地権者への事業計画への説明と理解を、また同意を求めるよう進めています。その後東側、大平側はおおむね理解を得られるとの話をいただきました。西側、大法寺側については今情報収集、また戸別相談を手がけており、年内には市外地権者に出向く予定としております。

以上、ご報告いたします。

○議長(中澤愛水君) 暫時休憩をいたします。

(午前 11時56分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目のこのブロードバンドの件でありますけれども、これは先ほど申しましたように生活する上での一部分となっている大変重要な提案というふうに思うわけでありまして、何と言いましても、ご答弁ではお金もかかるというようなことも聞きました。それも前回で知らないわけではありませんけれども、これもある自治体は、ある自治体と言わなくてもえいが土佐町、本山町では国の補助等々により町の財源をほとんど使っていないと、使わないでもできるというようなことを言われております。

そういったことに申し込み、申請の時期も逸したというふうには思うわけでありまして、ちょっとこれは自治体がやろうとすればそのときにはやっぱり自治体も知らないわけではないだろうと思うわけですが、そういったことでこの香美市から人が出ていくというようなことも起こります。山間地においても住みやすく便利なところとならなければならない、限界集落というふうにならないためにもこういった施策は絶対に必要であるというように私は考えるわけでありまして、先ほどは検討すると、ほかの何か対策はないかということで検討するということでありましたが、ぜひともこの光ファイバー網を全市に埋設をするようなことで前向きに検討していただきたいというふうに思うわけでございますので、そのあたりのことよろしく願いを申し上げます。

次に、繁藤災害の件でありますけれども、課長も言われましたように県のほうでは現在ではそういうことがまずわからんと、してないというようなことでありますけれども、災害がいつ、そういった我々のところは先ほど申しましたように大変軟弱な地盤でありますので、いつこの災害が再発をするかもわからんとということで大変心配をしながら生活をしておるわけですが、災害がないように現在は祈っておらなきゃしょうがないというふうに思うわけでありまして、課長が言われますように毎年の防災パトロール等々があるわけでございますので、今年も強く要望して、そちらのほうも視察もしていただき、今後も県の人に来てくれるわけですので、その席で今後そういった機具、いろんな装置につきまして、年に1回ぐらいは地盤がちょっと変動はないかというような調査ぐらいは危険地域に対してはしていただきたいと思っておりますので、要望もしていきたく思いますので、課長、よろしく願いしたいと思っております。

これは香美市全体ではもう1,000を超える地すべり、急傾斜地、また激流危険地域ですか、そういったところがあるわけですし、これ全部一々やれというわけにもいかんかもわかりませんが、順次、怖いと思われるところから調査もしてもらいたいと思

うわけです。これはそういう危険地域の指定というものは、私が以前質問したときには確かに87カ所っていうふうに私は記憶をしておりますけども、今度見て見ますと山田町では何カ所かな、もう随分ふえてますね、200カ所以上、300カ所近くになっていると思うのですが、そういったことで指定をするのが目的ではなくて危険であるということ調査の上で指定しているわけですから、そういったところの調査というものはぜひ必要だ、絶対必要だと思いますので、課長、そこをよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、防災無線の件でありますけれども、これも災害、いつ来るかもわかりません。早急にすることにはならんというようなお話でありましたけれども、早く実施計画まで行ってほしい、持ってってほしいなということをお願いをしまして2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の前田議員の光ファイバーによるブロードバンドの整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、他の自治体で整備をしている部分について、すべてではないですけども一部の自治体の中での状況を見てみますと、全域を一括してこの整備をする場合には、どう言いますか、採算に合う状況があれば公設民営もあり得ることがあるわけですし、一方、香美市の場合は、採算に合うとか合わんとかいうまず基本ですけども、局舎単位で計測をすると、こういうことになっておりますが、土佐山田地区の場合は繁藤地区を除いてあとすべてこの山田の局舎の管理する部分で、もう既に光ファイバーが設置をされておると。これ採算を計算するときこの既設の部分を除いて計算をされるわけですから、世帯数から見て香美市の残りの3割方について、民営としてやっていけるかどうかということNTTさんは計算をされてよう受けんと、こういう話だろうと思います。香美市全体が今まで全く光ケーブルをやってなくて今回一括してやるとなればかなり大きいことですから、当然、NTTさんも採算割れをするという想定をしないで公設民営でやって受けてくれるだろうと、普通に考えたら理解が、私はされようと思いますけども、そうじゃないところでなかなかNTTさんも公設民営であってもよう受けんよというようなお答えが返ってきたことであるというふうに認識をしております。

そもそも初期設備、初期投資については、本市もやろうかというようなことも想定もしてその作業に取りかかったこともありまして、それがゆえにNTTに試算をしていただいたと。その結果として23億円の概算の数字が出てきましたけども、その後のことを言いますと、やっぱり継続して負担がかかる。これについてじゃあどれぐらいかかるのか計算をお願いしたところ、受けもせんものを計算するというようなことはやらないということで、その数字さえいただけなかったという、結果としてそういうことがあるわけですけども、この過程の中で言われたのが、例えばその電柱の数を想定してくださいと、すなわち共架料の計算だけしても天文学的な数字が出ると思いますよって言われた

部分があります、経過として。そのことがあるものですから市内全域の光化については断念をせざるを得んという結論を持ったところですので、その点この際に、また前回もそういう説明をしたと思いますけども改めてご説明をしておきたいと思います。

今後、1回目の答弁をした今後の対応ですけども、何を研究、検討するかということにつきましては、衛星からも今、当然インターネットはつなげます。それから携帯からもつなげます、携帯のモバイルという形を使えば。直近の例を挙げれば、べふ峡温泉が携帯を使ってネット回線でつなぐことをしております。こういった形もとれますし、経費的に見ましても個人が町中に引く部分といってもそれほど大きく経費負担が違ってくるということではないようですので、やっぱりそのあたりは個人の努力のお願いを基本はしていただきたいという思いですけども、いわば携帯も入らんようなところでどうするかということについては衛星しか、逆に言うたら手がないわけなんですけども、このあたりは例えば個人給付に当らない範囲内で、極端な話をすれば防災情報をどうとるかということから考えたら何らかの手を打たなきゃならんということは想定はされると思います。そういったことを基軸に考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 前田議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

繁藤の件ですが、一つ87カ所の危険箇所が、非常に土佐山田において87から300カ所ぐらいにふえているというのは、多分議員さんが以前に聞かれたときには急傾斜地崩壊危険箇所という指定がひよつとなかったかもしれません。そのときにあったのは地すべり危険箇所と土石流危険渓流しかなかったかと、そういうふうに推測されます。

ご質問の件ですが、繁藤の追廻山あたりの地形が非常に軟弱で弱くて非常に危険を感じるということで、雨も多いところでございますし不安な日を過ごされていると思います。香美市内パトロールは要望の出てきたところしかよう行っておりませんが、たくさんそういう危険箇所がありまして、調査もパトロールもそういう要望に基づいてさせてもらっておりますですが、その繁藤の特性、以前に実際に大きな災害が起きているということもありまして、ぜひ行政もそれから地元の方たちも今後常にいろんな変化等を気にかけてながら情報をいただいて、そしてパトロールでは直接生の声、不安の声も県のほうへ出していただいて、今後は対応していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、防災行政無線につきましては、これは防災上非常に大事な設備でございますので少しでも、できるだけ早く実現できるよう努力をしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） どうもご答弁ありがとうございました。

私も勉強不足でどうも課長には大分教えられることばかりで、後でまたゆっくりをお話を伺いに参りますのでよろしく願いしておきます。

(笑い声あり)

○19番(前田泰祐君) それから、防災のほうもまたありがとうございました。

それから、先ほど一つちょっと抜かっておりまして申しわけない。実はその入野線のことですけども、ある一定話は進んでおるといようなことで大変うれしくありがたく思っておるところでありますけれども、できれば、これは細かく通告をしていないのでひょっとわからんかも、わかる範囲で結構ですが、大平側のことについては先ほど聞きました。大変よかったと思いますがこれから折衝をしていかないかん、話し合いをしていかないかん地権者の方々の人数ですね、大体その地権者はどれぐらいおるのかということと、それからまた、それはいつごろから始めるのかと。現在始めておられるかもわかりませんが、大法寺側も市外の方もおられるというふうなこともちらっと聞いておりますが、そこのあたりをお聞きをいたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(中澤愛水君) 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長(宮地和彦君) はい。前田議員の3回目のご質問にお答えをします。

今の動向はもうご理解いただいたと思っております。筆数については全筆39筆、うち市内の方が11筆ということで、大法寺側に小分けして別の資料を見れば特定できる人数は出ますが、10人までの部分だと思えます。市外が何名かおりますので、そこら辺はちょっと手持ちの資料ではお答えできませんが、またご報告をいたします。

(19番、前田泰祐君、自席から「時期としては、その話し合いの時期っていうのは」と発言する)

○建設都計課長(宮地和彦君) はい。済みません。席から再度お答えします。

まず7月、動くすべをしております。7月、8月ぐらいがちょうど、自分たちもなかなか今の現状の職員の数では特別に用地担当職員というのもなかなかうまくバランスが、配置ができませんので、私たちが班編成をしておのおの住所の明確になった方には訪問をするという予定をしております。

○議長(中澤愛水君) 前田泰祐君の質問が終わりました。

次に、8番、小松紀夫君。

○8番(小松紀夫君) 8番、小松でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、アンパンマンミュージアムの駐車場不足への対応についてお伺いをいたします。

平成21年度のアンパンマンミュージアム入館者数につきましては、前年度比121.7%で約24万人でございました。特に5月、9月は単月で3万人以上、8月は4万人以上の入館者を記録しております。また、1日の入館者数におきましても、適正収容数でございます3,450人を超える日が数日間ありまして、最多は5月4日ゴール

デンウィーク期間中の6,486人でした。

このように入館者が非常に多いときに起こるのが駐車場不足により国道195号の交通渋滞でございます。市外、県外の遠方から長距離を運転して訪れていただいた方々が、国道で長時間にわたり列をなしていると。そういうところを目にいたしますと大変気の毒でございます、また心苦しく感じるところでございます。また、地域住民からも渋滞に対する苦情が警察のほうに寄せられているということも聞き及んでいるところでございますし、自分自身もその渋滞に行き当たったこともあるわけでございます。また、周辺には健康センターセレネや美良布直販店葦生野の里等々の施設もございまして、そこを利用する方々も相まって、交通安全上も危険な状況もあるわけでございます。そこでこの駐車場不足に対する今後の対応をお伺いするところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

通称あけぼの街道、高知土佐山田線につきましては、平成23年度中に開通の予定でございますけれども、この路線が開通をするということによりまして、本市と高知市間のアクセス時間が短縮をされまして利便性が向上しますと同時に、市外、県外からの本市を訪れる方々、この方々の利用頻度が高い路線になることが予想されるところでございます。

本市の観光スポット、またレジャー施設の主なものといいましたら、あけぼの街道近郊の秦山公園、土佐山田スタジアム、また土佐山田ゴルフ倶楽部を初めまして、龍河洞、アンパンマンミュージアム、またべふ峡温泉等々でございます。そういうことから特に高速道路を利用しまして本市を訪れる観光客の大半の方はこのあけぼの街道を通ってくるのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

また、観光客の規模につきましても、最初の質問で申し上げましたとおりアンパンマンミュージアムだけでも年間20万人を超えるということでございますので、相当数であることが予想をされるところでございます。

この予想される状況は本市にとりまして、市外、県外に香美市をアピールし、情報発信をする大きな機会であるところでもございます。この機会を逃さずに積極的にアピールをするためには、あけぼの街道沿いに農産物でありますとか地場産品等の香美市ブランド発信する中核施設が必要でないかと、そういうふうに考えるところでございますけれどもご見解をお伺いするところでございます。

最後に、若者の政治離れについてご質問をいたしますけれども、あさって24日には参議院議員選挙の公示ということで、松尾委員長さん、また選管の方々も多忙を極めていると、そういう中こういうふうな質問をするのはどうかとも思ったところでございますけれども、こういうふうに議会で質問をする機会も最後となるかもしれませんので、ご多忙とは思いますがあえてお尋ねをしたところでございます。

昨今、若者の政治離れがますます深刻になってきております。このことは年齢別の投票率を見ても明らかでございます。

そこで、ここに昨年の夏の衆議院議員総選挙における年齢別投票率のデータを持っておりますので、簡単にご紹介をしたいと思います。このデータは財団法人明るい選挙推進協会の調べでございまして、全国の5万978投票区の中から47都道府県それぞれ4投票区、合計188投票区を抽出をして、抽出された投票区について男女別及び年齢別に投票率を調査したものでございます。

まず、抽出された188投票区の合計の投票率は70.99%でございまして、ちなみにこのときの香美市の投票率は70.82%でございまして、ですからほぼ似通った数字でございまして、そこそこは参考になる数字ではないかと、そういうふうに考えております。その中で投票率が高いのは60歳代と70歳代でございまして、80%前後の投票率でございまして、最も投票率が高いのは65歳から69歳までの男性でございまして、85.9%という数字が出ております。一方、最も投票率の低いのは20歳から24歳までの男性でございまして、44.94%でございまして、この20歳から24歳までの年代は男女を合計をいたしましても46.66%となっておりまして、2人に1人も投票に行っていないと、そういう数字でございまして、また、25歳から29歳までの男女の合計は52.13%でありまして、辛うじて50%を超えていると、そういうふうな状況にございまして。

このような20代の若者の投票率を見ますと、政治に関心がないから投票に行かないのか、投票に行かないから政治離れがますます拡大をするのか。また、このような若者の投票率が低いと、こういうことは、その責任の一端は政治にかかわっている自分たちにもあるのではないかと、かまさまに考えるところでございまして、いずれにいたしましても投票所に足を運ぶことが国政や市政に関心を持つ入口であると、そういうふうに考えているところでございまして、そこで本市、香美市における年齢別の投票率をお伺いしたいところでございまして、データがなければ結構でございます。

また、投票率の低いこの若者層に対する投票率向上等の啓発につきまして、ご見解をお伺いをするところでございまして。

以上、1回目の質問といたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 小松議員さんのアンパンマンミュージアム駐車場不足の対応についてという質問にお答えいたします。

日ごろアンパンマンミュージアムには毎年多くの方が訪れています。小松議員さんのご質問にありましたとおり、その中でも特に春と秋の連休、そして夏休みの期間中に集中しております。そのために例年この時期におきましては、近傍の公共の駐車場や民間の方にご協力をいただきまして臨時駐車場として開放をしております。しかしながら、交通渋滞の解消までには至っておりませぬ、来訪者の方々にご迷惑をおかけしているのが現状でございまして。特に昨年は休日の高速道路料金が1,000円となったことによるものであろうかと思っておりますが、春の連休には6,000人を超す方がお見えになった

日もありました。このようなことがありましたので、秋の連休時にはさらに大宮小学校を臨時駐車場といたしまして対応をしたところでございます。

駐車場不足によります交通渋滞が慢性的に生じますと来訪者の方々の気分を害することにもなりますし、イメージダウンも伴います。また、付近の住民の方々に大変ご迷惑をおかけすることにもなっております。そのため、今年の春の連休には市役所の職員が出務するとともに、警備員を増員いたしまして駐車場の整理に当たりました。その結果、交通渋滞は見られませんでした。また、民間2カ所の駐車場と大宮小学校の駐車場も使用する必要がなかったもので、一応今回の対応策は成功したのではないかと考えております。

ただ、5月の1日最高の入館者が昨年は6,000人を超えておりましたけれど、今年5,000人を超す状況でございました。この今年の入館者が少なくなった理由といたしましては、名古屋アンパンマンこどもミュージアム&パークが4月にオープンしたことが一つの要因ではないかと考えられます。このことによりまして観光客が分散したのではないかと考えられます。今年の入館者が少なくなった理由がこのことによりますものか、単なる一過性のものなのかが現時点では判断できかねます。このため、小松議員さんお尋ねの駐車場不足の対応につきましては、今後の入館者数の推移を見ながら駐車場が必要なかどうか検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 小松紀夫議員のあけぼの街道沿いに香美市を発信する施設をの質問にお答えいたします。

通称あけぼの街道は平成23年度末、開通が見込まれ、今後また予岳から新佐野大橋までの開通も見込まれます。高知市からのアクセス、高速道路から香美市へのアクセスが容易となるため、香美市への物の流れ、人の流れの幹線道路となることが期待されます。

また、ご存じのとおり国道沿いの香美市の農産物、地場産品等の直販所として香美市（香北町）美良布の美良布直販店菰生の里、大栃の奥物部ふるさと市がございまして。土佐山田地区はあけぼの街道沿いから離れておりますが、日曜市などの歴史ある市、また、最近ではあけぼの街道沿いの量販店でも地元市場として地元でとれた農産物などを販売し始めております。

商工観光課としましては、これらの民間の営業活動を圧迫せず、相乗効果があるなどすべてによい影響のある形での活性化を図る必要があると考えております。また、農産物、地場産品など香美市ブランドの直販店や中核施設となりますと規模も大きく、また、各種団体の意思統一や大きな駐車場が必要なことから設置場所の選定、土地の確保、受け皿となる組織づくりなど市を挙げての取り組みをしなければならないと思います。土佐山田地区におきまして、これから大きく変わっていくであろうと思うあけぼの街道周

辺の動向と香美市を訪れる観光客のニーズの把握も含め、農産物の生産者意向など連携した研究の必要があると考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 松尾選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 小松議員のご質問にお答えをさせていただきます。

その前に、先ほど小松議員からもご紹介のありましたとおり、当議会開会中の24日に公示があり、7月11日に参議院選挙の投開票がございます。それと、もう1点、9月には、お待ちかねかどうか知りませんが当市議会の選挙も9月12日に投開票、5日告示ということで行われることになっておりますので、何分ご支援、ご協力のほどをよろしく願いをいたします。

それでは、若者の政治離れと投票率の問題についてのご質問でございます。

議員も承知のとおり、投票率の問題は、大変多岐にわたって影響を与える要素が多いものでございます。全体的な投票率ということで言いますと、政治の状況だとか政治情勢、それから選挙制度、また教育における政治的情操教育の状況等々、多岐にわたりますして影響を与えております。

實際上、先ほど平成21年の衆議院選挙の投票率の若者の投票率の提示がございましたけれども、實際上、平成8年の衆議院議員の20代の投票率と比べますと、平成8年が20代が36.42%ということで、実際平成21年はそれを、このときが若者の最低の投票率でございますが13ポイントアップをしていると。ですから何をやったからどうこうというところという判断というのは非常に難しいとは思いますが、それから、昭和54年にとりましたデータによりますと20代の投票率が57.83%ですが、30年後、ですから30年後ですから50代になりますけれど、50代の人々の投票率は79.69%ということで確実に上がっていると。ですから若いときにしないから絶対そのまま政治から離れていくかということ単純には言えないわけございまして、その辺も難しい要素だと思います。

選挙管理委員会の役割について、公職選挙法第6条に、「選挙が公正且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」ということがありまして、啓発活動も実施上行われているということでございます。

当市でこういったことが行われているかということでございますが、今度の参議院議員選挙に向けては、きょうも朝傍聴にお見えいただいていた明推協の方々、通称白ばら会と申しますけれども、明推協の方々のご尽力もありまして市内各所での選挙啓発活動をこの日曜日に行うことにしております。これは選挙グッズの配布ということを通じて投票の呼びかけを行うということでございますが、それを一つ行っております。

そして、何よりも一番もともと肝心だと思われるものは、投票所の投票のしやすい環

境づくりということが我々の任務の一つに大きくありまして、その点でいいますと、昔じろっとにらまれた、おんちゃんが座っちゅうという時代からいいますと随分投票環境はよくなっているのではないかと思いますし、選挙制度そのものも期日前投票が拡充をされまして、かなり長期にわたった期間の中で投票ができるというようなこともやられておりますので、そういったことも一つの要因ではないかと思えます。

それから、若者についてでございますが、当市で成人式が行われておりますが、その際には選挙啓発用の冊子、今回こういったものでございますけれど（資料を示しながら説明）、こういう冊子をお配りをしたり、それからCDを、このCDいかにもちょっと幼稚なCDですのでそれがえいかどうかはちょっとわかりませんがCDの配布なんかも行っております。それで選挙の啓発を行っているということでございます。

それと、昨今、高知県の明推協の植田さんのご講演を聞く機会がございましたけれども、最近テレビで模擬投票、大学生でやったりというような活動を続けられております。山田にも、山田というか香美市にも工科大学がございましてこういった取り組みもそのうちに必要ではないかなと思えますが、ただ、住民票の問題ですとか、大学生にとりましてはいろんな問題がまだほかにも付随的にございます。そういったものへの取り組みのほうもありますので、そういう形で単純にできるかということがございます。

それから、県の明推協では、啓発にアンケート調査といいますかシール張りみたいなことをやりまして、今回の選挙でどういった課題について皆さん興味をお持ちですかということで張って意識を持たせるというような活動もやっております。これはちょっとやっておもしろいかなと思いましたが、公職選挙法上の誘導みたいなことに当たってはいけないので中身については少し精査をする必要があらうかと思えます。

それから、他府県でございますけれども、茨木では中学生に5年後の私みたいなことで、20歳になったころに届く郵便はがきを書かせて選挙に行きましょうとか、選挙にどういふことを望むとかいうようなことをやられているというちょっとユニークな話をお聞かせをいただきました。

今後とも我々選挙管理委員会としては、いろんな場面で適切な対応、活動を行っていきたく思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、失礼をいたしました。最初にお答えしなければならなかったんですが、香美市の年齢別データですが、申しわけございません。データの的に大変な膨大な作業になってちょっととれておりません。申しわけございません。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 2回目の質問をさせていただきます。それぞれご答弁どうもありがとうございました。

まず、アンパンマンミュージアムの駐車場不足の関係でございますけれども、このゴールデンウィーク期間中においてはそういう渋滞が発生をしなかったのも、また、入館者数が前年と比べてやや落ち込んでいるということで様子を、今後の入館者数の推移を

見たいと、そういうことをございますけれども、仮に5,000人の入館者があるとしたら、家族4人で来ていると。単純に5,000人を家族4人で割りましたら1,250台程度の車の台数になってくるわけをございます、アンパンマンミュージアムの専用の駐車場としたものは60台程度をございます。

保健福祉センター前もそういうことで臨時駐車場で使っているということですが、両方入れて100台程度で、福祉センター前の駐車場につきましてもセンターのほうで催し物とかイベントがある場合は使用はできないわけをございます、また、小学校のグラウンドであるとか中学校のグラウンド等も前日の雨であるとか、その日が雨天のときは当然車の乗り入れはできないわけをございます、非常に確かなものではないわけをございます。学校のグラウンドにつきましても、もともとあんまり車をどんどん乗り入れたりほしくないほうが水はけの関係とか考えてもいいと思いますし、また、実際ちょっと学校からアンパンマンミュージアムまで歩いていくとなりますと、大体就学前の子どもさんたちが主をございますし、中には親御さんが子どもさんを抱えて入館すると、そういうこともしばしば見受けますので、ちょっと距離的にもあるんじゃないかなと、車を置いてから入館するまで。そういうこともありますので、できれば周辺に恒常的に使える駐車場があったほうがいいと思います。

今臨時駐車場でセレネ広場、芝生というか今はクローバーですけども、クローバーを敷き詰めたみたいな広場がありまして、そこも臨時駐車場的に40台くらいとめていまして、そこも雨天の場合はちょっと乗り入れができないということですけども、そのセレネ広場は景観的に余りアスファルトというわけにはいかんでしょうけども、景観的にも見られるような形の路面に加工をしまして雨天でもとめられると、臨時駐車場として常に機能できる。40台分ありましたら随分違ってくると思いますので、入館者数の推移を見守るということをございますけれども、そういう等々のことを考えますとセレネ広場あたりを駐車場として使用できるようにしていただければなど、そういうふうには思います、再度ご答弁をお願いします。

続きまして、あけぼの街道沿いの香美市ブランドを発信する施設はどうでしょうかということをございます、研究が必要であるということ、検討をされるのかどうかいま一つちょっとわからなかったんですけど。それと、民間の事業者さんに対することも言われておりましたが、自分が言いたいのは、香美市を県外、市外へ発信する施設をつくってはどうかということをございます、例えばシカ肉料理を出すとか、打ち刃物を並べるとか、また地元のお酒、松翁とかを並べるとかそういうことをございます、民間を圧迫するようなものじゃなくて、今よく首都圏とか大阪の関西のほうにも香美市の地場産品を持って行ってアピールしたりしているんですけど、どんどん何十万人という方があけぼの街道を通る、来るわけですので、わざわざ行かなくてもそこでどんどんアピールをしていただきたい。当然、事業費の予算の問題であるとか各種団体との連携であるとか土地の取得とかさまざまな問題は当然あるわけですけども、それを一つ一つ汗

をかいてクリアしていただきたいと思います。そういう検討をするということであれば、そういうふうにも前向きに行っていただきたいと思いますかなと、そういうふうにも思うところでございますが、再度ご答弁を求めるところでございます。

若者の投票の質問に移ります。

ご答弁の中に模擬投票を行っている。その報道を自分もちょうど見ました。高知大学やったですかね、そこで投票所を設置しまして本番さながらにジュラルミンの投票箱を構えてやってまして、参加した学生さんたちが以外と簡単なものやねとコメントが出ていたんですけど、そういうことじゃなくて、自分たちの代表を自分たちで選ぶと。また、選挙に行くこと自体が憲法でいう国民主権であると。そういう自覚というか、そういうことをしっかり認識をしていただいて、みずから進んで投票に行くような、そういう啓発活動をしていくべきじゃないかと。あの模擬投票なんかはちょっと笑っちゃったんですけども、そういうのも一つの啓発活動ではあるかもしれませんが、やはり選挙に行く意義を啓発していただきたいと思いますというふうに思いました。

また、ご答弁の中で教育現場における啓発活動というふうなお話もございましたが、それはほんとにそのあたりに力を入れていくべきでないかなと、そういうふうに思ったところです。と申しますのも、中学校、高校になりますと生徒会の会長選挙等ございまして、彼らも選挙をしているわけでございます。それも非常に身近な自分たち生徒会の代表を決める選挙でございますので興味を持って投票もしているんじゃないかと思いますが、国政選挙も地方選挙も同じことございまして、自分たちの代表を決める選挙という意識を市教委、県教委とも連携をして1年間に1こまぐらい授業をお借りをして、学校に出向いて啓発活動をする。それぐらいのことをして投票率が上がるかどうかというふうな思いがあります。そういう学校現場における啓発活動につきまして、ご見解がありましたらお伺いをします。

2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 小松議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

小松議員さんがご提案をしていただきました健康センター、トレーニング室前の広場のことかと思われませんが、芝生のところと思われま。私どもといたしましても、アンパンマンミュージアムと健康センターのほうでそういったお話もぼつぼつ出てきておまして、現実にそういった利用法も考えなければいけないんじゃないかというような話も出てきております。そこを駐車場にするに当たりますと、そのトレーニングジムとかを利用する方、それと景観の問題も出てくるかと思っておりますので、そういったことを十分煮詰めながら、そういった作業にできるならしていきたいとは思っております。ただ、財政的な面もございまして、関係部署と一体化した協議も必要かと思っておりますので、今後はそういったことを視野に入れながら検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 小松紀夫議員のあけぼの街道沿いの直販店について
2回目のご質問にお答えいたします。

香美市の特産品を一堂に展示、販売できることは一つの願いでもあります。問題として考えられるのは、1回目にお答えもいたしましたけれども、それ以外にもあけぼの街道を含む都市計画について現在及び今後の状況を見きわめなければならないということで、場所の候補を立てることも厳しいと思います。

また、このような施設建設等に関しては、香美市での現在の施設もそうですけれども農林水産関連の補助金を取っている自治体がほとんどです。その補助金の情報収集をする必要がございます。

その結果の結論でございますけれども、商工観光課だけで判断できない点が多々あります。庁舎内におきましても各課の連携が必要と思われまますので、早急に結論は出ませんが、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 松尾選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 小松議員2回目のご質問にお答えをいたします。

大変重要なお指摘をいただいたと思っております。日本の選挙教育といいますか選挙に関連しての教育っていうのは、どうも選挙の仕組みとかのほうに偏りがちではないかと言われておりまして、実際上の選挙の意義、投票の権利をどうやって獲得してきたかであるとか、実際の生活における選挙の意義だとかいうことが、やはり少し教育における政治的情操教育の中身がちょっと、教育長がいる前であれですけどもやや弱いのかなと、日本の教育の中で。これは教育問題としてまたご検討いただければいいんではないかなと思います。

ですから、そういったことが、非常に中身の問題が大変重要で、投票のあり方について、コンビニで投票したらとか、それから携帯で投票したらとか、簡単な方法についてはいつも提案があって、テレビの太田総理か何かのときにも随分激論を交わしております。何でもかんでも投票すりゃあ人気投票みたいなことではいかんという説と、とりあえず投票率を上げることのほうが重要であるとか激論を交わされているのを見たことがあります。その辺は私どももちょっと肝に銘じて考えていかないかなと思っております。

それから、最近の選挙の傾向で言いますと、マニフェストという方式が一つ出ておりまして、これなんかは非常に中身が明確に出てくるということでもいい方向ではないかというふうに言われておりますし、それから、参議院選挙でも二、三回、高知J Cさんが行いましたが公開討論会みたいなことで主義、主張をぶつけ合わせていくというようなことも最近はやられております。

それ以外にも例えば、選挙法上、合同個人演説会、個人演説会は現にあるわけですが

合同の個人演説会を選挙期間中に行うだとかいうこともできないことではないので、こんなことも一つの手ではないかなという気もしますが、これはなかなか難しい問題が多々あるかと思えます。

それから、もう1点、インターネットについて、インターネットの選挙活動は残念ながら今回は廃案に、というか出ませんでしたけれど解禁をしていこうということで、これなんかは若者にとって非常にまたいい情報収集の場ではないかと思っておりますし、それから、もう1点、最近日本版ボードマッチと言いまして、インターネット上で読売新聞とか毎日新聞のサイトで選挙のいろいろ項目を選んでいくと、あなたの支持する政党はここですよみたいなことが出てくるというシステムが開発されております。そのとおり投票するかは別としまして、自分の考え方をまとめていく上では少しおもしろい手段かなと。實際上、オランダとかドイツで言いますと500万アクセスとかいうことで、かなりの数があります。日本はまだ四、五十万件のアクセスらしいですが、今後こういったものもふえてくるのではないかと思っております。

それから、やっぱり日常、投票所に行くのに最近うるさいことを言いませんのでお子さんを連れて投票に行かれるとか、親子でやっぱりそういう環境づくりなんかも重要なことではないかと思っております。

それからあと、もう1点、選挙の啓発サポート企業とかそういった制度なんかも考えたらどうかという学者の意見なんかもございまして、多方面から我々もいろいろ取り組んでいきたいと思えます。ただ、最近の若者は全然政治的に無関心ということではないようでして、政治の関心度の高さでどんな争点に注目するかという調査をやったときに、ニートなどの就職問題と今密接に絡む問題が非常に多く出ておりますので関心度は非常に高く持っております。それから年金、介護の問題、それから憲法の問題、それから経済の動向と、こんなことに若者はかなり関心を持っておりますし、二、三日前の高知新聞で今回選挙に行きますかという調査をしたところ、59%、前回比で16ポイントぐらいアップしていたようで、それがかなり近い投票率にあらわれてきているようですので、お先真っ暗というわけでもないかなというふうに思っております。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） ご答弁ありがとうございます。

まず、アンパンマンミュージアムの駐車場の関係につきましては、そのような方向で取り組んでいただきたいと思います。ご答弁は結構でございます。

あけぼの街道沿いの情報発信の中核施設につきましては、さまざまな課題が当然あるかと思えます。都市計画につきましてはそうであろうと思うんですけども、確かに都市計画につきましては住民説明会を実施して手順を踏めばそれはまた見直しもできるだろうし、また、各課の連携はもちろん必要でございまして、商工観光課1課でなんていう話ではないのは当然そうだと思うんですが、手をこまねいては何もできない

ということでございますので、積極的に取り組んでいただければと思っております。再度ご答弁をお願いします。

松尾選挙管理委員長につきましては、本当にどうも忙しいところありがとうございます。おっしゃるとおりで、さまざまな啓発活動等によりまして投票率を上げていくというのがやはり重要なことだと思います。今、政権が地域主権改革を叫んでおりますけれども、地域主権の最も重要なポイントは住民の政治参加でございますので、この投票率アップには今後とも頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。ご答弁は結構でございます。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 小松紀夫議員のあけぼの街道沿いの直販店について3回目のご質問にお答えをいたします。

いろんな問題点がございまして、それらを一つ一つクリアをしながら皆さんのご意見を聞きながら機会を伺いながらということになりますけれども、前向きに検討したいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 小松紀夫の質問が終わりました。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

済みません。初めに、通告のほうの「整備と有効活用」の分で「楠目保育園」のほうを「香美市文化財事務所」に、「香北中央公民館」を「倉庫」に訂正をお願いします。

それでは一般質問をさせていただきます。

初めに、香美市として文化面やスポーツ面で著しく優秀な成績をおさめた市民に対し、迅速にその功績をたたえるための条例制定を求めるものでございます。

スポーツ少年団や大会では、1年間を通し優秀な成績をおさめた選手や団体に対し、一定の基準を設けて表彰をすることとしています。今年3月、ソフトボールの都道府県対抗全日本中学生大会において、高知県選抜チームは見事に全国3連覇の快挙を達成しました。新聞やテレビ報道でご存じのとおりでございます。この県選抜チームには、本市より香北中学の2名の生徒がメンバーとして活躍されたことは非常に喜ばしく、感激いたしました。チームではエースとして活躍した幾井君が最優秀選手、そして最優秀投手として表彰されています。本当に素晴らしいことだと思っております。私は、春休みに開催された全国大会でしたので香美市として2人の生徒に対しその活躍を4月の始業式で全校生徒とともにたたえてほしかった。そして市長を初めお願いすべき方には一応声をかけさせていただきました。その対応の中に条例にないのでとのお答えをいただきました。必要性のある条例が抜けているのならつくればよい、その思いから今回質問を

させていただきます。

話は変わりますが、今年4月に東京駒沢オリンピック公園総合運動場体育館で開催されました、ジュニア・クイーンズカップ・レスリング選手権大会が開催され、小学1年生の部で野市小学校の児童が見事に優勝しています。マスコミ報道によりご存じの方もおいでと思います。香南市では、この児童に対し、すぐにその栄誉をたたえ表彰を行ったと聞きました。6月号の香南市広報にも掲載されています。

話を香美市に戻しますが、作文や感想文、絵画など文化面にしろスポーツ関係にしろ、全国大会での最優秀や優勝に対しては迅速にその栄誉をたたえるべきではないかと考えます。香北中学校ソフトボール部の2名に対し、今後、市長表彰をすることは考えていないのでしょうか、お尋ねいたします。

そして、今後の対応として、先にも述べました全国大会での優勝者に対する市長表彰の条例制定を求めるところでございますが、条例制定についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

通告にはありませんが、仮に表彰するとして、1人に対しかかる経費はおおよそ幾らぐらいの予算が必要だと考えているのか答弁できましたらよろしくお願ひいたします。

次に、現在使用されていない保育園や小学校の有効な活用と香美市文化財事務所や香北支所前倉庫に保管されています物品の整理について質問いたします。

来春には新庁舎の落成、そしてB保育園、あけぼの保育園の開園とハード面において整備がなされ大きな期待のもと完成するわけですが、その一方、利用されていない施設についてはその老朽化が進んでいるように思われます。なかよし保育園の開園に伴い、旧山田保育園が学童クラブとして活用されています。広いスペースとグラウンドで遊べることなど本当に児童も指導員の方々も非常に喜んでいます。旧明治保育園は職員の駐車場、そして緊急避難時の備蓄食糧の倉庫として活用されていますが、まだまだ有効活用できる要素を含んでいるのではないかと思います。休園となっています佐岡保育園のグラウンドは雑草に覆われ、すべり台やブランコは全く利用できる状況にありません。地元の方からは、何とか地元で活用させてほしいとの声を耳にしています。B保育園の開園に伴いじんざん保育園の解体はやむを得ないとしても、さくら保育園の今後の対応は決定しているのでしょうか。熟慮を重ねてほしいところでございます。

雑草が元気に育ち、その勢力を拡大しつつあります。文化財事務所に保存されています文化財や香北支所前の倉庫に無造作に置かれている物品なども、この際、一度総点検してはどうでしょうか。休園となっている保育園を利用して児童・生徒に学習の場として提供し、古い昔の農機具など動かなく使用できなくても整然と展示するだけでも学習教材となるのではないのでしょうか。

香北町の谷相小学校と物部町の岡ノ内小学校を見てまいりました。岡ノ内小学校のように地元の公会堂として利用されている部分はありますが、倉庫になり全く利用されていない中には香美市の児童・生徒の教材になるのではないかとと思われる物品も目にしま

した。谷相小学校の跡地には緑の募金交付金事業により立派な施設が建設されたわけですが、以前からの建物が少し残り、その中には今すぐにでも使用できるような立派な黒板もあります。使用できるもの、展示できるもの、処分してよいものを仕分け、整理が急務ではないかと実感いたします。個人的な興味から言いますと、許されるなら一度建物の中に入り、どのようなお宝が眠っているのか調べさせていただきたい思いがいたしました。また、廃校からの時間が長ければ長いほど興味ある品物に出会えそうな気もいたします。

以上のことからお尋ねいたします。現在、香美市内には、以前保育園や中学校として利用されていて放置されている施設は何カ所あるのでしょうか。そして、今後どのような対処をされるのか、対策は考えていないのかお伺いいたします。

そして、繁藤の若藤保育園も立派な施設ですが、佐岡保育園のように地元から有効活用が望まれている施設については、少しでも早い時期からよりよい方向に転換すべきと考えますが、今後の対応をお伺いいたします。ただ、老朽化していくのを待つのは余りにも忍びがたい思いがいたします。

そして、文化財と歴史を物語る物品ですが、貴重な文化財は新庁舎に展示されるかもしれませんが、学習教材となる物品は1カ所か2カ所の施設にまとめ、整理、展示することによりこれからの子どもたちにも貴重な財産として残す努力をする責任が私たちにはあるのではないかと思います。今後の対策をお尋ねして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員のご質問にお答えします。

ソフトボールの全国大会で中学生、市の生徒が2人含まれていたということでその表彰のことに关してですけれども、ソフトボールの盛んな本県の優勝、その選抜チームの中に本市の中学生2人が含まれ活躍したこと大変うれしく思っております。児童・生徒の表彰については、この3月議会においてほかの議員さんからも質問がありました。また、同じ答えになるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

県教委には高知県児童生徒表彰、本市には香美市スポーツ少年団連絡協議会表彰規程等がありますが、現在、教育委員会として新たな児童・生徒に関する表彰制度を設置するという予定はありません。香美市スポーツ少年団連絡協議会表彰については中学生でも該当する場合がありますが、今回は対象とならないようです。人はそれぞれがすぐれたよい面を持っていますので、その面を伸ばしていくということが子どもたちの健全育成にも効果があると考えていますので、今後とも各種団体の表彰等を活用しながら子どもたちの成長に努めていきたいとは考えています。

それと、続いて、整備と有効活用の中で廃校となった学校のことですけれども、学校関係では廃校となった学校が旧別府小・中学校、旧岡ノ内小・中学校、旧久保小学校が物部町内に現在あります。常時使用はされていない状況なんですけれども、避難所と

か選挙の投票所、伝達講習会、料理教室とかには活用されているような状況です。山間地ですので常時有効に活用するというのには困難な面があるかと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 比与森議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問を2点ほどいただいておりますので、まず、表彰規程の制定についてお答えいたします。

現在、文化、芸術の関係で功績のあった方の表彰でございますが、香美市におきましては文化面や芸術面におきましては、特に人物を表彰するといった規程は設けておりません。それで、主催者やそれぞれ各部門におきまして表彰しているというのが現状でございます。また、スポーツ関係におきましても主催者があるときの成績に応じてそれぞれ競技種目によりまして表彰している状況でございます。こういった状況でございますが、教育委員会といたしましては、現在のところ新たな表彰制度を設置するというようなことの予定は現在考えておりません。現時点におきましては、各種団体の表彰制度を活用していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の整備と有効活用の中で文化財の関係のご質問をいただいております。ご質問をいただいております旧楠目保育園と旧香北町の公民館の、今倉庫と言われました、その建物と思っておりますが、それには埋蔵文化財や民具などを現在保管をしている状況でございます。旧楠目保育園は、昨年、文化財事務所といたしまして活用することといたしましたので、収蔵場所と整理作業場というスペースが若干あります。このような状況でございますので、今後は今ありますものをさらに整理をしながら展示スペースも確保していきたいと考えております。また、旧香北町公民館の倉庫でございますが、そこにはいろいろな種類の民具を保管してございますが、ご質問の中にありましたように十分整理された保管状況とはなっておりません。そのため、今後はまず整理をすることが第一ということで考えております。それぞれ保管場所がこのような現状となっておりますが、保管場所を変えるとか、また新たな建物を建てるということは今のところ考えはございません。

しかしながら、文化財というものは貴重な財産でございますので、保存、公開ができるように努力をいたしまして、学校での教材、また広く一般に親しんでいただけたらよいのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、比与森議員の整備と有効活用の施設うち保育園に関するについてお答えを申し上げます。

現在、使われていない施設は佐岡保育園、若藤保育園、逆川保育園の3カ所がありますが、どれもが休園となっているため保育以外での活用はできません。活用するには保育園の廃止後ということになりますが、活用に当たっては全庁的に議論をしながら検

討する必要があると考えております。また、B 保育園の建設に伴うさくら保育園の廃園後の利用については、現在、庁内で検討しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6 番、比与森光俊君。

○6 番（比与森光俊君） 2 回目の質問をさせていただきます。

初めに、表彰ですが、3 月議会に同僚議員からそれぞれいろんな頑張った分の表彰の質問がされ、その答弁も自分も記憶しております。また、スポーツ少年団では、表彰をする選考をするほうの立場ですのでその中身も十分承知をしております。ただ、全国大会ながです。これを全く香美市として何ら市長も教育長も、規約にないからそのままというのは普通考えでもおかしいと思いませんか？これを表彰することのどこがいかなのかどうしても理解に苦しみます。これは市長にちょっとお聞きしたいです、この件については。なぜ、これぐらい県の代表として頑張った子ども、生徒に対して、県で表彰する分をスポーツ少年団が表彰する、レベルも内容も全く違うと思うがです。その辺を平然と表彰規程がありませんので考えておりませんというその答弁にちょっと疑いを持ちます、市民として。これは議員とは別にして、一市民が聞いても絶対おかしいと思います。普通に考えてみてください。市長、答弁をお願いします。よろしく、この表彰については。

それから、次は、保育園、倉庫にある文化財とか、旧楠目保育園もしばらく入った形跡がないがですね、文化財事務所。本当に 1 回目でも述べましたように、雑草が着実に勢力を伸ばしております。恐らくこの梅雨が明けたらますますひどくなっていると思います。

だから、この際文化財、大事な物品、それを、あくところもあるわけですね、さくら保育園にしても。旧明治保育園は、よく課長は駐車場にしていますと言いますが、あの広いところに 9 台です。あの 9 台は効率よく車を置けば恐らくスペースの 5 分の 1 ほどのスペースで職員の車はおさまると思います。中は倉庫にとして使われているところを見ましても、備蓄された防災対策課の分、これなんかもきちっと整理すればあの建物のうち 1 部屋、2 部屋あれば収納できて、十分ほかの部屋を活用できるスペースがあると思うがです。だから、この際というのは新庁舎に合わせ、また、なかよし保育園、B 保育園の開園に伴ってあいたところへ有効に文化財にしろうまく活用するチャンスやないかということ言ってるわけで、これはもうシルバー人材センターの人なんかにもお願いしてもできると思うわけです、ちょっとした整理は。その辺をきちっと今の時期にするのが絶好のチャンスやないですかというふうに言っていますが、その辺も 1 回答弁よろしくをお願いします。

これ 2 回目の質問です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 比与森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長表彰がなぜできないかという単純なことですが、香美市表彰条例という形の中では市民賞と名誉市賞という形があるわけですが、今回市長表彰というご要望によっておこたえをしていなかったというのは、こうした条例をもとにという考え方の中であったというふうに思います。一般的な考えからすれば市長表彰ですので、市長がそらしちゃったらえいわ、なんちゃあできんことはないろうというふうに思います。しかし、それができなかったということが事実でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 比与森議員の2回目の質問にお答えをいたします。

僕の立場でお答えをしていいのだろうか疑問に思いながら答弁するわけですが、旧明治保育園の利用について、現状ちょっとご説明したいと思います。

駐車場の利用は、確かになかよし保育園の職員の駐車場としています。ちょうど議員が現地におもむかれたときには9台やったと思うんですけども、保育園の職員が時間のいろんな時差、ローテーションの関係であるとか、それからパート職員であるとか、それから代替職員であるとか常に行き来をしまして、複数の分でたまたま9台のときやっただと思います。それと、昨年と比べて自分で保育園の近くに駐車場を見つけて個人で借っておるというふうな実態がありまして、若干減っている可能性はありますけども結構な利用をしているというふうに把握をしております。

また、各室につきましては、現在、私の記憶では防災の備蓄の倉庫のほかに選挙管理委員会の倉庫であるとか、建設都計課の書庫であるとか、3つぐらいの課で利用している実態がありました。それから、現状で倉庫だけにすると管理なんかの面も非常に不安なところもあります。現実的に子どもがいたずらで入ったという実態もありますけども、駐車場を利用している関係でその辺が少し管理面ではいいのではないかというふうに思っております。議員の目から見ましたらまだ十分な活用がされていないというところがあると思いますけども、今後につきましても空きスペースなんかについては全庁的にも考えていかなければならないというふうに思っております。できるだけ有効活用していきたいと思っておりますので、またご提言とかご示唆をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから有効活用の件につきましてご説明申し上げます。

基本的に保育所、学校等につきましては、それを使用しておるうちは行政財産というふうになります。それが用務を終えたときには移管とかいう形で普通財産という形になります。現在それが移管されまして、倉庫として使いますよとなったときには改めて何とか備蓄倉庫とか、また普通財産の新たな名前をつけるというふうな形になろうかと思っております。

ただ、旧明治保育園につきましては、便宜上取り壊しもできないという状況がございますのであつた活用方法をしております。今後、さくら保育園につきましても、あつたところにつきましては、改めて倉庫的に使うのであれば耐震とかそういった部分で全部整備しなきゃならないという状況が生まれます。物部のほうにございます廃校になった保育園と学校に着きましても、建物は市有ですが底地はお借りしちゅう土地がどつさりあります。本来ならば全部取り壊してお返ししたいわけです。けれどもそれも現状では改めて合筆して再度台帳面積で分筆するという作業がかかってきます。そういった部分で現状はそのままの状況で放置されておるということになっております。今後につきましては、公共用地の質問もございますけど、そういった部分で財政課のほうでいろんな部分の検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 3回目の質問をさせていただきます。

市長にお伺いします。

今回は条例にもない、そういう規程もなかったことから表彰できなかったということですが、今後についてこのようにすばらしい市民、これ児童・生徒に限らず市民の中から出できた、出ることも想定されるわけですが、今後の対応として先ほど言われた条例にある部分へ追加をして条例化するとかいうようなお考えは全くないのか。また、今後このようなすばらしい成果を修めた児童・生徒に対してこのままでいいのか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

それで、保育園等の利用については、答弁は結構ですが、本当に今言われた耐震のこともあろうかと思いますが、有効に活用できるものは有効に活用して、乱雑とは言いませんがそのまま物置、倉庫で眠るものを本当に今の小学生にしても、かつての農機具なんかは動かなくても触れる、見る、そういう機会はないと思うんです。そういう教材として活用できるような場所と展示ということには教育委員会のほうでも、答弁構いませんので考えていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほどの比与森議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきますが、今後はそうしてことに対して表彰の条例も含め検討はしないかということでございますが、当然そうしたことが今後出てくるわけでございますので研究の余地はある、研究をする必要はあると思います。

また、今出されました方についての表彰、今後どうするかということでございますが、議員に言われたきにすぐにやるじゃあ余りにも話がよ過ぎますので…。

（笑い声あり）

○市長（門脇槇夫君） それは考えてみます。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩いたします。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保です。

まず、最初に私ごとでまことに恐縮ですが、私は今回限りで勇退をすることになりました。新しい、今建築されておる庁舎には入れないと思います、議場には。だから、そうですね、旧香北町時代が議員の中で一番多く、そして香美市議会が短かったわけがあります。どうして引退をするかと申しますと、私も5年ほど前になりますか、脳梗塞を患いまして3カ月ほど入院しました。ところが、治ったかと思うやその後遺症が出ておるということで、一般質問には非常に苦勞をしておるわけでございます。この後遺症によりますところの、一般質問を考えるとすぐ頭が痛くなって困ったわけでございます。6月議会が最後になりますけれども、何とぞよろしく願いをします。

それでは、質問に入ります。

観光は、地域の光を求めて地域の人々が居住地を離れ非日常的経験をする文化活動であります。アンパンマンミュージアムは独自に年間を通じて数々の企画展を開催されており、近隣の町村はもとより県外からも訪れております。この香北町は名誉館長やなせたかし氏のふるさとでもあり、やなせたかし氏の恩恵は多大なものでございまして、一住民としましても大変感謝をしておるところでございます。

しかしながら、近年スタンプラリーも低調になっており、商店街のほうまで足を運ぶ親子連れも少なくなってきたようでございます。ステッカーの増産見通しが無いようだとミュージアムの方からお聞きをしました。商店街の商店を営む方は高齢化しており、その子どもが商売を引き継いでいる店はほとんどありません。商売をする側に活気がなければ観光客の足が遠のいても仕方ありません。観光の魅力は非日常的経験を文化活動にあるので、そういう文化活動を体験できない場所に観光客が足を運ぶことにはならないのでございます。

アンパンマンミュージアムと香北、香美市の住民と観光客がお互い対話ができる環境づくりが必要だと考えております。この3者の連携、協働によりアンパンマンミュージアムという観光資源の魅力をお互い発見する努力がお互い必要であると思います。この三輪の歯車が協働しない限り、地域の光が地元住民のものとはなりません。観光交流という人々のふれ合いからつくられる地域の文化、ブランドを見直し、磨きをかけ、その文化、ブランドをすべての人々にとって魅力ある観光資源とすることがより充実した観光につながると思います。観光地のおもてなしの心と観光客の求める地域の光、アンパンマンミュージアムのこの2つを心を込めて尋ねてくれるという意味を地域の住民が理

解をすることが大切だと考えます。

今年は大河ドラマ「龍馬伝」というマスコミ報道の好影響に土佐のおもてなしの心とうまく重なり、観光客も順調に上昇しています。今年だけでなく来年も引き続き土佐の魅力を引き出すために、観光地側のおもてなしの心に磨きをかけることが重要であります。

そこでお尋ねをいたします。商店街の活性化について観光客の足を商店街のほうへ向けるための対策はどのように考えていますか。県外よりアンパンマンミュージアムへのルートはほとんどが高速インターより国道195号線を利用して自家用車で来ています。アンパンマンミュージアムの近くには無料駐車場もあるので観光客のほとんどはその駐車場を利用しています。すべてすぐ入館できるようになっています。商店街に駐車場があれば商店を歩きながら町並みにもふれ、地域の方にお会いすることもあるんだらうけれども、地域のよさを知る機会もなくアンパンマンミュージアムを後にすることになっております。

その次は、2番目です。香美市にとってアンパンマンミュージアムの位置づけと評価はどのようにされておりますか。

3番目、この4月土佐山田駅前の広場に香美市いんふおめーしょんが設置をされました。観光案内所としての機能を今後どのように発展させ、地域の魅力を引き出し観光客に伝えていこうとしているのか。もてなしの心、スタッフへの研修、教育を含めどのように培っていく方向、方針なのかお伺いをします。

4番目、観光客のニーズをつかんでいるのか、市としてのアンケートをとって見ないか、この点についてもお伺いをいたします。

5番目、やなせたかし氏のご厚意により香美市のキャラクターが、これは12種類ではなく13種類ということでございます。13種類が誕生しています。香美市観光ガイドブックに掲載をされております。それぞれ香美市の観光資源をあらわしています。そのキャラクターを今後どのように生かし、市の活性化につなげたいと思っておりますか。

6番目、商店街の住民に商売のことや今後の商売の方向などについてアンケート、聞き取り調査等をしたことがありますか。商売をしたいと考えている人への賃貸の可能性があるかどうかを含めて、プライバシーの守られている範囲内で対応を考えていく姿勢はあるのかお伺いをいたします。

アンパンマンに頼らない香美市主導型の商品開発について展望は持っておりますか。

以上、アンパンマンを終わりにして、合併の課題等についてお伺いします。

今後、健康づくり推進課は山田へ移り、香北支所はなくなると申しますか人がいなくなり保健福祉センターへ移り、商店街はますますさびれていく。せっかくアンパンマンミュージアムがあるのでこれを生かして都会にない田舎の味をアピールして町が栄えるように工夫をしなければならないと思います。このことで現実には財政支援の拡充が市町村合併の直接契機になっていることに注意をしなければならないわけがございます。

第1番目には、合併後の地域住民の意識は合併後4年がたってサービスの後退、行政手続の不便さが切実になっております。行政への地域の不信感や孤立感、地域の後退への危機感が広まっております。そこで2点についてお伺いをします。

市長は、こうした住民の感情や思いをどうつかみ、どう認識しているかお伺いをするものです。

2点目に、合併して大事なことは市民の一体感、逆行している事態をどのように受けとめているか。

第2番目は、香北・物部にとって住民と職員の知恵と力を集め、自立的発展の方向を示すことこそ行政の責任であろうと思います。そこで3点にわたってお伺いをします。

まず、この自立的発展の方向を示すことが行政の責任ではないかという点でどう考えるかという、1点目はどう考えるかということをお聞きをいたします。

そして、2点目は、地域審議会の役割と現状をどう評価しておられるかお伺いをします。

3点目、新しい人材を加えることや情報発信、何が議論されて、今後どうするのかを知らせ、住民の意見を求めること、民主的運営により重視する必要があると思うがどうか。この点もお伺いをします。

最後に、第3番目、職員がかぎを握るとして、(1点目)行政のプロとしまして、本庁内に香北・物部を考えるプロジェクトチームをつくるべきではないか。

2点目、第一線の支所の機能を強化し、職員の地域担当制をとるなど、住民の中に入り声と力を引き出す役割が求められていると思いますがいかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長(中澤愛水君) 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 久保信彦議員のアンパンマンミュージアムの振興についてお答えいたします。

今年は大河ドラマ「龍馬伝」によりまして、多くの観光客が高知県を訪れておりまして、400万人観光の目標も達成できそうな勢いがございます。香美市は龍馬とかかわりのある施設が少ないわけですが、高知市に近く観光資源に恵まれていることにより、ゴールデンウィーク時は減少しましたが全体的にいえば落ち込みも余りない状況でございます。

アンパンマンミュージアムも含め、まさしく地域の宝とっております。

ご質問のまず1点目の、観光客を商店街のほうへ向ける対策をどのように考えているかでございます。香美市商店街では、アンパンマンロードとして人気キャラクターが迎え、スタンプラリーも行っておりますが、商店が閉店されるなど継続が難しい状況となっております。また、土佐山田、大栃商店街も同じような状況となっておりますので、ゑびす昭和横丁などのイベントの開催など商工会とも連携をいたしまして、少しでも個々のお店の情報を香美市いんふおめーしょんなどでも提供していきます。

2点目のアンパンマンミュージアムの位置づけと評価でございます。ミュージアムと

しての位置づけは美術館になろうかと思いますが、観光サイドから言えば観光施設としてご案内をしております。評価につきましては、絶大であると思います。

3点目、香美市いんふおめーしょん機能をどのように発展し、地域の魅力を伝えるかでございます。香美市いんふおめーしょんは商店街や観光等の情報発信及び交流施設として整備された施設ですので、常に新しい情報を集め提供してまいります。現在、香美市の商店街や観光情報をブログで発信することも研究しているところでございます。

4点目の観光客のニーズをつかんでいるのか、市としてのアンケートをとらないかのご質問でございます。香美市としてアンケートはとっておりませんが、高知県観光コンベンション協会がアンケートを毎年数回行ってまいります。香美市の施設も含まれておりますので参考にさせていただいております。

また、香美市いんふおめーしょんで常時お客様からご質問等もございますので、新たに市がアンケートをとる予定はございません。

5点目の香美市キャラクターの生かし方でございます。香美市イメージキャラクターにつきましては、高知新聞で6月18日付香美市新聞で取り上げていただきました。今後キャラクターの着ぐるみをつくり、イベント等でも登場してもらったり13のキャラクターが香美市をPRして滋賀県彦根市のひこにゃんのように、壮大な夢かもしれませんが香美市が全国版になれることを目標としております。多くの方にキャラクターを使用させていただきたいと思っております。

6点目の今後の商売の方向などについてのアンケートや聞き取り調査についてのご質問です。そのようなアンケートの調査は香美市としてはしておりませんが、商工会でご相談を受けております。商売したい方はいらっしゃるようですが、なかなか空き店舗利用は難しい点もあるようです。けれども、実際店舗紹介をいたしまして入居している例もございます。

最後に、7点目の香美市主導型商品開発の展望についてお答えをいたします。香美市地域雇用創造協議会と連携をいたしまして、シカの商品の開発や、ユズを初めとした地域資源の掘り起こしを行い、都市圏等への物産展など積極的に参加をしております。展望は持っております。

久保議員の述べられましたおもてなしの心を忘れず、観光行政に努めたいと思います。以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

合併後の課題などについてということで、何点かご質問がございました。特に今回のご質問では香北・物部地域に対しての質問内容になっておられると思われませんが、この質問の中での行政サービスの後退であるとか、行政手続の不便さ、四方で感じておられるということで、そうした住民の感情や思いをどうつかんでおられるのか、どう認識をしておられるのかということで、まず、最初でございますが、支所の業務、機能の充実というものは、合

併に至った協議の中におきましても大変重要な事項であるということで協議がなされてきました。そして、住民サービスの後退はあってはならないというふうに認識をいたしておりますが、しかし、市民の皆さん方がそのような実感を持たれているということであれば、今後、支所長とも状況について協議をする中で、支所機能の充実をさらに図っていく努力をしていかなければならないというふうに思っております。

また、市民の一体感について逆行しているのではないかとというふうなご指摘でございますが、この4年間そのことにつきましては、特に気を配りながら行政を進めてきたと思っております。しかしながら、そうしたご意見もあるということも胸に刻みまして、今後もさらに地域間の一体性というものが感じられるように努めていかなければならないと思う次第でございます。

また同時に、自立的発展の方向を示すことが行政の責任ではないか、香北・物部にとってということでございますが、これは香美市全体にとってもそうでございますので、香北・物部だけがどうこうということではないというふうに思います。先ほど商工観光課長のほうからも述べましたように、地域雇用創造協議会などの中では、自立的に香美市がやっていくためのさまざまな開発も取り組んでおりますし、さまざまな動きも出てきております。そうしたこともご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、地域審議会の役割と現状をどう評価しているかということですが、久保議員も地域審議会には傍聴に来ていただいておりますが、この審議会というものは市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、地域と行政をつなぐ重要な役割を担うものとして、新市建設計画の進捗状況や地域の課題、また、まちづくりの重要事項について審議をしていただくものでございます。

合併から4年が経過をいたしまして、さらに継続をしていくということが協議をされまして、委員さんの変更やまた公募による新たなメンバーの方にも加わっていただきまして、先日、審議に集まっていただき3地区合同での審議会を開催をいたしました。その中ではこうした審議会の役割であるとか、さまざまなことなどをお話をして協議をしました。特に先ほど言いましたように合併後の新市の建設計画の進捗状況であるとか、あるいはまた合併協議の中で協定項目をこしらえておりますが、それらの変更であるとか、そうしたものにつきまして市長のほうから諮問をしたり、また報告をしたりして意見をお聞きをすることが多いわけでございますが、私自身は至ってこの会議は民主的に開催をされておるというふうに認識をいたしております。

また、情報発信につきましても、大きな変更事項等がある場合には、当然、市民の皆さんにはそうした情報も的確に行っていきたいというふうに思っております。

また、3番目の、職員がかぎを握るということで、本庁内に香北・物部を考えるプロジェクトチームをつくるべきではないかということでございますが、先ほど一体性を早くにせえというご意見でございましたが、このプロジェクトを立ち上げることについては、この地域一体性を考えた場合にはこれが逆行することになってはいけないので、

こうしたプロジェクトをつくるという考えは持っておりません。香美市の全体を総合的に見ながら行政運営をしていきます。そうしてそれぞれ支所の中でも政策とか判断が必要なときには、支所の意見を十分に聞きながら全体の発展のために、そしてそれぞれの地域の発展のためにさまざまな政策を立ち上げていくという方針でまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） ご答弁ありがとうございます。

アンパンマンミュージアム、非常に今、大体よけ土曜、日曜に来るわけですね。私が見るところではこのアンパンマンスタンプロードという、スタンプを押して回っていくわけですが、こういう写真を撮ってきましたけれども（写真を示しながら説明）、こういうものが相当町にはらんを、こう置かれておりまして、これはよいことではありますが、同時に道の上側にはアンパンマンのかざりがしてあります。けれども土曜日に、先ほど申しましたように何人通っておるかということを見てみますと、一人も通っておらないと、一人も町の人たちが見えないと、こういう状況であるわけです。これは何でそうなるかと、幾つもの要因があるとは思いますが、一つにはあの国道が邪魔になって子どもを連れてなかなか渡れないのではないかとこの声も住民から聞くわけですが、そうした、私が考えるにはそれらを解決するにはアンパンマン自動車ですね、バスを出して商店街にコーヒーショップとか、そして他のアンパンマンのグッズを売れば来た人たちが集まって相当道を通うことができるのではないかと、そのように思っております。執行部の方はどのように考えておられるのか、この点についてお伺いをいたします。一つ一つ申しませんが特に住民が求めているのは、そこの来たところだけしか、広場、そこだけしか見て（ない）、道を歩いてゆっくり通るということはほとんど、以前はあったけれども近ごろはないというように聞いておるわけでございますが、多少はあるかもしれませんが、非常に少なくなっておることを聞きましたのでその解決策を見出してほしいというように思います。

合併ですけれども、香北町ですね、合併前に比べて変わらぬ、悪くなったという面でどういう点が悪くなったかは、悪くなったというものへ、私へ住民のアンケートが返ってきているのを見ると、香北町だけありますけれども35です、悪くなったというのが、変わらぬというのが5件です。そして、どのような面で悪くなったかと聞いたところ、窓口、介護、福祉、医療、交通対策、教育と、どれかへ丸を入れてあるのが、悪くなったとというのが30であります。これが返ってきた合計をしますと、まだこれから返ってくるかと思いますが、現在のところ58人が返ってきておりまして、合併前と比べても変わらぬとか悪くなったと両方へ入れていないのがありますので、58返ってきておりますが合計してもこれは合わないわけでありまして、当然。これらの悪くなったという面が非常に10人ほど余計であります、最初市長も言ったように、合併で悪くなった

というのではなしに他の要因があるのではないかと、このように言いましたけれども、私もそれはそうだろうと思いますが、とにかく合併前と比べて悪くなったというのが多いわけでありまして。これをどう考えておるのか、どのように見ておるのかお伺いをします。

それから、地域審議会の役割と現状をどう評価しておるかとお申しますと、4年が経過をしており民主的な会議が行われておるといように言われましたけれども、どういう要望なりが出されておるのか、また出ておるのか、その点をお伺いをします。

それから、第一線の機能を強化し、職員の地域担当制をとるなど、住民の中の声を引き出すことが求められておるのではないかとということで、市長は、特に物部・香北になるかというように思いますけれども、この山田も繁藤とか市長の住んでいる平山ですか、あちらのほうもやはり必要であると私は認めます。そういう点でこの山田、香北、物部というプロジェクトチームをつくれればよいのではないかと、今後そういう面が出てくるのではなかろうかと思っております。どうしてこういうことを言うのかとお申しますと、私もほとんどの町を見てきました。郵便の配達箇所、どこにあるのかということは全部知っておりまして、非常に半年なり3カ月なり行かなくなると次に行ったときにはもうそこが空き家になっておるといのは非常に寂しいわけございまして、地域の魚屋さんがずっと見回りをしておるそうございましてけれども、そういう面で地域の見回りというものもおさら必要になってくるのではないかとこのように思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 久保信彦議員のアンパンマンミュージアムの振興についての2回目のご質問にお答えいたします。

観光客の多い土日にもアンパンマンロードに観光客がいない、その原因に国道があるのではないかと、解決のための方法としてバスを走らすことや商店街でアンパンマングッズを売ったらどうかというご提案ですけれども、バスの運行につきましてもグッズを売ることにつきましても、著作権もございましてなかなか難しいと思っております。

国道を渡ってもらうための方法ですけれども、やはり魅力あるアンパンマンロードにするに尽きると思っております。けれども、個々のお店のご努力を再度お願いを申し上げ、PRできることがございましたら極力情報を発信していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 久保議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

本当に長い間、議員としてご活躍をされてきた中でさまざまな思いがあろうと思っております。合併という大きな流れと言いましょいか、起きた波、こうした中にちょうど議員として存在をされ、踏ん張りをされ、そして地域の衰退、そうしたものを見た中でいろいろな思いが交錯していることとお察しを申し上げます。

しかしながら、現実には現実として、先ほど私も山崎晃子議員のご質問にお答えをしましたが、大変この時代の流れの速い中で山間地域の疲弊、そうしたものが生まれてきた。合併と相まってそうした時代が一緒になってきたということについては、大変不幸なことだったかもしれませんが、そうした状況が見られるからこそ合併を選択をしたということもあるわけでございます。しかし、そうした地元の方のご批判、あるいは批判があるということからすれば、そうしたことに謙虚に耳を傾けて、さらに前進をしていかなければならないというふうに思っております。

午前中に申し上げようかと思いましたが、言いませんでしたが、山崎議員のあのアンケートを見せていただきまして、本当に力が抜けたというふうな思いがいたしました、はっきり言って。かなり全力で取り組んできたつもりでございますが、あれだけの評価しか受けていないかといったなら本当にもう何と言いましょか、肩の力が、腰が抜けたじゃないですけど力が抜けた感じがいたしました。そんなことも言っておられませんので、これからも、先ほどご意見をいただきましたことにつきましても頑張っていかなければならないというふうに思っております。

また、地域審議会につきましては、意見もさまざまいただいております。特に物部からも部落行政費の補助金のことについて意見書もいただいておりますし、それから地域密着型老人施設についての答申などもいただいております。そういうことにつきましても、いただいた意見書あるいはまた意見につきましては、これまた真摯に対応をしてきておるつもりでございます。

そして、庁内でのプロジェクトチームということでございますが、これは既に香美市を考える全体の職員のプロジェクトとして振興計画の策定の庁内のチームがあるわけでございますので、こうした中で香美市全体のあり方、ありよう、政策の面も含めまして検討をしていくということになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 著作権のことですが、キャラクターの著作権でどうしても町では売れないのかどうか、この点をお伺いをしたいと思います。著作権、キャラクターのですね。

その合併を選択をしたというのは住民の声ではなかったわけですね、実は。私もこのことをあえて強調したくありませんけれども、だから今その先でどういったような声が、悪くなったという声が多くあらわれている結果につながっておるのではないかというように思います。その点をもう一度お伺いをして3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 久保議員の3回目の質問にお答えをしておきます。

これだけは言うておかないとどうもいかんと思っておりますが、合併を進めたのはやっぱり住民の声があつてからこそ進めてきたと思っております。住民発議があり、ということ

は住民の声であろうというふうに思います。また、議会にそれぞれ付託をし、議会の賛同を得たということは議会、住民の代表の皆さん方がそれを選んだということになりますので、一緒になってやってきたというように理解をしておりますので、そういうことはここで申し上げておかなければならないというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 久保議員の3回目のご質問にお答えいたします。

アンパンマンの著作権ですが、アンパンマンミュージアムに帰属していると思っておりますので、グッズをどこでも販売することではできないというふうに聞いております。北岸線にも魅力あるお店や温泉施設が幾つかできておりまして隠れたスポットとなっております。このようにご努力をしているお店には極力バックアップをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

次に、21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山 武でございます。いよいよ任期最後の定例会となりました。これからの香美市のよりよい調和のとれた発展を願い、通告従い最後の一般質問を行います。

まず、今後の市政運営に対する市長の基本姿勢をお伺いしたいと思います。

市長は20年前に旧土佐山田町議会議員となり、そのすぐれた力量とまた時流にも恵まれ、その後旧土佐山田町長、そして香美市長と大きく羽ばたかれました。その人となりは皆様ご承知のとおりやさしさと思いやりがあり、多くの市民から信頼されているところです。

それゆえ合併を果たし、初代香美市長となり、今春の市長選挙では無投票で再選されたことはまことに喜ばしい限りでございます。この間、旧3町村の市民の融和に気を配られ、合併協議会の合意を基本に市政を運営されてこられました。それは議員の皆様ご承知のとおりでございますが、先ほどの同僚議員の質問に市長の答弁がありましたが、その答弁を聞きまして大変残念に思いました。議員は地域の代表ではありますけれども、香美市を代表する政策等にも責任を負わなければなりません。自分の出身地域ばかりのことを言っていたら何のための合併かわかりません。合併して4年が経過した今、そういう地域を大事に思いながらこれからの香美市を考えていかなければならないと、そういう議員であってほしいと思っておりますし、執行部であってほしいと思っております。

そのことを踏まえまして、市長は2期目に入りまして、先の臨時議会でもお話もありましたけれども、旧町村への配慮は十分されてきました。またこれからも配慮されるでしょう。しかし、2期目に入り、香美市の門脇市長としての政策を新たに取り組む時期ではないかと思ひ、再選後2カ月が経過した今、これからの香美市政に対してどういう考えを持っておられるか、また、具体的にならなくても独自の構想とかあればお聞

かせ願いたいと思います。

次に、今隣で新庁舎の建設が行われておりまして、大変騒がしい面もございますが、工事も順調に行われ、来年5月の連休明けには新庁舎での業務が開始されるというふうに伺っております。それに伴いまして、新庁舎での業務を開始されるのに伴いまして行政組織の改革案が出されております。おおむね効率よい行政を行うように再編されておられるように私も感じます。しかし、ある産業振興課という課をつくっておられますが、これには農業、林業、商業、工業及び観光と、多岐にわたる部分が1つに集約されております。余りにも多くの部分を1つの課にまとめ過ぎだと思えます。

香美市の執行部の課長クラスの皆さんは有能ですから5つでも6つでも持ってこられたらすべてをこなすかもしれません、やはり余りにも多くの、課長は1人でございませぬので多くの事業が1つの課に集約されると負担が大きくなるというふうに考えられます。そこで、私としましては、香美市の基幹産業である農業と、広大な面積を持ち資源を持つ林業を1つにした農林課、そして商業、工業、先ほどから出ております観光、これを1つにした商工観光課の2課制をとるべきであると考えますがいかかでしょう。

ちなみに高知県内の香美市を除く10市のうち、高知市は大きいのですでもっと細分化されておりますが、高知市を除く9市のうち7市では名称の違いはあれ、水産業が含まれておりますので、7市では農林課と商工観光課というふうに2課体制で行われております。このうち香美市より大きいのは南国市だけでございます。須崎市におきましては、観光が企画のほうに入ってまして、それもやはり2課に分かれておるわけでございます。そういうことで香美市の産業の発展を願い、よりよい発展をするためには産業振興課1本でなくて、先ほど言ったように2課体制にして課長がもっと判断をしやすい、また専門が農林業と商工業と観光では随分多岐にわたります。そういう面を考えましても1課体制は非常に無理がありやあしないかというふうに考えます。この点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

次に、議会が行財政改革推進特別委員会を設置しているのはご承知のとおりでございます。旧土佐山田町時代からありましたが、香美市になりましてもこの行革の特別委員会を設置しまして、折に触れ、年に1回ぐらいですけど提言という形で執行部のほうへ各事業、各市の問題点を提起してまいりました。

我々の委員会は国の仕分けと違いまして、力はありませんから提言ですけれども、ある意味ではもっと早くから自分の町（市）の行政の無駄なり、おかしなところを正そうという姿勢があったのは香美市議会としてはすばらしいことだと自負しております。ただ、強制力もありませんので提言という形で、出された提言に対する回答なりというのは正式には委員会にも来ておりません。当然、義務はありませんけれども、議会という立場を考慮してもらえれば方向づけなり、それに取り組む姿勢は示されてしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お答え願います。

特に、本年2月に出されました防犯灯の補助制度に関する要望につきましては、合併

協議会の協定とは相反しますけれども、香美市民にとって公平公正の立場で行革の委員会が出した要望でございます。そして、予算的にも何千万円とかかる要望をしているわけではございません。そういうことに対してはやはり速やかな対応なり方向づけの説明をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、行革の委員会では、長年の懸案でありました、旧土佐山田町時代からの懸案であった住宅新築資金の滞納問題、また市営住宅の滞納問題について毎回取り組んでまいりました。そして、執行部も、言い方が悪いかもしれませんが委員会に背中を押されて取り組んできて、市民の反発も議会からの要望だということで随分前に進んできたような気がします。これも大きな成果の一つだと思いますが、それに行政は各課で異動がありましてずっとやっているわけではありませんが、やはりこういう姿勢はずっと持ち続けてほしいというふうに思います。ぜひこれについてもお考えをお聞かせください。

次に、市の発注する事業は市内業者、これにつきましては昨年も質問したと思いますが、国の定形のない政策、財政運営により公共事業が減少し、特に地方、高知県のようなところでは大変土木業者が苦しい状況が続いております。

そこで、昨年の入札結果の記録を見ますと、不落も含まれておりますけれども制限付競争入札84件、指名競争入札100件が入札されております。この中には香美市に専門業者のいない舗装工事等も含まれておりますけれども、一部には制限付ですので香美市に営業所、事業所があるということになっている、届けをして事業所ということにはなっておりますが、そういう事業者が受注している工事も見受けられます。その届けを見ますと、一般住宅の応接セットがあるところが事務所になっていたり、また、実際、名前や看板が出て生活の跡がないというのか、そこで活動している様子がない事業所も見受けられます。しかし、書類が整っておればオーケーということで登録されておるようですが、ちょっと聞きますと県も通ってますということですが、やはりこのように事業が少ないときには現地確認をしてもそんなに時間がかかりません。やはり香美市に本社を置く事業所、これは従来から香美市にあった事業所です。新しくつくったらそれは結構ですが、そこを優先してやるべきではないでしょうか。

このような状況の中、嫌になり廃業する業者も出てきたよう聞いております。今は災害が少なく問題がないように思われますけれども、近い将来起こると言われている南海地震、また、まだ記憶に新しい'98豪雨による災害、そういうときに一番先に損得を抜きにして活動をしてくれたのは市内業者です。本社のある市内業者。そういう業者がいなくなると一番困るのは香美市民なんです。行政は少しでも安くするのは当然ですが、市外に本店がある業者に発注して少々安くてもそこで働く人たちのお給料はほとんど市外です。資材もそうです。ところが、市内業者に発注しますとほとんどが市内の市民が働いており、資材も市内で買われることが多いということを見ますと、香美市に対する経済効果は、請負金額が多少安くなるだけでは足りないぐらい市内業者を育成するメリットがあると思います。それにつきまして、今の営業所、支店が建設業法で言う状

態であればいいという態度をいつまでもとり続けるかと。やはり本店が香美市にある業者にすべきじゃないかと。特殊な事業は除いてですけど、というふうに考えますが、どのようにお考えかお聞かせください。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今後の行政運営について市長の基本姿勢をとということでご質問でございました。この3番目を私のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

この4年間、市政を担当させていただきましたが、この間本当に自分の力不足というものを無能を感じるものがたびたびございまして、自信を失うこともたくさん、たびたびあったわけでございます。

しかし、そうした運営であっても今後4年間の、これから2期目の行政の運営を進めていく中では、当然、今まで進めてまいりました地域間の早期の一体化であるとか、あるいはまた合併協議会の協定事項の遵守、そうしたものは当然継続して進めていくことが一番必要でございますが、何といたしましても香美市は平野部から山間部までの農林業が盛んでございます。また、商業地域と同時に県内外に誇れるところの観光地も含んだ幅広いエリアと同時に土佐打ち刃物などの大変重要な地場産業もあります。また同時に、将来日本の先端産業界への人材を育成をする工科大、そして工科大と連携をした形での企業誘致が図られております工業団地、これからもこうしたものは香美市のまちづくりを進める上で大変重要な位置を占めております。

しかし、なかなかこの広いエリアの中で課題や問題点もあるわけでございまして、これからもこうした形の中で持続可能な行政推進を図るために、財政状況の推移を見きわめながら、今、求められている課題や問題点の解決を図ることを努力することが香美市の発展と安定につながっていくのではないかとこのように思っております。

また、この4年間、市長独自の政策の立ち上げというものが十分ではなかったというふうに自分自身思っております。大変不得手な部分であるわけでございまして、こうした中で来年が第1次香美市振興計画の5年目に当たりますので基本計画の見直しの年でございます。今の社会の変化と整合性とも合わせながら見直し作業を行いまして、新たな政策の立案を図っていききたい。そして、今、県や国が打ち出しております各種政策にも、本件にマッチする事業につきましては十分に精査をしながら、取り組めるものにつきましては積極的な姿勢で進んでまいりたいというふうに考えております。

また、議会の行革特別委員会につきましては、この間、香美市の行政の持つ課題や問題点をご指摘をいただきました。また同時に、その解決に向けてのご指導を賜っておりまして、その存在は大変大きなものであるというふうに認識をいたしております。まさに議会本来のチェック機能を果たされていると同時に、健全な行政運営の一助を担っていただいているというふうに大変感謝をいたしておりますので、こうしたことからして、

今年9月には議会の改選もあるわけですが、改選後も引き続きこうした組織をつくっていただき、執行部とともに香美市の行政の一翼を担っていただければというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 西山議員の今後の市政運営のうち組織編成に係るご質問についてお答えいたします。

現在の組織編成につきましては、再編案の説明時にも申し上げましたように人事上や事務スペースの問題と旧3町村間の事務事業の統一化と整合性を図るため、細分化することのデメリットよりもメリットが大きいとの合併当時ならではの事情や背景が優先されましたが、今回の新庁舎の完成によりまして事務スペースの問題や事務事業の問題もなくなりますし、それから事務事業の整合性もほぼ整ったことなどから、再編のコンセプトといたしまして機能、効率、合理性を追求すべく取りまとめたものでございます。

議員におかれましても大方はご理解いただいておりますけれども、中で産業振興課につきましては、特段にご意見をちょうだいしたところでございます。この産業振興課の編成につきましては、特に案づくりに意を払ったところでございまして、この中では機能性、効率性、合理性の観点から産業振興課として成案化いたしました。これは行政に限ったことではないと思いますけれども、縦割りのよさも専門性の追求という意味合いでは優位性もありますけれども、一定の条件が整わないと優位性の発揮はできませんし、置かれている状況というのもしんしゃくしなければならぬと考えます。特に現状を考えますと条件といたしましては、商工観光課は現在4名の正職員が配置をされていますが業務量からも、また今後は職員数全体を縮減しなければならない状況からも大きな課題を有していると言えます。

ここでまず、1点、スケールメリットの必要性がございます。そしてまた、ご承知のように県の産業振興計画に係る状況を見ますと、カテゴリーとかジャンルを縦横軸に相互間の連携や一体化において新しい取り組みや強化を図ろうとしております。そのために県も行政組織としては産業振興部として編成されているところでして、こうした考え方も今日的な組織立ての手法であろうと考えます。

本市も特に異業種間の調整機能等を高めることが、ひいては産業全体の振興につながる組織づくりが必要だろうと考えます。大きくなるととかく小回りがきかなくなるといったことやイメージが薄まるとのご心配の声も受けるところですが、むしろ小さいがために小回りがきかないことや、よしあしはともかくとしてどうしても組織的宿命としてある縦割りの壁を取り払い、機能性、効率性を高める組織再編として産業振興課として衣がえをし、要は、一元化を図ることによって何よりも組織力の強化と政策調整機能と施策推進力の向上を目的としておりますことについて深いご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 西山議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思えます。私も一般質問の答弁に立つのは4年ぶりでございます、十分お答えができるかどうか心配でございますが、頑張ってみます。

先ほどのご質問は入札関係、土木関係がメインであるというふうに思えます。現在、香美市内業者と私どもが言っておるのは、本社、そして支店、これを含んで香美市内にある業者さんを市内業者というふうに表現をいたしておるわけでございます。したがって、施工可能な工事につきましては、すべて香美市内業者に限定をして入札を行っている。うち国の景気対策に関連をします地域活性化交付金関係につきましては、すべて香美市内業者の中の本市に本社をおいている業者さんで指名競争入札等しているわけでございます。

この3年間の数字を見てみますと、平成19年度の土木関係が、事業費を見ますと約5億6,900万円、そのうちの市内に本社がある業者さんが受注をした額が5億4,900万円、96.5%が受注をされています。それから、平成20年度を見てみますと、合計が8億6,800万円、うち本社がある業者さんが受注したのが8億2,700万円、これは95.2%になります。それから、平成21年度を見てみますと、合計が9億2,000万円、うち86.7%である約8億円は市内に本社がある企業が受注をしておるといふ状況になっております。

したがって、基本的にはこういう入札といひますか方法でも市内に本社がある方は大半が受注をしておるといふふうには考えます。ただ、この中には、先ほど言いました香美市内業者のうち本社がある業者さんだけを指名をして活性化の交付金関係をやっておりますので、それは当然含まれておりますので、この額が、この事業がなくなると全体が落ちますので、そうすると何ぼこのパーセントがよくても全体が少のうなれば苦しくなるということにはなるわけでございます。

したがって、これはいつというのはまだちょっと言えないわけでございますが、私自身もまだ制度面等で十分な把握ができていない点もありますので、少し時間をいただいで、可能な限りご質問の趣旨が生かせる方向で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

西山議員さん、今回引かれるということでございますのでお答えが間に合わんと、非常に申しわけないというふうに思えますが、何とか頑張ってみますのでよろしくお願ひします。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。2回目の質問を行います。それぞれご丁寧なご答弁どうもありがとうございました。

市長におかれましては、今後、香美市の発展のために今まで以上にご尽力されること

大いに期待をしております。

そこで、企画課長にお伺いしますけども、小分けしたメリットより大きくまとめたほうがメリットがあるという話ですけども、手が回りかねるということもあるわけですので、やはり県下のほとんどの市が農林政策と商工水産業とを分けて考えているということを考えますと、専門性も大分違ってきています。それに商工観光の人数が少ない、言う通りです。しかしながらこの人数がえいかというと、やはり、旧土佐山田町時代は大きな観光地は龍河洞しかありませんでした。しかし、今は香北町のアンパンマンミュージアム、また奥物部の自然、観光地がふえておるわけです。商工も同じことなんです、プラスされてるわけですので、やはり商工観光と一体になって1つの課で運営するほうが私はいいと思います。そして、農林業は、先ほども言いましたとおり、基幹産業であるハウス園芸は香美市の基幹産業でありますし、林業は、言うまでもなく多大な資源を含んだ山を持っているわけです。そしたら、一体として事業の振興に当たってもらおうということでやはり両方は分けて考えるべきだと。1人の、課をつくっても決断するトップは課長1人なんです。1人が農業も林業も商業も工業も観光も全部を判断しなきゃ前へ進まないんですよ。それでえいのかなという気がしますので、重ねてお伺いします。

それと、市の発注する事業は市内業者というのは、明石副市長には丁寧なご答弁本当にありがとうございました。ほとんどが香美市内業者が受注しているのは承知でしたけれども、130万円ぐらいの事業で香南市の業者が受注しているのがあるんですよ。そういうのは、こう言っちゃ言い方が悪いかもしれないけどCランク、一番香美市でもABCランクがあって全部のランクが入札できるわけですし、そういう地元業者が絶対できる工事は市外へ行かんような配慮をした入札の発注をしてほしいという思いがあります。もうちょっと大きい金額でも支店、営業所で届けをしているところで、本社は高知だけ営業所はというのがとっていつてるのがあるんです。やはりもっと、先ほど言いましたように建設業法による届け出を厳密に、届け出さえすれば後は何を、そこでは何があってもわかりません。電話は転送で本社へ回りますので。そこをもうちょっと厳格に担当課は配慮していただきたいということでご答弁願います。

先ほど副市長から図らずも紹介いただきましたが、私も今期で引退させていただきますけれども、20年間どうもお世話になりました。次の答弁をもちまして、3回目を前へ呼ばれないようによろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 西山議員2回目のご質問にお答えいたします。3回目を呼ばれんように答弁をしたいですけども、私なりの答弁をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

この組織再編に当たっては、これまでも言ってまいりましたように、組織機構の組み立て方というのは完璧なものはありません、まず認識を一つは持っています。も

う1つは、組織というのは生き物でございますから、そのときそのときの状況に応じてつくらざるを得ないということがございますので、この2点でもって今回はまず考えさせていただいたということでございますので、その点よろしくお願いいたします。

まず、先ほども申し上げましたけども、その縦割りといいますか組織的な宿命として、いろんな部署でいろんなことが考えられてというおっしゃり方が出ましたけれどまさにそのとおりでございまして、ただし、これがばらばらという表現はちょっと悪いかもしれませんが、それぞれの課長がそれぞれの考え方で持っている領域に限っての判断をされる。それが合併に当たっては特に地域の成り立ちも踏まえて、この2つの部分で仕事について臨まれておるということ、これが一つは、今、西山議員が言いました手が回りかねるといふ部分で言いますと、気が全体に回りかねるといふ部分も一方であるわけですし、ここに非常に注目をいたしまして今回の組織再編をしたということがございます。

要は、そういったそれぞれの考え方、あるいは地域の成り立ちというものを、この市としての一体感が問われている部分につきましては、これへの対応として一くくりにしたいということ。もう1つは、そのスピード感というのも求めていたい。これが組織力強化の大きな要素ではないかというふうな認識でおりまして、ここは一度、産業に絡む部分の業務を一くくりに、一まとめにしまして産業振興課として立ち上げていきたいということでございます。

ちょうど来年は振興計画の見直しの時期にも当たりますので、産業の向き合い方として一くくりに中で考えていくほうがいだろうと、すなわち時期的にも非常にタイムリーな段階での組織再編であるという考え方を持っております。

なかなか1人の課長が持つには負担が大きいのではないかというご心配ですけれども、それは西山議員がおっしゃる優秀な職員の中で対応していかざるを得ないというふうな認識をしておりますけれども、特に今回は大課制のもと、すべてが大きく広い業務を担う状況がまず前提にございます。すべてではございませんけれども、今回特に新機軸といたしまして集約をいたしますまちづくり推進課、それから政策企画財政課、あるいは健康介護支援課といったものが非常に大きく、また業務の内容も負担が重いということが新しい基軸の中で心配をされる部分もございますけれども、ここはやっぱり香美市として、新しいまさに基軸の中で新しい香美市としての進め方をそれぞれの部署で考えていただきたいという思いでの編成案でございますので、その点ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 130万円の工事費を香南市の業者さんに受けていただいたということですが、十分なことがわかっておりませんのでお答えするのもしががかと思いますけれども、通常であればあり得ないと。ただ、こういうことが起こる可

能性としては不落の場合よね、香美市内の業者さんが1回入札へ参加しているので、その分が不落ということになると業者を変えんといかんということになって、市内業者がない場合は外へ求めるということになりますので、もしこれがこのケースであれば可能性はあると。そうでなければ通常は考えられないと思いますので、今後こういうことはまずないようにしていきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 暫時4時から時間を延長いたします。

21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 3回目来ないつもりでしたが、どうにもありませんけれども、その課の再編については承諾しかねる面があります。それは香美市の課長さん皆優秀です。しかし、この5課にわたるものをすべて1人が班長から報告を受けて判断し会に出席してやるのはとても不可能だと思うんですよ。かえっておさまりがつかんなる心配が私はあると思います。もう私はこれで終わりますので、あとこの話ができる方に9月からの議会に来てもらって続けて話をしてもらいたいと思います。

それと、先ほど123万円の消費税込みの金額です。これは営業所か支店か忘れましたが香美市に登録した業者です。登録後1週間か10日で受注してるという事例が1回ありました。それは、先ほど言いましたように実際、営業所が活動しているか、ちゃんとそういうことでやっているかを確認してないからです。それ以後そういうがはないようですけども、こんなことがないようにやはり気をつけてほしいという思いで言いましたのでよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（中澤愛水君） 答弁要りますか。

○21番（西山 武君） いや、答弁要りません。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 西山 武君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。

本日の会議はこれで延会をします。

（午後 3時55分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 6 月 2 3 日 水曜日

平成22年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年6月16日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月23日水曜日（会期第8日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

15番 依光美代子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	明石 猛	建設都計課長	宮地 和彦
会計管理者兼会計課長	野島 恵一	下水道課長	佐々木 寿幸
総務課長	法光院 晶一	環境課長	横谷 勝正
企画課長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	健康づくり推進課長	几内 一秀
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	竹内 敬
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	舟谷 益夫
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	今田 博明
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長	岡本 博臣
農政課長	中井 潤	地域振興課長	西村 博之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局次長 宮 地 一 夫 水道課長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成22年6月23日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 9番 門 脇 二三夫 君
- ② 2番 矢 野 公 昭 君
- ③ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ④ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑤ 16番 黒 岩 徹 君
- ⑥ 13番 竹 平 豊 久 君
- ⑦ 7番 千 頭 洋 一 君
- ⑧ 23番 坂 本 節 君
- ⑨ 24番 石 川 彰 宏 君
- ⑩ 4番 大 岸 眞 弓 君
- ⑪ 5番 織 田 秀 幸 君

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時02分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。15番、依光美代子君は、病気のため欠席という連絡がありました。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇君二三夫君） おはようございます。9番、門脇二三夫でございます。

議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

開会前に事務局長のほうから訂正ございました。私のほうもあります。5ページ目の「協同組合の独占禁止法除外の見直しについて」という項がありますけども、下から6行目の3分の2ぐらいの「平成22年度の食料自給率50%達成は困難」となっていますが、「平成32年度」でございますのでよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、協同組合の独占禁止法除外の見直しについてでございます。

政府が行政改革刷新会議に設置をしております規制・制度改革分科会では、重点検討項目に農協などの独占禁止法適用除外の見直しなどを上げているのであります。このため、生活クラブ生協連、日本労働者協同組合連合会、全国中小企業団体協会、全漁連、全国共済水産業協同組合連合会、全国森林組合連合会、JA全中、JA全農、JA全共連、JA厚生連、農林中央金庫、家の光協会、JA新聞連、農協観光の14団体は、本年5月10日、協同組合の独占禁止法適用除外の見直しについては世界共通の協同組合の概念を否定するものであり、到底認められないとの共同声明を発表したのであります。もし、独占禁止法の適用除外がなくなれば、生協、森林組合、漁連や農協、連合会などが行っている共同販売、共同購買、共同設備利用などが違法行為となる可能性が極めて高くなるのであります。

この独占禁止法の適用除外見直しのほか農協に係る問題としては、信用、共済事業の分離、一人一票制の見直し、准組合員の廃止など事業に支障を来たすばかりでなく、最終的には農業者、担い手の経営にとって打撃になるのであります。農業者の販売対応は限界があり、農協グループの全国ネットワークを使った対応が望まれているからであります。そして、問題なのはこの規制・制度改革分科会の委員11名のうち実際農業経営にかかわっているのは2名で、JA全中など農協グループからは入っておらず、しかも旧政権から継続している委員もいるからでございます。

本県には、野菜、果樹、花卉など園芸品を出荷販売をする高知県園芸農業協同組合連合会という専門農協連がありますが、この設置経過を見ても全国ネットワークを持った販売組織が必要なことは明らかな事実であります。

本県の園芸農業の始まりは、寛政11年、1799年、種崎の水師幾之丞が泉州堺からキュウリの種子を持ち帰ってからで、本格的な栽培は明治中期に醸熟材料を使った温床栽培の普及によってであります。大正時代には高知市比島の田内氏の発案による冷床式栽培に発展をし、昭和13年ごろには国内のみならず遠く韓国や中国まで出荷をし、その額は当時の貨幣で687万円に及んだと言われております。戦時中は経済統制のため栽培は一時中断をし、昭和24年に復活、さらにビニールフィルムの出現に伴いハウス栽培が積極的に導入をされるとともに、加温施設の充実で急速に発展をしたのであります。本県の園芸農業は天恵の気象を条件に育てられたといいながら、一方では狭い耕地と消費地から遠いというハンディキャップを負いつつ、先覚者の創意工夫とたゆまざる努力によって本県農業の中で最大の産業となったのであります。

先ほど述べました県園芸連は、県内各地の生産技術が消費地で競合するのを避けるため、大正11年、県下の園芸組合によって園芸組合連合会として設立をされたのが始まりであり、昭和7年には組織強化が行われ一元系統共販が確立をされたのであります。その後、農協法の制定によって昭和24年に郡園芸連合会を会員として組織されましたが、より一層の組織強化を図るため、昭和45年、農協を会員とする県下一円の連合会となってキュウリ、ピーマン、ナスなどの県共同計算システムの構築をしたのであります。これは県内産地間の競争を防ぎ、有利販売、すなわち農家所得の確保と市場への安定供給を目的とし、同じ日に出荷されたものは北海道市場であろうが京浜市場であろうかあるいは京阪神市場であろうが出荷日基準で計算をされるために市場間の差はなく、産地側で諸掛り経費を定めていますので産地間の価格差もなくなるという精算方法であります。

また、市場法では、一定量を安定的に出荷する産地に荷受会社が最高1000分の17の出荷奨励金を出すことが認められているのであります。

そして、本県は、限度額である1000分の17の出荷奨励金を受け取っていて、1000分の12は県園芸連の運営経費に充てられて、残る1000分の5はそれぞれの農協がそれぞれの目的に沿って活用しているのであります。ちなみに土佐香美農協は、1000分の5については農家まで還元をしておるところであります。県園芸連の販売額は年間620億円前後でございますので、1000分の17は県外から10億円以上の金額を得ているのであります。

もし、このように農業者が相互扶助を目的に必要な不可欠な組織として設立した共同販売組織が否定をされることは市、県の不利益につながるものであり、認めるわけにはいかないと考えているところでありますし、新たな食料・農業・農村基本計画で明記をしている平成32年度の食料自給率、供給熱量ベースで50%、生産額ベースで70%の達成は困難と言わざるを得ないのであります。

また、農協の信用、共済事業の分離は、この信用、共済事業で得た利益で赤字を補っている営農販売事業は中止せざるを得なくなるのであります。

私もこれらの問題については民主党県連には強く申し入れをしているところではありますが、市としても県、国に対し独占禁止法適用除外となるよう要請をすべきと考えますが、所信についてお聞かせください。

2 問目でございます。学力向上対策についてお伺いをいたします。

2009年11月30日付、日本経済新聞によりますと、大阪大学の志水宏吉教授は、1964年と2007年の全国学力テストの都道府県別結果の比較分析を行い、子どもの学力格差を生む主な要因は、都市部と地方との間の都鄙（とひ）格差から子どもと地域や家族のつながり格差へ移行したと指摘をしているのであります。

小学校6年生と中学3年生の国語と算数、数学の成績について、1964年と2007年のデータを比べますと、1番目に、過去も現在も高成績を修めている地域、香川、愛媛、富山、福井などがある一方で、いずれの時点でも成績が低迷をしている地域、北海道、高知などが存在をする。2番目に、東北や九州の各県は、かつて低い成績であったものの沖縄を除いて中以上の成績を修めるようになっており、特に秋田の躍進ぶりが著しい。3番目に、地方で大阪のようにかつては上位を占めていたが、今では下位に低迷する自治体が出てきている。

そこで、なぜそうしたことが起こったのか、子どもたちの学力に影響を与えるさまざまな要因、総人口数や年少者割合などの人口的な要因、消費支出額や生活保護率といった経済要因、学校教育費割合や大学進学率といった教育的要因など35指標と都道府県別学力成績との関連を統計的に検討した結果、都鄙格差からつながり格差へとイメージをされるとしてます。これらの指標を代表するものが持ち家率、離婚率、不登校率の3つである。持ち家率が高いほど、逆に離婚率及び不登校率が低いほどその都道府県の子どもたちの学力が高くなる結果が出てきたとしています。理由としては、持ち家率が高いことは数世代にわたってその地域に住み、近隣の人々とのつき合いが密であり、祖父母と同居し近隣に親戚がいる確率も高い。これは地域とのつながりの豊かさを指す。そして、離婚率が高いということは、少なくとも子どもたちにとっては家庭の生活の不安定さや家族関係の揺らぎを意味することが多いだろう。すなわち家庭とのつながりの問題としています。そして、いろいろな事情、要因が絡んできますが、不登校率が高いということは当該地域における子どもたちが学校とのつながりの弱体化ないしは希薄化を予想することができるのであります。そして、この3つのつながりが豊かな自治体の子どもたちの学力は相対的に高く、逆につながりが揺らいでいると思われる自治体の子どもたちの学力が低いというのが今の学力の日本の風景だとしています。

そこで、つながり格差のしわ寄せを受けやすい層に属する子どもたちの基礎学力を保障するために、今つながりを地域、家庭、学校の中で、あるいはその連携の中で再構築をしていかなければならないであるとして、1番目に、近隣社会における顔の見える関係をつくり上げていくこと。2番目に、教師と子どもたちの信頼をよりよいものにしていくこと。3番目に、豊かな人間関係のネットワークの中でこそ子どもたちは安心して

それぞれの学びを発展させていくことができるのであるとしているのであります。

数年前、兵庫県の枝物切り花産地に行った時のことですけれども、近くの小学校の下校時間で家路に向かう子どもたちが私たちに「こんにちは。」と声をかけてきましたので、私たちもそれにこたえました。子どもたちには知らない人に声をかけられたら逃げなさいなどの指導が行われていますが、子どもたちのほうから声をかけられうれしく思った出来事であります。日本では、人と顔を合わせるとあいさつをするのが常識で、これは集団生活を行うための条件であったからであります。例えば、農業をする場合、水路の手入れや農道の補修などを1人でできないことから、共同体を維持するとともに自分の存在を示すことが必要であったからでないでしょうか。こうしたあいさつは戦後の高度成長期が始まる昭和30年代から昭和40年代前半までは普通に行われてきたものであります。

しかし、地域の共同体で生活する必要がなくなったとき、すなわちサラリーマンとなり核家族が進むと、隣近所とのつき合いがなくなっても生きていける、そのことが次第に近所づき合いとともにあいさつが忘れられるようになったのではないのでしょうか。

モラロジー研究所の発行しているニューモラルによりますと、池田一さんは中堅商社のサラリーマン、奥さんの恵子さんは専業主婦、一人息子の淳一君は今年都内の大学に合格したばかりのぴかぴかの1年生、池田家はそんな家族構成でした。順風満帆に見えた池田家でしたが、思わぬ問題にぶつかってきました。優しくて明るかった淳一君が、大学入学以来ふさぎ込み部屋に閉じこもることが多くなったのです。学校にも余り行きたがりません。お父さんもお母さんもとて心配をしていました。実は淳一君は大学の人間関係で悩んでいたのです。池田家はつい昨年まで東北地方に住んでいました。しかし、お父さんが東京本社に転勤になり、また淳一君が入試に合格したことから家を売って都心のマンションに引っ越してきたのです。淳一君は、初めは晴れ晴れとした気持ちで通学を始めましたが、ところが、どうしても様子がおかしいのです。幼稚園から高校までは地元の公立学校に通っていましたが周りには常に見知った友達がいました。それが当たり前だったのです。

しかし、大学は違いました。一人として知っている人がいないのです。しかも周りは言葉の抑揚が違うように思え、淳一君はいつの間にか人に話しかけるにも抵抗を感じるようになってきました。さらに周囲の人たちは仲間内でグループ化し、まるで自分だけが疎外されてるような気持ちに陥っていたのです。一月たち二月たち、そして7月になるというのに淳一君はいまだに友達を見つけることができませんでした。学校に行っても教室の隅で1人ぼんやり過ごす日が続きました。家族3人の間には重たい空気が漂い始めました。でもどうすることもできません。

そんなある日、九州のおばあちゃんが1週間滞在する予定で上京をしてきました。一さんのお母さんです。飛行機で空港に着いたおばあちゃんを恵子さんと淳一君が出迎えタクシーでマンションに帰ってきました。そしてエレベーターに乗ったとき同じ棟の奥

さんと一緒になりました。でも恵子さんは口を聞いたことのない人でした。するとおばあちゃんは屈託のない笑顔を見せ奥さんにあいさつしました。「まあ、こんにちは。うちの家族が近所に引っ越してきていろいろお世話になります。どうかよろしくお願ひしますね。」「えっ、ああ、そうなんですか。こちらこそよろしくお願ひをします。」奥さんは戸惑った様子で返事をしました。何せ底抜けに明るいおばあちゃんなんです。12階の通路で3軒先の奥さんとすれ違ったときも同じように笑顔を見せてあいさつをしました。さすがに恵子さんも恥ずかしくなってきましたが、おばあちゃんに何も言うべき言葉が見つかりません。こうして2日もたつうちにおばあちゃんはマンションの中で3人も顔見知りをつくってしまいました。恵子さんはおばあちゃんを通じてその人たちと仲よくつき合うようになりました。

さて、そのおばあちゃんが淳一君の学校での様子に気づいたようで、そしてさりげなく淳一君に言いました。「淳ちゃん、一つだけお願ひがあるの。学校で知っている人と会ったら必ず一言あいさつをしてみよう。後生だからおばあちゃんの言うことを聞いてちょうだい。」淳一君は返事をせずあいまいに笑ってごまかしました。翌朝、学校に行ったとき、淳一君はふとおばあちゃんの言葉を思い出しました。そこで、戸惑いながら淳一君は何人かの同じ教室の男子学生に思い切って「おはよう。」と声をかけてみました。すると彼らもそれぞれ「おはよう。」と返事をしてくれました。その日の昼、学生食堂でカレーを食べていると、淳一君の背中をポンと叩く人がいます。けさほどの学生の1人です。「やあ、けさは声をかけてくれてびっくりしたよ。いつも寂しそうにしているから君のことが気になっていたんだ。おれ今野彰二って言うんだけど、みんなコンちゃんと呼んでいるからそう呼んでよ。」「僕は池田淳一、これからよろしくね。」この2人の会話は一気に弾みました。そして、地元育ちで顔の広いコンちゃんは自分の友達を次々と紹介をしてくれました。その日の夕方、淳一君はコンちゃんと彼の友達3人、計5人で駅前のファミリーレストランで待ち合わせて雑談をしました。淳一君はなぜか胸が高鳴りました。女子学生がいたということもありましたが、それ以上に友達ができたことがとてもうれしかったのです。

このことは池田淳一君が会話をすることによってつながりを再構築したということでもあります。しかし、大学生と違い小中学生の場合、特に小学校低学年の場合、自分の気持ちを伝えることが苦手かもしれませんので先生方のフォローも必要だと思います。

平成20年度、文化庁が行った国語に関する世論調査によりますと、人とつき合うときにお互いの考えていることをできるだけ言葉にあらわして伝え合うかという設問に対して38.3%の人が「はい」と答えています。平成11年の同じ調査と比較しますと12ポイントも減少していて、言葉を交わす機会が少なくなっているのです。志水教授の言っておられるつながりをつくり、基礎学力を保障するためには、地域、家庭、学校、それぞれの役割の中でよく話をするのが大切だと考えますが、所信についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） おはようございます。門脇議員の協同組合の独禁法適用除外の見直しについてお答えを申し上げます。

議員のご質問の中で詳しくふれていただいておりますように、結論から言いますと協同組合の独禁法適用除外の見直しについては阻止をしなければならないというふうに考えております。

香美市を初め高知県内の農産物は、園芸連を通じまして一元出荷体制で東京や大阪などの消費地に向けて出荷され、高い生産技術、数量のまとまりと安定供給などでブランドを確立して市場における有利販売につなげ、農家所得の向上に寄与してきました。今後も大消費地から遠隔の地にあります本市の農業が競争力を維持していくためには、さらなる系統共販の取り組み強化や生産技術の向上など、生産から流通までの産地のまとまりが不可欠と考えております。

私たちは、農家にとってどうすれば一番よいのかを考えていかなければならないと思っております。農協が独禁法の適用除外団体となったら、一般の農家は大消費地への販路を失い、せっかく築いてきました産地としてのブランドの有利性が崩壊してしまいます。

そもそも独禁法というのは、適正な競争を阻害して不当に対価を引き上げることがをさせないために定められたものであります。1つの品目は1地区だけで生産されているのではなく、幾つかの産地が競合して市場で競り合っております。このことから不当に対価を引き上げているとは考えておりません。

冒頭に述べましたように、協同組合の独禁法適用除外の見直しにつきましては、これを阻止しなければならないと考えております。県、他市町村、関係機関、団体と歩調を合わせまして、国・県等に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） おはようございます。門脇議員さんの学力向上対策についてお答えをいたしたいと思っております。

大阪大学の志水教授の考えは、学校の取り組みの成果を検証し、子どもたちの学力の底上げを図っていくことが大切であり、今回のような学力テストは教師や地域住民、あるいは保護者らが自分の地域や学校の具体的課題を把握し、それをみずからの力で解決していこうという動きを生じさせることにこそ用いられるべきである。そして、地域とのつながり、家庭とのつながり、学校とのつながり、これらの3つの基盤が、学力以前の問題として子どもにとっていかに大切であるかということ強く訴えているものであるというふうに考えています。

直接的に学力向上に結びつくということではないかもしれませんが、まさに門脇議員

がおっしゃるように、学校、家庭、地域とのつながりを再構築していくことが必要であると。学力の基礎の部分で非常に大切なことであるということについては全く同感であります。そういうつながりの中でこそ子どもたちも自分の存在意義を自覚することもできるし、学習意欲もわいてくる。また、人に認められる、そういう喜びも感じ取ることができる。そういうつながりが大切であると思います。

また、あいさつは、人と人の心のかけ橋という香美市児童の標語のとおり、あいさつから人と人とのつながりが生じてくると思います。ただ、あいさつも学校だけで、あるいは家庭だけでできることではありません。学校も家庭も地域も一つになって取り組んでこそ成果が出てくるものだと考えています。

これからも香美市の中で3者が心をつなげてあいさつ運動にも、また学力向上にも取り組んでいきたいものだと考えております。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

答弁者の中で要旨によりますと「市長」と書いてありましたが、市長にこの協同組合の独禁法適用除外の見直しについてお聞かせいただきたいと思いますが、実は、今月25日に土佐香美農協の総代会がございます。その中で独禁法適用除外の見直しを含めて先ほど言いました一人一票制、あるいは准組合員の廃止、農協、信用、共済の分離などについての反対の議決をすることとしています。

特に准組合員の廃止というので問題なのは、実際は正組合員にももちろんご協力もいただいておりますけれども、准組合員の方にいろんな信用事業とか共済事業ではご協力をいただいて農協事業というのは成り立っておるというのもありますし、それから、一人一票制、例えば企業のように出資金の多い人の意見が反映をされるというのは農協の役割とは異なる。議会制民主主義、議員場合は、議会の場合は多数決というのがありますが、農協の場合は合議制というのが基本的な運営のあり方でございますので、その点について市長の考え方、この独禁法適用除外を含めてお考えを聞かせていただきたらと思います。

先ほど申しましたように高知県園芸連では約620億円の販売額でございますので、10億円の県外からお金を引っ張って来ゆうってことです。そのほかの香川県やとか愛媛県あるいは宮崎県、和歌山県いいますと何百億円のお金はその県に入ってくる。例えば、10億円っていいますと、舟谷課長さんがおられますが、高知県の林業に使う年間予算とほぼ匹敵する金額なわけです、ご存じやと思いますけど、質問じゃないですよ、確認です。10億円になります。

それから、2番目の学力向上対策について、教育長さん、お声がちょっと出にくいようですので長いお答えによろびませんが、実は私の子どもが3人おりますけれども、一番末の子、小学校4年生、女の子ですけれどもいじめに遭いました。これは先生方のご協力、我々も話しに行きました、先生方のご協力によって解決をしたんですけれども、そ

のいじめてたほうの子どもというのは母子家庭の方でした。これは母子家庭がいかにということになしに、その子どもさんにとってはいろんなその悩みとか、お母さんも一生懸命働いてたと思います。ですけども帰りが遅いとか、家族団らんの時間がなかったということが1つの原因だったようです。

これ大事なことは、私が言いたいのは、私も大柝小学校の1年生の児童に昔遊びを教えて交流をさせていただいています。ですから、まず子どもに「さようなら」と、「だれだれ君、だれだれさん、元気かね、さようなら」という、必ず名前を呼ぶようにしています。そうしませんとやっぱり、県東部のある地域の子どもの見守り隊って言いますかね、その方が統一のジャンパーを忘れた、そうすると子どもが逃げたっていうんですね。子どもはジャンパーで覚えちゃうわけです、自分らあを守ってくれる。そうじゃなくて、やっぱり顔と顔を合わせるっていうことが大切やないかなっていうふうにごく自分自身は思っています。

それで、先ほど言いました、これは平成21年10月に文科省が主催で第21回全国生涯学習フェスティバルまなびピア埼玉2009っていうのを開催しています。そこであるエッセイ集を子どもたちから集めて、その中に文部科学大臣賞だとかいろんな賞があって7つの賞を出しています。その中で少し気に入ったっていいですか、子どもと母親のきずなというのを紹介させていただきますと、「おふろは早く入ってよ。うるさい、疲れたと言って帰ってくる私にふろに入れだの手伝えなどしつこく言うてくる母。それに冷たい言葉一つで返す、それが毎日の会話。多分、私は今反抗期でちょっとしたことで反抗したくなる年ごろなんだと思う。そんなある日、友達とけんかをして帰ってきた。仲がよかった子どもだったから悲しくて自分に味方がほしくて母に少し甘えてみた。そして死にたいとつぶやいた。そしたらきっと優しい言葉が返ってくると思ったから。でも母は思い切り私のほおにびんたをした。驚いて母を見上げると、母の目からは涙があふれ出していた。あなたが死んだら私どうやって生きていけばいいのよ。家族のきずなって深いと思った。こんなにも自分を愛してくれる、必要としてくれる、身近にあり過ぎて気づかなかった大きな愛が私を包み込んでくれた。母親ってあったかい、家族ってあったかい、もうそろそろ反抗期を抜け出して親孝行をするのも悪くないと思った。」こういうエッセイなんですけれども、私すごく先生方がご苦勞をされるんじゃないかと思うことが実はあります。1つは、うちの子にいただきますを言わせてくれるな、ちゃんと給食費は払いゆうんやという親がおられたようですね。そうじゃなくて、いただきますというのは植物、動物の命をいただいて私たちは生きていける。そしてつくってくれた人に感謝をする。もう1つは食べれることに感謝をするということがございます。

もう1つは、うちの子は小学校に上がった。ご飯を食べるときにはしがろくに持てん、学校でちゃんと教えてください、そういう親御さんがおられる、そういう社会になってきた。このことについては先生方も大変苦勞されるだろうというふうに思いますけれども、それは先ほど言いましたあいさつの中で解決のできる問題であろうと思います。き

ようあすできる問題ではないかも知れませんが、そういった意味で先生方にもご協力いただいて、教育委員会にもご努力をいただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。門脇二三夫議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

質問事項の協同組合の独禁法適用除外の見直しについての1回目、課長のほうから説明をさせていただきました。また、この内容につきましては、門脇議員も十分ご承知の中でのご質問であるわけですが、一番問題といたしましうか、こうした背景がなぜあるのかということ自体が私には解せない。民主党政権になってから農業が何か目のかたきにされたような感じを受けております。といいますのも基盤整備事業などを含め従来の予算ですか、国の予算が半減をされるなど何か余りにも理不尽なやり方が今、政府の中でまかり通っておるということを私は思っております。

そうした中の中の一部の中で、ここに先ほどの質問の中の独禁法の適用除外が出てきたわけですが、これは門脇議員も申されました内閣府の行政刷新会議のもとに設置をされております規制・制度改革分科会によりましてこの対処方針が出されておるわけですが、この分科会の基本的な考え方は、小規模な農業所の協同を支援する必要性は否定しないとしつつも、農協は組合数、取り扱い高ともに規模が大きく、一律に適用除外を認めることは独禁法制定時に制定されたとは言いがたいというふうな理由になっておるわけですが、こうしたことが一つの背景になっておるのかもしれませんが、協同組合はいわゆる小規模事業者、あるいはまた小規模農業者などが自主、自立の精神のもとによりまして、相互扶助を基礎に経済的弱者の自己自衛手段として、組織として発展をしてきたものであります。

また同時に、目的としましても、一人一人がこうしたことの中で生活困難であるとか、そうした困難の防衛をするために経済的な事業を協同して行うということで、経済的、社会的地位の向上を目指しておるわけですが、

先ほど門脇議員が述べられました一人一票制であるとか、協同組合は、利用分量配分であるとか、また、さまざまなこうした公共かつ自由な競争秩序の維持、促進を趣旨に持って位置づけがされておるわけですが、このような形で共通の基本原則というものが現在におきましても協同組合活動の不変な原則であるというふうに位置づけがされております。

しかしながら、こうした分科会によって軽視的、また外観的な条件だけをもって適用除外とするということは本当におかしな話ではないかと。かえって独占禁止法が適用除外制度を設けたときの趣旨を否定をして、かえって独占禁止法の目的をないがしろにするのではないかとというふうにこの共同声明でもうたわれております。

また、この6月25日、私も行くようになっておりますが、農協総会におきましても新たな食料・農業・農村基本計画の具体化、規制制度改革等、当面の農政課題への対応に向けた特別決議をされるということでございます。この中におきましても農協の今までの理念そうしたものもうたわれておまして、それぞれの農家、農業を守っていく上では大変大事な重要な問題であるというふうに認識をいたしております。先ほど課長から述べましたように、今後、市長会等にもこうしたことも諮りながら、こうした取り組みについての是正を求めるということを強く訴えていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 門脇議員さんの2回目のご質問にお答えします。

学校とのつながり、家庭とのつながり、地域とのつながり、もちろんどれも大切ですが、子どもにとってまず一番は家族のつながり、もっと言えばそういう中で生まれてくる家族のきずなというものが子どもにとって大きな意味を持っているのではないかというふうに思います。そこでしっかり子どもが自分は大切に見守られているという思いを持つことがスタートではないかというふうに思います。

また、先ほどのお話の中でいじめの問題もお話をされました。それぞれの学校で基本は一人一人の子どもをしっかり見詰めて授業を行っていくということを大切にしているわけですが、おっしゃるようにどこの学校にもいじめが起こる可能性というものはあると思います。そういう中で子ども一人一人をしっかり見詰めながら、子どもの表情に、行動に変化があったときすぐに声がけをしたり、また担任一人だけでなく学校全体として組織として取り組んでいくことが大切ではないかというふうに思っておりますし、校長会の中でも絶えず児童・生徒の問題行動であったり、いろいろな子どもの言動の中で心配なことを出し合って、1つの学校だけの問題としないで全体としてどうしていったらいいかという話も行っているところです。

また、今年4月には、あいさつ運動にもう一度取り組もうではないかという話をしました。先ほどお話の中にもありましたように、その小さな成果として、全然私を知らない子どもが土曜日や日曜日に道で出会ったときに「こんにちは。」という声をかけてくれる子どももふえてきております。

しかし、じゃあすべての子どもができていいのかというと、それはとてもそこまでまだいってはおけません。なかなかふだんの生活の中であいさつが行われていない状況もありますので、そういった中でいいところを認めながら、広げていけるように学校としても委員会としてもしっかり取り組んでいきたい、その小さい輪を広げていけるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 済みません。市長に伺うというよりかです確認をさせて

いただきたいところがございまして、実はですね市長のほうから民主党政権になったからというお答えをいただきました。そうではなしに、これは自民政権のときから、あのオリックスの宮内会長のときから農協解体論あるいは農業委員会の見直しっていうのが言われてきておりますし、もう1つは、今の民主党がやっています行革の刷新会議にしています規制・分科会の中では旧政権の方も継続で残っておられるということですので、民主党になったからというよりか、自民政権になったからというか、そういった意味じゃなくて、やっぱり全体の政策としてちょっとおかしいと私は感じてますので、そのあたりを返答には及びませんが1回確認をしてください。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 門脇議員、少し誤解をされちゅうかもしれません。民主党政権になってからと言いましたのは、私は予算の減額があったということを前提にいたしております。今までのいわゆる基盤整備など、農村を取り巻く環境整備に対する予算が半減をされた実態は、もうこれは否めない事実だというふうに思っております。

10年後に50%に自給率をすると言われている中で一番大事なことは農業の、農村の環境整備を図っていく、そして農業が自立をして自給率の向上を図っていくという前提がなければならないというふうに思っていますのに、そういう状況が生まれているということは大変いかなものかということを私は当初申し上げておきましたので、誤解のないようにお願いします。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、地方への国、県からの権限移譲についてお伺いをいたします。

ご承知のとおり地方交付税制下では、地方の財政力、面積、人口等もろもろの条件を換算いたしまして交付金を配分し、自治体間の財政面での格差の調整を行っております。

尾崎高知県知事は、分権によってそれぞれの長の判断で地域の実情に応じた行政サービスが提供をされるが、その結果として自治体間の行政サービスに違いが生じることは当然起こり得る。しかし、地域事情ではなく、財政力の差により地域間サービスに差が生じるものであってはならない、このように言っております。

平成19年6月、前政権下での地方分権推進委員会が行政、財政、立法、この3つの自治権を十分に備えたところの地方政府の確立ということを示しております。それに関連をいたしまして、地方の自立ということで私は6月の議会におきまして質問をさせていただきます。そのときの市長の答弁の中で、財源の伴わない権限移譲は地方の衰退を一層促進すると、このように言っております。これは先ほどの尾崎知事の、先ほど申しました尾崎知事の発言内容と文言こそ違いますが相通ずるところでありまして、私も全く同感でございます。

がしかしながら、このような地方の思いは思いといたしまして、その一方で政府は地方への権限移譲を着々と進めております。地方分権が言われ出しまして久しくなりますけれども、新政権下では地域主権ということで、財源等諸問題を抱えながらも子ども手当の支給については、2011年度より基礎部分を除いてではありますけれども市町村の裁量で支給額が決められるということで、子ども・子育て新システム検討会議で合意をされております。また、教育交付金につきましても、地方に対しその用途を細かく縛ってあったのを改め、過少ではありますけれども教育一括交付金として自由に使える方向で検討を始めております。そして、朝日新聞6月18日付、民主党マニフェストでは、2011年度には公共事業を初めとする投資への補助金を一括交付金化することになっております。そして、これは大阪府ではありますけれども、2011年度より教員人事権の市町村への移譲が行われようとしております。この教員人事権につきましても、大都市と地方ではもちろん一律にとらえることはできません。しかし、このような一連の流れから見てみましましたときに、一部分からではありましようけれども地方に対しての権限移譲はすぐそこまで来ていると認識をすべきであります。

そこでお聞きをいたします。現実味を帯びてまいりましたところの国・県からの地方に対しての権限移譲について本市としてどのような考えをお持ちであるのかをお聞きをいたしますとともに、この件に関し過去に会議、議論はされたのか、されたのであればその内容説明をあわせて問うものであります。

2点目ではありますけれども、農業関連の補助事業についてお聞きをいたします。

現在、農業関連での国・県・市からの補助事業は多数ございます。しかし、受益者負担率が高く取り組めない事業、そして負担率は低いけれども対象規模が大き過ぎ、また採択基準も非常に厳しく取り組めない事業など現実的でない補助事業が多い。簡単に言いますと、補助事業はあるけれども、特に中間どころ、この使える事業が非常に少ないということでもあります。

今、農業現場では高齢化も進んでおります。後継者も少なくなっております。農道、用配水路等、維持管理が非常に難しくなっております。少人数の受益者でも取り組むことのできる低負担での補助事業の要望が現場では非常に強くなってきております。

そこでお聞きをいたします。限られた予算、補助金の中で担当者のご苦勞も多いとは思われますけれども、このような現在の農村、農業の現状を行政としてどのように把握し、対処をしておられるのか。また、低負担での補助事業について、県・国に対しての要請状況はどのようになっておられるのか、この2点をあわせて問うものであります。

そして、3点目、子ども手当の支給対象者についてでありますけれども、これは通告文を出しました明るる日に見直しがされております。外国人対象者に対しては、2011年度から国内居住要件を課すということで見直しがされておりますので、「この支給内容は問題であり見直しの方向で提言していくべきではないのかを問う。」というところまでの削除をお願いをいたします。

そして、あともどうかと思いましたが、けさ福祉事務所長に会いますとやるぞっという顔をしておりましたので、あとちょっと若干質問をさせていただきます。

以前、住民課でちょっとお聞きをしました範囲では、外国人対象者については調査はしていないと、本市での調査はしていないと。申告後に対処をしていくことになるであろうと、このような話でありました。それに間違いはございませんでしょうか。

それと、本市でもすぐに支給が始まるわけでありますけれども、現在までに外国人対象者からの申告事例はあったでしょうか。この2点をお聞きをしまして1回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 矢野議員の地域主権についてのご質問にお答えをいたします。

地方分権という形で従来議論がなされてきました。そのやはり地域の自立を含めた中で大変大きな議論をしてきたわけでありますが、そのもとには先ほど言いましたように地域の自立ということで、自己判断、自己決定、自己責任、そういうニュアンスがよく取り上げられておりました。そして、このたび新しい政権になって地域主権という形の中で、現政権としましては政権のやっぱり一番大きな課題でありまして、一丁目一番地であるというふうによく言うておられます。

そうした中で特に地方におきましても、地方六団体におきましてもこの地域主権につきましても、さまざまな形で地方分権をしていく上でのその前提にあるもの、そうしたものを要望をしてきております。先に行われました四国の市長会におきましても、地域主権改革につきましても、地域主権改革の推進につきましてもその中身の充実について、それを図っていただくようお願いをしております。

ただ、先般この方向性を示しております地域主権戦略大綱が定められたわけでありませんが、その前にやはり地域と地方と国とが対等で協議ができるという協議の場の設定、いわゆる法制化を含めましてですが、これを強く求めてきておりましたが、国会閉会になりましたので継続審議となっております。ただ、戦略大綱の中では、一括交付金の問題であるとか、ほかにも権限移譲の問題であるとか、そうしたものが打ち出されておまして、まだまだこれから先ほど言いましたように国と地方の協議の場の設定の中でいかにあるべきかというものが協議をされていくべきことであろうというふうに思っております。

先の質問でも答えておりますが、地域主権という大変聞こえのえい、耳ざわりのえい言葉でございますけれども、財源の伴わない権限移譲などにつきましては、大変厳しい実態にあります地方の自治体としましては大変大きな問題になってこようと思っておりますので、そうした中身につきましてもきちっと協議をする、諮っていくということが大変大事ではないかというふうに思っております。

市としましてまだその中での協議はしておりませんが、今後の推移を見きわめながらさまざまな議論が必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 矢野議員の農業関連の補助事業につきましてお答えを申し上げます。

矢野議員の言われますように、使い勝手のよい補助金制度が非常に少なくなってきました。国の農業関連の補助事業の採択要件のハードルが非常に高く、また、政権交代後の事業仕分け等によりまして国の予算も大幅に削減をされ、さらに厳しい状況になっております。

県の事業につきましても、行政改革プランによりまして事業の選択、集中方針によりまして採択要件のハードルが上がっております。

地域の農業基盤整備事業につきましては、今までも有利事業を探してきました。国の政策や農業情勢の変化から採択基準や費用対効果の基準も変わり、中山間や山間地にはますます条件が不利になっているというふうに現状把握いたしております。対策としましては、各市町村が加入をしております高知県農業農村整備事業推進協議会などの各協議会がございます。その場で協議をいたしまして、要望、提案、決議によって働きかけていきたいと考えております。ちなみにこのNNの推進協議会につきまして、平成21年度10月27日から28日にかけて、島根県で全国土地改良大会がございました。そして、11月30日には東京都で水土里のつどいがございまして、その後に国会議員等に農業農村整備事業に関します提案活動を行っております。

そのようなことを通じまして働きかけをし、また、県内の他市町村、関係団体とも連携をしてみたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。矢野議員の子ども手当の支給対象者についてお答えします。

対象者に対する調査ですが、住民基本台帳及び外国人登録原票に載っている年齢が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どものいる世帯を抽出し、その世帯にお知らせまたは申請の案内を送っておりますが、海外に居住する子どもについては確認できませんので、申請を待つて申請時に証明書類によって事実関係の確認等を行っております。

今までにあった事例ですが、現在までで海外に居住する子どもを監護するケースは1件ありました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 矢野でございます。2回目の質問をさせていただきます。

これ市長にお聞きするわけですが、1点目の権限移譲につきまして市長にお聞きをいたしますけれども、国との協議の場を求めておったけれどもこれは先送りになったとい

うことと、そして今後もまたそれについて協議をしていくと。その中で現在、まだ本市においてはそういう協議、議論はなされていないと、このようなお答えであったと思われますけれども、これ私は、財源が伴う伴わないは別といたしまして、もちろん伴ったところの権限移譲が原点にはありますけれども、これ先ほども1回目の質問で言いましたように、財源が伴う伴わない別として近くに来ておると、すぐ近くに来ておると、一部分からでありましようけれども権限移譲は当然されてくるんだと、このような考えのもとにこの権限移譲がされたときには地方が自由に使えるという、こういう、単刀直入に言いますとお金が交付金ができるということで、今までであればある程度縛りがあった。使いにくい半面、その縛りの中で予算を組んでおけばよかったと。これは言い方が悪いかもしれませんが、今回は一括として来ますので、その予算を例えば教育行政で配分をいたしますときに図書費に使う、あるいはスクールカウンセラーの充実を図るんだと、そういうことになりますと、同じ中身の中で予算配分にかなり隔たりができると、偏るのではないかと。そして、その偏るべく、どうして偏ったかということの内容説明も当然各方面で求められてくるわけでございますので、この権限移譲がなされてから、もう確実になるんだという直近になってからこれを議論をするよりも、今から機会を見つけて、これはすぐ近くに来ておると私は認識をしておりますが、しばらくは来ないと思っておればそれでいいんですが、私はこれは議論をするべきでないかと、本市ではしていないと言いましたので議論をしていくべきでないかと、このように思っておりますので再度お伺いをいたします。

それと、農業関連でありますけれども、課長も使い勝手のいい事業が少なくなっておるのは事実であると、そのように答えをいただきました。そして、他市町村とも連携をとってこれからこのような要請もしていきたい、このように言いましたけれども、確かにそのとおりではあります。そのとおりではありますけれども、今現在、農業は守るべきであると、食料は自給するべきであると、それで農地も農村も守るべきであると、これは国もそして国民もそのように言っております。

しかし、先ほど答えの中にもありましたように、要請はしておるけれどもその事業は確実に減っておりますし、農村、農業も疲弊をしております。そういうときに農地を守る。確かに線引きがございまして、本市、香美市土佐山田町では線引きがございましてけれども、線引きによりまして農地は守られておりますが、私はこれは農地を守っておるとは全然とらえておりません。農地を守る、農村を守るということにつきましては、一家で農業をしておる家庭が農業によってその経営を立て一家を養っていく、これができて初めて農業を守る、農地を守ると、私はこのようにとらえております。そういう意味からして、今後、他町村と連携をとってということでありまうけれども、私は、やはりこの日本の農業を守るということにつきましては強力に、声を大にしてその農地を守り、その基盤を守るためのこういう使い勝手のいい、使い勝手のいいと言えれば語弊がありませんけれども中間どころの、現在、先ほども1回目の質問でいたしましたけれども、小さ

い事業から大きい事業まであります。しかしながら、その中間どころの、極端に言えば、金額部分にいたしましたら300万円とか500万円とか、そのような事業を今地域は求めているものであります。それも含めて地域の現状をどれぐらい把握しておるのかという質問をさせていただいたわけでありまして、今後、ぜひ今まで以上に声を大にして強い要請を県・国に上げていただきたい、連携をとりながら、各市町村と連携をとりながら上げていただきたいと、このように思っております。

昨日、西山議員でしたか、3回目の質問をしなくてもいいような答弁をと言われておりました。私もそのとおりをそのままそっくり渡します。これは課長、簡単なことです。そのとおりをやりますと一言、言っていただければもうこれで済むことですのでよろしくお願いをいたします。

それと、子ども手当につきましては、1件あったと、外国に子どもを置いて香美市に住んでおると、その方から1件あったと。この申告についてどの国の人であるのか。そして、もう1つ、どのような対処をしたのか、この1点だけお聞きをいたします。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 矢野議員の2回目の質問にお答えをします。

地域主権について、市として協議がおくれておるのではないかというふうなニュアンスのご質問であったというふうに思います。確かに地域主権という形が、特にこの最近になって強く打ち出されてきておるわけでございまして、もう既に、そうした言葉より前からもう既に地方分権という名の形でさまざまな事務事業が移譲をされてきております。これにつきましては、粛々と担当部署によりましてその事業をこなしてきておるわけではありますが、今回大きくなっておるのが一括交付金化をすることというのが一つの焦点になってきております。参議院のマニフェストには公共事業などを始めとする都市への補助金を2011年度から一括交付金化をするというふうに明記をしてございまして、その交付金化につきましても市としてどう取り扱うかということについては、先ほど言いましたようにまだ協議はしておりませんが、町村会、市長会であるとか知事会であるとかというところの中でこうしたことについて国に対して話をさせていただいている。また同時に、そうした協議ができる法制化をするべきであるということ強く申し上げておるといのが実情でございまして。

こうした中で特に地方ヒアリングといいたいまいしょうか、そうした意見を集約したものを持っておりますけれども、知事会、また市長会、町村会などの意見としましては、これまでの交付金改革というものが一括交付金によりまして従来より自由度が高まって使い勝手がよくなると。一方では、先ほど矢野議員が述べられましたように、その用途につきまして各部局といいたいまいしょうか、そうしたものの取り扱いというものが調整が必要になってくるということがございますので、そうした部分をどうするのかということ。

また同時に、一括交付金化によりまして、国が一方的に財源の捻出をし、また手段を

することによりまして、結果的に三位一体の改革のような形になりはしないかというふうな心配もいたしております。

このようなさまざまな、まだまだ課題があるということがございますので、また市としてのこの一括交付金化についての議論はしておりませんが、しかしながら移ってきた事務事業につきましては、先ほど言いましたように粛々とその事業の推進、また業務の推進を図っておるのが現実であります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 矢野議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

3回目の質問がないようにとのことですが、ちょっとハードルが高いように思います。今まで以上に強く要望しないかというお話でございます。当然そのつもりはございます。ただ、せんだってNN連絡協議会の準備会に行きましたときに、農水省への直接的なその要望、陳情は農水省のほうで断ってきておるといようなお話も聞いております。ただ、道路関係でございましたときには、国土交通省のほうにはいろいろ要望、陳情をしておるといことがございましたので、農水省にもできるんじゃないかといようなお話はその場ではさせてはいただきましたけども、ちょっとその団体では及び腰であったといように受け取りました。ただ、やっぱり西洋のことわざではございませんけれども、キーキー鳴らないと油が差してもらえない荷車の輪といようなことがございますので、声は上げていかないと届かないといふふうに考えております。昨年の経済緊急対策によりましてできた事業もございますので、今後そのようなチャンスがございましたら、即座に対応できるように各地域の状況を把握しておきたいといふふうに考えております。

以上お答えを申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 矢野議員の2回目の質問にお答えします。

対象者はどこの国であったかといことですが、これはフィリピンです。また、どのような対処をしたのかといことですが、これは外国人に係る事務の取り扱いといこととで国のほうから示されておまして、証明事項としましては、子どもおのおのの氏名、生年月日、住所及び認定請求者との続柄等の状況、また請求者等が子どもを看護し、かつ、生計を同じくし、また生計を維持していることといこととで、証明方法についての添付書類なんかも事細かくこう示されております。その中で国によってやっぱりいろいろ違いますので、そういった書類が整わないとか、そういったものもありまして、そういったことにつきましてはかわりになるようなものとか、そういったことについて県とか、県を通じて国に何度となく照会をしまして必要な書類を添付してもらって事務処理を行いました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 3回目は嫌ですが仕方ございません。

この権限移譲につきましては、市長から各市町村会等で協議を、先ほども言いましたけれども協議をしていくと、今後についてもやっていくということでもよろしくお願いたします。これはえいです。

農業関連でありますけれども、つもりはあるけれどもなかなかハードルが高いと。農水省も断ってきたと、こういうことでもあります。それで外国のことわざでありますけれども、キーキー鳴らんと油を差してくれんとか、ということは、今、農業が、非常に全体に各業種も困っていますけども食料を生産する農業、そして供給を国民にしていく農業、これが今非常に困っちゃうがですよ、はっきり言って。前も言ったかもしれんですが、何とかしてくれという声はもう通り過ぎております。はっきり言って「公昭、もうこれは百姓はだめやにゃあ。」と、「この先、日本はどうなるろうにゃあ。食うもんがないなったらどうなるろう。」と、このような声がたくさんあるがですよ、現場では。ほんで、そのキーキー鳴らんと油を差してもらえんということは、もう百姓がいかんとなったときじゃないと国は手を差し伸べてくれんと、こういうことじゃおかね。もう非常に、にんにん笑うたちいかんき。

(笑い声あり)

○2番(矢野公昭君) もうこのキーキー鳴らんと油を差してもらえんと、確かにそのとおりであります。行政かれこれは、行政、そこに市長がおりますけれども非常に要望が難しい、大事になってから対処をしてくれるということが多分行政のほうであろうと思います。そういう意味におきましてもキーキー鳴らんと油を差してくれんということでもありますけれども、そのキーキー鳴り出したらかなり手おくれということで、キーキー鳴る前にぜひ油を差していただきたいと、今後ともにこれについては要請をしていただきたい。聞いておりますか?はい。要請をしていただきたいと、このように思っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(中澤愛水君) 市長、門脇槇夫君。

○市長(門脇槇夫君) 矢野議員の3回目の質問にお答えをさせていただきます。

現実がそのような状況であるということは、お互い、私も認識をいたしております。どこに元凶があるのかということもやはりお互いが確認をし合わないかん問題じゃおと思しますので、押しつけるだけでなく、お互いが勉強し合って解決に向けて頑張っていきたいと思います。

(笑い声あり)

○議長(中澤愛水君) 暫時休憩をいたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君）

3 番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

この間、毎議会、個別施策等につきまして具体的に質問を行い、答弁をいただいていたところであります。このことをベースにしつつ、活気、活力ある香美市のために何が求められているのか、市民より評価をいただいている取り組みもあれば、市政が遠くなったとの声も聞かれる昨今、合併後 4 年を経過し、今後の本市の成長戦略を市長はいかにお持ちかという観点から、また、再任された市長が市民に対し、市政発展に向けて取り組んでいただきたい施策を具体的に伺ってまいります。よろしくお願いいたします。

最初に、産業振興策についてであります。本質問は、市として税収増を目指す、市民の収入、所得をふやすことを目指していただきたいという観点からの質問であります。

私は、常々、地域循環型経済の確立が地域活性化のかぎであると申してまいりました。大手資本算入の場合と何が異なるのか、京都大学岡田知弘教授の研究からおさらいを試みたいと思います。岡田氏は、従来型の地域開発政策はあくまでもその時代のリーディング産業を育成するための立地政策であり、その地域の総体としての発展、とりわけ住民の生活の向上や自然環境や歴史環境の保全を目指すものでなく、したがって、産業の後退が急ピッチで進むにつれて、これらに依拠した地域は不況地域に転落せざるを得なかった。また、実際には産業開発による地元企業へのトリクルダウン効果は少なく、むしろ、公害や財政赤字が地元に残る構造が生み出され、当該地域経済の持続的発展に結びつくことがほとんどなかった。あわせて従来型の地域開発が地域経済の持続的発展につながらなかった原因は、それらの投資の仕方と資金、所得の循環のあり方に求められること、すなわち一過性の投資は、それ自体が利益を生み出して自動的に再投資の循環が始まることはなく、企業誘致についても地元から一定の労働力を調達するものの、原材料や部品、サービスについては大企業であればあるほど地元より系列企業から調達する場が多くなり、稼ぎ出した企業収益の多くがやはり東京を中心とする大都市に立地する本社に還流してしまうという点から批判されております。その上で地域経済が持続的に発展するということは、毎年その地域でまとまった投資がなされることであるという経済原則に立ち返り、そのためには地域内で繰り返し再投資する力、地域内再投資力をいかに作り出すかが決定的に重要であるとし、毎年あるまとまったお金を地域内に投資することにより、そこで雇用や原材料、部品、サービスの調達を繰り返し、地域内の労働者や農家、商工業者の生産と生活を維持、拡大する力が備われば、住人一人一人の生活が成り立ち、地域経済の持続的発展が可能になると論じております。誘致企業と地元農産物等加工販売事業所の立地確率と雇用効果の違いを注目し、他力本願的な開発ではなく、地元に基づいた再投資主体をみずから意識的に形成することによって地域に仕事と所得を生み出すほうがはるかに地域の持続的発展につながると結論づけております。そして、大切なのは、再投資主体としての財政支出は民間企業の投資力が少ない過疎自治体ほど量的にも質的にも大きな役割を果たしているだけに、地域内の事業者や市民に財政支出をできるだけ還流をさせることが重要で、基礎自治体は地域経済の能動

的な形成主体たるべきだと主張しております。いずれも将来的には先細るインプットではありますが、地域にとって貴重な外貨であることに変わりはなく、地域外への流出をできるだけ防ぎ、有効に活用するための戦略は練られるべき急務の課題であると述べております。全国で取り組まれております地域経済活性化の考え方の基本線となっているところでもあります。

そこでお尋ねします。農林業、中小商工業を地域経済の柱と位置づけ、地域の自然、文化、歴史を生かした生産とサービスの提供で雇用を生み出す、このことの柱には地域経済振興条例の制定が必要と考えます。全国各地では住民の知恵と力を集め、住民参加、職員参加にて条例づくりが取り組まれています。その取り組みがまちづくりの力となり、従来の行政任せ、特定の団体任せから脱却し、真の協働が図られております。市長及び執行部におかれては条例制定に向けての取り組みを求めるところであります。見解を求めます。

次に、地域の公共を支える業者の育成、存続についていかなる努力がなされているかという点についてであります。

地域中小企業向け発注目標額を設定する、また地域中小企業に優位性を持たせるなどの独自の官公需発注の方針があつてしかるべきですが、本市の状況をお尋ねします。

2点目に、地域でできる仕事は地域の業者でやれる仕組みづくりがまだまだ弱いという点であります。公共事業の地元発注では、議会においても請願も可決されたところがありますが実態はどうなのか。経済波及しているとは言いがたい部分も見受けられます。昨日の西山議員への答弁で土木については了解をしたところではありますが、建築、水道も含め、地元受注の割合、金額等についてお尋ねします。

零細な大工さん等に至っては、拾い仕事でつないでいる状況で支援策を求める声も日増しに多くなっております。私どもの調査では、今年の申告における中小零細業者の所得は本市においては200万円以下が80%に上るという結果となっております。その点も踏まえ、3点目に、小規模工事等契約希望者登録制度についてであります。昨今の状況を見るとき広がりの方がどうか、制度の硬直化が見られるようにも感じますが、この際税等の完納条件の見直し、また50万円の限度額の引き上げを求めるところであります、いかがでしょう。仕事がなくして所得は上がらない、必然的に税等の滞納が発生する、近年まで毎年登録、申請していたけれども、仕事の1件もなかった。今は登録もできない等の声を聞くとき、各課とも本制度を積極的に推進する立場なのか、疑問を感じるところであります。よろしくお願ひします。

4点目に、耐震改修についてであります。耐震診断を受け補強、改修が必要と診断されても、実質、県・市で60万円の助成で見積もりをとれば200万円から300万円、改修が一向に進まない。市民の安心、安全に対する意識が低いわけではありません。費用負担も大きいことも事実ですが、改修することが地域経済にも貢献するという意識づけをする意味合いからも地元業者利用時は本市助成額の大幅拡充を求めるものです。

5点目に、住宅リフォーム助成制度についてであります。厳しい経済状況の中でも住宅のリフォームは市内のあちらこちらで見かける場合があります。限られたやりくりの中から予算内で可能なリフォームを行い、家屋の寿命を延ばしている現状を見ると、地域経済の波及効果が高いとの評価も得ている本制度は、施主に対しても施工者にも大きなメリットを与えます。創設の考えを伺います。

続きまして、定住人口拡大策についてお尋ねします。

今後4年間を託された市長はいかなるビジョンを持ち市政運営に取り組まれるのか、市民の最も関心を寄せる点でないでしょうか。

一つには、先ほど来述べた市民の所得を増加させる手だて、そして人口増を目指すというポイントであります。財政面からも一定順調な現在、どこまでの人口増につながる市民サービスを提供できるのか、その視点を失えば結果ハードの分野のみに財政を費やし、一本算定のときに大きなリスクを抱える可能性も秘めております。本市にはさまざまな年齢層の方々が住まわれて満足いく環境が整っております。他市と比較しても安心、安全の面でも決して劣るわけではありませんし、交通面でも近い将来のあけぼの街道の開通により町（市）としての魅力は上昇することは確実であります。

さて、そのような今しかない時期に的を得た施策を行えば必ずにぎわいの香美市も実現可能と考えます。本市の場合、交付税額を1人当たりで換算すれば約20万円であり、単純に1人増で20万円交付税がふえるというわけではありませんが、税収増の側面と何よりも人口減少に歯どめをかけることは門脇市長の命題ではないでしょうか。昨日の答弁でこの4年間、独自政策の立ち上げが弱かった。また、振興計画の見直しの時期にも当たり、財政状況の推移を見ながら課題を探り、精査しながら取り組めるものは積極的に取り組む旨の発言がありました。そこで具体的に伺ってまいります。

1点目に、家賃補助制度であります。物部町では継続されている制度であります。土佐山田町の空きマンションの現実を見ると、財政課長が先の議会でも漏らされたことも踏まえ、転居、移住してくる方々に一定の家賃助成を行う、学生等も市外居住の比率が一定ございます。本制度は新規学生が居住地を選ずる際の大きな魅力となり得ます。また、子育て世代にも保育環境の充実が図られている今、家賃補助をリンクさせれば住居決定の大きな要因となることは確実であります。お尋ねします。

2点目に、新築定住を目指すときの選択肢として住環境のよさがあります。そして、経済不況の中、限られた予算の中で新築に踏み切る現状があるとき、香美市に定住地を構えてくれてありがとうという気持ちを行政が示すことができると考えるところです。あわせて地元産材利用や、地元業者へ建築依頼によって助成金を上積みする等、有効な視点と思えますがいかがでしょうか、見解を伺います。

3点目に、団塊世代の田舎思考への対応についてであります。議員研修等において視察してきた中、空き家情報の集約と提供は最も大切であります。そして種々手続についての行政の援助は不可欠と考えます。この間、土地の取得に対しても農振の関係から何

年もかかった例も聞きます。また、賃貸の場合、家屋の貸し付けへの支援や地域の受け入れ体制づくりもいまだ貧弱であると思います。今後の取り組みについてお尋ねをします。

私は常々、子育て環境及び支援策の充実した町が定住地として子育て世代の支持を得られるわけで、本当はもっと多岐にわたり質問をしたいところですが、子育て世代から注目される次の3点について伺ってまいります。

1点目は、子どもの医療費無料化の年齢引き上げについてであります。同僚議員への答弁で課長は少子化対策として有効との認識を示され、市長も積極的に少子化対策を進める立場ならば若者定住や安心生活に寄与する旨の話でありました。予算として小学校卒業まで1,000万円、中学校卒業まで2,000万円とのことであります。国の乳幼児に対しての予算化の動きも注視すべきとも思いますが、今現在各自治体は推進の立場でその流れの中にあります。ホームページで子育て支援策充実のまちという点で検索しますと、どの自治体でも子どもの医療費無料化について義務教育終了までの期間無料ということが出てきます。子育て支援の筆頭、定番であります。この間の議論で本市でも取り組めないはずはないと確信します。年齢引き上げは現在の本市の保護者、子どもたちにも、今後転居されてくる子育て世代にも大きく歓迎される施策でありますし、先進自治体と同水準まで持っていくことを訴えます。人口増加で地域での消費が伸びる、そういう点も踏まえまして各分野での税収増も見込まれるわけです。その点からも少子化対策の面で同じスタートラインにつく必要を感じます。その一步が本制度の拡充ということであります。見解をお尋ねします。

2点目に、保育料についてであります。なかよし、あけぼのと保育サービスの充実した園の方向性も見え関心を寄せる子育て世代も多い中、保育料について、本市保育料徴収基準では同一世帯から保育所のほかに幼稚園を利用している児童も算定対象人数に含め、2人以上が入所している場合において第2子は半額、第3子以上は無料とされています。この基準での運用であれば、第3子以降の無料化の適用を受ける世帯は一握りではないでしょうか。参考のため数字をお聞かせください。

私は、第1子は何歳であろうと無条件で半額、無料の措置をとるべきと考えます。見解を求めます。

3点目、最後に学校給食費無料化についてであります。過疎対策や深刻化する少子化を食いとめる環境整備として実施自治体が増加しております。また、第2子以降の無料化を推進する自治体も相次いでおります。現在までの検討状況及び今後の課題と考えているのかお尋ねします。

重ねて申し上げます。市長、さまざまな要件から思うに、この二、三年が本市の将来を確定すると言っても過言ではないと考えるわけで、各自治体の取り組みも参考にしつつオンリーワンの施策の実現に向けて検討を深めることを提言して1回目を終わります。よろしく申し上げます

○議長（中澤愛水君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 山崎議員さんの1問目と2問目の1点目、これにつきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1問目でございますが、地域振興条例の制定ということでございます。

これは産業振興条例とも言えるかとも思いますけれども、いわゆる基本条例と言われるものであるというふうに思います。香美市も発足をしまして5年目ということでございまして、産業振興に関する基本理念等を明確にすることは必要であるというふうには思います。また、本市の基幹産業である農林業、そして中小商工業の振興に関する政策の方向性、あるいは政策に対する姿勢を示す大変重要な条例となるということでございますので、できるだけ早期に調査研究に着手するようにしたいというふうに考えております。

この基本条例の制定の意味といいますか、これにつきましては1点目としまして、地方自治体自身が中小企業ないし地域の産業を振興するという立場を、何より内部、というのは職員であったり議員であったりということでございますが、内部に対して明確にすると。

そして、2点目としまして、地域の中小企業に対して自治体のスタンスを明示することを通して自治体の考えと方向性を理解してもらおうと。

それから、3点目としまして、行政の姿勢の連続性を担保すると、そういう位置づけというふうに、これは中小企業中心に書かれた大阪市立大学の先生の論文でございますが、そういうふうにも書かれておるわけでございます。

ただ、これはあくまで基本条例でございますので、政策そのものは具体的にこの条例に示すということではございません。政策そのものは状況に応じて企画、実行を行うということにはなるわけでございます。

次に、2問目の1点目でございますが、官公需発注の方針ということでございます。

一般的に官公需と言いますのは市等が物品の購入、あるいは役務の提供、それから工事の請負、こうした契約を結ぶということが官公需と言われるものでございます。

国におきましては、官公需確保法という法律によりまして、毎年度、国等の契約に関する中小企業、さらに受注機会の増大を図るための方針を作成し閣議決定をしているということでございまして、同じその法律の第7条の規定に国の施策に準じて努力をするように地方公共団体も求められておるということでございます。

したがって、本市におきましても法令や市の財務規則、あるいは契約規則、そうしたものに抵触をしない範囲におきましては可能な限り市内業者の方々を優先をして、原則として対応をしておるということでございます。

なお、工事の請負等に関しましては、地元企業の活用、あるいは分離分割発注の増進、そして適正価格による発注をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎龍太郎議員さんのご質問の中で2点目の②と③につきまして、十分ではないかもしれませんが私のわかる範囲内でお答えをさせていただきます。

まず、公共事業の地元発注の割合、件数等でございますが、平成21年度の方ですが全体で151件ありまして、そのうち91件が香美市内で受注されております。大体パーセントで6割でございます。金額で言いますと15億2,000万円でございます。

その区分けを申し上げますと、土木につきましては市内、本店、支店とありますが、まず本店だけで申し上げますと、土木の件数72件のうち64件が市内本店がっております。これは88.9%でございます。それと建築につきましては、16件発注がございまして9件本店がっております、約56%でございます。あと水道の関係でございますが、6件発注がございまして（本店が）5件、83.3%で市内の業者がやっております。これを金額に置きかえてみますと、トータルでいきますと、平成21年度はちょっと特異な状態で庁舎建設が入っておりますので余り参考にならないかと思いますが、トータルで15億2,000万円、これが全体発注額44億4,000万円のうち34%、これは建築がかなり入っておりますので、そのうち土木と水道に置きかえますと市内本店が7億9,700万円ぐらいで86.7%です。それと本店、支店という形をとりますと、率でいきますと99.2%ぐらい、多くっております。これは建築が、先ほど申し上げましたように庁舎がありますので、市内本店だけの受注を申し上げますと3億8,000円で15.9%でございます。市内の本店、支店を合わせますと率ですと21%、それから水道は、当然、市内本店だけで3,800万円52.4%、市内本店、支店合わせますとそれで100%でございます。市内にある業者さんが全部とってあるという状況でございます。それを同じような平成20年度におきますと大体、トータルでいきますと108件のうち97件が市内の本店、支店で受注しております。これでいきますと89.9%でございます。それから、平成19年度が120件発注してございまして、市内の本店、支店で103件、85.8%、大体これでいわゆる8割5分以上の分につきましては市内業者に係るもので受注されておるというデータ的な結果でございます。なかなか細かく言えば金額とかいろいろありますけど、また後ほど来ていただければと、（お答えを）させていただきます。

次にですね小規模の工事の件でございますが、まず登録の推移につきまして簡単にご説明しますと、平成19年度が登録業者が28件、平成20年度が34件、それから平成21年度が29件という結果になってございまして、契約実績におきますと、これはまだ平成19年度、平成20年度しかデータが出ておりませんが、平成19年度におきましては28件の契約件数で286万3,732円、それから平成20年度の件数におきますと20件で157万4,821円という結果になっております。

それと、参加資格要件とかいろいろという話がございましたが、基本的にこれは地元

業者、零細業者の方に対する発注基準を設けておるという要項でございますので、この50万円の線引きにつきましては地方自治法の施行令第167条の2第1項第1号による随契ができる範囲、これはいうたら工事なんかにつきましたら130万円というのがございます。それから契約とかその他について80万円とか40万円とかあります。その中で各号に係る契約以外の契約というのは50万円という定義がございます。これを準用しておるといふふうに考えております。ですから50万円以上に引き上げる予定は今のところございません。

それから、税の滞納のこの見直し等につきましても、あくまでもこれは、こういった部分を地元の方々に受注していただきたい、我々もこれを念頭に入れて発注していきたいという一つの基準でございますので、いわゆる税の滞納の救済措置としてやっておるわけではございませんので、その辺のご理解をお願いしたいというふうに思います。次に、その部分については、税の分については基本的には手前にあります指名競争入札の参加要件、中には税につきましては前年度の国税、都道府県税、市町村民税を完納している者というくくりがあります。この部分の中で、余りにもこれでは厳し過ぎるという中でここにつきましては市税とか市に関する使用料等の滞納がない証明というふうに緩和をしております。

各課の対応につきましては、実際のところ課長会とか調整の中でこれから毎年いわゆるデスクネットでこういう業者がおりますのでご利用くださいという情報は我々のほうから流しております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎龍太郎議員のご質問のうち耐震改修促進のため地元業者発注時の助成拡充をというご質問にお答えいたします。

現在、市で実施しております耐震改修助成事業は、国・県それから市の資金で補助事業として行っておりまして、耐震改修の促進を促すという目的のものでございます。助成といたしまして改修に60万円、その手前の設計費の補助といたしまして20万円、それからその手前の診断に3万円と計83万円まで助成をさせていただいております。改修をされる方につきましては、助成は多いほどよいわけでございますが、今それに上積みをするという予定はしておりません。

それから、もう1つ、その地元業者発注時にという点でございますが、発注者が市外に知り合いの業者の方がおるとか、または市外でよい技術を持った業者の方がおるといふ、そういうところの業者に改修を依頼した場合、そういう場合でも耐震改修促進という点には変わりはないので差をつけるということはできないんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の産業振興政策についてのうち住宅リフォーム助成制度に係る質問についてお答えをいたします。

現段階ではご提案の制度の創設は考えておりません。なお、提案の趣旨からいたしますれば、林業と商工との異業種間の連携の視点から研究検討の課題といたしますか余地はあると思いますことありまして、できれば来年度立ち上がります産業振興課として一元的に施策としての研究検討は考えられるのではないかというふうに思っております。

次に、定住人口拡大策に関するご質問のうち前段の3点についてお答えをさせていただきます。

まず、若者向けの家賃補助制度ですけれども、人口拡大対策の観点からはなぜ若者に限定をするのかなかなか説明が難しいのではないかと考えます。むしろ人口をふやすということであれば入ってくる人に何らかの助成制度を設けるほうがもっと効果が大きいのじゃないかというふうにも思いますし、むしろ2点目の新築時の助成制度のほうが、定住促進ということでは市人口の安定的確保という観点からもすぐれた考え方だというふうに思います。この点については来年度の総合計画の見直しの中で検討してみる価値はあるんじゃないかというふうには考えております。

次に、3点目の団塊世代の移住促進のための施策についてのお尋ねですけれども、これは既に全国各地でも取り組まれておりますけれども、全国的な傾向としてもどうも余り芳しくないようでして、本市でも吉野にお試し住宅を構えたり空き家についての問い合わせがあれば適時情報をつないだりはしておりますけれども、なかなか効果が見えないという状況でございます。一つには団塊世代の方でも再就職をする割合が極めて高くやはり従前の居住地あるいはその周辺で引き続き生活をされるということ、また従前地に住宅を構えていること。そして、一線から退いた方の中で田舎思考を持つ方が多くいることはいるのでございますけれども、やはりときにはその町と接触を持ちたいということから都市部周辺の田舎暮らしを求めるといった傾向が強いようございまして、都市部から離れた地方では生活基盤とか仕事を含めた経済基盤等相当充実した環境づくり、そういった条件整備をしなければこの取り組みはなかなか実を結ぶことは困難であると思っておりますし、率直に申し上げまして相当の経済負担を伴ってまでやるとなれば、結果に結びつくものでなければ本当に取り組む意味があるのかなというのが全国的な傾向、推移を見ての実感でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

子どもの医療費無料化の年齢引き上げについてのご質問ですが、昨日山崎晃子議員からも同じ質問がありましてお答えをさせていただきましたが、内容が変わることはありません。

（笑い声あり）

○保険課長（岡本明弘君） 県内近隣市町村も引き上げを行ってきているのが現状でして、積極的に少子化対策を進めていくということであれば少子化に対して有効な対策となると考えます。総合計画やまちづくり計画など市全体の計画の中で考えていかなければならないと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、山崎龍太郎議員の定住人口拡大策についての後段、子育て環境の充実したまちを目指しての2番目、保育料は無条件に第2子半額・第3子は保育料無料化をという質問にお答えいたします。

保育料の軽減につきましては、香美市ではご案内のように同一世帯から保育所及びほかに幼稚園を利用している児童も算定対象人数に含め、2人以上が入所している場合において第2子は保育料の半額、第3子以降は保育料無料としております。無料対象となっておりますこの第3子の現在の人数は8人でございます。このほかに昨年、平成21年10月から多子世帯の子育てにかかる経済的軽減を図るため、18歳未満の者が3人以上いる世帯における第3子以降の児童が3歳未満の場合、保育料無料としております。こちらの対象が54人おります。

議員ご提案の施策など子育て支援のサービスは実施すれば効果は期待できると思いますが、財政状況などを考慮しながらより効果的な施策を考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

定住人口拡大策として学校給食費の無料化をということですが、給食をつくるための経費のうち食材購入費について保護者に給食費として負担をしていただいております。いろいろな原材料、食材等の価格高騰により、平成21年度より小学生月額4,100円から4,500円に、中学生4,700円から5,000円に給食費を値上げさせていただきました。平成22年度当初予算において、歳入、学校給食費、現年度分と滞納繰り越し分合わせますと1億817万2,000円となっており、歳出、学校給食費については2億5,780万9,000円となっており、その約42%を占めているような状況です。このような状況のもと、現状の形で今後とも児童・生徒の心身の健全な発達のために安全で安心な給食を提供するとともに、食に関する指導も充実させたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、2回目の質問を行います。

まず、最初に、地域経済振興基本条例ですが、副市長のほうから積極的なご答弁をいただきました。重要な条例であるという認識と早期に調査研究に入りたいという部分を踏まえてですが、中小企業基本法第6条には地域公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に対しその地方公共団体の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとうたわれる中、先ほど副市長も答えられましたさまざまな側面でやはり地域産業が市の発展の基盤であり、健康で豊かな市民生活を営むためには地域産業の振興は欠かせないというこの視点、この位置づけが非常に大切であります。そして、市長の産業振興の推進者としての責任を明記することから始まり、経済発展を主体として市民も責任を共有する点、また開かれた会議により商工業者や農林業関係者等の知恵と力を結集して施策を充実させていくなど、地域の実態に即した条例制定がなされた地域ではそのことがまちづくり発展の力となっているとも伺っております。

副市長も市長も見られたかと思いますが、私のほうは釧路市の中小企業基本条例や一関市の産業振興基本条例を取り寄せてみました。その中で地域の歴史や文化そして特徴、ほんで現状分析も十二分に行って、そのための調査もかなり、やっぱりされています。そのときにやはり職員の力もかり地域住民の力もかりると。そういうことが実際に大事です。

本市には商工観光振興基本条例がありますが、やはり真に地域内経済を地域内循環型及び外資の獲得という観点から位置づけをとということであれば、早急に検討調査に入るというときにお願いしておきたいのは、やはり市職員の力や市民の力をいかに引き出すかという点であります。条例をどこかから引っ張ってきて前文等をつくって中身をやると、そういうつまらんと言ったら失礼ですがそういう手法じゃなくて、やっぱり職員の力、市民の力をいかに引き出してやるかということ踏まえて検討を具体化していただきたい。その点についてお願いを、答弁を求めます。

次にですが、発注の方針等についてですけれども、1点伺いたいのは分離分割発注についても副市長ふれられました。それを促進すると。実際そうなっているのでしょうか。私は、逆に言ったらまとめて発注してるというふうな形のほうが、具体的には申し上げませんがそういうことも聞いたりもします。やはり分離分割発注でやっぱりさまざまな業者に仕事を与えるという、してもらおうと、その観点は再度、持っているのであれば具体的に答弁をお願いしたいと思います。

地元発注の割合についてですけれども、財政課長のほうからありましたが、実際、昨日の西山議員への答弁と若干違うなという部分があったんですが、庁舎建設の絡みもあると、建築の関係で、でしたけれども、やはりそこで昨日の質問も踏襲するわけですが本店、支店という部分ですわね。やはり水道でいったら50%が本店であるけど50%は逆にいったら支店であると、そういうことであります。これは後で聞きますが随契のことについても言える部分もあろうかと思っておりますけれども、実際のところ、まだまだ具体的なやはり発注方針というものが財政課サイドなのか各課なのか、ちょっと私もわかりかねます

けど、そこら辺の方針が明確なのかなというところが私が日ごろから伺う中小零細業者の方々の話とは食い違うように思います。その点について再度答弁を求めます。

小規模についてですけれども、財政課長のほうにこれ資料、写真を渡していますけれども（資料を示しながら説明）昨年12月18日に民主商工会の経営対策部会が市の管理公園や市営住宅をウォッチングした結果であります。3月議会で公園管理について伺ったところですが、平成22年度入札予定では児童遊園整備が西町、宝町、黒土と小学校遊具改修工事等が計画としてあります。私がここで申し上げたいのは、このような状況改善には公園ごととか業種ごととかいうふうに振り分ければ小規模が利用できるんじゃないかということです。そういうふうな発想がないから本制度が硬直化してるというふうに言えるんじゃないでしょうか。多くの中小零細業者に仕事していただくと、市民から預かった税金を多くの業者、市民に還流させるという点についてお願いします。塗装関係やトイレ、便器、それから看板さまざまあります。市長ぜひごらんください。

それと、要件緩和については、財政当局としてはなかなか考えてないという、救済措置ではないという部分も言われました。私もこれは以前も聞いたところでもありますけれども、実際、仕事をしてもらって税金を払ってもらおうと、その感覚がなかなか持てないという前回、以前の話でもありましたが、やはり先ほど申したように何回も何回も登録して業者の方もおられるんですわ。その方々には、実際のところはその人は草刈りもやる、あらゆる左官仕事もやる、その仕事をいただきたいということで。それと、もう1つの考え方としては、その方はそうやって市に申し込みをすとか対峙していくことが自分くのやっぱり仕事、それと農業もしてる方でしたけどもやっぱりアピールしていくという、そういう強い信念でやっていたんですが、この不景気で仕事が全然なくなって結局税等の滞納で仕事を1件もらえず小規模からは撤退したというふうな状況があります。

私はやっぱりどちらが先かという部分であるときにもう少し柔軟に、逆に言えば他市町村の小規模の例を見ますと財政課、管財係なんかがやっぱり出て行ってこの制度を何とかしようということで取り組んでおられる例も、それで地元の業者の受注がふえたというようなこともあります。そこではやはり、先ほど登録の人数等も伺ったんですが、やはり余り進展していないという部分もあります。平成20年度実績で小規模150万円程度ということと言われてました。平成21年度は出てないということですが、やっぱり裏返して言いますと、やはり各課がやっぱり小規模の推進者になっていないということは、先ほどの例もとらえて見る必要はないかということも言えます。せっかくの施策を生きたものにするためにはもう少し汗をかいていただきたいというふうに考えるところであります。

関連しまして、平成20年度随契累計で約3,100万円のうち市外業者が930万円、約30%随契で市外の方が仕事されているというデータを持っております。地元優先の考えが浸透しているとは言いがたいわけですが、その件も踏まえまして現実的にや

はりそこら辺のところは改善の余地があると思います。

耐震についてですが、実際のところはそれ以上の答弁はないとも思っていますが、一つはやっぱり認識が違うというのは、耐震を進めていくという政策上のことであって市外、市内で差をつけないという視点であります。やはり耐震の関連の登録をしている業者はそんなに多いわけではありません、本市においても。その業者にもやはり、平成20年度実績で10件ぐらいでしたかね、実際耐震改修をやられたのが、間違っていたら指摘してもらいたいです。やはり地元の仕事をしてもらうというその観点はこの制度においても大事というふうに思います。その点で現在のところは上積みはないということですが、私は再考をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

住宅リフォーム助成制度についてですが、全体的に市長にもお答えいただきたいんですが、ここに6月21日付の全国商工新聞というのがあります。市長も愛読者であるかもしれませんが、愛読してなかったら済みません。ここで、これは岩手県宮古市の記事です。人口6万5,000人の市で市の予算規模が約300億円、本市の倍というふうにとらえていいと思いますが、この地域の記事が出ていますので少し読ませていただきます。岩手県宮古市の住宅リフォーム促進補助金、スタートから2カ月で申し込み件数は1,132件と総世帯数約2万4,000世帯の5%に迫ります。その秘密はどこにあるのか。市民の目線で作られている。下請業者に直接仕事を出しているのがいい。本当に仕事が回っている。訪れた建設関連業者団体の役員がそろって口にする住宅リフォーム補助制度への評価ということで、4月からスタートした宮古市の補助制度は当初500件、5,000万円の予定がわずか2週間で431件が申請され、急ぎよ500件を追加、6月議会で市はさらに1,500件を追加する予定で計2,500件、2億5,000万円の予算規模になります。

地域内循環がということで、1つの施策でこんなに市民から反響があったのは初めてですと山本市長は驚きを隠さないと。制度設計の中で市が苦心したのは業者のニーズと市民のニーズを結ぶこと、制度の使いやすさ、そしてお金の地域内循環でした。宮古市では、年間50億円の普通建設費があるものの、仕事の大半を請け負うのは大手建設業者。市内の業者は下請に入るだけで地域経済の活性化に十分つながらなかったからです。市内の中小業者が元請になるような制度はできないか。4回にわたる庁内の検討会議の結果、創設したのが20万円以上の工事に10万円の補助制度であったと。

それで職人が手をかける仕事に対する補助、だから広がった、画期的と。予算が生きたお金になっていると歓迎すると。市がまとめた施工数上位業者では、トップは畳店で42件、業種も工務店、屋根塗装、板金、水洗化と多彩、そういうふうになっています。ちょっとしたリフォームをしたいという市民の声にこたえ中小業者が元請となってその仕事を受注すると、市民にとってピンポイントでどんぴしゃな制度、地元業者に仕事とお金が回り経済波及効果が大きいと。

滞納要件があるところをちょっと読んでみますが、補助金の交付申請なども業者が簡

単に代行できるよう記入例を示し使いやすさを追求。施工主の税の完納証明についても個人情報取得欄の同意するにチェックをもらえば市が納税状態を確認できるようにしたと。市主催の説明会も4カ所を実施、延べ60人が参加。これを受けて業界団体や業者が独自にビラを作成し営業活動を展開したことも制度の活用が一気に広がる力となったということで、この住宅リフォーム補助制度も助成制度も全国各地では進んでおります。地域への波及が大きいと。

条例も基本条例も制定しようという運びであるんなら、このような地域内対策、投資について、所得が上がれば税収がふえてきます。またそれは消費にも回ります。それが1つの業者に集中しても限られた消費にしか回らないし、残った分は資産となっていきます。これは数が多ければ多いほどいいですね、その受ける業者が。そして、その業者もほかの業者も使われた業者の方々も所得が上がると、こういう循環型の仕組みであります。

課長の答弁では産業振興課で一元的にということ考えていくということでありましたが、研究の度合いを深めるということでの答弁をお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。

人口定住拡大策に移ります。

家賃補助制度についてですけれども、実際のところ入ってくる人を区別するというふうな発想で私も物事を、子育て世代とここで書いたのはそれが一つの部分で、これは財政課長の弁を受けてのことでもありますので、実際のところは3月議会で言われたようにやっぱり外から入ってくる人に、子育て世代のみならずやはり家賃補助と。空きマンションの状況は濱田課長はつかんでると思います。実際入居状況はつかんでるでしょうか、学生向け、家族向け、わかればお願ひします。

私の見るところではやっぱり悪化の方向であると思います。まだまだできてるんですが空室が目立ってる。入居率が70%が採算ラインとも伺ってます。マンション経営として成り立ってないところも見受けられるとき、本市のまちづくりの観点からもマイナスととらえられがちな空きマンション対策が有効に働けば費用対効果は何倍にもなるはずであります。また、本市の居住条件等からくる他市ではできない制度ではないでしょうか、再度お願ひします。

新築助成については検討の価値があるというふうなことはお答えいただいたわけですが、県は森林認証制度導入を行い、そのことは全国的に広がり、各地で地元産材を使った新築やリフォームへの助成制度がふえております。製品の生産から消費まで追跡を行っていくトレサビリティシステム導入も研究されております。豊富な森林資源を持つ本市においては、そのような動向にも留意しつつ、市産材が本市の住宅となったとき独自の助成制度を持つべきと考えますが再度お尋ねします。

移住促進は評論家的な答えをいただきましたが、実際はそういう傾向もあるかと思いますが、やはりまちづくり推進課ということでやっていくのであれば、そこら辺のとこ

ろはやはり情報収集、それから外から来たときにやはり本人の努力任せじゃなくてやっぱり行政としての支援策というのが私は大事であると。そうでなければなかなかふえないと。都市部の周辺に田舎思考を求めるという傾向は否定はしませんが。

保育であります。

多子世帯の保育料等の軽減制度で54人と。無料の対象では8人という報告を受けました。多子世帯が第3子以降の3歳未満でしたかね、やっぱりそれで香南市らあも同じような状況ですが、それをもう少し上げるとかね、いうことはできませんかね。

その18歳条件ということについてはわからんでもないんですけども、実際のところやはり本市は国の基準からいっても保育料自体の軽減率ですわね、そんなに高いほうではないですわね。そんなに軽減しているというふうにも見受けられません。やっぱり保育料は市町村によって大変アンバランスがあります。市民負担からいっても結構この間上がったところでは高いという苦情なんかも聞いたりもします。そこら辺の研究も含めてやはり、せつくなかよし、あけぼのとできていく中で、確かに定員枠はあるからそうなかなかPRもできない部分もあるかもしれませんが、やはりこれは一つの起爆剤になると思うんですわ。そのときにサービスはいいけれども余りにも高過ぎるわというレベルの話ではいかなもんかなというふうには考えます。その点について再度答弁をお願いします。

学校給食ですけれども、なかなか難しいというところで、今回のところはそこら辺にとどめておきたいと思いますが。

いろいろ検討会らあもしてる中で、やはり、ただ、これも進んでいるところは、私は基本的にやっぱり市長に積極的に少子化対策を行う立場かどうかということは明確な答弁をいただきたいなと考えてます。それがないと乳幼児医療費の無料化のことについても、やはり市長がやっぱり人口をふやすと、少なくとも当面減らさないぞというふうな、そのことがやっぱり香美市にとって、職員の意識も上がっていくというふうに私は考えるところでありますので、そこは市長にぜひご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 山崎議員の2回目の質問でございますが、まず、地域経済振興条例、これにつきましては当然に職員あるいは団体を含めた市民の皆さん方の力を当然おかりをするし発揮をしていただくと、私1人でつくるというふうには思っておりません。なかなかこれは難しい、基本的な条例でございますので、できるだけ多くの方の参画を得てつくるということが重要であるというふうに思っております。

それから、分離発注のことでございますが、今、私が就任をしまして25日でございますが、その後及びまして保育園の事業、これは分離発注を行いました。基本的にはですね分離発注をしていくということでございますが、ただ、それではすべてかと

言われると一定の規模といいますか、分離しても余りにも小さいというふうなものにつきましても分離発注とならない、しないというケースも中には出てくるとは思いますが、原則として分離発注をしていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さん2回目のご質問にお答えします。いっぱいありましたので抜かしておればまたご指摘をしていただきます。

まず、公共工事地元発注の割合の件でございますが、基本的にですね発注につきましては、地元業者がおればそれを含んでおりますので地元発注は100%です。ただ、受注するところが若干少ないという状況ではあります。先ほど一番最初に申し上げましたのは地元のものを受けた分のパーセンテージですので、発注につきましては、土木であれば地元がおれば全部入れてありますし、水道であれば水道も全部入れてあります。そういうやり方しております。基本的に地元企業でできるものについてはすべて地元企業を入れたもので入札を行うというふうにしておりますのでよろしくお願ひします。

それと、本店、支店の件でございますが、この件につきましては、まず、なぜこういう問題が起こってきたかと申し上げますと、いわゆる合併した当時から従前まではすべて指名競争入札という形をとっております。基本的には自治法上は一般競争入札をなさいますよとなっております。それでできん場合は指名せえという形で順番にきております。その際いろいろ検討した結果、一般競争入札にすべてするわけにはいかんだろうと。だから、どういうやり方があるかという、各、南国市さんとか、それから、高知県いろいろな部分きまして制限付一般競争入札、これにつきましては地元企業を優先してやろうと。ただ、香美市内でという制限を設けたわけです。そこで、それまで指名に入っておった、いわゆる今使っておる、建設業法上の営業所、支店を置かない方も指名では入っておりました。逆に今度制限付、それで縛りますとその方は全部のきます。ですから途中で一時、10月まではとりあえずその方々も制限付に入れますよとしておりました、昨年10月から営業所につきましては、建設業法上の県に届け出した正式ないわゆる入札というか参加する所長さんとか置けるような業者じゃなけりゃいけませんよという縛りをかけました。それが現在に至っております。ですから、当然、香美市内に従前からおります本店につきましては入札にも参加ができますし、いわゆる支店、例えば高知に本店がありまして香美市に何々支店、支店長だれそれと、そこでその支店長さんが入札できるという業者さんも現在は入っております。

ただ、この後の動きにつきまして、ご存じと思いますが国交省のほうで大きな部分で、大ぐくりな部分でいいますと、いわゆるペーパーだけの検査を通過して実際いないという部分があるので十分調査しなさいよという通達が最近出てきております。四国のほうでもそういう話が動いておりますので、担当課としましては、基本的には調査をしておりますその部分が、疑わしきものがあればその業者を呼んだりなどして、ちゃんとした

営業所ですという形をとってくださいという指導は現在も既に指導はしております。

以上でございます。

それから、発注基準の明確化でございますが、これは毎年4月に入りまして契約等審議会のほうでいわゆる香美市内の業者の分につきましては、業者のランクづけとか、どれぐらいの分がどれぐらいの業者ができるとかいうランクづけは明確にしております。いわゆる今年でいえば平成22年ランク付基準というのがございまして、土木でいえばAランクの業者は全工事に入れますよとか、Bランクで6,000万円未満ですよとか、Cランクは1,500万円未満というふうな、すべてランク付を決めておりまして、この部分については随契にも及びます。当然、130万円以下の随契についても自由勝手にやってえいという理屈ではございませんので、基本的にはこれも及ぶという認識はしております。

それから、随契の3割が市外業者という話を聞いてございますが、この件につきまして、基本的には先ほど申しましたように市内業者へ発注するというふうな明確な基準がございまして、多分、不落、最初不落になったのがやむを得ず市外業者に発注したとか、それから市内に業者がいなかったとか、そういった部分の条件も絡んでこようかと思っておりますので、明確な答えにはなりませんけどそういうふうには考えます。

それから、基本的に随契につきましても香美市の指名業者じゃないと基本的には指名するわけにはいきませんので、随契もその辺のことは、たまたま抜かるときもありますけどもその辺については十分デスクネット等で流しておりますので、その辺の認識は各課ともあろうかというふうに考えております。

それから、小規模につきましては、もともと市が発注する小規模工事において市内の業者を優先的に利用しようじゃないかという発想なんです、これをつくったのは。多分、市になったときの議会等々でいろいろ出てきた部分だと思うんですね。ですから、その発想がある限りこれを利用せん手はないだとうというふうには考えておりますので、こういう発想がないから少ないとかいうふうには考えておりません。ただ、届け出が非常に偏った届け出になっておりまして、細かく言いますと大工工事等さんが8件とか9件とか多くございまして、次が内装、それから草刈り、そういった部分が多くなりまして、先ほど写真でご指摘いただきましたけどこの部分につきまして、これが特殊な工事になればこの業者がいなかったという状況も生まれます。

それから、土木の方とか電気工事とか鉄骨とかおりますけど、こういったものを鉄骨工事あなたはできますかと話をしたときにどうなんだかという部分がございまして、なかなか一概にそこまでは言えないのではないかと。ただそれと、資格要件の中に税の滞納とかいう以外に希望する業種を履行する資格とかそういった部分も明記するようになりますので、ただ、こういうのを手先が器用だから直して事故があったときの補償、責任は香美市がとらないきませんので、その辺の資格はかつちりしておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎龍太郎議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

耐震改修の件につきまして、どの制度においても地元業者の助成ということを考えるべきではないかと。そして、このご質問の場合、地元の業者さんに発注した場合は補助額の上積みをとということでございますが、市内業者に発注した場合、上積み助成金がもたらえられた場合ですが、住民の方が改修される場合は大抵、ほとんどですがリフォームを兼ねて実施される場合が多いです。それで、全体改修の中で耐震に当たる部分を補助対象としているわけですが、その施工主さんによってはそれぞれやってもらいたい業者がおるわけです。それで、耐震を促進するため、施工主、住民の方を助成するというこの制度の面で、その施主さんから仮に市外業者なら耐震改修の促進にはならないのかと質問された場合、それに対して地元業者育成または助成のためという理由は言えないんじゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、住宅リフォーム助成制度についてですけれども、愛読書からの引きの部分については市長にお答えをしてもらったらよろしいかと思えますけれども、私の答弁についてもう少し前向きにということでございましたので、そういう観点からお答えいたしますけれども、まず、おもしろい事業であるとは思いますが。ですから、その新しい体制の中で先ほど答弁申し上げたところですが、やはり連携というものが業種間で必要だろうと思えます。このあたりの部分では受け皿、あるいはその仕組みといったものを含めた制度設計というものをどうしていくかということもありますので、体制が整ったところでもう少し深まって検討していただければと思つての先ほどの答弁、発言でございました。

先ほど2回目の質問の中で、この制度について先進事例の中で確か2分の1の補助をどうのこうのというお話があったと思えますけれども、例えば、耐震とかいったことのリフォームの中でこういった助成を行うということであるならばそれはそれで格別の疑問もないがですけれども、ただその、例えば畳をかえたいとか直したいとかいうことに対して2分の1補助とかいうことでありますと、これは2分の1負担をできる住民の方はいいですけれどもできない方にとってみたときに果たしてどうなのかということもありますので、このやり方でやるのであれば制度設計としてしっかりしたものをつくらなければなかなか行政としての説明が難しくなる部分がありやあせんかということをちょっと思つたことでした。

次に、定住人口拡大策ですけれども、市内の空きマンション等についての入居状況、あ

るいはその実態を把握しちゅうかというお尋ねですけども、これはちょっとその状況を押さえておりません。ただですね、今年度につきましては、ご承知のように工科大が公立化をいたしましたことから昨年度までの定員割れという状況から大きく変わらしてマンションかなり埋まっておるといふ状況は耳にしております。完全にその経営が安定するほどの状況なのかどうかというところまではちょっと把握はしておりませんが、対前年でいうと改善はされた状況になるというふうにお聞きはしております。

それから、市産材利用への助成についてですけども、これは先ほど来年度行います振興計画の見直しの中で一考する価値はありはしないかというお話をいたしましたのは、単にその補助をするということだけではなくて、そのことがそのまちづくりのあり方、観点からどうなのかということ踏まえてくくりの中で検討していただきたいということで、振興計画見直しの中でやっていただけたらということをお話を申し上げたところでございます。

それと、定住対策の部分ですけども、てんで安うによそから人を呼ぶということはやっぱりせられんのではないかというふうには率直に思います。やっぱり来ていただくならいただくなりにしっかりした条件あるいは基盤整備というものをして来ていただくかといかんというふうには思いますし、むしろ現に住んでおる住民にもなかなかその手が行き届いてないということからすれば、ここら辺の兼ね合いということを考えながら定住促進、移住対策というものに臨まなければならないというふうには考えておりますので、その点よろしくお願いいたします。

以上です。

(サイレンにより中断)

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

保育料多子世帯軽減事業で対象者の第3子以降の児童の年齢3歳未満の枠を撤廃できないかというご質問ですけども、この制度は昨年施行したばかりですので現時点では考えておりません。状況を見守りながら今後の検討の参考としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 市長に答弁を求めるといふことではございましたので、山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、リフォームのことです。

この商工新聞のことだと思いますが（資料を示しながら説明）、愛読まではいっておりませんが、山崎議員にご紹介いただきまして毎月見せていただいております。大変この宮古市の住宅リフォームの促進事業についてはここ1面べったり出ております

し、3面にはこのリフォーム助成実現に向けて大分県でも諮っていくと、この協議していくというふうな記事も載っておりまして、大変参考になるといいでしょうか、大変プレッシャーもかかる記事でございまして、確か小規模事業についてもこの新聞じゃなかったかと思いますが、取り入れた経緯がございまして、先ほどリフォームの件につきましては企画課長も述べましたようにさまざまな条件もございまして、また検討課題であろうとは思いますが今後を待ちたいと思います。

また、人口の増への取り組みにつきましては、当然香美市を考えた場合に、やはり若者定住を含めそうしたものを図る必要があるわけでございまして、いろいろのご提言をいただいております。それもこれもほとんど財政を伴うものでございまして、大変貴重な提言だというふうに理解をいたします。

先日の中でもご紹介しました、民主党によりまして自民党によりまして子育ての部分につきまして保育所定員の増であるとか医療費の負担軽減、あるいはまたワクチンのサービス、そうしたことを両党とも打ち出しておるわけでございまして、一定の方向性等も国も出てくるのではないかというふうに思います。国の制度を待ちよってほいたらやるようなことじゃいかんろうと言われると思いますので、そういうことのないように研究はしていかなというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。
休憩いたします。

（午後 0時03分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、公有財産についてですが、本市においては合併して4年目を迎え、中期財政計画、香美市まちづくり計画をもとに活力あるまちづくりを進めていると考えています。今、地方自治の構造改革が進んできており、これまでも増してみずからの責任と判断で自立した地域経営を行うことが求められています。さらに少子高齢化、人口減少社会の到来など社会経済情勢は目まぐるしく変化し、ますます多様化、複雑化する市民ニーズにこたえるためには限られた財源の中で最小の経費で最大の市民サービスが提供できるよう日ごろから業務改善に努めるとともに、民間に任せたいほうが市民サービスの向上、経費の削減が期待できる事業については積極的に業務の民間、民営化や外部委託を図る必要があると考えます。

事業をどれだけこなしたかではなく、その事業を行うことによって市民にどう影響したのかといった市民全体にとっての成果を重視する考え方への転換を図っていく必要があるのではと考えます。成果に基づきコストを客観的に評価することで、行政サービスの重点化、再編に結びつける必要があります。議会としてもいち早く行財政改革推進特

別委員会を立ち上げ、法令遵守を大前提に置き、各種滞納問題、委託業務のあり方等を執行部に提言を行っていつている状況であります。

市とし公有財産の管理についてですが、本来目的があって購入した土地等については、時代の変遷と状況の変化により活用のめどが立っていないものについても多々あると考えますが、管理のあり方と今後の方向性についてはどのように考えておられるか。

次に、財産の一つの例としてであります。旧土佐山田町時代の竹串倉庫については今年4月に火災が起き、出火原因についてはまだわかりません。付近住民の方々にも多大な迷惑をかけたが、市として利活用のめどが立っていない建造物であるのなら早急に対応すべきと考えますがどうでしょうか。

2点目ですが、新庁舎の建設については議会開催時、また議員協議会において担当参事より進捗状況及び計画案について経過報告を受け、騒音等の問題が少しはあるものの事故等もなく順調に進んでいるようであります。今後、内装また完成時引っ越し、さらに旧庁舎の解体工事と、来年5月の完成に向けて安全に配慮して取り組んでいかなければならないと考えます。

建設後は分散していた教育委員会、福祉事務所、建設都計課等が1つになり事務事業の効率化、また何よりも住民サービスの向上につながるのではと考えます。施設が1つになるということは、それだけ職員数の増加、また来庁者の数も多くなるのでは考えますが、完成時の来庁者及び職員、公用車の駐車場の計画についてはどのようにしておられるか。

次に、3点目、社会体育施設についてですが、スポーツは健康、体力づくり、青少年の健全育成、生きがいづくり、地域コミュニケーションなど私たちに多大な活力をもたらしてくれます。また、人生に豊かな夢を与えてくれるものです。楽しみのためにスポーツをする人もいれば自己鍛錬や自己の限界への挑戦、健康の保持増進など、スポーツを行う目的は参加層の広がりとともに多様化しているのが現状であります。

本市においても、土佐山田地域の宝町体育館では幅広い年齢層の方々を利用しており、あいている時間のないほど利用率の高い状況があります。その団体等の方々から雨漏り等施設の改善の要望もありますが、その点についてはどうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 島岡議員さんのご質問に私のほうからお答えします。

まず、公共用地として活用されていない土地の管理のあり方、今後とも活用のめどが立っていないのをどのように考えているのかというご質問でございますが、質問の中に目的を持って取得したもの云々という言葉がございましたけども、目的を持って取得したものについては目的を持ったものに使っているというふうに考えております。もしそれが使っていない、開発公社が先行取得した土地なんかがございますけども、その分についての見直しも、先ほど議会で申し上げましたように見直しをして全部買い取って、

最終的にはどういう形をとるかという方法を今現在っております。

まず、活用されていない現実におきましてまずお断りしておきますけど、香美市内の香美市が持っている市有地の管理については決して十分でないともまずお断り申し上げておきます。現在、香北町、物部それから山田の一部につきましても地籍調査が入ってきておりますけども、その中でも我々管財が立会に行かなければならない初めて見る土地もございます。そういう状況の中で現在、担当が精いっぱいのところまで管理をしておるといふふうなことでございますので、その辺のところご理解願いたいと。

隣接等に迷惑かけている場合等があれば、連絡いただければ現在でも早急にどういう形で対応できるかというような検討をしております。

その他に現在、活用されていない市有地につきまして貸し付け申請、貸してほしいという申請があればそういう貸し付けを行い、また売却、最終的にはもう不用だから処分しようという売却可能な土地であれば随時公募により売却をしております。まず、平成20年度、私が担当になってからですが、平成20年度実績におきまして普通財産の売り払い収入として6件売ってます。これが5,321万5,723円でございます。同じく貸し付け収入として89件、483万2,927円でございます。それから、平成21年度の実績としまして売り払いが4件、これが5,196万5,387円、それから市有地の貸し付けが97件で536万7,042円という実績となっております。今後ともそういった検討を加えながら管理を、できるだけ管理はしていきたいというふうに考えております。

次に、まず、土佐山田町のこれは竹串組合の跡地の件でございますが、この竹串組合につきましては以前から放置された状態でありまして、無断で出入りできるようになっておりました。それで、平成20年5月に入口の部分にくさり等で栓をし入れないような形を、管理するという一つの意識づけをもって取り扱ってきました。

それから、平成20年3月におきまして緊急雇用の特例の交付金事業によりまして敷地内の草刈り、樹木伐採等、不法投棄ごみの片づけを現在実施しております。

先の火災発生のことにつきまして、付近住民の方々に多大な迷惑をかけたことについてはまことに申しわけないというふうに思っております。

この土地の件につきましても活用のめどが立っていないという、現在はそういう形になっておりますが、先に申し上げましたように今後これが何かに活用できるかできないかという検討を今現在しております。ここではまだ公表できません。ただ、それが年度内には決まると思います。それができないのであれば来年以降に解体工事、それから通常の普通財産として処分していくという方向になるかというふうには考えております。

次に、新庁舎完成時における来庁者及び職員用の駐車場の計画でございますが、まず、我々管財のほうを考えるにおきましては、新庁舎時にどうなるかということにつきましては既に台数計算はしております。ただ、我々管財がやる目的、駐車場の管理とするものにつきましては、来庁者の駐車場の確保、それから公用車の駐車場の確保です。それ

から余分に土地があれば職員駐車場となります。ですから職員駐車場と銘打ったものは基本的にはございません。

まず、新庁舎完成時の来庁者駐車場については、旧庁舎解体工事及び、これは現在の職員駐車場も含めたもので答弁させていただきます。旧庁舎解体及び新庁舎駐車場整備期間中は現在の来庁者駐車場として利用していただいております日曜市駐車場、これは南側でございますがそれを利用していただくというふうになります。現在、日曜市駐車場、そこにつきましては36台駐車可能でございますので、現在の状態が当分の間続くと。次に、ここの庁舎を解体して新庁舎駐車場が整備されますと来庁者用として47台、このあたりが47台駐車可能という計算になっております。

それにおきまして、まず、今現在離れております地籍調査課、健康づくり推進課等々といった部分がすべて新庁舎に入ってきますので、そこで持つておる公用車も入ってくるという想定がございます。ですから順番に今現在職員にお貸ししておる、使用させておる分も順番に職員の分が減っていくという状況が生まれてきます。そういった部分をおきますと、まず、平成22年4月に許可しておる職員、臨時職員を含んだものでしますと、新庁舎完成時にいわゆる、まずこの旧庁舎が残った完成時には76台、いわゆる職員76台分が不足します。それから、旧庁舎解体、新庁舎整備が完成しまして、なおかつ、日曜市駐車場を職員駐車場として利用した場合でも40台分不足するというふうに計算上はなります。ただ、これは、先ほどご説明申し上げましたように公用車の一元管理を初めまして公用車の台数を減らしておると。最終的にこのあたりに公用車を置けると、今の状態でいくと80台弱の公用車しか置けないという状況がありますので、まだかなりの公用車も減らしていかないかと。それと職員数も向こう何十年間で100人ぐらい減らすという構想もございますので、それに見合った部分で整備していかないといけないんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 島岡議員さんの宝町体育館についての雨漏りについてご質問を受けましたのでお答えいたします。

宝町体育館は昭和57年に建築された施設で28年を経過しております。このため大雨や台風時にはたびたび雨漏りをするようになっておりました。そのような状況が続いておりましたので、平成17年度に南側の平屋根の部分に当たる建物の防水等の修繕工事を行いました。しかし、北側の修繕工事を行っていない部分から平成19年度ごろから雨漏りが発生しておりまして、その都度、利用者や職員が対応してきているのが状況です。こういった状況ですので、今年の春には担当の職員が屋根に上がりまして雨漏りの原因調査も行っております。こういった写真も撮っておりますので（資料を示しながら説明）また構わないときに見ていただきたいと思います。

ご質問の改修につきましては、財政的な面もございますので関係課と相談しながらど

のように対応するか今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 2回目の質問をいたします。

財政課長ありがとうございます。順次道路の残地とか普通財産であるものは順次管理費や維持の手間の事情から処分していくという形、認識でいいですかね。

それと、土地を管理するときの管理上の手間と人件費と結構経費がかかるき処分していくという形と、かちっと管理ができちゅうところと、ばらつきがある土地についてはあると思っておりますがその辺はどのように考えているか。

それと、今さっきの構造物、竹串組合の倉庫であります、不審火事件もそうですがやはり無人の施設に対する地域の不安は大きいので、やっぱりその倉庫を利用して補修したり、補修して何らかの形で倉庫を使うというのがやったらわかりますが、まだ倉庫の改修もせんずつそのまま放置するよりか、今即刻そういうところに火災が起きちゅうという状況を踏まえたら私自身の考えでは解体することが先であると考えます。やっぱり安心と安全のまちづくりを推進していくような形を進めていっておるならば構造物、ほんで、だんだん人がおらんということで入ってこられる要素があるのであれば早急に解体する必要があると考えますが、もう1点その点について。

それと、駐車場であります、計画を聞いておると76台、40台とかなりの台数、職員の分についても職員はもう勝手にというような感覚でありますか。勝手にどっか確保してくださいという感じでありました。

それと、初日の質問の中で片岡議員のN T Tの社宅跡地についての有効利用の中で、N T T側はあそこをもう解体したいと。来年3月に解体する、ほんで決定するのは今年の7月やという企画課長の答弁であって企画課としては有効活用を考えていないという答弁でありましたが、市としたら職員駐車場が横に今あります。ほんで、隣接しちゅうと考えるので、そのN T Tの社宅跡地については購入するなり、財政計画上はあります？公有するなり借地でも構わないというN T Tの考えでしたら、その辺は積極的にあの土地が必要であると私自身は考えます。新庁舎の駐車場が不足しちゅう。ほんで、中央公民館もここにうんと近いので中央公民館の事業があるときは市役所の駐車場を使って中央公民館に行っているということの中で、土地の有効活用といたらあそこは買うべきやないかと思っておりますけど。それは財政上私が買えとかいうことは言えませんが、借りてでもあそこは確保するべきだと思いますがその辺についてもう1回お願いします。

そして、駐車場の台数云々は、来庁者ということを考えてときにやっぱり来庁者ということ優先的に考えて、新庁舎の近くにはやっぱり来庁者がとめられて障害者とか来庁者を優先的に配置してという形はとられるのか。そして、ひょっと駐車場の管理でかなりの台数が不足するのであれば、どこか土地の有効活用とか、もうこの近隣でそんな

かたまつた土地というのは出てきませんので駐車場の立体化を計画するとか検討するとかいう方法もあるのではないのでしょうか。長期的な視点に立ってその考えはないか。

これで2回目の質問。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 島岡議員さん2回目のご質問にお答えします。

市有地管理のばらつきというのは当然ございます。それは否定しません。かつちりできておるところもあれば活用されずに放置されておるところも基本的にはございます。ですから、基本的にかつちり管理できているところについては、売れるところは順次売って行って、貸し付けるところは貸しておるという状況でございます。

それから、黒土の件で竹串組合の件でございますが、今までどういう経過できたのか、粗筋はわかります。その部分でなぜ建物が残ってきおったかという経過もございます。ただ、簡単に建物を壊しなさいと言われてますと、これが500万円から1,000万円ぐらいお金が要るということです。我々はその中でいかにどこかの補助金、こういった事業に合わせて取り壊し費も国とかいう補助金事業に乗れないかというのを検討して今その部分を当たっておるという状況でございます。ですから、先ほど申し上げましたようにこの事業に当たらなければ、平成23年度以降に単費で持って取り壊してくるという形になろうかということでご答弁先ほど申し上げました。

次に、庁舎の部分で、まず、来庁者の駐車場につきましては、当然、現在ここが駐車場になりますのでここが来庁者の駐車場になります。それでまだ、なおかつ検討されても足りない場合は今の現在の日曜市の南が、今のまた駐車場となります。というふうに近いところから順番に動いていくと。その次に公用車の駐車場を確保しなければなりません。当然、先ほども申し上げましたように職員につきましては、勝手に確保せえという考えかと申しますと正直そのとおりであります。基本的にそこまで市費を入れて構える必要があるのかということでございます。まず、去年ですか、児童公園の南側に駐車場を確保しました。それは、なぜ確保したかと言いますと、現在そこに（中央公民館の駐車場だった場所に）庁舎が建ちます。その部分につきましては、中央公民館でイベントがあるときにそこ、使っておった駐車場がなくなります。ですから、たまたまそこに提供してることがありましたのでお借りして、その間に使わない間は職員に貸していただくという発想のもとで買っておりましたので、職員用として確保したものではありません。今お貸ししておる、職員に貸しておるものすべてが職員駐車場として確保したものは一切ございません。あいておる市有地に職員がとめておった。それからお金を取ろうという発想のもとに月額1,000円ずつ集めております。すべてそういう形をとってきておりますので、もし仮にトータルで見て、N T Tの跡地も一緒でございますけども、N T Tの跡地もそれは、利便性も考えれば一番えいところでございます。トータルで見て倉庫が足りないとか駐車場もまだ不足するとかいう部分があつて、そういった検討が十分なされて今後も必要であるという部分であればそれなりのまた対応をしていき

たいというふうに考えます。まして、いわゆる税金の上で職員のために駐車場を確保するということについてはいかなるものであるかと。もしそれがあればそれなりの大義がないとなかなか構えれんじやないかというふうに考えています。

以上です。

N T Tの跡地につきましてもトータルの面で必要であればそれなりのことについて検討していきたいと。今議会で初めてその跡地の部分が、N T T側さんの意向が我々わかりましたのでそれなりに考えていきたいと。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 16番、黒岩、私から一般質問をさせていただきます。

まず、先般の市長選挙において門脇市長におかれましては再選されました。その後今議会まで定例会がありませんでしたので、大変遅くなりましたが私からも当選のお祝いを申し上げます。門脇市長におかれては、香美市発足後2期目の市長として市民から期待されてのご当選であります。今後の門脇市政に対するものであります。

私の今回の一般質問は、まず、合併後の安定的財政運営と、そして国の政策、県の政策への対応と香美市の将来を担う子どもの将来についての質問をさせていただきたいと思えます。

まず、財政運営の質問であります。前回の定例会での一般質問での執行部の答弁におきまして、起債の運用で特に合併特例債がどうも基金の充実で、それは将来の財政運営のための基金の積み立てと解されるのではと感じた部分がありました。

ご承知のように合併特例債は10年の期限であり、そのため一定の基金の積み立てを要する経費とはなっておりますが、合併特例債を財源とする事業の項には合併市町村の一体の速やかな確立を図るため、合併市町村の均衡ある発展に資するため、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するためであります。合併特例債をその財源とすることができる基金につきましても、地域住民の連帯の強化のために設けられる基金、地域振興等のために設けられる基金となっております。私はこれらの趣旨に係る目的に沿うように願うものであります。

そのように考えてまいりますと香美市の起債の運用について、もう1つ過疎地域自立促進特別措置法による地方債、通称過疎債がございます。香美市もこの過疎債を大きく事業推進に充当しているわけではありますが、この運用は同法第6条により過疎地域自立促進市町村計画定めることができるとなっており、同市も議会の議決を経ての運用であります。

しかし、香美市は合併し5年目の市でありますので、これらの運用がバランスよくそれぞれの旧町村の上に本来の目的どおり執行されているかも注視しなくてはならないのであります。もちろん過疎計画は議会の議決を経て、それぞれの事業予算は議会の承認を得てるとの考えもあろうかと思いますが、予算の編成権及びその執行は市長以下の執

行部であります。そこで、過疎債運用での過疎計画の見直し及び評価等はどのようにされているかお伺いいたします。

次に、福祉政策についてお伺いいたします。

香美市の当面する問題では人口の自然減があります。合併時より人口は減少しております。そこで少子高齢化の問題も考えなくてはなりません。高齢者対策は高齢者医療制度と介護保険制度が重要と考えますが、これらは国の政策であります。同じく少子化対策として、国においては子ども手当が施行され今月から支給が始まりました。香美市においても当然少子化対策として子育て支援は考えなくてはなりません、国においては支給が始まったわけであり、ただ、この制度は幾つかの問題点も指摘されており、世論も賛否両論であります。本来香美市がこれを少子化対策として実施しようとするれば財政問題が大きな壁になるのではないかと思います。国においても財政問題でありましょうか、来年度の増額分は現物給付との考えが報道されております。すなわち保育園の充実や給食費の無料化などであり、また、総理及び厚生労働大臣の満額支給は難しいとの発言もありました。

しかしながら、本来香美市も少子化対策として子育て支援を考えなくてはならないときの国の政策であります。香美市としても仮にの話にはなりますが、国より地方公共団体にも財政負担を言ってきたときこれを負担するお考えがあるのかお伺いします。別に香美市として政策をお考えかもお伺いいたします。

次に、産業振興政策についてお尋ねいたします。

香美市においては産業振興政策は工業団地造成での企業誘致や農産物加工などの政策を実施しているところでありますが、県において産業振興計画が示されました。この計画で香美市も地域アクションプランでサポートを受けるわけであり、この計画の実施に当たっての尾崎知事の熱意には私も敬服するところであります。また、香美市としてもこの計画に大いに参加することを望むものであります。この計画の中に首都圏新アンテナショップのオープンが進んでいます。香美市としてこのショップに何らかの商品を参加させるお考えがおありかどうかお伺いいたします。

最後に、幼児教育についてお伺いいたします。

これについては幼保一元化の考え方が出ております。政府においては行政刷新会議で示され、県においては県教育振興基本計画にこの言葉が見られます。香美市議会においては、他県の幼稚園と保育園の一元化などの視察も実施したところであります。私も香美市の教育論議で学力テストの結果などの論議を聞くとき、次にはこのことが議論されるべきと感じた次第であります。

なお、香美市においては、保育園建設計画が優先すると考え質問を控えてまいりましたが、そろそろ議論を要する時期と思います。そこで教育施策として幼保一元化のご所見をお伺いいたします。

私からの一般質問は以上であります、私ごとで恐縮ではあります。私は委員長ゆえ

に質問を遠慮させていただいておりましたが、今回の質問を議会議員最後の質問としたいと思っております。質問内容も香美市を問うたつもりであります。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 黒岩議員さんのご質問の財政政策につきまして、過疎債運用、過疎計画及び見直し、評価等についてどのようにということでございますが、現在、過疎計画につきましては企画課が担当で掲載事業について取りまとめを行っております。

また、過疎計画への掲載事業につきましては、過疎債充当有無に関係なく過疎地域の自立促進に資する事業を広く載せるようにしております。事業に過疎債を充当しようとしている場合におきましては、過疎計画に掲載した事業が対象となっておりますので、掲載していない事業に過疎債を充当する場合はその都度変更をかけております。また、過疎計画に掲載する事業にありましても、過疎債が充当できる事業でありましても今後の財政状況とか財政指数の推移を考慮しながら運用していくと。現在も行っておりますし今後もそういった形で運用していきたいというふうに思います。

なお、平成22年度当初予算計上によりますと、過疎債対象事業として、なっておりますのは今現在の保育園の建設ほか林道の3路線等々でございます。これにつきまして4億5,000万円強と。それと、同じような部分で辺地事業債でございますが、これが市道としまして佐岡、後入、有谷線の改良事業に3,200万円。それから、先ほど出てきました合併特例債、これにつきましては庁舎建設に多く使っておりますので14億9,120万円というふうな形で掲載しております。

ただ、基本的には、充当率が過疎につきましても辺地につきましても100%で、特例債は95%でございます。ただ、それと交付税措置が70、80という形になっておりますけれど基本的には借金には変わりございません。必要でない事業については何ぼ充てれても充てないと、しないという形を今後はとっていくという形でございますので、先に財政的不安をできるだけなくするという財政計画を持っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 黒岩議員のご質問にお答えします。

少子化対策ということで子ども手当の関係ですが、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律によりまして、平成22年度に支給する子ども手当のうち児童手当等の給付の額に相当する部分は児童手当法の規定による給付ということで、例年どおり継続して香美市が負担することになっております。これに対しまして、昨年12月に全国知事会、全国市長会など地方六団体の会長名による子ども手当の地方負担に反対する緊急声明や子ども手当の地方負担についての共同声明により、子ども手当は国が全額負担すべきとの姿勢を示しております。平成23年度以降は全額国費負担で実施する方向

で協議されるのではないかとはおもっておりますが、協議の結果、子ども手当の支給に関する法律で地方公共団体の費用の負担を定められますと香美市も負担をしなければならなくなってくる。

香美市としての別の施策ですが、平成23年度以降も子ども手当は継続して実施されると思いますのでこれにかわるような施策は考えておりません。

また、平成23年度以降1人当たりの子ども手当の額1万3,000円に上積みをするとかということが言われております。上積み分は保育サービスなどの現物給付による選択を自治体にゆだねる等とか言われておりますが、具体的な内容とか金額なんかもまだ一切示されておられませんし、福祉事務所以外での課の対応にもなってくるので、まだそういったところについては検討しておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 黒岩 徹議員の産業政策について、県が進める銀座アンテナショップへ香美市の何らかの商品を参加させる考えはないかというご質問にお答えいたします。

8月21日に開業予定のアンテナショップまるごと高知は、地産外商公社が運営することになっており、県内業者から公募により商品の確保もされております。香美市の業者も何社か申請しておりまして、現在調整中とのこと。現時点でわかっている範囲では、シカのローストとソーセージがほぼ確定と聞いております。そのほか地酒、ユズやショウガ加工品など順次出品されるのではないかとおもわれます。また、地場産業である土佐打ち刃物につきましては、製品やカタログを店舗の上段で展示、フラフにつきましては、レイアウトを検討中とのことですが、空きスペースで展示できる見込みであると聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 黒岩議員さんの幼児教育についてのご質問にお答えしたいと思います。

急速に少子化が進行している中で、国は幼稚園と保育所の機能を一体化した総合施設をつくる幼保一元化施策として導入を目指しているところです。幼保一元化の主な目的としては、保育所の待機児童数の削減、そして幼稚園の定員割れ対策、また幼児教育の一貫性の確保、そして子育て支援体制の強化等が上げられております。

香美市におきましては、幼稚園は私立であるため現在支援は行っておりません。しかしながら、数年前から小学校の教員と保育園職員全員を対象にした合同研修会を開催し、近年は幼稚園にも呼びかけて豊かな心をはぐくむ高知の保・幼・小の連携あるいは滑らかな接続を図る幼・小・中の連携等の内容でお互いに学習をしてきております。

それから、もうこれは皆様ご存じのことですけれども、幼稚園と保育園の教育内容の違

いについては、保育園はゼロ歳から小学校入学前の保育に欠ける子どもを養育する児童福祉上の福祉施設であり、幼稚園は親の就労状況を問わず満3歳から小学校入学前の幼児を対象とした学校教育法上の学校であります。したがって、国の所管も保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省であり、目的も違っているところです。これらのことを踏まえながら、今後とも国の動向をしっかりと見きわめながら検討、研究を続けていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 黒岩 徹君の質問が終わりました。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平でございます。議長から改めて発言許可をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

今回2点について質問をご用意いたしましたので、よろしくご答弁をお願いいたします。

まず、最初に、市長の政治姿勢についてでございます。

本年4月2期連続無投票で再選され、門脇市政の2期目がスタートしたわけですが、この政治背景としては市長の堅実な行政手法とともに、合併に伴う市政の過渡期から早期に安定期に向かう、合併協定で打ち出されているまちづくり計画の具体的推進、そして安心、安全な、また満足度が体感できる地域づくりに取り組んでほしいという多くの市民の思いがもたらした結果であるというふうに認識するものでございます。このことは市長としても、その実直な人柄から逆に重責を背負ったと感じているのではないかと思うところです。

そうした点で1期目を担当した門脇市政の情勢を見ると、合併という過渡期にあって合併協定事項に重きを置き、さまざまな政策課題に取り組まれてきました。そうした門脇市政の軌跡を端的に表現しますと、年度ごとの決算値の示しますとおり財政の健全化を念頭に、それと並行して行政サービスの維持を図るため独自の施策も打ち出してきたこと、そして安定市政に向けて各署内、3町の融和と一体感を醸成するため市民との対話に努めてきたことなど、その行政手法は一定評価をするものでございます。

そうした中で無投票再選で2期目のスタートとなったわけですが、これを一方で見方を変えますと、選挙戦がなかったということは市長みずからの思い描く政策運営に携わる姿勢やビジョンを直接市民に鮮明に打ち出せなかったことと同時に示す機会も少なかったことと思うところです。このことは市もトップリーダーとして若干物足りなかったのではないかとと思うもので、市民としても同様でございまして、市長みずからの言葉でその政策ビジョンを語ってもらい本市の方向性をどう導いていくのか、また、それがための課題は何であるのかといった事柄について具体的に直接聞く機会がなかったということにもなります。

そこで、こうした観点からここで改めて今後4年間、市長は市民とどう向き合い、その政治姿勢や政策をどう浸透させていくのか、そして門脇市政が目指そうとする本市の

グランドビジョンをどう構築し具現化させていくのか所信をお聞きをいたします。

続きまして、2点目でございます。過疎地域自立促進特別措置法、通称過疎法でございますが、一部改正する法律の施行に伴う自立促進計画の策定の動向についてでございます。

質問の前、内容に入る前に質問通告書の表題の施行の「施」、これが「試」になっておりますので「施」というふうに訂正をお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

現在、本市を含むいわゆる過疎地域の自治体では、住民生活の安全、安心の基礎となるべきインフラ施設整備がいわゆる都市部地域と比べて依然として立ちおかれており、このことが都市と地方の格差や地域間格差を生じております。

また、こうした過疎地域自治体に共通する点として財政基盤の弱さや人口減少と高齢化に伴う農林業を含む経済活動の停滞、また集落地域の維持が困難になる限界集落の発生、そして地理的に制約を受けた状態による移動手段の確保難などさまざまな課題が生じております。特に本市の538平方キロメートルという広大な面積を有する行政区域では、市の中心部から少し外れると中山間地域に集落が点在し、行政サービスの観点からも効率が悪いのが実態であります。

そうした行政条件を改善する手だての一つとして実施されてきたのが過疎地域自立促進特別措置法、通称過疎法であり、この制度事業の活用によりこれまで上下水道や教育施設を初め各種の認可施設が整備されてきましたのは承知のとおりでございます。中でも特筆されますのが山間地域のネックでございました移動時間距離の短縮効果ではなかったかと思われまます。立ちおくれた山間地の林業、農業の生産活動や住環境の改善は、車社会の現在にあつては道路、特に生産、生活に利用する林道、農道、市道これの整備は必要不可欠なものであり、この整備がなされることによりまして中山間地域は少なからず条件が改善されてきましたのは承知のとおりです。

この整備事業の裏づけとなる財源は有利な起債と言われる過疎債であり、現在も香美市予算書にもあるとおりこの制度事業が活用され、各種の施設の整備、改善がなされているのは結構なことでございます。

こうした中で今回この過疎地域に有利に働く通称過疎法が一部改正され、本年4月1日より施行となり、執行期限が6年間延長されるとともに、過疎地域要件も平成17年国勢調査の結果に基づき追加をされまして、本市も全域が指定されたのは周知のとおりでございます。

そして、今回の一部改正では、時代に対応したより実効性のある過疎対策事業を講じるために、これまで主であったハード事業に加え集落の維持や活性化等、住民が将来にわたって安全、安心に暮らせる地域社会施策や地域医療の確保、また日常的な移動のための交通手段の確保策等、過疎対策事業債のソフト事業に対しての拡充や対象施設の追加などが盛り込まれております。この背景を考えると、過疎地域の持つ公益的機能

が認識されていると思うものであります。つまり過疎と言われる地域の特性として上げられるのは、条件不利的地域といったマイナス面は否めませんが、一方では生産活動、生活、消費活動に欠かせない食料や水の供給、そして人が住むことで維持ができる山林、田畑の保全と水源涵養や災害の抑止、またCO₂吸収などさまざまなプラス効果があることでございます。このことは単に過疎地域の住民が受ける局地的な行政福祉にとどまらず、広く国民全体の安心、安全な生活を下支えする大きな要素もはらんでいると言えます。

このようなことから本市行政も、こうした社会的情勢をも念頭に置き、関係する機関とよく連携し、財政計画、振興計画の両面にこの法制度を広く活用し、住民福祉向上と市政の浮揚につなげるべく積極的な自立促進計画の策定を行い、新たな事業展開がなされるよう望むものでございますが、この点についての現在の方針や考え方、それと動向についてお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹平議員の市長の政治姿勢についてということでお答えをさせていただきます。

この4年間のことにつきまして、竹平議員からもご紹介いただきました。この4年間といいますのは、合併直後の大変重要な時期と位置づけられたこの期間でございまして、この4年間を総括しましても私の行政運営というものは決して十分ではなかったというふうにも思っております。にもかかわらず無投票という結果をいただいて再選をされたということに対しましては、このことにつきましてはより一層の重責を負ったというふうに認識をいたしております。そして、その責務は大変大きく、また今後、その職責を忠実に果たしていかなければならないという強い思いと、その一方では、正直に言いまして果たしてこれでよかったのだろうかというふうな不安に駆られることがございます。とにかく厳しい環境下でございまして、前を向いて市政を進めていくことが私に課せられた市民の皆様への負託にこたえることであり、また心にかなうことだというふうに肝に銘じ、何事にも誠実に、そして誠心誠意の心を忘れることのないように努めていかなければならないというふうにかたく決意をいたしております。

先ほどグランドビジョンを示せということでございます。大変、私自身こうした香美市の将来の設計をつくり上げるということにつきましてはまことに不得手な部分でございまして、いつも抽象的なことばかりでございます。といいますのも、やはり今この時代に横たわっている数々の課題、諸課題について、やはりそれを確実に解決をし、そして、それとともにこの香美市のまちづくりを進めていくというのが私の手法であるわけでございます。そうした思いを理解をいただければというふうに思います。

ご承知のとおり香美市は広大な市域を持っておるわけでありまして、その総面積は約88%が山林でございまして、また、その大部分が人工林でございまして、多くは伐期を迎えておるわけでございますが、長く続きます材価の低迷というものが山村の疲弊に拍

車をかけているのではないかというふうに理解をします。その価格の回復が待ち望まれますが、多面的機能を有する山林の価格を見直すよう、これからも根気よく国に対し要望をしていかなければならないというふうに思っております。林業の再生こそが、やはりこの香美市にとっても大きな課題であるとともに、反面大きな、期待を持つことのできる要素であるというふうに思っておりますので、息の長い対応、対策になると思いますが、今後も林業政策につきましては市政の大きなウエートを占めることには変わりはないというふうに考えております。

また同時に、それぞれの地域で今日まで培ってきております、さまざまな産業の一層の振興を図りながら農商工、そして観光などと調和のとれた市政を目指すとともに、少子高齢化対策や自然環境の保全など積極的・的確な政策の展開を図りながら、香美市の木と自然、文化、こうしたものを守り、市民の皆さんが日々の暮らしの中で心の豊かさを感じながら、そこに住むことに対して満足度が少しでも高まるような、そういうことが実感できるような行政の遂行に微力ながら邁進してまいりたいというふうに思っております。

それもこれも、やはり議会の皆さん方のご指導とご協力、またご鞭撻がなければできないことでもあります。職員とともにそうしたまちづくりに向けて、全力で邁進をしてまいりたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 私のほうからは竹平議員の過疎法改正に伴う自立促進計画の策定の動向についてというご質問にお答えを申し上げます。

過疎地域支援につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以降、これまで10年間を期限として4次にわたる時限立法に基づき総合的な対策が推進されてきましたが、現行の過疎地域自立促進特別支援措置法が本年3月末日をもって執行期限を迎えながらも、過疎地域の厳しい現状を踏まえ向こう6年間を時限とし一部改正の上延長されたところでございます。

香美市としましては、現在、関係各課におきましてそれぞれ所管する事業について過疎地域自立促進市町村計画（案）の作成を行っておるところでございます。7月上旬には、市町村計画案の取りまとめを行った上、高知県と事前協議を行う予定となっております。9月定例議会、本市の場合には10月になろうかと思っておりますけれども、そのタイミングで市町村計画を上程したいと考え作業を進めておるところでございますけれども、先ほどご質問の中にもございましたように、その中では特に改正により拡充をされました支援策でありますソフト事業については、十分な検討をしていきたいと考えております。先ほどの黒岩議員さんの質問の中で、財政課長に片側に財政計画ありという部分で機先を制されるという受けとめ方をいたしておりますけれども、そうは申しましてもおよそ過疎地域の自立促進をやはり行政の柱の一つとしては持って進めていかなければならないというふうに考えておりますので、それぞれ関係各課にはしっかりした計画という

ものを示していただきたいというふうに考えております。これまでその過疎地域につきましては、およそ過疎地域における事業については網羅的に出してきた嫌いがございませぬけれども、今回の過疎法の中では説明責任というものも求めておられる部分もございませぬので、ここはしっかりその過疎地域の自立につながる事業というものを精査をしていただきながら出していただきたいということを課長会の中でも課長にはお願いしてございませぬから、そのあたりを前提に計画の部分については出してくださるものと思っております。そういったところで取りまとめをしていきたいというふうに思いますが、ここで若干、特にその竹平議員さんも関心のございませぬ拡充されましたソフト事業については、通知としてしっかり示されてございませぬので、そこを基底に取りまとめをしてございませぬということでおつなぎをませぬさせていただきますと思っております。

読み上げ的になりますけれども、少しお耳を貸していただきたいと思っております。総務大臣から都道府県知事あての通知でございませぬ、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて。」。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行については、過日別途に通知がきてございませぬけれども、それに基づいて別途通知を示すこととすることとしましたというのがこの通知でございませぬ、記としまして、1つ、「過疎対策事業債（ソフト分）は、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項において、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（基金の積み立てを含む。以下「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき、当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができるものとされてございませぬこと。このことから、過疎地域自立促進特別事業については、2に書かれる経費を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象とするものと解されるものであること。」「2、1の趣旨を踏まえた上で、各市町村において過疎地域自立促進特別事業について十分検討するとともに、過疎対策事業債（ソフト部分）は将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を対象としていることから、以下のような経費については対象とならぬものと解されることに留意をいただきたいこと。」。1つ目は、市町村の行政運営に通常必要とする内部管理費、2つ目、生活保護等法令に基づき負担が義務づけられてございませぬ経費、3つ目に地方債の元利償還に要する経費、この3つがだめだよというくくりでございませぬ、それ以外については基本的には広く認められるということになろうと思っております。細かくは別途その基準がございませぬけれども、大体こんなところで、ソフトは広く本当に拡充をされたというところでございませぬが、一方で、ここで出てきます限度額というものがござ

いまして、香美市での試算の数値というのが約11億5,000万円を限度とするということになっております。

こんなさまざまな、今回改正になりました部分の趣旨を踏まえて取りまとめ作業をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時02分 休憩）

（午後 2時12分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。平成22年第4回の定例会におきまして、一般質問につきまして2日目で14番目ということで皆さんお疲れのことと思いますが、通告書に従いまして質問いたしますので誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

私は、合併後4年間の間に、過去、毎定例会に質問した中で、特にこの強い思いのある質問事項3点につきまして再度質問させていただきます。

まず、第1点目でございますけども、国道195号のバイパスの早期実現についてお伺いいたします。

この件につきましては、本県の予岳から新佐野大橋に向けて早期実現に向けた取り組みにつきましては、平成18年5月の第3回定例会以来3回ぐらいほど質問させていただきましたし、また、先般の質問でも同僚議員がその状況をお伺いしたわけでございますが、そのときの答弁といたしまして、高知広域都市計画道路高知山田線、通称あけぼの街道が一定のめどが立った時点で県に働きかけていきたいというご答弁をいただいておりますし、合併協議の中でも本市の大動脈となる同路線の早期着手、完成には、当時の旧3町村名でも要望し、県も合併支援路線として認識をしているとのことでした。

このあけぼの街道が、平成23年度末には鏡野中学校前の交差点から高知まで全線開通する、実現となりましたが、今日、香美市民はもとより地域産業、経済発展に大きな役割をするものと期待しております。今後早期に着手、完成に向けて国道195号改良促進期成同盟会においても要望されてるということをお聞きましたが、このあけぼの街道が一定のめどが立ちました、現在、渋滞解消と通勤、通学時間短縮のためにも早期実現に向けての完成と、予定と、今後の見通しについてお伺いいたします。

ご承知のように、この予岳から新佐野大橋間の路線開設は県と高知市と本市物部川流域を結ぶ生活、産業、経済、文化の発展に、さらにベッドタウン化として定住人口増加、高知市への通学、通勤者にとりましても移動時間の短縮によりいろいろの面で地域発展に多大な貢献がされることが期待されております。また、この佐野地域から本村、香北、

物部の地域の住民にとりましては、195号のアクセス道路として地域交通の円滑化と安全、安心の確保のためにも、また、楠目、神母ノ木地区の慢性的な交通渋滞の解消にも大いに役立つと思います。この路線開通の必要性は県の幹部も認識しておりまして、前にも述べましたが当時の橋本知事も現地を視察され、合併前の旧3町村の長が県に要望をなされたと。雪ヶ峰にトンネルを掘って、ルートを計画されて概算で大体60億円が必要でなかろうかというお話がなされたとか、旧土佐山田時代にまた予岳地域のは場整備時代の用地の一部も先行取得していると、そうしたことでこの旧3町村間では合併と同時に路線開設を推進する約束であったと聞いておりますが、この路線実現に向けて地域住民は、先ほど申しましたように地域の住民の悲願であります。この件につきまして門脇市長を先頭に早期実現、期成同盟会を立ち上げて国・県に要望していただきたいと、このように考えておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

第2点目といたしまして、地籍調査事業であります。

この地籍調査事業は、土地に関しての戸籍ともいえるべき基礎となる正確な情報を把握し、土地問題の解決を図り、将来を展望した国づくりの礎となるものであります。本市では、昭和63年度より香北町の永瀬からスタートして、旧土佐山田町は平成13年度、物部町は平成10年度から実施されております。以来、継続して今日まで3町で実施いたしておりますが、調査から登記までは3カ年のスパンで事業を完結するということがあります。その中で前回にもちょっとご質問させていただきましたのですが、平成8年から平成9年の一筆地調査済みが、この14年間経過した今日もいまだに登記所に送付遅延となっておりますと、登記が結局なされていないわけでございます。特に平成8年に実施しました香北町大堀谷以西は、国の認証も受けており、既に国の認証を受けているにもかかわらず登記がされていないと。公共事業の用地買収や土地の分筆等にも地籍調査の成果が使えず、事前調査、測量に多大な労力と費用がかかり、工期の遅延等問題も派生しております。

この平成8年に実施しました、この登記所の送付遅延となっている問題点は何か、また、この解決、その時期はいつごろかをお伺いしたいと思います。

第3点目といたしまして、過日、5月31日、本市で初めての常設の専用ヘリポートが物部町神池に完成しました、落成が行われました。山間地域の市民にとりましては心強い支えができました。平成21年度には繁藤と別府峡の2カ所に建設予定とありましたが、気象条件と周囲の障害物等により予定候補地としては思わしくないという結論になりまして、この神池に決定したわけでございます。旧神池小学校跡地に完成したわけございまして、関係者のご苦勞に対しましては感謝とお喜びを申し上げたいと思います。

このヘリポートは、災害発生時の集落孤立解消とか傷病者の搬送等、地域住民にとっては大きな安心感を与えることになるでしょう。このような安心感を与える防災ヘリポートも広大なエリアを持つこの香美市には1カ所では全然物足りなくて、さらに香北、

物部、繁藤地域等、中山間にはヘリポートの設置が必要であります、ここ神池地域以外の予定候補地の検討をされているかどうか。ヘリポートの設置候補地としては気象条件、周囲の障害物、進入道路等々の条件をクリアする必要があると考えておりますが、県の消防防災航空隊、それから本市の消防等の協力を得てヘリポート場の選定についてのお考えをお伺いいたします。

ちなみに、せんだって吉村防災対策課長とも一緒にご同行をお願いしまして、高岡郡越知町に防災ヘリポートが平成21年度ですか4カ所つくられたということで一つご紹介をしておきたいと思いますが、越知町の桑藪地区の自主防災組織が、地域住民によってそのヘリポートが完成したといったことも新聞記事等に載っておりました。そのような方法で地域住民と一体となりましてこの防災ヘリポートをつくれば比較的経費も安くできるのではないかと、かように考えておりますが、そのような観点から本市にも第2第3のヘリポートをつくっていただきたいと考えておりますが、このような手法でもとれば経費も安くて整備ができるのではないかと考えますが、所見をお伺いいたしまして第1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 千頭議員の1点目の195号バイパス早期実現についてお答えをいたします。

非常に強い思いの中でこのご質問を継続していただくこと、また、前回には人口減少社会への対策の視点と、そういう観点で3月議会にもご質問をいただいております。先に経過としまして、平成7年より用地の先行取得を含め、平成18年よりの県議会、県当局への現地視察においての要望や要請を行っております。その結果として次期工区の設定には前向きな返答をいただいております。今、平成23年度末までは、認可計画区間の完了に向け工事が行われており、平成22年度の一定のめど、一定のめどと申しますのは平成22年度の予算計上が通過したという報告をいただいておりますので、その一定のめどというのは平成22年度の予算確保という視点でお答えをします。

香美市工区においても平成23年度末には完了、そして供用開始の予定です。今後のバイパス工区は、整備中の進捗を見ながら着工時期を検討すると今までも聞いておりますが、平成23年度には新規工区として予岳から新佐野大橋間を要望箇所、概算要望という状況で事業選定、また事業調整に入ることを確認をしております。

2点目の同盟会の立ち上げの考えでございますが、現在の沿線3市連携の高知県国道195号改良促進期成会は香美市合併時の推進要請をもって現在、香美市長会長のもと活動を行っております。示唆される早期実現は関係者の方々、関係当局との調整には組織づくりも重要かと考えますので、協議、検討いたします。

以上お答えしました。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、竹内 敬君。

○地籍調査課長（竹内 敬君） 千頭洋一議員の早期に登記完了についてお答えをいた

します。

まず、平成8年度、平成9年度の地籍調査事業が大変おこなわれていることにつきましておわびを申し上げます。

平成8年度は美良布、下野尻、太郎丸の各一部、面積にして1.53平方キロメートル、4,031筆につきまして調査を行っております。そして、平成18年7月7日に国の認証を受けて現在、法務局への送付遅延となっております。平成9年度は太郎丸、橋川野、萩野の各一部、面積にして3.18平方キロメートル、3,175筆につきまして調査を行っております。そして現在、国の認証手続きを目指しております。

ここまで遅延になった理由といたしましては、同時期に行われました国道195号線の歩道整備の分筆登記等による事務のおくれや、高知県土木部長通達によります赤線、青線の幅員問題では、通達どおり幅員が確保されているところとそうでないところがありその処理に時間を要しましたが、現在は通達どおり赤線は91センチメートル、青線は60センチメートルを確保するようにしております。

そして、現在、平成8年度の調査につきましては、事務が長期間滞っていた関係で土地の地権者や地目及び形状等が多く異動していると思われまますので、その権利関係等の見直しをしなければなりません。平成9年度につきましても、同様の理由により事務を行い、国の認証請求を目指しております。解決方法といたしましては、平成8年度の法務局への送付事務、平成9年度の認証請求及び法務局への送付事務につきまして、今まで以上に遅延事務に人員を配置し、早期の法務局送付を考えております。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員さんのヘリポートの件のご質問にお答えいたします。

ヘリポートにつきましては、特に南海地震等で孤立が心配される山間地に必要な施設であると考えております。平成21年度、千頭議員さんもおっしゃっておられましたですが、ヘリポートを設置しております先進地の事例、千頭議員さんにもいろいろな情報もいただきました。研究をしておりましたところ、経済危機対策臨時交付金が利用できることとなりまして、年度内ということで余り期間がありませんでしたが、用地取得に問題の少ない市有地を基本的を選ぶということで乗り出したところです。そして最終的に神池にヘリポートを設置することができました。

いろいろ候補地を調査してわかったことは、山間地のほうでヘリポートが欲しいというような場所がヘリ側にとっていかに条件が悪いかということでございました。民家があるようなところでは、大体そのあたりは山合いの底といいますか窪地になっているところがございます。ヘリの離着陸に不向きでありまして消防航空隊の許可はなかなか得られませんでした。航空隊のご意見としましては、山の頂などを見つけてそこを整地してヘリポートとしてアクセス道をつけるというようなやり方をしてもらうたらえいと

いうことでしたが、なかなかそう簡単にいかないということでした。また、そういう場所に設置をするとした場合、地震とか豪雨とかでそこへ行くまでの道路が寸断されるような場所ではいけないし、ヘリポートまで負傷者等を運んでいく側からしても困難性の少ない条件の場所を探さなければならないというようなこともあります。

以上のようにヘリポート設置は自然的条件がなかなか厳しいですので、ヘリが離着陸できて、神池はできるということになりましたですが、用地取得、それからアクセス道、そういうような可能な場所、よくよく手前から探しておいて必要性の高い地域には1つずつでも設置できるように検討していかなければならないと考えております。そして、議員さんも言われておりましたが、神池の地元の方々には大変ご協力をいただきました。設置に際しては地元のご協力は、これはもう不可欠だと思いますので、またそういうときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。それぞれご答弁ありがとうございます。

195号の予岳から新佐野大橋に向けての一つ大きな希望ができたわけでございます、どうもご答弁ありがとうございます。

前から申してますようにその高知山田線、通称あけぼの街道がめどが立ったという形で、今回早急に新規工区の決定をしていただけたらいいな、という予定のようでございます。これに向けまして一つ市長さんにお伺ひしたいんですが、合併してもう4年が経過し5年目を迎えるわけでございますが、それと、あけぼの街道も平成23年度がめどになるといったところで、先ほどから申してますように市長さんを先頭に新たに予岳から新佐野大橋に向けての期成同盟会を立ち上げて、地域の住民と一体になって前向きにどんどん応援していきたいと、こういうふうを考えておりますがそのようなご意見はいかがでしょう、ちょっとお伺ひしたいと思いますけどひとつよろしくお願ひいたします。

それと、2つ目の地籍調査事業でございますが、確かに平成8年からたちますと14年以上たつてると。非常に地域のあれでも随分現状は変わってきてるところもあろうかと思ひますが、確かに今まで新たな山田、香北、物部それぞれ地籍調査事業をしておるわけで、その間に昔の取り残していた、いわゆる言葉が悪いかもわかりませんがすえたもちのところをそのままにしておいたといった状況にあったかと思ひますが、この件につきましては、平成22年3月、この間のときにも公共用地を購入するときの分筆が、地籍調査が登記されていないので思わぬ時間がかかって結局平成21年度には事業ができなかったといったような問題点もございました。地域の住民でも何でここが、地籍調査事業はもう平成8年にやっちゅうに何でこれが使えんでというようなこともよく耳にしますけども、今後早急に、今の新しいその事業も大事でしょうけどもこの取り残しておる平成8年度、平成9年度のこの事業が早く登記所に送付していただけるよう

にひとつお願いしたいと、かように考えております。

それと、ヘリポートでございますけども、いろいろご苦労なさっておると思いますが、何かちらっとお聞きしますと、最近どっかヘリポートの候補地を調査に行ったという話もお聞きしたんですが、確かに山合いは気象条件等によっていろいろ問題点もあるんじゃないかなろうかというようなことも考えられます。私もかつては物部川沿いが、結構あそこやったらあの地域の民家も離れているしいいじゃないかなと思いましたが、意外と山の谷合いか川ぶちは気象条件が悪いというようなところで、先ほど吉村課長さんも言われましたように山の頂上まで行かなくても中腹ぐらいにある程度広い面積があったらそのあたりを地域住民との協働で整地して比較的安価でできるような方法もあるようにお聞きしてしますので、ぜひまたそのようなご検討をお願いしたいと思っております。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

国道195号線のバイパスにつきましては、先ほど課長のほうからも今の状況等を述べさせていただきました。大変、懸案事項であったわけでございますが、平成23年度に向けて今のバイパスが現在のあけぼの街道を含め完成しますと、先ほど述べさせていただきましたようにそういう方向で進めていただけるということ、何代か部長さんにもおいでいただきまして現場も見ていただいておりますので、そういう方向でいっていただけるというふうに思っております。

また同時に、これを進める上ではまだまだ用地の問題もあるわけでございますので、そうしたことも大変重要な課題になってきます。先ほどご提案いただきました組織につきましては、また関係部局初め県とも相談もしながら、どういうふうに進めていったら一番いいのかということを含めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、竹内 敬君。

○地籍調査課長（竹内 敬君） 2問目のご質問にありましたように新しい事業も行わなければいけないところでございますが、山田、物部、香北の新規に行わなければいけないところを工夫しながら新事業のほうへ人員を配置し、粛々と遅延事業が終わるようになりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 2回目のヘリポートに関するご質問にお答えいたします。

最近調査をしたと聞いたって言われましたんですが、平成21年度中に神池に最終的に至るまでに20カ所ぐらいあちこち足を運んで検討したということでございます。そして、今後ですが、一番にくるのがその、なかなかそういうふうに場所が難しいので可能地といいますか可能な場所を見つけておくと。そして、それに対してお金をつけてもらわないきませんので、その2つが実現をしましたらできるということになると思いま

す。年度始まって土地を探すということから始まったら全く時間とかが足りませんのでそういうふうな経過が必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。私は、今回、大別して2件について、内容的には3点4点になるかと思いますが質問したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目として、雇用の場確保について、中山間農業、この議員各位にお配りしてあります質問事項の欄に、最初に「雇用の場確保に山間農業」とありますが、「雇用の場確保に中山間」の、「中」を入れていただきたいと思っております。

まず、1点目として、雇用の場確保について中山間農業、林業の基盤整備についてであります。

香美市民が生活を維持して定住していくには生活のできる収入を得る場所がなければ定住はしがたい。香美市で住んで他の市町村へ出稼ぎで通勤も余り遠くないところにその働く場所があればよいのですが、やはりその職場のある近いところへ集まり定住するということが多いようであります。

それで、香美市では、テクノパークもあるし当然企業誘致に努力しなければならないと思っておりますが、香美市の産業である農業、林業の将来発展と現在の雇用の場確保の観点からも基盤整備をやらなければならないところはかなり多くあります。まず、農業では、平地ではほ場整備など区画整備事業などでかなり多くの事業が実施されて進展はありますが、山間農地は全くできていない状態であります。今後は山間農地の基盤整備を実施する必要があります。

その事業と同時に林業基盤の整備であります。これも第一の基盤整備は林道の開設であります。香美市市内の山林にも大部分は林道の開設ができましたが、現在、開設実施工事中の路線も何線かありますが、間伐事業を進めるにはまだ早急に2線、3線は正規の林道と言える道路の工事に着手する必要があります。香美市領域から香南、南国、高知市までの田畑を潤おす水源地を守り整備をするという観点からも、間伐や製品としての伐出する事業を進めるにもまずは林道がなくては経営の成り立つ林業はできないと思っております。地域によっては林道、農道兼用の効果がある事業もあると思っております。2件について対応策をお尋ねします。

次に、工事の発注について、香美市発注の工事は毎回資格のある業者、全業者を指名して競争入札がされているようではありますが、その結果、受注が偏り、工事を多く連続受注する業者、中には年間ほとんど工事の受注がない業者もあり、県外へ出ようかという業者もいるということでもあります。

この質問は西山議員さんからもこれに類似するような質問もされたわけではありますが、

業者によっては本社は南国か高知で、香美市には事務所らしい事務所もなく、わかりにくいような事務所で香美市の業者となっていることなど、もとの香美市の業者の中に非常に厳しい状況の中で従業員を抱え経営をしてる業者などさまざまであるようですが、市としてはどこの業者でも香美市に事務所を置けば、資格さえあれば入札に参加して極力安い価格で受注して工事が完成すればそれでよいということかとも思いますが、反面、深刻な問題も発生はしております。

下流域の業者が上流域の工事を受注した場合、大部分の業者は施工材料などはほとんど下流域、中には南国、高知で調達するのではないかとされておりまして、上流域の商店、特にガソリン、軽油の販売店、生コンクリート業者は3町村合併以後、不況が長く続いているということでありまして、このままでは下流域は潤っても上流域は干上がってしまうのではないかとということがささやかれております。本当に大きな不安があるということでありまして、対応策についてお聞きしたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 坂本議員の中山間農業の基盤整備の関係でご質問がございました。通告書ではせまち直しや石積みの改修工事がということで書かれておりましたが、先ほどの質問ではそれが飛ばされておりましたけれどもそれを踏まえてお答えさせていただきます。

農地というものはあくまでも個人の資産であるということであるということから、本市におきましては個人が行うせまち直しや石積みの改修など農業基盤整備については、申しわけありませんが制度化はされていません。それから、受益者が3戸以上あれば農道や水路の整備に対しまして集落営農パワーアップ事業が使えますし、また、集落営農組織の中での取り組みに対しまして助成する県単事業の中山間地域集落営農等支援事業費補助金があります。これにつきましては、事業種目としまして基盤整備事業、事業細目の中で集落営農のために地域住民みずから共同作業により行う次の事業としまして、せまち直し、耕作道整備、用排水路整備、その他集落営農の活動に関し必要と認められる事業ということで、事業費の2分の1が補助率であります。補助金の上限額が300万円となっておりますので、事業費としては600万円まで可能かというふうに考えます。

平地といいますかこの沖のほう（山手と反対のほう）では大部分が整備をされたということになっております。ほ場整備の事業につきましては、県営とか団体営とかいうのがございますが、これはかなり大きなといいますか規模が大きくなりますので中山間地にはそぐわないのかもわかりません。

あと、個人が行う部分でいえば資金の貸付制度がございますが、これはあくまでも個人が借り入れて区画整理や農道、水路の新設、改良から補修、維持管理、暗渠配水等の基盤整備ができるんですが、これが長期・低利で借りられるという制度がございます。

以上お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 坂本議員の質問に対してお答えいたします。

質問については雇用の確保などに林業の基盤整備が必要であり、林道のない山林には順次開設する必要があるが、その対応策はというご質問にお答えします。

現在、開設中の路線は、県営も含めて7路線であります。そのうち旧香北町時から起債単独事業によりまして開設されてきました林道美良布岩改線について、新規補助路線として昨年認定を受け、本年度より新規補助事業路線として開設を続行することになりました。採択の条件としておおむね施工期間が5年程度の短期間で、利用区域の面積的要件、費用対効果以外に利用区域内の森の工場での団地化、集約化が計画され、この林道の開設によりまして分岐する作業道等の路網整備が進み、確実に間伐などの森林施業が近年じゅうに継続して行われるという担保が現在必要となってきました。

また、最近におきましては、国の林業政策の見直しから林道から大型機械通行可能な作業道への整備にシフトする動きになってきております。そのことから林道開設に伴う当市の財政的負担と合わせて現規格によります新規林道開設事業に今後取り組むことは困難が予想されます。道の整備と採算のとれる間伐などの森林整備、雇用確保の対応策としましては、今後10年で木材自給率50%を目指そうとする国の森林・林業基本政策検討委員会の検討過程から効率的な森林施業を確保できる単位ごとの具体的な集約化計画、路網計画となります森林経営計画となる制度を創設しまして、森林経営を持続的に行っていくことが雇用創出など通じた山村地域などの構築に寄与するとされておりました。この制度による事業実施が路網や森林の効率的な早期整備とあわせて雇用の確保の実現につながるものと考えられます。

この事業につきましては、現在、組合が取り組んでおります香美市森林・林業再生プラン実践事業による今後10年間の地域実践計画の策定に向け、国の新たな制度が確立次第、香美市内20カ所で説明会を開催する予定となっておりますので、各地域の集約化計画や路網計画について山林所有者がまとめ、この計画策定へ参画され、事業化の合意形成が必要となりますので、地域の議員さんたちの積極的なご支援をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 西山議員さん、それから山崎議員さんに対する答弁、私とそれから財政課長2人の答弁とやや重複する内容になろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

香美市では、現在、土木、水道施設工事につきましては指名競争入札と制限つき的一般競争入札を併用をいたしております。

指名競争入札につきましては、地域活性化交付金関係、これは香美市に本社を置く業

者の方々に競争入札に参加をしてもらうということ。それから制限付きの一般競争入札ですが、これはその指名競争入札に地域活性化交付金関係、これ以外の全工事が制限付きの一般競争入札でございます。

それから、受注の偏りができるということでございますが、これは入札制度でございますのでこれは競争ということもありますので、なおかつ自治体にとりまして有利となる契約をとるという目的もございますので、なかなか偏るということを何とか偏らんよというのとはなかなか難しいことではないかと。これをするということである程度恣意的にやらないとこれはできないと思いますので、指名競争入札とあるいは制限つきでもそういう入札制度である以上は安く入札された方が基本的には勝つということでございますので、一定やむを得ないかなというふうには思っております。

それから、事務所の件でございますが、入札参加資格受け付け時に香美市業者には高知県に提出をされます建設業法上の営業所資格の写し、それから営業所の写真、地図を添付をしてもらっておると。そしてまた職員が現地へ行って調査もしておるということではございます。ただ、実態として先ほど坂本議員さんが言われたような状況が仮にあるとすれば、それについては調査の中でいま少し詳しく調査をして、そういう実態があればある面ではご遠慮いただくということもあろうかと思っております。

それから、安い価格での受注ということでございますが、全工事におきまして、契約規則に規定をされておりますように予定価格と最低制限価格を設定をいたしております。その範囲内で一番安い価格を提示をされた業者と契約をするということでございますので、確かにその範囲内であれば安い価格を提示した業者さんが勝つということでございますので、これもちょっとやむを得んかなというふうに思います。

それから、下流域と上流域とに業者を分ける考え方というのは香美市ではとっておらないということでございます。したがって、その受注工事の材料等の購入について、これはそれぞれの受注業者の方の経営方針等もあるわけでございますので、なかなかどこどこで購入をということもある面では難しいかもわかりませんが、ただ、香美市内での調達を促進をするということは、一定お願いの形になろうかと思っておりますけどそういうことは検討してみたいというふうに考えております。そうした難しいとは非常に思いますが、その際に下流域と上流域との問題でございますが、これはなかなか簡単ではないというふうに思いますので、検討はさせていただきますがご期待は余りなされないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 2回目の質問を行います。

まず、私がちょっと原稿がいっぱいありまして読み違えもしましたんですが、中井農政課長からの答弁にありましたその山間農地の基盤整備に係る補助事業の制度ですわね、それはいつからその制度が出されてどこで香美市の場合はやられておるかについてお伺

いしたいと思います。

それと、先ほど副市長さんのほうから答弁もありましたが、ただ、業者間に非常に不均衡が出ておるということの中で、県が発注する事業はこの香美市の流域で大体こう上と下を分けたような形で入札されておるという話は、これは業者から私も聞きました。というのは、やっぱり下流域で落札された業者は安い単価のコンクリを使うということで、コンクリの価格で積算がかなり違うてくるということですね。そうすると、もう入札の価格そのものがもとから違うてくると。そうすると安い価格のコンクリートを下流域で調達して香美市の奥の端っこまで今運びゆうということで、そういう安いコンクリが使える業者には太刀打ちができんというのを業者のほうは話しておりましたがね。あんまり長距離時間をかけてコンクリを運ぶということ自体がちょっと問題じゃないかとは思いますが、実際この前も別府のほうまで何台も入ったということです。ですので、そういう情報も入ってきますので私も知らん顔もできんわけですので、ちょっと案としては、そこで下流と上流とを分けた形でやれば上流域のコンクリート業者も生きていけるところがあるんじゃないかという。現在ではほとんどがそれが利用されていないような状況であるということですのでぜひとも、生コン車はそのまま従業員とともに加工場に座っておるといような状態ですね。そうするとガソリン、軽油についてもほとんどが下流で調達して、奥のそのガソリンスタンドなんかでは購入が全然ということではないと思いますけどほとんどされてないと、こういう状態で、ちょっと表現があんまり芳しくはないですけど干上がったということを書いてありますけどそういう状態であるということです。これはもうその地域の商店主の話でもありますし、それは一応実態をちょっと後ほど（問い）合わせてもらってもえいのじゃないかと思えます。

ということですが、その前後しますけども中山間農地の基盤整備について、去年7月、時の石破 茂農林水産大臣が農業新聞へ載せちゃあったんですが、今から中山間農地の基盤整備をやらにゃあいかんということで新しい制度を出すということが載っておったんですが、その後その話を聞いてないんですがそういう事実があったかどうか、あったとすればやっぱり行政機関には情報も入ってるんじゃないかと思えますが、その点について。

以上3点をお尋ねしたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 坂本議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

その制度はいつからどこでやっているのかということでございますが、手元に資料がございませんので詳しいことはちょっとわかりかねますんですが、先ほど申し上げましたパワーアップ事業につきましては平成18年3月の告示第67号で制度化されておりますので、もう4年目に入っているというふうに考えております。これにつきましては、1事業箇所あたり10万円までということになっておりますので、非常に小口なといえますか、そういう事業であります。原則として補助率2分の1なんですが、対象経費に

つきましては資材の購入だとか機械の借り上げとかいうことに限られておりますので、地元が出て出役でやって事業を進めるというものに対して補助をするものでございます。

それから、先ほど申しあげました中の中山間地域集落営農等の支援事業費につきましては、これは中山間集落営農が始まりましたのは平成12年度からですのもう10年が経過をしてございます。ただ、そのせまち直しにつきましては、あんまり使われてなかったというふうに聞いております。農道等の補修が多かったように聞いております。ですから、物部町につきましては、水田が非常に少ないということもありましてあんまり利用されていなかったのではなかったかというふうに思われます。

それと、石破元農水大臣の話の件であります、ちょっとそこまで聞き及んでおりませんので、失礼をいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 先ほどの下流域の業者の方が受注をされて安い、例えば生コンを下で、下流域で調達をしてそれを工事へ使うということですね。それにつきましては、先ほどもお話をしましたように受注工事の材料でございますので、それを安い材料が調達できる、その業者さんができるというものをどこそどこで買いなさいということは、これはどうも言えないと思います。初めに言いました香美市内でそうした材料の調達を促進というかお願いをする、あくまでできるだけそのようにしてくださいというお願いをする世界でございますので、どこそどこで買いなさいという話はなかなか、それはもうそれぞれの企業の努力の範疇へ入ると思いますので、先ほどの問題はそういう内容のことではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 3回目の質問をいたします。

先ほど中井農政課長のほうから答弁いただいたんですけど、これは昔からもある古い制度で中山間農地の整備をやっておるということですが、ほとんど山間ではそれやった例がないと思います。ですが、それではいかんので昨年7月ですね、これは時の農林水産大臣、石破 茂大臣が新しい制度をつくるということで新聞にも載っておったんですけどそれを再確認と。8月の中旬ごろであったと思いますが、そのことは中谷代議士も情報はとられたようでして、香北町である大会がやられたときに中谷 元先生がそのことは発表しました。そうして、このそうした事業をやらしてもらわにゃいかんという要望が高知県から出ておるということで、それも石破農林水産大臣からその話も聞いたということでお礼に行かにゃいかんという話もしよったんです。内容、事実は、私が聞いたのはそれだけですので、それで、今までにない本当に実施できる中山間農地の基盤整備ができる制度をつくったと。できる制度でなければどんなにつくっても、できない制度をつくったってどうしようもないということで、新しくつくられたということは間違い

ないと思いますが、ただ、去年8月の選挙の後で政権も変わりましたのでその制度がなくなったかどうか、それは一応確認はしてみる必要はあるのではないかと思いますので、詳しいことは中谷先生に聞いてもわかると思います。

(笑い声あり)

○23番(坂本 節君) それと、先ほど副市長さんのほうから答弁いただきましたが、私もその一同に集めた業者にそこで買いなさい、材料はここで買いなさいということが言えるわけじゃないですよ。方法としては、奥と下とを分けて入札をするという方法ができればですわね。県は、ランクがそろえばそれで上流域と下流域とは分けて入札をしておるということで、そうすると上流域の業者がとっても上流域の生コンを利用して工事ができるということで、材料調達面で非常に差のある状態の中で入札をするのとは、公平に入札ができるということをおっしゃっていただいたんですがね。それはまた、このままではとにかく、どうもあんまり芳しくない状況が次第にこう広がりつつあるということは間違いないようでありますので、そのことを一言申し上げまして、何かまたご答弁がありましたらお願いしまして3回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(中澤愛水君) 農政課長、中井 潤君。

○農政課長(中井 潤君) 坂本議員の3回目の質問にお答えを申し上げます。

石破農水大臣が、中山間のできる制度ができていると思うがということでございます。通常新しい制度ができましたら公文書で通知、あるいは要領、要項の通知が参ります。その文書につきましてちょっと私、気がついておりませんので、確認をしましてまた後ほどご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 副市長、明石 猛君。

○副市長(明石 猛君) 坂本議員さんが言われるように結局は最終的にはその上流、下流を分けての発注しか方法はないと思いますが、現時点ではそれを分けて発注というようなことは現在は無理であるし考えてないと。ただ、随意契約の場合にはそういうことは一定可能ということにはあろうかと思いますが、全体的に見たときに上流、下流を分けて発注を出すということは基本的には難しいということです。

○議長(中澤愛水君) 暫時休憩します。

(午後 3時15分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

次に、24番、石川彰宏君。

○24番(石川彰宏君) はい。24番、石川です。きょうは一般質問の予定ではなかったのですが、どうも早う終わったんでこれでやらさせていただきますが、私、平成20年9月に皆様方により副議長に就任させていただきました以来、一般質問を行っておらず、任期もあとわずかになり9月改選後この場所に立てるかどうかわかりませんが、議

長の許可を得ましたので任期中最後の一般質問をさせていただきます。

本市には数本の県道がございますが、その中でも香北町には香北赤岡線、久保大宮線、日ノ御子土佐山田線、香北野市線、永野久保川線、奈良香北線、蕨野大比線と多く7路線の県道がございます。地域の住民の生活には欠かせない県道であります。現在までの改良率、また今後の改良計画をお聞きします。

県道香北赤岡線においては、香美市側は文代峠付近で4家族の方が生活し、沿線の集落も高齢化率が高く、お年寄りの運転での毎日の買い物、病院等の通いにも道幅も狭く、山側の崩落にも注意し、また急カーブが多く、待機所がなく、通行に大変な苦勞を感じております。また、香南市側との差が余りにも大きいものがあります。県道香北赤岡線改良期成同盟会はどのような取り扱いになっているか、市として今後の改良要望を県にどのように行っていくか。また、本年度改良予定があり、改良箇所がわかっているとお聞かせ願います。

県道香北野市線は、龍河洞からアンパンマンミュージアムへの最短路線であり、国道195号線の迂回路としても重要な路線であります。県道香北龍河洞野市線完成期成同盟会ではどのような取り扱いになっているかお聞かせ願います。

県道蕨野大比線においては、猪野々集落、永瀬集落の最も重要な県道であり、吉井勇記念館に行くのにも最もわかりやすい県道ですが、1カ所狭いところがあり中型バスが通行できなく、猪野々、永瀬集落の老人の方々が集まって研修等に行くのにも蕨野まで分散して送ってこなくてはなりません。ほんの少し拡張することにより不便さがなくなります。今後この場所が改良できないかお伺いいたします。

次に、各種イベント、運動会等の日よけテントの設置状況についてお伺いします。

まず、学校教育課長さんにお伺いいたします。近年、突然突風が襲い、設置してあるテントが舞い上がり頭上に落下しけがをする痛ましいケースが毎年報道されますが、本市の小学校でも数校こいのぼり運動会が実施されておるとお聞きしますが、テントを設置していたかどうか。また、設置していたらどのような対策をしていたかお伺いいたします。

続いて、商工観光課長さんにお伺いいたします。今から秋口にかけてたくさんのイベントが行われテントを設置しますが、特に風の強い土佐山田町で行われる土佐山田まつり、工科大で行われる刃物まつりにはたくさんの来場がありにぎわいますが、一瞬の出来事で悲惨な場になってしまいます。このような多くの人が集まる場所での設置状況はどのようにするか。また、それに対する対策はどのような方法のものかお伺いいたします。

次に、農政課長さんにお伺いいたします。中山間地域等直接支払制度第3期対策についてであります。

平成12年度より始まった直接支払制度も平成21年度末をもって終了いたしました。この間制度に参加された方は中山間地域等の多面的機能を有している農用地を農業

生産活動を通じて守り、それに対する交付金で米価の安い分賄いができ農家は非常に喜んでおりました。1期対策から2期対策に移るとき、高齢になるのでみんなに迷惑をかけられないからと言って離脱する農家もありました。1期対策から10年の歳月がたち高齢になられた方も多数になられたと思います。今回の第3期対策の集落数はどれぐらいか。また、10割単価で参加する集落はどれぐらいか、今まで参加していて今回参加しない数はどれぐらいか。また、どうした理由で参加しないかわかっていればお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、今田博明君

○香北支所地域振興課長（今田博明君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、香北町を通過する主要県道1路線、一般県道6路線の総延長は60.2キロ、これは香美市内の延長でございます。改良済みの延長は16.6キロ、改良率は27.6%となっております。路線別に見ますと主要県道の香北赤岡線が5.23%、一般県道の久保大宮線が20.99%、日ノ御子土佐山田線が38.05%、蕨野大比線が6.59%、奈良香北線が0.61%、永野久保川線が22.18%、香北野市線が77.24%で全体的に改良工事が進んでないことがうかがえる数値となっております。

次に、改良計画でございますけれども、ご質問の中にありました3路線につきましてでございますが、まず、香北赤岡線につきましては、小川地区の残工事と西川地区の坂谷で局部改良工事を実施するとともに、新たな整備工区を設定いたしまして1.5車線の道路整備を進める計画となっております。次に、香北野市線でございますが、市道市原線との交差点から土佐山田町に向け約1.2キロの区間におきまして1.5車線の道路整備を進めております。本年度は昨年度から継続しております終点部の改良工事を完成させるとともに、その下流に位置する集落部におきまして用地買収と工事を進める計画となっております。また、ご指摘のございました蕨野大宮線につきましてでございますけれども、大型バスが曲がれないカーブが1カ所ございます。ここにつきましては地権者と協議しまして、用地測量の承諾をいただきましたので早急に測量に入るべく県と調整を行っております。最後に、本年度は、先ほど申しましたように香北赤岡線の工事区間の設定が行われます。この路線は主要県道として位置づけられておりますけれども改良率が非常に低い路線であり、工区の設定に際しまして香美市及び地域の意見、要望をできるだけ計画に反映させるべく県との調整に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

運動会における日よけテントの設置状況についてでありますけれども、今年度の市立

小・中学校の運動会については、春に開催した学校が楠目小学校と大宮小学校、その他の小・中学校については秋に開催する予定です。

先日18日に開催された教頭会、その中でテントの設置状況について話し合う機会がありました。運動会でのテントの設置状況については、ほとんどの学校で当日の朝設置されております。くいを打つことはもちろん砂袋等の重りを設置する学校もあります。また、鉄柱等をつけるところもあります。天候等に十分注意をしながら、事故を起こさないように対応していくようお互いに話し合い、確認をしたところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 石川議員の各種イベントに対する日よけテントの設置状況についてお答えいたします。

イベント会場におけるテントの設置は業者の方に委託、もしくは職員やスタッフみずから設置する場合がございます。いずれにしましてもほとんど規定どおりの立て方をしております。特別な突風対策が必要な事例は余りなかったように思います。しかし、イベントにおきましては常に気象状況に細心の注意を払いながら開催しておりますので、強風や雨が懸念される場合は柱に土のうを乗せたりアンカーで補強するなど、万全な対策をとるようにしています。気象状況が大変悪い場合は、残念ですがイベント中止も考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 石川議員の中山間地域等直接支払制度につきましてお答えを申し上げます。

平成21年度の実績での協定数は119協定、うち10割単価の協定数は15でございました。平成12年度から始まりました中山間地域等直接支払制度につきましては、平成21年度で第2期対策を終了し、平成22年度から第3期対策として平成26年度までの5カ年間実施されます。4月からの制度内容等につきまして、地域での説明会を行い制度の周知を図って新たな制度への取り組みを進めてきました。現在、集落協定の認定申請を受け付けております。本年度の集落協定数につきましては、まだ集計ができておりませんので、9月ごろには確定の見込みではありますが、平成22年度の予想数としまして107協定、うち10割単価は25協定と想定をしております。

2番目の理由につきましてですが、第2期対策が始まった平成17年ごろから中山間地域ではますます過疎化、高齢化が進行しております。山間農家によりましては、5年間の協定に基づきます耕作放棄地防止活動等が義務づけられますので高齢による継続に不安を抱いたり、あるいは代表者として活動していくリーダーの不在というのが主な理由と考えられます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） どうも1回目の答弁ありがとうございました。

県道についてはよくわかりました。そこで、ちょうど私がこの一般質問を提出した次の日ですか、土佐あちこちで県道30号線というのは県道香北赤岡線のことですが、この県道という字が危険な道30号線だそうです。県道というよりはまさに険道で、確かにどうしてということをお県の土木に聞きますとやっぱり財政的にずるくないということですが、やっぱり高知県東部自動車など大きい道の建設も結構だが既存の県道の拡幅もしてほしい、それは山間の命を守るということもあつたということを書いております。民主党さんの言う、コンクリートから人へということをお言いますが、本当に、これが本当に人の命を守る大事なことだと思つた。

それから、今年、県の部分と話し合つて改良するということですが、一番は今ちょうど195号線から高知県森林組合連合会がくいの工場を建てているところまでちょうど500メートルぐらい改良ができました。昔は大型トラックがようよう入つておりましたがトレーラーが入るようになり、経済効果も物すごく出てきたと思つた。問題はこれから奥なんです。もう数年前から、ちょうどピースフルセレネの源泉をくみ上げていたところなんです、そこは昔から矢板を打ちまして上からの崩落をとめておりますが、その奥にはちょうど農協のライスセンターもあります。昔、農協さんが合併した当時、ちょうど山田のわせの時期ですか、そのころまでは米の稲作が盛んでありまして、山田のライスセンターが手いっぱい香北のライスセンターに持ってきたことがございます。それもまだちょうど道が狭くて崩落しておりましたので、旧香我美町回りで入ってきたこともございます。また、秋になると、今年も秋になりますとうちの蕪生米の調整も全部そこで行つておりますので、その持つていく方も年寄りが行きまして大変危険です。できましたら源泉を上げた矢板を打っている部分から改良してほしいと、そのようにお願いするところがございます。

それから、テントの設置ですが、春の運動会は楠目と大宮とでやったということでテントも要らなかつたようでございます。本当にこの今異常気象でどういふときに風が起るかもわかりません。なんか突然暗くなつて風が吹いてきたと、舞い上がつてどこにも逃げようがないというようなことも言われております。これについて今既存のテントよりワンタッチ式のテントもございます。買いかえるならそれに買いかえるような、取りかえる考えはないかお伺いしたいと思つた。

それから、中山間直接支払ですが、本当に中井課長さんの言われるとおりでございますが、それと、やっぱり小さい集落でも数が集まると高齢者になりましてなかなかその計算等難しゅうございます。その煩雑さからもうほんなものやめえと申つて離脱する農家もあると思つた。その事務の手續をひとつ、簡素化にはできんと思つたがお手伝いできるのか、いふような方法はとれないかお伺いいたします。

以上2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、今田博明君

○香北支所地域振興課長（今田博明君） 石川議員の2回目のご質問にお答えいたします。

ご指摘の箇所につきましては、既に今年の4月から2回ほど県の担当の班長のほうと現場を回りまして、危険性につきまして要望してあるとともに、今回の改良計画の中にぜひとも組み込んでいただくようにということで要望をいたしております。

また、香北町の県道についてでございますけれども、管轄する中央東土木事務所につきましては、香北支所からももちろんのこと本課であります建設都計課とも連携を密にしまして、また香北赤岡線、香北野市線には期成同盟会もございますので、そういった場の中でも改良率の向上に向けた働きかけを行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 石川議員の2回目のご質問にお答えいたします。

異常気象でいろいろな事故が起こっていることは私たちが承知しているところです。確かにテント自体も、今のテント重くて非常に危険な状態にあると思います。先ほども言いましたけれども、いろいろ重り等を設置して危険な状況、事故がないようにまたしていきますけれども、ワンタッチテントについても今後買いかえる場合については十分検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 石川議員の2回目のご質問お答え申し上げます。

事務の簡素化ということでございます。

事務の簡素化につきましては、日ごろから担当者とも話をし、各集落とも協議をしている状況でございます。個人個人までの対応ということについてはできてはおりませんが、支所にも担当者が駐在しておりますし、農政課にも何人かの担当がおりますので、ご不便のあることにつきましてはまたご相談いただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 石川彰宏君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会をします。

（午後 3時37分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 2 年 6 月 2 4 日 木曜日

平成22年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成22年6月16日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月24日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	19番	前田泰祐
8番	小松紀夫	20番	大石綏子
9番	門脇二三夫	21番	西山武
10番	山崎晃子	22番	西村芳成
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

23番 坂本 節

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎 夫	建設都計課長	宮 地 和 彦
副市長	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	地籍調査課長	竹 内 敬
財政課長	後 藤 博 明	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長	中 井 潤	地域振興課長	西 村 博 之
商工観光課長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼 保 支 援 課 長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生 涯 学 習 課 長 田 島 基 宏
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン ター 所 長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 宮 地 一 夫 水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 2 年 第 4 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 9 日目 日程第 4 号)

平成 2 2 年 6 月 2 4 日 (木) 午前 9 時開会

日程第 1 一般質問

- ① 4 番 大 岸 眞 弓 君
- ② 5 番 織 田 秀 幸 君

会議録署名議員

1 番、山岡義一君、2 番、矢野公昭君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。23番、坂本 節君は、検査通院のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。4番、大岸眞弓です。任期中最後の一般質問となりました。私は、住民こそ主人公の立場に立ち質問を行います。ここ最近の質問と重複する議題もありますけれども、市民の声として届けたいとの思いからです。どうぞよろしくお願ひします。

昨年の衆議院議員選挙から1年もたたず菅新内閣が発足しました。日本はいまだ一部の特権的な大企業が派遣切りなどで空前の利益を上げる一方、不安定雇用で生活の安定しない人たちがふえています。子どもの貧困も深刻な社会問題として、マスコミにも取り上げられるようになりました。介護に苦しんだあげくの殺人や負担増が原因の医療抑制も年々ふえ、人がいら立ち、社会全体が病んでいるように見えます。一昨日の大手の自動車メーカー期間社員の暴走、犯行は決して許されることではありませんけれども、構造改革のなれの果てを見ているような感じがします。収入は減るのに税負担はふえる、こんな状況下で国民が民主党政権に求めたものは、小泉構造改革の進めてきた規制緩和、社会保障費抑制路線を見直して暮らし第一に考える政治で生活再建を、また、失業や病気、障害など困ったときにこそ頼りになる優しい社会保障ではなかったのでしょうか。鳩山内閣の退陣は、こんな国民の願いからかけ離れてしまったことに原因があると思います。

そこでお聞きします。この間のたがの外れてしまったような国の政治の動向に地方や国民は翻弄されてきました。新しい政治の探求は続くと思いますが、市長は鳩山内閣の退陣をどのように把握されているのでしょうか。

次に、地域主権改革についてお聞きします。

菅内閣は、一昨日、国と地方のあり方の抜本の見直しを盛り込んだ地域主権戦略大綱を閣議決定しました。与党、民主党が一丁目一番地という地域主権改革ですが、内容を決定して政府に勧告した地方分権推進改革委員会は鳩山政権がつくったものではありません。'07年4月の小泉内閣当時に発足したもので財界の代表が委員長と委員長代理を務め、強引な手法で住民に困難を強いてきた構造改革路線を引き継ぎ推進するものです。

これまでの国会審議等を通じて地域主権改革一括法案の問題点が明らかになっていま

す。香美市議会からも意見書を提出した保育所の最低基準の見直し、直接契約制度の導入、ハローワークなど出先機関の原則廃止、また福祉事務所、保健所、児童福祉施設職員の資格基準の廃止など、行政サービスを存続する上で不可欠なものを次々と廃止、縮小、規制緩和していく方針です。また、社会保障や義務教育関係も補助、負担金をなくし一括交付金化の方向です。地域主権という言葉からは国の縛りや思惑に関係なく地方が主体性を持つことができる、地域の実情に合った行政サービスが可能になるといったニュアンスが感じられますが、専門家からは憲法に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる権利や生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利を国が保障する義務、ナショナルミニマムの後退につながるなどの指摘があります。

また、もう1点、地方分権改革議論は道州制導入と一体のものとして進められています。それは地方分権改革推進要綱、これはホームページで取り寄せたものですが、この中に、これは平成20年6月20日に決定されたものですが、その前文といたしますかその中で、「地方が自ら考え、実行できる体制を整備することが重要である。また、地方分権改革を推進することが将来の道州制の道筋をつけることになる。」というふうなうたわれております。それは、地方分権改革推進要綱にも今述べたようにはっきりと述べられておまして、道州制は大規模な基礎自治体を前提したものです。義務づけ、枠づけの見直しが住民と遠く離れた大規模自治体の単なる権限強化になるのでは意味がありません。地域のことはそこに住む住民が決めるという住民主権の実現には、地域が見える規模の市町村と、その補完機能を担う都道府県という枠組みは現在でも有効です。地方の自由度を高めより柔軟にきめ細かくという発想で進めるのであれば、現行の都道府県制及び市町村制のもとで住民主権をどう実現するかという視点から検討されるべきではないでしょうか。

以上、述べてお聞きします。市長は、民主党の進める地域主権改革をどのように認識されているのでしょうか。だんだんにご答弁もありましたけれども、なお、お伺いをいたします。

菅新政権は、所信表明演説で政治と金の問題も普天間基地移設問題も鳩山首相と小沢前幹事長が辞任したことで一定のけじめはついたとし、国民の期待を裏切ったことに対する反省の弁はありませんでした。また、強い経済、強い財政、強い社会保障を主張し、法人税率の引き下げと消費税の増税を打ち出しました。後期高齢者医療も障害者自立支援法も労働者派遣法の抜本改正もしり切れで、普天間基地移設問題では国外、最低でも県外と言ったことなど忘れたような方向転換です。あれは鳩山さんの言ったことで私は違うというのは同じ政権内で通用しないし、そうであれば国民に信を問い直すべきです。菅首相が表明した政策はもとの自・公政権に戻ったようで国民生活への思慮が感じられません。地方に広がる格差や貧困をこのままにしておけないと思いますが、市長は菅新政権にどのような立場で臨まれるかお聞きをいたします。

次に、生活保護の移送費についてです。昨年12月議会での質問以降の変化について

お聞きします。

生活保護受給者の通院に必要な交通費は、従来、該当者が事前に申請して、福祉事務所が認めれば支給されてきました。ところが、'07年の北海道滝川市で起きた特異な不正受給事件を口実に、'08年4月、局長通知によって通院交通費が支給されるのは災害現場からの緊急搬送や離島などで症状が重い場合などの4つのケースに限定されました。それ以外は例外扱いとされ福祉事務所管内の医療機関に限るとされました。生活保護受給者は、基本的に車の運転は認められませんので、この局長通知により山間地に住まいする方々、福祉事務所管内でも病院に遠い方々の受診を抑制してきました。通知が出される前から全国的に厳しい批判と撤回を求める声が広がりました。住民団体だけでなく弁護士や、また埼玉、東京などでは7つの自治体の課長から国に意見書が上げられています。こうした動きに厚生労働省から一律に支給を認めないといった誤り、誤った取り扱いはしないとの送り状が出されましたが、局長通知は残されましたので自治体によって是正したところもあればそのままのところもあるといったばらつきを生み、本市においても送り状は生かされませんでした。その後も局長通知の撤回を求める運動や国会の質問などもあり、今年3月12日に厚生労働省援護局長名で移送費扶助運営要綱を一部改正する通知が出されました。

そこでお聞きします。給付方針や給付の範囲等の限定が原則撤廃されたものと思いますが、本市においては通知に沿った運用が的確になされているでしょうか、お聞きをするものです。

次に、生活保護の老齢加算の問題です。

70歳以上の生活保護受給者に支給されていた老齢加算の廃止は、憲法第25条に違反するとして同加算の復活を求めた訴訟で、福岡高裁は老齢加算の廃止は違法との判決を出しました。新聞報道によると福岡高裁では、厚生労働省内の加算廃止の経緯を検討し、専門委員会が加算の見直しに当たって考慮すべきだとした高齢者世帯の最低生活水準の維持や激変緩和措置などについて十分考慮しておらず、裁量権の逸脱、乱用に当たるとしています。同様の訴訟は全国8都府県で約100人が起こしております。福岡高裁の判決は、「正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」と定めている生活保護法第56条に違反して違法との判断です。生活保護行政に携わる市として、判決をどのように受けとめられるかお聞きします。

また、本市の老齢加算は幾らだったのか、わかればお答えください。

国保についてお聞きします。

今年3月4日の参議院予算委員会で政府が相対的貧困率の数字を初めて発表し、1997年以降最悪であることが明らかにされました。資料をつけておりますのでごらんになっていただきたいと思いますが、1枚目の下段の右側のグラフです。これはOECDのデータからとったものですが、税と社会保障支出が貧困率に与える（影響）という調査でこういうふうにグラフが出ております。この質疑の中で税や社会保障の負担や給付

を入れない、いわゆる市場所得の貧困率は日本はそんなに高くない。上のほうの棒線です、矢印のついている、これがその市場所得での貧困率ということで、ごらんのように日本はそんなに高くありません。一番高いのがフランスということになっておりますが、それが税や社会保障費を加味すると貧困率が高くなってしまふ、ごらんいただくとわかると思いますがアメリカに次いで2番目の貧困率です。こういう状況が示されまして、鳩山総理も税や社会保障が所得再配分機能を果たしていないことを認めました。そして、問題の解決に向けて努力する必要があると答弁しています。

また、国保税・料の収納率が、平成20年度全国平均で88.35%となり、国民皆保険制度となって最低レベルに達し、これは国レベルなんですけれども最低レベルに達し、その原因が高過ぎる保険料にあることは明らかで、政府は、所得300万円で約1割以上の保険料は率直に言って相当高いと認めました。高い国保料は国が国保に係る国庫負担率を、この左側の下段のグラフを見ていただくとわかりますが、1984年に49.8%あったものを2007年時点で25%にまで国庫負担率が下がりました。このことに大きな原因があります。ですから保険料がそれと同時に、1984年当時3万9,020円だったものが1人当たり8万4,367円と、こういう平均の保険料になっているわけです。私たちは国庫負担をもとに戻すように求めますが、さらに大きな問題は国保証取り上げの問題です。'97年の自・社・さ政権のとき国民健康保険法が改悪されまして、保険証の取り上げが市町村に義務づけられました。それ以降とともに病院にかかれず命を落とす、あるいは厳しい督促で自殺に追い込まれる方など国民皆保険と言えない状況が広がりました。

そこでお聞きします。この間、政府は中学生までについては保険証を取り上げないとの措置をしましたが、今年7月からは高校生までは保険証はもう取り上げないと明言しています。本市においてもそのように措置をされるか、そういう通知もあっていると思うんですがお聞きをするものです。

また、資格者証の発行は、払えるのに払わないということが証明できた場合以外は慎重に取り扱うようにとの立場を明らかにしていますが、本市においては国の指導どおり慎重に行っていますか。これは今年3月の国会質疑での厚生労働省大臣の答弁ですが、本市の資格者証保持者が払えるのに払わない状態であることの証明はどのようにしているのでしょうか。

昨年12月議会での同様の質問に対する課長のご答弁は、滞納世帯に対しては短期証を経ずに資格者証を交付するのではなく、短期証をまず活用して最終的に資格者証の発行に至っているとの答弁でしたが、短期証を活用する方法が単に発行したら活用していることになるのか、再々面談をして保険料納付の相談をきめ細かく行うためのものなのか、どうでしょうか。国の指導は再々面談をして、その他の、他方の救助制度も紹介しながら資格者証に至らないようにしなさいよというのが国の指導かと思うんですが、その点、再度見解をお尋ねするものです。

次に、国保法第44条、窓口負担の減免推進についてです。

昨年7月、厚生労働省は、窓口負担を苦にした低所得者の受診抑制を改善するために国保法第44条の積極的な活用、福祉事務所や病院とも連携した総合的対策の推進を求める通達を自治体に出しました。

この質問での昨年12月議会での最終的な保険課長のご答弁は、高額療養費の制度があつて所得に応じて一定の金額で個人負担がとまるようになっているので、それ以上の減額は推進する考えはないとのことでした。しかし、それは病院の窓口負担を支払うことが前提の制度です。3割の窓口負担を払うに払えない生活困窮者がふえてきて受診抑制や医療機関で未収金が増加している状況が広がっているから、昨年7月、厚生労働省は、医政局指導課長、援護局保護課長、保険局国民課長の3者連名で第44条を活用するよう通知を出したのです。通知は、医療機関、市町村の国保部局、福祉事務所等に、国民健康保険の保険料や一部負担金を支払うことが困難である場合、被保険者が相談に訪れた場合にはいずれの窓口においても必要に応じて一部負担金減免制度、生活保護制度、無料定額診療事業などについて、十分な情報提供ときめ細かな相談対応ができるようにすることを指示しています。

厚生労働省の調査によると、一部負担金減免実施のために実施要綱などを設けている自治体は1,003自治体で、減免を認める特別な理由及び基準で災害による障害や死亡、農作物の不作などによる収入の減少などのほかに事業の休廃止、失業などを上げています。広島市などでは、平均収入が生活保護基準の110%以下であれば一部負担金が全額免除となり、医療機関とも連携して進めています。

以上、述べてお聞きします。本市においても制度の周知に努め、課長はその推進する気はないと言われましたけど、申請者には相談に乗り通知を機能させるべきです。見解をお伺いいたします。

国保加入者の負担軽減に関する質問です。

これまで質疑や一般質問の中で、市民の国保税の負担軽減のために財政安定化支援事業交付金を正常に繰り入れることと、高知市に次いで2番目に高額の基金を取り崩して国保税を引き下げて払いやすい額にすることを求めてきました。

1枚目の資料の上段をごらんください。これは独自に県に出させた国保会計の県下市町村の状況という資料です。現時点でわかっているもので一番新しい数字です。その中で、財政安定化支援事業交付金のところと実際の繰入額というところがあります。A、Bと振ってあります。このAの財政安定化と書いてある額は算入額で、総務省の積算した基準額の8割です。Bは実際に市町村が繰り入れている額ですが、どことも実際の繰入額Bが積算基準の8割Aを上回っています。なぜ国が積算した基準額の80%しか交付税算入しないのかというと、あとの20%は地方交付税を算定するとき基準財政収入額を75%で見積もり、25%の留保財源が自治体に残してあるからその中から出して100%にして国保会計に繰り入れなさいというものです、というとらまえ方ですが、

課長、間違いないですかね？財政課長、こういうことですね、それは調査をしてそういうことだったんですが。ですから、AよりBが高い自治体は、計算をしてみますと国の指導どおり大体100%かそれ以上の繰入額です。それ以外は8割の交付税算入額を入れています。正常でないのは香美市と北川村だけです。ところが、香美市の基金は高知市に次いで2番目の保有高です。世帯からすると随分高い保有高、9億9,900万円、高知市、それで香美市が5億6,300万円、これ平成21年3月末の基金額ですがこういう状況です。本市の国保会計はゆがんでいるのではないのでしょうか。

12月議会で財政課長にも質問をしたのですが、課長のご答弁からすると国保財政安定化支援事業交付金の繰入額については、財政課がカットしているわけではない。国保がいわゆる基金等を保有していながら十分に機能している判断のもとに予算折衝した結果だとのことのご答弁でした。国保の、課長は、実質単年度収支は赤字なので、その穴埋めのために基金は必要だから置いておくとのことのご答弁でした。しかし、これ逆説的に言いますと、安定化支援事業交付金を算定基準額どおりか少なくとも世間並みに交付税算入額どおり繰り入れたら安定するのではないのでしょうか。以前、岡本課長にいただいた資料によりますと、合併前3年間の合計金額で算定基準額2億9,700万円のうち80%の算入額が2億3,800万円です。それで、実際の繰入額は3年間で1億円と半分以下です。これを丸々入れていたら単年度収支も赤字にならないのではないのでしょうか。そうすると、基金にまた積み上がるので財政課としてはこれくらいで十分という結論になるのではないかと思います。

他の市町村では、国保の事務をする職員の人件費も一般会計から補てんしています。法定外繰り入れもやっているところがあるわけですが。法定外繰り入れの、そのA、Bの横に額が示されていますが、室戸とか四万十とか宿毛とかやっているわけですね、法定外繰り入れもやっている。そうしたことからすると、耐えがたい保険税を課して基金で積み上げ、それで有価証券に投資をするなどという財政運営はおかしいのではないのでしょうか。

以上、述べてお聞きします。香美市が国保加入者の負担軽減のために基金を取り崩して国保税を払いやすい額に引き下げる、世間並みに交付金を繰り入れるなどの対策と努力を求めるものですが、前向きのご答弁をお願いいたします。

次に、生活交通対策についてお聞きします。

合併から4年が経過しました。周辺部に伺いますと、やはり生活を維持するための交通手段に対するご意見、ご要望をどこでもお聞きします。せんだっての行政連絡会でも切実なご意見がたくさん出ておりました。この間、市として市営バスの新路線を開通し、75歳以上の方のバス料金無料化の実施に踏み切りました。限られた予算の中で広い行政区域をカバーし公平性も追及しなければならないということで、担当課の方にはご苦労もあったかと思えます。私たちはこうした前進面は歓迎するとともに、ここはもう少し改善の余地があるのではないかと思う点について質問を行います。

使い勝手という面では、便数の少なさや連絡や市営バスの停留所までが遠くて結局使えないなどの声があります。これまで試運行してきたところでいろいろな意見が出ていることと思いますが、アンケートの結果などどうだったでしょうか。今後の運行をどのように展望されているかまずお聞きいたします。

通院タクシー料金助成事業ですが、助成額をもう少し増額できないかとの要望がたくさんあります。一般質問でも出ておりました。現在の制度はかかった料金から1,000円を引いて残りの額の半額を助成するというものです、片道です。市内の医療機関に限られますので、全域で使えるといっても実際は周辺部の方しか該当しません。全域に広げたことが制度の充実につながらず、逆に縮小されています。

資料の2枚目のA4の用紙をごらんください。これは福祉事務所で以前出していたものですが、この金額で見ると一目瞭然ですが、合併前の平成17年度実績で旧3町村合わせて187万2,520円だったものが、平成18年度香美市になって75万7,670円、平成19年度が68万1,980円、そして平成20年度が66万2,375円と、あと平成21年度が74万6,000円というふうになっておりますけれども、金額が（平成17年度実績の）約40%から35%に下がっています。通院タクシー助成事業に対する要望がふえているのに利用は減っている。というのは、制度が使いにくい制度になってしまったということと助成額が縮小されたということではないでしょうか。

そこでお聞きします。合併して市役所が遠くなった地域、病院代よりタクシー代が高くて病院に行くのをためらう方がいらっしゃいます。長年住みなれた地域で安心して通院もお買い物もできるように地域交通の充実、また通院タクシー料金の助成額を引き上げる必要があると思いますがいかがでしょうか。

この問題では、特に周辺部の市民の方に基づいて質問を繰り返してきました。先日、山崎晃子議員も独自に調査したアンケートの声をもとにお聞きしましたが、所長から第4期高齢者福祉計画の中で検討したが第5期の福祉計画で検討というふうに先送りになりました。このままいきますと今度は第6期というふうに答弁されそうですので、納得できません。物部のある高齢者の方が検診のために検便を提げてバスで遠路出かけましたが、何らかの理由で受け付けてもらえず、帰りにバス便がなくて持っていた検便をタクシーで持って帰ったということがありました。この方は、物部の方たちそうなんですけども積んでいってもらえるご近所もないのです。もうこの方は検診には行かないと言っておられます。こういう方にとってタクシー料金助成は命綱です。このことをご理解いただき、助成額をせめてもとに戻すぐらいの措置が必要ではないかと思えます。

加えて聞きますと、高齢者福祉計画の中で交通対策問題がどれほど検討されているでしょうか。切実な問題ということが認知されてのことでしょうか、お聞きをいたします。

次に、香美市は合併で広大な面積を持つ市となりました。広いだけでなく周辺部に点在する集落が幾つもあります。生活交通対策は本市の重要課題です。私は、この間いろ

んなところの交通対策を見たり読んだりする中で、本市のような地理的条件のところは幹線バスや巡回バス、乗り合いタクシーなどを有機的に組み合わせた交通体系がいいのではないかと思いました。

1つの先進事例を申しますと、長野県の本曾町です。本曾町は2005年に4町村が合併して5年が経過したところですが、運行総距離延べ543キロ、停留所250カ所という全国に例のない公共交通システムをつくっています。料金は一律片道200円で町民の欠かせない足となっています。本曾病院をターミナルとし旧3村の支所を結ぶ幹線バス、幹線バスと接続した支所の周辺集落を結ぶ巡回バス、電話予約で自宅とバス停を結ぶ乗り合いタクシーの3種類で構成されています。面積がどうかということもあると思うんですが、それぞれ組み合わせてもトータル料金は200円ということです。本曾町地域公共交通協議会で運営をしています。こうしたきめ細かな公共交通システムができれば安心して暮らすことができます。私は片道200円でやれとは言いませんし、高齢者の方もそんなことは考えてないと思います。安ければそれにこしたことはないんですけども、病院に通うのに病院代よりタクシー代が高くつくので受診を控えるような状況がなくなることが急がれると思うのです。ぜひ調査検討され、高齢者が笑顔で暮らせるような交通体系にしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

また、住んでいる地域によってニーズはさまざまと思います。しっかりした検討委員会か自治会ごとの協議会が主体でニーズ調査をし、どんな形でどう運行するかを決め、運営にも携わるようなシステムづくりがあればいいと思いますがどうでしょうか。

学校給食センターについてお聞きします。

昨年12月議会で土佐山田学校給食センター建設等検討委員会における協議の進捗状況を質問した際、土佐山田学校給食センターの老朽化が進み改修に多額の費用を要するため現施設の改修か新施設を建設するのか、また、これに合わせて運営経費削減のため香北と物部の学校給食センターの統廃合を含めた検討をするのご答弁がありました。香北、物部については、平成11年に改修、改築されていて、小規模で地域の食材を取り入れるなど地域に密着し食育も進んでいるので、今後は子どもの数など考えながら進めていくというご答弁でした。

そこでまずお聞きをします。その後の進展についてどうなったのか。教育委員会、市長部局にも上げていくというふうなご答弁だったかと思うんですが、どうなっているのか。また、その構想も含め具体的にお答えください。

次に、香南市で大規模な統合給食センターの建設計画が持ち上がりました。統合センターありきの執行部の強引な姿勢に対し、保護者や学校関係者らから、もっと市民の声を反映させてから決めてほしいと反発が強まり新聞記事にもなりました。過日、5月29日には、学校給食を考えるシンポジウムが香南市で開かれまして、学校給食について意見が交わされています。シンポジウムには香南市長や生産者、南国市からは元教育長の西森氏、学校栄養士らが参加し、よりよい学校給食について討論が交わされました。

大規模統合給食センター建設への住民の合意形成は十分と言えず、今後さらに検討を加えていく必要があるというのが到達点です。

以上のことからお聞きします。香南市の例からも、本市の学校給食センターをもし規模の大きいものに統合という形で建てかえる計画であれば、保護者や関係者らに十分な説明が果たされるべきと思いますが、市の見解をお聞きいたします。

次に、課長は、12月議会の私の質問で給食センター建設等検討委員会の問題を学校給食法を基本に進めていくとの姿勢を示されました。大変大事な視点だと思われまます。学校給食法は1954年に制定されました。それは、1つ目には、子どもの心身の健康な発達を保障するために食生活や文化、栄養や食料の生産や配分等を学ぶこと。また、2つ目には、学校を人間的な共同生活の場とするため学校福祉、教育福祉を保障する、こういう観点から立法されまして、学校に給食調理場や専門職員が配置されました。1956年の一部改正で中学校や盲・聾・養護学校にも学校給食を実施する努力義務が課されるとともに、文部省の通達で学校給食の教育的意義について具体的な方針が提起されました。その趣旨は、学校給食法第2条、「学校給食の目標」で給食が食教育の生きた教材であるという見方が示されました。この見地はまだ生きています。2008年には学校給食法の改正が完了し、給食の中心的役割を終戦直後の栄養改善から食育に移し、栄養教諭、栄養職員の指導的役割を明確にしています。食の安全性や食習慣の乱れが問題になる中、学校給食法の見地はより尊重され、現場現場で発展させていくことが大切と思われまます。

以上述べまして、学校給食法が建設等検討委員会や教育委員会で十分議論されたかどうかをお聞きするものです。

次に、全国には身近にとれる食材を取り入れ、時には子どもたちも生産作業にかかわって安全でおいしい学校給食を実施しているところはたくさんあります。学校を中心にJAや行政の担当者、生産者が連携して生産と食数を調整し、アレルギーの子どもにもきめ細かく対応しております。給食センター問題を検討するときはぜひ見ていただきたいと思って先進地の視察を提案しましたが、実施をされたのでしょうか、お聞きします。

次に、香北、物部、土佐山田町の学校給食の栄養職員の配置は適切でしょうか、お聞きをいたします。

次に、これまで学校給食の調理、配送の民間委託は、受託業者が市の調理道具や資機材を使って仕事をする形や、委託者が受託業者の従業員に指揮、命令することは職安法違反、厚生労働省通達違反であることを指摘をしてきました。和田課長のお手元にだけこの表のコピーしたものをおつけしています。これ意味わかっていただけますよね。ここ、発注者から労働者への指揮系統は矢印がありませんのでこれバツなんですね、これをやると偽装請負になるというのが厚生省の通達です、ご理解いただいていると思うんですが。

ところで、本市では、調理に携わっている業者の従業員さんに一昨年でしたか〇15

7の疑いが出まして、緊急に給食を休んで子どもたちにお弁当を持たせたことがありました。このとき業者の従業員さんに検便を指示したのは市の教育委員会でしたが、これは教育委員会としては極めて当然の措置ですが、委託者が、そうなることに触れるわけですね、委託者が受託者の従業員に指揮するのは偽装請負に当たります。この矛盾点の改善、どのように見通しがついているのでしょうか、お聞きをします。いわば法令違反状態といいますか通達違反状態なんですよ、それについてお聞きをいたします。

最後に、美術館の活用についてお聞きします。

香美市立美術館は、NHKの日曜美術館で催し物が紹介されるなど本市が全国に誇る教育施設として成長しました。館長の並々ならぬ熱意と努力で、絵画だけでなくその時々のアートで人を引きつけてやみません。絶えず質の高い文化を市民に提供しています。市の内外で香美市立美術館のファンだという方によくお会いします。本市ではこの美術館をどのように評価されているのでしょうか。

また、アンパンマン美術館や吉井勇記念館と市立美術館を線で結び、文化のまちづくりの拠点として活用するお考えはないのでしょうか。

以上、お伺いしまして私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。大岸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、新政権への対応ということで3点ほどご質問をいただいておりますのでお答えをさせていただきますが、大変大きなテーマでございますし、十分なお答えになるのかどうかわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。

第1点目の鳩山内閣の退陣は地方や国民の思いからかけ離れた結果ではなかったかというふうな趣旨のご質問でございますが、私の感じる限りのことではやはり、マスコミなどを通じて感じるようになるわけですが、ご承知のとおり昨年の夏の選挙はそれぞれが民主党も含めて自民党もそうですがマニフェストを掲げての選挙であったわけですし、そうした中で政権与党であります、また政権の大きな柱であります民主党のマニフェストそのものが財源との関連性についての問題を持っていたということもあると思います。

また同時に、鳩山首相自身もそうでしたが政治と金の問題、また同時に、大きな問題となりました普天間問題、普天間の首相の発言のことなどなど、現実とそうしたものの課題に対するかなりの相違があったと、かなりと言いましょいか言ってること、あるいはまたやろうとしていることに相違があったということによって政権が行き詰まってきたのではないかというふうな思いがいたしますが、そうしたこともさることながら鳩山首相自身にとっても大変、国政のかじ取りを預かる人として、人間として大変な重圧があったのではなかろうかというふうに思うことではございました。

それと、民主党の進める地域主権についてのご質問でございましたが、これも先日来よりご質問をいただいております、私の考えは十分ではないかと思っておりますけれども述

べさせていただきますが、6月22日に地域主権戦略大綱が閣議決定をされたわけです。そうした中で地域主権改革の意義、あるいは定義というものがまず決定をされております。この大もとになるのは、やはり地域主権によって、地域の住民としてみずからの暮らす地域のあり方について、みずから考え主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進をしていくとなっております、自己決定、自己責任という大きなここに地方に対する責任の重大さを定義として求めております。また、定義としましては、この憲法のもとでの、これも同じになりますが住民に身近な行政として地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むようにするための改革ということも言っております。

そうした意義と定義の中で、地域主権改革が目指す国の形として地域経済情勢の変化への対応であるとか、あるいは今まで国の制度の中で一方的に決めて地方に押しつけてきたものを、そうではなく地域の自主的な判断を尊重して国と地方が共同をしてこれからの国をつくっていくという一つの目指す国の形をもこれでうたっております。

そして、国は、地域自治体が担えない事務事業を担うことによってその本来果たすべき役割を重点的に担っていくと。そして、その中でも住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものとして位置づけるという形で、地方がいわゆる主体と、地方の主権をここで大きく国の形としてうたっております。

また、当面の取り組む具体的な措置としてその中で義務づけ、あるいは枠づけの見直しと条例制定権の拡大に関する勧告があるわけでございますが、今ご質問の一部にございました保育所や児童福祉施設などの最低基準撤廃などの問題点がこの中で論議をされてきておるわけでございます。

このようにして地域主権というものが国によって粛々と進められてきておりますが、さきの議会でも述べさせていただきましたが6月9日、これ大綱のできる前でしたが全国市長会の中で決議を行いました。真の地域主権改革の実現を求める決議ということで全国市長会での決議をしております。この中では「地方の声、現場の声を十分踏まえたうえで、地方の実態に即した各種施策を推進することが不可欠である。」ということ。

「基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの更なる見直しの検討状況をみると、各府省の姿勢が極めて消極的で、地域主権改革の方針に逆行した依然として中央集権的な発想の域を出ていない誠に不十分なものとなっている。」と。そういうことの中で「住民に身近な都市自治体の意見を聞き、対等の立場で協議するための機会が十分確保されることが必要である。」というふうな文章を載せてございまして、大まかにしまして都市自治体への権限移譲の推進であるとか、義務づけ、枠づけの廃止、縮小と条例制定権の拡大、そして国と地方の役割分担を踏まえた行政の簡素化、効率化、そして税財政改革の推進、税源移譲によりまして国、地方の税源配分を5対5の実現を図るということ。

また、地域主権改革の理念に沿った事業仕分けのあり方、今まで大変事業仕分けは大きなニュースにもなって取り上げられておりましたが、やはりこのことにつきましても十分地方の状況を見た中での仕分けをするべきであるということ。そして国と地方の協議の場の実効ある運営を求めています。これが今、国が行おうとしております地域主権に対して市長会としての求める決議であるわけでごさいます、こうしたことを通じながら地域主権、本当に真の地域主権改革として成り立っていきけるような、そういう方向に向けてまた県の市長会などでも話し合っていきたいというふうに思っております。

また、菅新政権にどのような立場で臨まれるかということでごさいます、私自身は個人的な考え方、思いはごさいますし、今までの主張、支持上のこともあるわけですが、しかしながら、こうした公の立場にも立っております。また同時に、菅政権をどのように思うかとどんな立場で臨まれるかと言われても、田舎の一市長でございしますのでそれほど気張って言うていくほどの力もごさいませんが、しかしながら、先ほど申し上げましたように自分の主張とか考え方はありましても、それを越えて、地方の自治を預かる者としての立場を十分考えながら今後行動もしていかなければならないと、そのように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。大岸議員の生活保護についてと、生活交通対策についての通院タクシー料金助成事業についてお答えします。

まず、生活保護の移送費の今回の通知の件ですけど、平成20年の局長通知による趣旨が徹底されず、画一的な取り扱いによって認められるべき必要な交通費が支給されない事例があったことなどにより、実施機関における個々の事案ごとに内容の審査が行われるよう画一的な取り扱いと誤解を与える文言を改正したものです。

香美市における移送の給付については、この通知で示した手順に従い個別にその内容を審査し給付決定を行っております。

また、移送費の給付方針としては、経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の状態にある当該地域のほかの患者との均衡を失しないようにしております。

また、福岡高裁での判決についての、市としてどのように受けとめているかということですが、福岡高裁の判決は、老齢加算廃止の際、受給者の不利益を考慮しておらず、激変緩和措置も検討されてなく、裁量権の逸脱、または乱用で正当な理由がない不利益変更に当たるとして老齢加算廃止による減額は生活保護法第56条に違反したとしたものです。ただ、生存権を保障しました憲法第25条に違反するかどうかは明確に判断はしておりませんでした。この生活保護の老齢加算の廃止につきましては、高裁によっても判断が違っておりますので今後の経緯を見守っていきたいと考えております。

通院タクシーについてですが、これは22日の山崎晃子議員も同じような質問でござ

いましたので回答としてはもう同じような答えになってきますが、通院タクシー料金助成事業の助成額の増額ということですが、平成20年度に第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業（計画）を策定するに当たり、通院タクシー料金助成事業についても策定委員会等で検討しており、平成21年度から平成23年度までは現在のこの制度で実施していく予定です。3年ごとに見直しを行っております。来年度に第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しますので、その計画づくりの中で検討していきたいと思っております。

前回の高齢者福祉計画の中で高齢者対策が認知されておったのかというようなことですが、計画を策定するに当たりましてはアンケート調査をしております。そういったアンケート調査の中でもこういった通院タクシーとか、こういった要望は大変多くありました。ただ、アンケートをとった後でちょっと思ったんですが、アンケート調査は無記名で行っておりますが、土佐山田町、香北町、物部町とかこの地域がある程度わかるようなアンケートのとり方をしたらよかったかなとは後で思いました。

全市的な対策としましてこの検討も行っております。ただ、その際に市営バスの新規路線なんかも新たにできるという話もありました。ほんで、そういった際には市営バス、乗り合いバスの助成事業、無料化、それなんかも全市に拡大するとかそういうふうなことも話しまして、そういうふうはこの計画の中では行っております。また、その計画の際に、香美市内ということでしたけど、特殊な疾患につきましては、市長が認めた場合とかは香美市外へも認めるというようなことも検討しまして、そういったことも実施しております。ほんで、ある面、前向きには検討しておると思っております。こういった地域の実情なんかも踏まえまして次の第5期の計画の中で検討していきたいと思っております。

それと、老齢、生活保護のほうに戻りまして老齢加算の額がどれぐらいであったかというご質問ですが、老齢加算が廃止になりました、全額廃止になるときの平成15年度の老齢加算の額ですが、70歳以上で在宅の場合が1万5,430円、入院、入所が1万4,920円です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の国保についてのご質問にお答えします。

まず、子どもの保険証についての取り扱いですが、まず、資格者証の世帯については、高校生までは今年7月1日から12月末までの期限の保険証を発行し、途中の9月に中学生以下の期限に合わせて10月から来年3月末までの保険証を発行し直します。短期証の世帯については、7月から来年3月末までの保険証を6月に発行予定です。

次に、資格者証の関係ですが、ご質問の中の払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応をとるという答弁を今年3月参議院予算委員会で長妻大臣が発言されているようですが、香美市での資格者証の発行については慎重に対応していると考えています。資格者証になる世帯については、以前にもお答えをさせていただいたんですが2月に事

前に通知をします。そのときにあわせて滞納について特別の事情や理由がある場合などには特別の事情に係る届出書の提出を促しています。8月から新たに資格者証になる世帯に送付するときも同じような文書を入れています。来庁していただき事情を聞いて対応をしております。

次に、窓口負担の減免制度についてですが、これまでの議会で何回かお答えをさせていただきましたが窓口負担の減免制度について積極的な活用をする考えはありません。

国からの通知については、医療機関の未収金問題に関しての通知の中に生活困窮が原因である未収金に関しては、国民健康保険における一部負担金減免制度の適切な運用や医療機関、国保、生活保護の連携によるきめ細かな対応により一定程度の未然防止が可能であると考えられるとしており、連携についての記述がありますが、平成21年度の全国で行われているモデル事業の実施により医療機関、保険者、行政機関の連携方策について、改めて今年度をめどに国から通知の予定であることの文言もあります。連携については、香美市は今でも行われていると考えていますが、モデル事業の結果を踏まえ連携方策が示されれば、それに基づいて香美市も検討していかねばならないと考えます。

最後に、国保加入者の負担軽減への対策と努力ということですが、国保加入者の負担軽減については、現在被保険者が減少しているにもかかわらず医療費は微増の傾向にあり、毎年、単年度では赤字続きです。このような状態であれば税率を上げて収入の増額を図るべきだと考えます。しかし、昨今の経済情勢から被保険者に負担増を強いることはできません。運よく香美市は国保の基金が残っていますので基金を取り崩して運営をしている状況です。このような状況から国保税については税率を据え置いています。据え置くことによって負担増に対して歯どめをかけています。

質問の中で紹介のありました財政安定化の交付金については、算入額を繰り入れてもらえば赤字が解消とまではいきませんが国保運営にとって有効だと考えます。

また、国における政策ではありますが、非自発的失業により国保に加入した方について給与所得を100分の30として計算するような施策が平成22年度から実施することとなっております。これにより国保税の軽減措置がされますし、医療費についても高額療養費の所得判定で軽減の適用を受ける方も出てきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸眞弓議員の生活交通対策についてのうち1点目と3点目に係ります質問についてお答えをいたします。

この議会におきましては、この交通対策を含めて随分ご質問いただきますけども、この件については初日の山崎晃子議員の質問にもお答えしたと重複したお答えになりますけれども、車両、便数、あるいは時刻設定など、運行に関するさまざまな点でニーズに対応し切れていないことはご指摘を待つまでもないことで、十分認識をしておると

ころです。しかしながら、可能な限り改善に努めなければならないと考えておりますし、また、今後についても当面对応可能なことについては、より使い勝手のよいものにしていくといったスタンスでいますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目のお尋ねですけれども、来年度には取りかかりたいと考えております交通対策に係ります検討組織において、これからの本市における交通体系について十分にご審議をいただきたいと考えております。この検討に当たっては、福祉対策も念頭に置きながら、生活を支える交通対策としてどうなのかというところをしっかりその視点を当てた審議をしていただきたいというふうにも思っておるわけです。

先ほど長野県の本巣市を参考に事例として紹介いただきました。私もちょっとこの町の状況について調べてみました。ネットからの引っ張りですから細かい部分についてはわかりませんが、ざっと見てみますと本当によくその行き届いた施策を打っておるなあということを感じて見せていただいたところです。ここは私どもと同じように合併をした町でございます。現在、人口が、国勢調査、17国調ですか、これで見ますと5,325世帯、1万3,900人ほどの町でございます。面積は476平方キロメートルほどございまして、長野県で一番大きい面積だというふうで紹介されております。山林面積は山だけで見ると64%という数字が出ておりますが、森林面積みたいな形でいいますと98ぐらいあるようです。ですから、ある意味その地形、地勢、立地条件といったものは本市に共通したような町だろうというふうに見ております。当初予算でいいますとここは約90億円余りの規模の町だというふうに資料から見せていただきました。

大岸議員から説明ございましたように、ここでは公共交通システムというものを非常にいいものにつくり上げておるという見方を紹介していただいたわけですが、巡回バス、それから幹線バス、それと乗り合いタクシーと、この3つの部分で組み合わせられたシステムをつくっております。料金もそれぞれ乗り継いでも200円ということをやっておられるようですけれども、そもそもこの町のちょっと状況を見せていただく中で本当にこう感心いたしましたのは、合併10年、15年もしますと当然一本算定を含めて財政的に非常に厳しい状況になるというのは、これはこの町もしっかり認識をしておるわけで、ここに一つは着目してこの町のこれからのあり方というものを考えたまちづくりをしておると、その中でこのシステムをつくられたというふうにちょっと見せていただきました。

1つは、将来細っていくであろう財政、この視点からどう今の段階でせないかんかと。すなわち行政だけではなかなか立ち行かなくなるだろうということで、住民との協働システムをつくっておるというところが一つは特徴的だろうと思っております。行政依存というか、そういったところでない住民自治というものをくり上げておるというのが一つありまして、ここからこの交通システムをつくられてきておるというふうに見たところでございます。ちょっと数字的なこととなりますけれども、この交通体系を組むのにこの90億

円の予算の中で地域交通システム運行経費としまして1億7,500万円ほど予算を、で、地域交通システム運行経費として90億円の予算の中で1億7,500万円ほどの予算を組んで事業実施をしておると。ちなみに本市では、平成22年度の当初予算ベースでは6,100万円ほどですから約3倍ぐらいの金をかけてシステム化しておるといふことですし、一方で、町が直営ということになるので、先ほど大岸議員さんが言われましたように協議会というシステムをつくってそこで運用しておるといふことのように思いますが、このお金のことでいいますと、21万人余りの方が利用しておるといふのを単純に200円掛けて計算しますと約4,200万円ほどの運賃収入があると。一財を2,900万円から3,000万円ぐらい充てておるといふことからしますと、恐らく交付税で算入されてきておる分も見込んでこの1億7,500万円ぐらいの金額が出ておるといふ思いますが、それにしてもなかなか頑張ってやっておるなという見方をしました。

もう1つ、ここがうちとはちょっと違うのは、うちはその谷々に全部人家が張りついておるといふところがこことちょっと違うところで、非常に雪深いところですからやっぱり人が住めるところに必然的に住んでおるといふことになるんで、うちがここに合わすと1億円、2億円のお金じゃなかなかいかんだろうというふうに思っております。除雪費も1億円ぐらい組んでる町なんですから、ちょっと町のそこら辺はちょっと状況が違うだろうなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても議員さんと前に一緒に行ってみせていただきました朝来市、ここも住民自治機能というものをしっかりシステム化しておりますんで、これは私は来年度立ち上げますまちづくり推進課に思いを持っておるといふところがございますから、ここを中心に、あるいはそのことを前提にこの木曾町から見れるところも一つは学びながら交通対策も織り込んでいきたいと。織り込んでいきたいというの、その交通対策の検討委員会の中での議論もそうですし、それから見直す段階になっております振興計画との絡みの中でもしっかりここは認識した作業をしていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、今後ともまたご指導よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

学校給食センターに関することですが、新施設の建設に向けて昨年12月の答弁後の新検討ということですが、平成21年12月3日付で市教育委員会に土佐山田学校給食センター建設等検討委員会の提言書を提出、そして市長部局へ報告し、その後平成22年3月19日に新施設の建設予定地等について委員会で協議をし、幾つかの候補地の意見が出されました。それらの候補地については現在も検討中です。

新施設の建設内容については、昨年12月議会で答弁したとおり老朽化した土佐山田学校給食センターの建てかえに含め、将来的に香北、物部学校給食センターが統合され

た場合、1カ所で賄えるような施設を建設するものです。統合については、児童・生徒数の状況や給食施設の老朽化の状況等を見据えながら限界まで給食を実施するというような提言になっています。

続きまして、保護者や関係者への十分な説明というところですが、香南市とは若干状況が違うと思いますが、新施設の建設を進めながら小・中学校、そして保護者、給食センターの職員、地元生産者等に説明も順次行っていかなければならないと思っています。

学校給食法を踏まえた検討がされたかというところですが、新施設の建設に当たっては、児童・生徒への食教育の拠点としての給食センターを設置することを目指して協議をしてきました。検討委員には保護者の代表、地域の代表、栄養教諭等も含まれています。ランチルームの設置であるとかアレルギー食の対応、ドライシステム化、そして3センターの将来の合併も見据えた場所等、児童・生徒を中心に保護者、地元生産者にも配慮がなされた事業計画が進められるように検討をしてきました。

先進地視察の状況ですが、昨年7月に香美市のそれぞれの3センターを視察して、そして8月20日に四万十市スクールミールなかむらみなみ、これは平成21年4月開設です。そして、四万十町窪川学校給食センター、これも平成21年4月開設ですが、それぞれを視察し、施設、設備機能、衛生面、立地条件等について検討を行ってまいりました。

栄養教諭の配置は適切かというところですが、各給食センターにそれぞれ1名の栄養教諭もしくは栄養職員が配置されています。土佐山田学校給食センターには加配の栄養職員が1名配置されています。2名の栄養教諭、2名の栄養職員が配置され適切な配置がなされていると思っています。給食の献立の作成、そして食育指導を行っているという状況です。

請負契約の問題点についてですが、土佐山田学校給食センターの調理、配送業務の民間委託について平成21年度に委託業者の見直しを行いました。平成22年度からニッコトラスト西日本に委託している状況です。委託については、県内外の給食センターの業務委託に関する情報収集、そして県教育委員会、高知労働基準局などの指導を受けながら取り組んでいます。今後とも委託業務を充実させながら、児童・生徒の心身の健全な発達のため栄養バランスのとれた安全、安心な学校給食を実施していかねばならないと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 大岸議員さんのご質問にお答えをいたします。

大岸議員さんにつきましては、企画展のオープニングの際によくお見かけをいたします。足を運んでいただきましてどうもありがとうございます。

まず、美術館の評価ということでございますが、美術館の設置の目的につきましては

市内外の美術工芸品等の収集、保管、展示を行い、文化及び芸術の振興に寄与するために設置した施設であるということで条例で設置目的が示されております。

企画展事業につきましては、開催の二、三年前に作家さんに依頼をいたしまして作品を提供してもらっておりますが、足りない作品につきましては県内外の美術館等の所有者に借りる手続をするということになります。

作品の運搬につきましては、美術品専用の運搬車をお願いをいたしまして、館長同行の上、搬送するということになります。この間、作家さんとは、ポスターの企画も含め綿密な打ち合わせを行いまして展覧会の開催の運びということになっていきます。こうした企画が二、三年先まで予定されております。

また、県内を初め県外の報道機関の後援も取りつけPR活動もしていただいております。全国放送で取り上げられることもございます。今年の4月の岸田夏子の世界展におきましては、日曜美術館のほうで放映もされております。このように中四国や四国内では初めての展覧会もございまして、全国的、世界的に有名な作家さんの展示会も開催をしております。こうした企画展の開催につきましては、議員さんが先ほど申されましたように北館長の人脈、幅広い芸術に関する見識、精力的な行動力によるものか非常に大きいわけございまして、地方の3万人規模の美術館では開催が困難な企画展を年間一、二回は必ず企画をしていただきまして、文化都市香美市のイメージアップに貢献していただいていることに感謝をしております。現在開催中の林アメリーのパッチワーク&キルト展というのは7月11日までの開催でございます。その初めのころでしたか、市民から私に直接電話がありまして、世界的に有名な作家さんの展示会が香美市で開催をされ、また作家さん本人が来てギャラリートークやワークショップを開催するのはすごいなというふうなお電話も、うれしいお電話もいただきました。香美市の美術館におきましては、この意外性のある企画を次から次へと開催をしていきますので、市内外の方々からは非常に高い評価をいただいております。

それから、次に、文化のまちづくりの拠点としての活用についてはどうかということでございますが、美術館の機能といたしましては、ふだん間近に鑑賞できない全国的あるいは世界的に活躍されている作家の展示会と、文化芸術に親しむ機会を提供し市民の文化度を高めていくという役割がございます。

それで、平成22年度の事業計画の中では年間6本の企画展、これ1企画展、大体30日を超える期間となります、を開催予定でございまして、それから、そのほかにアトリエ事業、これは絵の苦手な人たちのための水彩画教室ほか延べ8事業でございます。それから企画展関連事業、これはワークショップが2回ございます。それから貸し館事業といたしましてアトリエ教室、アトリエ展覧会、展示室の展覧会というのがございます。それから出前事業、これは市内の保育園等に出前の事業を行っております。それから職場体験の実習の受け入れ、これは市内の中学生を職場体験で受け入れております。それから博物館実習生の受け入れ、そのほかに市教職員の研修、それから児童画審査等

の事業や活動等が計画をされております。特に昨年度から中央公民館で開催をされておりました香美市の文化展が、中央公民館が耐震工事のために使用できなくなりまして美術館で開催をいたしましたところ大変好評でありまして、本年度も美術館で開催することになりました。香美市の文化協会とか、あるいは公民館文化教室の日ごろの活動拠点は香美市全域で行われておりますが、年に一度の発表の場は立体的に利用のできる美術館が効果が出ているように思っております。

このように香美市立美術館では、評価の高い作品から余暇活動における作品まで幅の広い活動を行っております。また、アトリエ事業などの文化・芸術の底辺を広げる活動も実施しております、美術館が文化のまちづくりの拠点としての位置づけができつつあるというふうに考えております。

そこで、ちょっとこの質問の通告の中にはございませんでしたが、美術館と吉井勇記念館、あるいはアンパンマンミュージアムを線で結び拠点として活用することができないかということでございますが、少しそれぞれ分野が違いますので非常に難しい問題もございます。1点とって挙げますと、吉井勇記念館は、物部、香北の文化展のほうで一応コーナーを開設をいたしましてそこでPR活動をしておるということもございますので、今後アンパンマンミュージアムを含めまして、企画の内容によっては連携をするような検討も必要であるというふうに考えております。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。
（午前10時20分 休憩）
（午前10時30分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。

4番、大岸眞弓君。

- 4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。2回目の質問を行います。それぞれご答弁をありがとうございました。ちょっと前後するかもわかりませんが、たくさんですので、再質問を行います。

まず、最初の地域主権改革について市長からご答弁をいただきました。それと菅政権に対してと一緒のようにして、一緒に含めて再質問をしますけれども、一つにその地域主権というのは、市長がご答弁の中で読み上げられましたとおり地域の主権、地域の手によってよりニーズに近い行政がなされていく、権限移譲がなされていく、そうであればとても素晴らしいと思うんですけども、この中にはやっぱり保育所の改革のように国のそれを補償するためのナショナルミニマムの放棄という点がいずれからも指摘をされておりますので、これはやはりつかんでおかないといけないだろうと思います。そして、一括交付化は自治体間でやっぱりそうすると国が手を離すわけですので、自治体の財政によって受けるサービスが違ってくると、こういうふうになるんじゃないかと思っております。

慶應義塾大学教授の片山善博氏ですが、高知新聞のコラムに地域主権改革に関しまし

て寄稿をされておりました。その中で大変大事な視点だと思いますのは、地方自治の本旨と現状という論文の中で、今こそその地方自治を憲法に照らして考えようというふうに発言をされてます。地方自治の本旨というのは言うまでもなく団体自治と住民自治ですが、団体自治は国から独立した団体が権限とか財源を持ち国の支配を受けることなく自主的に運営できることで、住民自治というのは団体の内部において主権者である住民の意思に基づいた意思決定がなされることを言います。これは、その市長のご紹介されました地域主権改革大綱の文の中のような感じがしますが、違うのは権限移譲はするけれども国がそのことに対して財源的に保障しない、責任持たないという意味合いも含まれているのではないかと思います。

さらに片山氏は、地域主権の目玉商品としてます国と地方の協議の場ですけれども、これについて片山氏は否定的でして、政府が協議する相手が全部の市長さんとかそういうところじゃなくて地方六団体であることに懸念を示されています。そのことが逆に地域のことは地域住民が決めることにつながるとは思えないというふうに述べられています。

地方をめぐる情勢が本当に変わります、安定しません。こんなときに地方は何を基準に判断するかというふうに思ったときに、やはり憲法に規定されている地方自治の本旨、これにやっぱり立脚して考えていくというのが大事な視点ではないかと思うのですが、再度見解をお尋ねします。

新政権に対して何も一自治体の市長が申し上げることはないというふうに非常に謙虚にご答弁されたわけですが、国と地方が対等、平等であるというふうに考えたときには、やっぱり地方住民が被害をこうむることなどについてはどんどん意見も言っていかなければならないし、対等、平等という立場でしっかり足場を固めて対峙していくという姿勢が要るのではないかと思います。

生活保護の移送費です。

通知に沿ってやっておられると所長からご答弁がありました。その以前に、最初の通達の際に大変全国から批判がありまして、送り状が来たときも通知撤回というふうな送り状だったんですけど局長通知そのまま残されて何も変わらなかったときがありましたよね。ちょっと今回の通知を受けまして具体的にその範囲、福祉事務所管内の医療機関とかそういうのが取っ払われているわけですよね、所長、ですよね？そういうふういきちんと徹底をされて行われているか、具体的にじゃあ取り扱い、どこどこどういうふうになりましたか、それわかりますか、そういう事例がありますか、今までの福祉事務所の中で。

それと、移送費というのは、これは生活保護をつかさどる担当部署の方にお聞きをするんですが、移送費も年齢加算もそうですが、移送費というのは医療扶助と一体のものとして本来は考えられるべきじゃないですかね。生活保護法の中でこの移送費が、医療扶助に関して記述がありますが、けがや病気で治療を必要とするときに診療や薬剤、治療材料、処置及び治療、手術、病院、診療所への入院、看護、移送に必要な費用が支給

されるので、これのくくりの中では医療扶助の中に移送費も含まれているというくくりだと思えますよ。それを滝川事件をきっかけに移送費をなんか分離してしまったような格好になってるんですが、それ本来こうあるべきというご認識がおありかどうか、それによって扱いが、ローカルルールと言いまして国からいろんな通達が来たときに、例えば香美市のように福祉事務所、合併する前は私の場合は旧土佐山田町でしたので直接生活保護には関係なかったんですけど、市になりましたので市からも出るわけです、費用が。そうすると、生活保護件数がふえてくるとできるだけ抑制したいというのが働きますので、国から通知が来たときに必要以上に行き過ぎて抑制をしてしまうという傾向があちこちの自治体であらわれていますので、それを心配してお聞きをするところです。生活保護の理念といいますか法のたてりの理念がちゃんと生かされて運営をするかどうか。老齢加算も一緒です。ですから、その推移を見守るとおっしゃったんですけども、老齢加算というのは高齢の被保護者が消化吸收のいいものを食べなきゃいけないとか、年齢的に葬祭があるとか、そういうご近所づき合いも含めて普通に生活できるようにという加算されている加算です。それが1万5,000円ほど減額をされた場合に高齢者がどれほど生活に痛手を受けるか、私の知り合いの方でも2006年に全廃されて食費を切り詰めて3回分、糖尿病の方で3回食べんといかんのが決められているけど2回分の食事を3回に分けて食べているとか、ご親戚の葬儀にも参加できないというふうなことが起こっているわけですが、今回こういう判決が出ましたので、老齢加算のことも含めて国に対して復活を求めていくという立場に、所長、見守るではなくて立場に立っていただきたいと思えます。

それと、交通費のことはまたそのときにお聞きをします。

国保です。

資格者証の発行について、やっているのと課長おっしゃったんですけども、私は、まだ何というか、熱意が足りないといいますか、こういう通達が国から出まして、例えばさいたま市の国保ですけども、これは資格者証を発行するとか短期証を発行するとかいうことではなくて医療保険を継続するのが優先だと。保険料の滞納があれば窓口に来ていただく、ここまでは一緒です。支払い能力のある方にはきちんと措置をとる、ここまでも一緒です。払いたくても払えない人には事情をお聞きして分納するなどの相談に乗る、これも一定やられるでしょう。ところが、いずれにしてもともかく滞納者に会うことが大事、会えば解決するから資格者証は必要ないと言っておられます。さいたま市のほうは、こうやって会うことをとても大事にされて今資格者証の発行がゼロだそうです。同じ通達で自治体の窓口によってこれほども差があるものかという感じなんですけど、これぐらい努力をしてくださいますよというのが国の通達ではないんですか。そのあたりをお聞きをいたします。

国保法第44条の窓口負担の軽減、これ課長おっしゃったように診療所の窓口で未収金がふえること、生活困窮者がふえてですね、それで大変それも問題になってその解決

のためということなんですけれども、そんなに積極的にやる気はないというふうにおっしゃったんですけど、これはこの国の通達違反とも言える態度ではないでしょうか。これをやっていると、広島市ですけれども、さっき言いましたけれども市内の病院の方にもこの制度を知らせて、市から保険医療機関へのお願いという文書を医療機関に配布をさせてます。そのお願いには、広島市には一部負担金の減免制度があること、その手続の仕方などについて丁寧に説明をし窓口負担の軽減を、災害などで収入が激減したとき以外に恒常的に低所得の方にも適用してやっているわけです。病院の窓口が困難な事情を一番つかめるわけですので、その医療機関が制度を知って患者さんの申請を手伝うというふうなこともやっているわけですが、これはやっぱり必要なことではないでしょうか。課長つかんでおられないと言いましたけれども無保険者の方もふえております。それで、ぜひとも、お金がなくて病院にかかることができないままずっと何人もの方が放られているというふうな状況をね、この香美市の中から取り払っていただきたい、その思いですのでどうぞよろしくお願いいたします。

それから、税率も今年上げずに基金を使って単年度収支の赤字を埋めてされてるということですけど、さっき私が1番目で言いましたように、国保の交付金をちゃんと入れてくれたらできるんだけどって言いましたけど、基金がどっさりあるから財政課のほうでは必要ないだろうというて、地方交付税やからこっちで使うよと言いつうわけです。課長はこれを入れてくれたら赤字にならずに済むのになあって言ってるわけです。お二人の課長で見解が違うわけですけども、その、いかに国保の医療を、こんな現状になってきて、全国どこも法定外繰り出しもやって事務費も一般会計から繰り出してやっているような現状の中ですよ、香美市の国保会計こういう状態でいいのかと思うわけです。その点についてもう一度ご答弁をよろしくお願いをいたします。

そして、さっきの一部負担金の徴収猶予、減免または徴収猶予に関しましては、生活困窮者に対する救済措置であるというふうにはっきりそういう通知が来てます。そして、それは専ら市町村長の判断によって処理されるべきものであるということですので、再度、執行部におきまして今の香美市内の国保加入者及びその保険者の方々の状況をよく勘案されて国保行政に当たっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

生活交通対策です。

福祉事務所長、確かにその前進面もあるわけですけど、さっき私がお見せしました、所長からいただきました資料のあの金額が合併前から比べて3分の1に減額になっていることということについてはどういうふうに思われますか。それだからやっぱり使いにくい制度、不便な制度になっているんですよ。せめてもとに戻すぐらいの措置、取り計らいはできないものでしょうか、これだけ要望があるわけですから、第5期、第6期とは言いませんでしたけど、第5期でまた考えていくというふうなことですけど、それぐらいはすぐでもできるんじゃないでしょうか。

それから、生活交通対策で企画課長、大変いいご答弁を本当にありがとうございます

た。ちょっと感動しました。きのう資料をお持ちしてよかったなと思います。やっぱり地域公共交通協議会の役割が大変ここ（木曾町）では機能しておると、市政もそういうふうに地域協議会にゆだねてやっておると、それを強力にリードしてやっているわけですね。そういう方向づけをされるということですのでぜひその観点でお願いをしたいと思いますが、この間繁藤から出るバスのJRに間に合うようにですとか、香北町のあそこ、岩改のほうのバスの時間ですとか、幾つか改善を早急にさせていただきました。それ自体とてもありがたかったんですが、ちょっとこの市営バスの運行については始めて何カ月もたたずにやめたところもあったりしましてですね、ちょっとリサーチ不足じゃなかったかと思うんですよね。私はこの生活交通対策の問題では、前に視察に行きました安芸高田市の例を出しまして、そこも地域協議会などの自治組織が大変しっかりしているところですけども、子どものクラブの帰る時間まできちんとリサーチして組んでるんですね。悩みは課長おっしゃったように本当に谷々へ住民がお住まいされておると、こういうことがあるかもしれませんけれども、やっぱりそのアンケートの結果については課長おっしゃいませんでしたけど、どういうアンケート結果、回答が来ておるのか、それなんかもちょっと2回目でお聞かせいただければと思います。

学校給食センターです。

課長のご答弁からいきますと、もう建設に向かって土地選定も始まっておるというふうにとらえていいですね。一定その協議もされて、関係者も入ってということなんですが、香南市の例から見ますと、やっぱり保護者のそういう場があると思うんですが、もっと広くこう説明をね、建てながら説明するんじゃないかと一度市民の皆さんと関心ある方々、今こういうときですので、食育基本法なんかもできて子どもの食に対して、大人の食もそうですが大変関心が高まっています。地消地産の問題も促進ということも学校給食にはありますので、もうちょっと幅広いところにきちんとどうですかという説明ですとか協議の場を持つことができないのか。そんなに批判的なご意見ばかりではないと思うんですよ。この前の香南市の例を見ましても大変前向きな討論がされています。こういう手続を経て進めていくことが私は大変大事じゃないかと思うところですので、よろしくをお願いします。

それと、もう1点、庁舎建設、それからB保育園、A保育園も建設する、なかよしはもう建ちました、今度あけぼののほうは取りかかるわけですが、新しい給食センターという建設費も相当かかると思うんですよね。その財政計画といいますかそのあたりはどうなのか、その一本算定になるころの返済計画などどうなるのか、そのあたりのことはどういうふうに検討をされておりますでしょうか。

それと、もし物部、香北、建設完了、即物部、香北も一緒ですか、それとも時期を見てですか？ぜひその喫食までに2時間以内を、2時間以内に子どもたちが喫食しなければならないという規則があるわけですのでそれを守られるように。

それと、私はもうこの新しく建てるのかというふうなときには、もうチャンスですので

食数を少なくする手だて、例えば、前から言ってますけども鏡野中学校を自校方式にするとか、それで何百食とか減りますよね、そしたら小学生と中学生の食べるものというのはカロリーも違いますので、一緒にとというのはちょっとやっぱり無理があると思うんですよね、そういう検討もぜひしていただきたいと思います。

それと、偽装請負の関係ですけれども、いろいろ指摘しましたのでご苦労されて指導も受けてやってることなんですけれども、じゃあその労働基準局の指摘はどんなものがあるか、ちょっとお聞かせをください。それで、こういう状態のまま推移をされていくのか、国会でもこれ問題になりましてやめてるところもたくさんあるんですよ、その委託を、で自校方式でやっているところがある。どの辺まで到達をしたいと思っているのか、今の状態ではだめだと思うんですね。それで、逆に民間委託にするのは経費の削減のためというふうに言って始めたわけですが、結局、委託費は年々上がって経費の削減につながってこなかったという実態もありますし、この辺でやっぱり給食のあり方というものを本当に経費削減ありき、市の財政運営ありきじゃなくて、子どもたちの学校給食をどうするか、学校給食法のたてり、終戦直後にできた経過から今日までの食育基本法、改正法まできちんと網羅して腹に入れられて関係者の方が学校給食を考えていただくような場にしていただきたいと思います。そういう協議の場をお持ちいただきたい、視察も含めてよろしくお願いします。

美術館の活用について次長にもよいご答弁をいただきました。本当に館長のその人脈、その見識フルに生かして市民の方はとても喜んでおいでます。これ本当に私は、こういうことは香美市のイメージアップにつながるというのは次長もおっしゃったんですが、香美市の売りになるんじゃないかと、この質の高い文化を常時市民に提供しているということでは。アンパンマンミュージアムがありますのでそれもこれも一緒くたにというのはいかんと思いますけれど、アンパンマンミュージアムはどちらかといえば子ども対象ですよ、家族連れがいらっしゃる。ところが、市立美術館というのは、吉井勇記念館もそうですけどどちらかといえば大人の方が楽しみにして来られる、そういうこうさび分けといいますかね、やって、例えば、香美市立美術館は駅から近いですし、桜並木を歩いてゆくり行って美術品に触れる、芸術品に触れるというふうな、それから香美市は保育園から大学までそろっている文教のまちですのでそういう売りを、市内でそうやってやるだけじゃなくてぜひとも県外にも発信して、そういう観光客も呼び込むというふうな発想はないでしょうか。それで、私は、この前やりました岸田夏子展ですけど教科書で見たことのある岸田劉生の麗子像に香美市の美術館で会えると思いませんでした、大変感動でした。桜の絵も物すごい迫力と美しさでした。市内外から多くのお客さんがあって、愛好家は一枚の絵を見たさに市外でも県外でも足を運びます。香美市にも随分県外のお客もふえました。設備の不十分な施設で、奇跡的にこんな施設で仏像展も実現して、そのときからやっぱり香美市立美術館の名が全国に紹介されるようになりましたよね。著名な作家が来ることによって美術館の格が上がりますので作家のほう

からオファーもあるそうです、ここでやりたいという。そして集客力も違ってきます。

ただ、そのときに、作品の輸送、こん包、保険、アルビオンアート美術展にも物すごい人が来ましたが、あれの保険は貸してくださる方が持ってくださいったそうで、何十億円かの保険を、香美市は1円も負担していないということなんですよ。こんな甘え方でいいのかというふうに思うわけですが、館長は年々予算が厳しくなって…

○議長（中澤愛水君） 大岸議員、時間終了いたしましたので。

○4番（大岸眞弓君） そうですか。はい。わかりました。

ありがとうございました。私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

地域主権の考え方についての再質問であるわけでございますが、世間、本当に地域主権、地域主権というふうなことで随分盛り上がっておるといふような状況になっておるかもしれませんが、強いて言えばもろ刃の剣という部分もあるのではないかというふうには感じます。指摘がございました義務づけ、枠づけの見直しなどにおきましても、やはりこれは国が一定の水準を確保するために基準を決めて、また必要な予算を国が負担をする仕組みがあるわけでございますが、これを転換をするということでございますので水準の後退をもたらす危険性も生ずるといふことであろうというふうに思います。また、地域間格差もそれにより広がっていくということも予想もされます。また同時に、それと同時に地域主権改革を行っていけば地方自治体そのもののやっぱり能力も問われますので、この地方自治体がしっかりとした経営及び政策能力を持たなければならないというふうに思います。また、それを行えるだけの自治体になれるような国の指導といふか国の役割、そうしたものも求められるのではないかというふうに思います。

そういうことを含めて市長会で決議をし国に申し入れをしているわけございまして、一市長としての力は限られておりますけれども、やはり市長会であるとか市議会であるとか町村会であるとか、そうした組織によってこの地域主権が本当に地域の、地方の、どう言いましょう、力が上がってくるような、地方の時代が来るような、そういう方向になるようにしていかなければならないというふうに思いますので、皆さん方のご協力も、またご指導もいただきながら頑張っていきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、生活保護の移送費の問題ですが、今回の通知で先ほど申しましたように改正といたしますかそういった通知が来ております。ただ、福祉事務所としまして、取り扱い自体はそんなに大きく変わるものではありません。今回の通知も大きく、何て言いますかね、変わったところは、福祉事務所管内の医療機関に限るところが要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限ると、こう変わったところですが、実際、

福祉事務所管内に限るといふような取り扱いではありませんので、傷病等の状態により要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との診断関係、同一の状態にある当該地域の他の患者の動向とか比べて認めていくというところは変わってないです。ただ、ある自治体とかによって画一的にもう福祉事務所管内って限っていたところもあるんで、その辺が誤解のないようにということで今回の通知になっております。

また、もう1点、今回の通知でなくなったっていうところが、交通費の負担が高額になる場合ってありましたけど、この高額というところがなくなりまして当該診療にかかる交通費が必要になる場合というふうにここが省かれました。これなんかも、うち自体も、何て言うんですかね、給付の要否意見書により主治医の意見とかを確認してその内容とかを協議しまして、実際、移送費が要するという場合は出すような取り扱いになっております。ただほんで、ある自治体なんかによって例えば何千円以上は出せないとかと画一的に決めてそういう取り扱いをしているところもあったようなんで、そういったところを誤解を招かないようにということで今回のこの通知になったもんだと思います。

それと、老齢加算廃止の件ですけど、これも判決の要旨とかをちょっと見てみましたが、この老齢加算自体ですかね、老齢加算そのものについては憲法に反するかどうかという判断はされてません。ほんで、厚生労働省の専門委員会の中で加算そのものについては廃止の方向で見直すべきだというふうな結論というかそういうのが出ていたみたいですけど、その廃止するに当たって不利益処分になりますので、具体的に検討とか激変緩和の手順とかそういったことが検討されずにすぐに、何て言いますかね、実施されたというところが、この生活保護法の不利益処分をしてはならないというところに反するということでの判決だと思います。そういった手順的に、何て言いますか、もう少し丁寧にしていけばというところでこの判決になってるんだと思います。ほんで、この部分につきましては高裁でもあちこち違いますので、解釈とかね、その辺はもう様子を見ていきたいというところで先ほどお返事をさせていただきました。

それと、生活交通対策で通院タクシーの件ですが、3分の1に減額になっているということで、この辺のもうすぐにでも見直しはしないかというところだと思います。確かに1,000円を超えるという部分にしましたのである程度の利用者の方が使いにくいっていうところといいますか、ある面制限がかかってしまったっていうところはあるかなと思います。一般的にこういった高齢者の施策にしましても事業を始める場合ですよ、やはりこの場合なんかですと国・県とかの補助事業とかがありますと、4分の3ぐらい補助があれば今回のこの75万円の一財の中でも300万円ぐらいの事業ができるわけですよ。そういったところを見ながら、そういった事業を始める場合は見込んで実施していくわけですけど、国とか県がスクラップ・アンド・ビルドといいますかね、そういう中で見直しをして補助とかがなくなってくれば、その時点で市町村としてもこれをどうするかという当然見直しはあるとは思いますが、これはやっぱり必要だろう

ということで継続はしてると思うのです。

ただ、財政的には負担になってきますんで、その分をどうしていくかっていうところも検討されたと思うがですけど、そういった中で1,000円を超える部分とかっていうところが出てきたんじゃないかと思います。ほんで、当然そのところでこの推移を見ますと、確かに当初見込んでいたよりは利用者の実績は少ないように思います。ほんで、そういったことも含めまして検討していきたいと思います。それと、生活交通システムの先進事例とかの事例も何か企画のほうでありましたので、そういったものも含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の国保についての2回目のご質問にお答えします。

まず、資格者証の発行についてですが、ご紹介のありました県外の数万か数十万かちょっとわかりませんが、の市で資格者証の発行がゼロという、ご質問の中でありましたけれども、ちょっと考えられないというように思います。確かに国の通知、通達については幅が、市町村によって裁量権があって幅があるわけですけども、香美市でいうたら数百の世帯で、二、三百の資格者証の世帯があるわけですので、それからすると何万、何十万の市で一件もないというのはちょっと考えられないというように思います。資格者証の発行が少ないから運営がえいというようなことではないのではないかとこのように思います。基本的に担当課としては運営を第一に考えなければならないというように考えていますので、資格者証の発行にしても窓口負担の減免制度にしても運営の中の1つの事業というように思いますので、それぞれの事業が運営全体にどのぐらい影響するのかということも考えてやっていかなければならないというように思います。資格者証の発行については何回もお答えをさせていただいたんですが、来庁していただいて医療の必要な方については短期証も発行しておりますので、資格者証の発行の数字そのものがイコールではないというように思っております。その中から短期証の発行もあるわけですので。

それから、窓口負担の関係ですけども、前にもお答えさせていただいたんですが、生活困窮ということであっても国保に入っている以上はある程度の負担は必要だというように考えておりますので、そのお話の中で資格者証とも関係するんですが、面談の中で生活保護の話もさせていただくこともあります。しかし、国保に入っている以上は何らかの負担は必要やというように考えております。

それから、財政安定化の交付金についてですが、これは市町村によって考え方がいろいろだと思います。基本的にはトップの考え方によってどうするのかということにはなるうかと思うんですが、県内で見ると、示された資料によりますと北川村と香美市が参入額より少ないということになっております。北川村についてはゼロということですか

れども、それぞれの運営をしていく担当課、あるいは財政当局、首長との考えによってこういった数字になっているというように思います。香美市ではどうかといえば、担当課としてはせめて算入額は繰り入れてもらいたいというのが本音です。が、全体の、一般会計との全体の中、あるいは国保の基金の残高の高低によって、そういったこともいろいろの要素によって金額が変化していくというようには考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

1回目にかなり強引なお答えしたんでもう2回目はないかと思っていましたけれども、思惑が違いましたがご質問にお答えをしていきたいと思えます。

現在、その運行してある市バスのあり方についてはリサーチ不足じゃないかというご指摘ですけれども、今回の運行形態につきましては、市内交通対策検討委員会で何を目的としてきたかといいますと、合併時の不統一の部分を統一させるということが主たる目的で検討していただいたということでございまして、その際にあわせて全体的に少し見直すべき部分があればということで新しい展開というものも少し織り込んだわけですが、この新しい展開についてはこの検討委員会でも主眼ではなかったということもございまして。そんなこともありまして検討委員会のほうからも全体的には5年以内に見直しをなささいというご提言につながったというふうに認識をしておりますので、ここに依拠してずっと説明しておりますようにこの作業に着手したいというふうに考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

次に、前年度実施をいたしましたアンケート調査についての結果ですけれども、工科大のほうに委託をいたしまして調査をいたしました。調査の形態といたしましては三通りの方法で行いまして、1つは、これはすべてこの三通りとも試行しております沿線、山田の部分だけですがこの沿線の住民等に対して行ったものでございまして。1つは、沿線住民に自治会を通じてお願いをした分で、これ郵送アンケート方式でやりまして、繁藤、新改、町田地区に対して1,067世帯に調査を回しました。このうち433通、回収率40.6%という数字が結果として上がっております。大体こういったアンケートについては3割方返ってくれば大体その信頼性が持てる結果だというふうに言われておりますので、大体その結果を読み取る際には、ある程度信頼のおける率かなというふうに思っております。もう1つは、乗客の方に対する直接聞き取りの調査をいたしました。これ5日間にわたりまして計84名の方を対象に調査を行いまして、回答いただいたのが40人ちょうどということになっております。ただ、この84人のうち33人については郵送でも答えちゃうきもう重ねての部分はえいろうということでお答えいただけなかったということで、全くその未回答というのは84分の11というふうに数字としては結果をいただいております。それからあと、自治会長さんと地域の方についてお聞き取りをさせていただいた部分ですけれども、これは全地域の自治会長さんと地域の

方、メーンの方にお聞かせいただきました。一応、世帯数としては392世帯に当たる町内会長さん等の声だというふうに取りまとめられております。

結果としてどんなふうはこの報告書にまとめられているかといいますと、少し長くなりますので全部言いません、要点だけ言いたいと思いますけど、調査結果のまとめと今後の提案ということで、住民郵送アンケート調査の結果としては、市営バス利用者は主にひとり、または2人暮らしの高齢者で運転免許を持っていない交通弱者が大半であるということと、50歳から64歳の方でもお使いになっている方、これは高齢者予備軍とも言えるというような押さえ方をされております。それから、バス停までの距離は300メートル以下が多く、長い人でも500メートル以下やと。すなわち500メートルを越すようなバス停まで距離のある方についてはなかなか利用に至っていないということ、こちら辺もこれからのあり方として考えていかないかなかなと思っております。それから、ずっと言われておりますバス路線とかダイヤなんかについては、やっぱり自由度とか利便性が低いので利用しにくい、すなわち使い勝手が悪いというようなお声が上がってきております。

次に、利用者のアンケートとしては、毎日是要らんと、週に1ないし3回程度走らせてもろうても構んやないかというようなお声があるようです。ちなみにどういう方が主な目的で利用されているかといいますと、やっぱり通院の方が一番多ございます。ちょっとお待ちくださいね。通院の方が61.5%、これはサンプル数としては39人の聞き取りの中です、乗客の方からの聞き取りですけども。それから買い物の方が54.6%ということで、やっぱり通院と買物が圧倒的にバスの利用者としては多いというような状況です。これは当然通学している方を除いてということになりますので、その点ご理解ください。

それからあと、住民ヒアリング、自治会長さんに聞いた分については、やっぱり平地部に比べて中山間部でのニーズが高いと。すなわち町田線よりもその平山、繁藤のほうの方のニーズが高いと、こういうことだろうと思っております。それから、こういった地域あるいはそのバス利用者については、バスが運行されることが唯一の要望といっても過言ではなく、継続を望む声が非常に多いということ。それから、バスを使っていない方からも事業の必要性については理解が得られちゃうというような結果。それから、やはりこれは、山崎晃子議員さんのお話にもございましたけども現実的にバスが通っていない中山間部の自治会からも、ぜひあちこちバスを通してほしいという声が強いということ。それから、数年後の将来は状況変化の可能性があるので、全体をしっかりと見直してほしいというような声もやっぱり出てきております。

こういったところが主なまとめとして示されておりますので、ご報告をしておきます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員の2回目のご質問

にお答えいたします。

建設に当たっては広く、できるだけ広く皆さんのご意見もお聞きしながら進めていきたいと考えています。

あと、財政計画のことですけれども、これについては国の補助金と起債を充てるというような形になってくると思います。後年度負担はどうしても残ってくるというように考えています。

それと、すぐに統廃合があるのかというようなこともありましたけれども、これはお答えもしましたけれども児童・生徒数の状況を見ながら、そしてセンターの老朽化の状況も見ながら限界まで給食は実施していきたいというような、そういう内容の提言になっています。

それと、センター方式か自校方式かというところですが、このことについても検討委員会の中で話がなされました。自校方式については学校ごとに施設を建設しなければならないというところがありますし、また従業員の方の配置とかもしなくてはならないというようなところもあって、経費的なこともありますのでセンター方式ということを選択をしています。

それと、委託のことが最後ありましたけれども、例えば献立を1つつくるについても文部科学省と厚生労働省の間の通達の中では非常に矛盾点があります。ほんで、私たちも非常に悩ましいところなんですけれども、どちらにしましても子どもたちに学校給食を安全、安心に提供するために、委託業者の皆さんの身分的な労働条件の保障ということも基準局言われますけれども、そういうことも充実をさせるような形をとりながら、充実した委託業務が進んでいくように今後とも検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

ちょっと質問が途中で時間切れであれですが、まず、香美市のアンパンマンミュージアムとか吉井勇記念館と連携して香美市のイメージアップ、県外にも発信をいたしまして、これは香美市の売りになるんじゃないかということですが、どのように観光と結びつけていくのかというのはちょっとイメージがわからないわけですが、今後の課題ともなるんじゃないかというふうに思います。

それから、もう1点、保険について作家さんが掛けたりもしているということですが、本来、美術品につきましては保険は基本的なものでどうしても掛けなければならないものであります。それと、もう1点は、美術品の専用車で運ぶというのが、この両方が基本であるわけです。それで、ほとんどの作品については市が負担をしておりますが、この大岸議員が言われた分につきましてはこれは作家さんのご厚意によるものであるということで、特別その予算的なものとはリンクはしておりません。厚意でやっていただいておりますというふうにとらまえております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番の織田でございます。私の登壇が今期最後の一般質問の登壇となりました。市長を初め執行部の皆さん大変お疲れだと思いますが、私は少力で終わりますのでどうかよろしく願いをいたします。

振り返れば1期4年あつという間の4年間であったように思います。そうした中、何もわからない私ではありましたが、要望等、またこの一般質問に際しましても市長を初め執行部の皆様にはいろいろとお世話にもなりました。この場をおかりいたしまして心から感謝、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず初め、1点目は、農政についてであります。我が国の農業、農村は担い手不足による農業者の減少、高齢化、農業所得の激減により農村の疲弊を招き厳しい状況にあります。政府は食料自給率の向上を図り、農業と地域を再生させ、農村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げることが戸別補償制度の目的との談話を発表しました。生産者に対して新しい農政への参加を求めています。この本意は自給率向上にある、そのように思われます。2005年に65億人だった世界の人口は、2050年には91億人に達するとも言われております。特に世界の人口の4割を占め今後急速な経済成長が見込まれる中国とインドの食糧需要の変化は、世界の食料自給に大きな影響を与えることとなります。日本の食料自給率は先進国の中でも立ちおくれていて、皆さんご存じのようにカロリーベースで41%、オーストラリアにおいては237%、米国は128%、フランス122%、また国土の狭いイタリアでも62%を確保しています。国民はこうした日本の食料自給率の低さに不安を持っています。そのため農水省は、平成22年春に策定した農村基本計画で10年後に食料自給率50%を目指すとの方針を示しております。

そこで、戸別所得補償制度について少し触れておきますが、この制度は農産物の販売価格が生産コストを下回った場合、国が直接差額を穴埋めする仕組みであります。水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業の2つの事業であり、この2つを合わせて戸別補償制度としております。水田利活用とは、水田を有効活用して自給率の向上を図るもので、麦、大豆、米粉用の米、飼料用の米などの作物を生産する販売農家に対して主食用米並みの所得を確保できる交付金を直接支払うものであります。また、麦、大豆、飼料作物なら10アール、1反当たり3万5,000円、米粉用の米、飼料用の米、バイオ燃料用米などの新規の事業米には8万円、そば、菜種、加工用米には2万円が支給されます。これまでに減反に参加していなかった農家が参加しやすくなるよう、米の生産数量目標の達成にかかわらず助成対象としております。

しかし、問題は、水田から麦や大豆など転作となれば新たな農業機械の購入を初め設

備面での費用負担が必要となってまいります。これに対し米戸別所得補償モデル事業は、生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して補償を直接支払いにより実施するもので、これは定額部分と変動部分の二本立てになっています。この定額部分が10アール当たり一律1万5,000円の支給となっています。これまでは、自・公政権での品目横断的経営安定対策など大規模農家の育成を主眼に輸入農産物に対抗できる国内農業の確立を目指してきました。しかし、民主党政権の誕生で大転換し鳴り物入りでスタートする戸別所得補償制度であるが、個々の農家の経営状況に合った制度ではない。また、生産コストの高い中山間や零細農家は赤字の穴埋めにとどまり生産コストの安い大規模農家ほど有利となるのではないか。これは稲作農家を対象とした事業であり、本市の特産品であるニラ、やっこねぎ、小ねぎですね、ユズなど野菜、果樹の園芸が盛んな園芸農家は蚊帳の外に置かれているのが実情であります。すなわち水田中心の政策では農業の多様性にしっかりと向き合っているとは言えないのではなかろうか。農水省は、平成22年度予算で農業の基盤整備を担う土地改良事業を前年度比約6割削りました。これは昨日の市長の答弁の中でも触れられておりました。6割削って2,129億円とする一方、戸別所得補償制度には5,618億円を計上しております。

以上からお伺いをいたしますが、自・公の農業規模拡大の品目横断的経営安定対策から民主党政権への戸別所得補償制度への転換は、地域の特性、生産効率に関係なく全国一律の制度となっている。中山間を擁する本市の農家には不利と思います、この制度は、この点に対する市長の見解を問うものであります。

次に、2点目、林業再生プランについて進捗状況をお伺いするものであります。

戦後植林した人工林がまさに4齢級、5齢級、利用可能な段階に入っています。しかし、国内の林業は路網整備、施業の集約化のおくれ、そういったことから生産性は低く、価格も低迷する中、森林所有者の林業への関心は低下をしています。また、相続などによりみずからの所有すら意識しない森林所有者の増加が懸念され、森林の適正な管理に支障を来しています。こうした状況を踏まえ農水省は、今後10年間をめどに作業道の開設、整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸に、効率かつ安定的な林業経営を進めるとしています。

今定例会での諸般の報告には、現在ドイツ等の林業先進地の実践事業に学ぶとなっております。過日、森林組合の代表の方がヨーロッパのほうにも研修に行かれた、そのように伺っておりますが、この事業は全国で5地域だけの取り組みとして注目を集めているのは言うまでもありません。本市はもとより県とも協力して実りある事業となることを私も期待をしております。

以上のことからお伺いをします。本市の森林組合で森林・林業再生プランが始まり、10年後の木材自給率50%、現在は24%であるように伺っておりますが、自給率50%の実現に向けた農水省の取り組みであります。この事業での間伐年数、作業道開設等の計画、また雇用を含む現在の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。まだ舟谷課

長走り出して間がないと思いますので、わかる範囲内で構いませんのでよろしくお願いをいたします。

3点目、昨年9月定例会で防犯灯の3町の統一化を取り上げました。そのときの答弁内容、課長は個々の街灯の現地の状況、街灯本体の状況、どういう設置の街灯であるかという調べがおおむねできましたと、このような答弁内容でありました。あれから10カ月、約1年がたとうとしております。また、その間には特別委員会での決議文（提言）の提出もありました。私が属する町内会も高齢化が進みだんだんと会員の世帯も減少傾向にあります。町内会の予算は減る一方、また防犯灯の老朽化も目立つようになってまいっております。防犯灯をかえれば1灯当たり2,000円、ほかの地域では1灯当たり2,500円のところもあるようにも伺っておりますが、センサーの取りかえ3,800円、そして老朽化したさびた本体一式をかえたらですね9,800円、新たに新規をつけた場合には2万8,000円が要ります。こうした維持費についての補助金、そういったものは対象外であります。早い話が年間の電気使用料2分の1、山田町においては2分の1の補助金が出ておりますが、この2分の1の出費より維持費のほうが高額であるということも担当課長知っておいていただきたいと思っております。

さらに毎月電気使用料の口座引き落としのはがきの件ですが、これはちょっと私の通告の文章が舌足らずになっておりましてわかりにくかったと思っておりますが、要は、町内会に、私の属する町内会ですが43灯の防犯灯があります。それを管理しておるわけなんです、そしたら口座引き落としで二十数枚の毎月この案内文のはがきが来るわけなんです。これはもう年間通したら250枚、300枚ぐらいになるわけなんです。夏であれ冬であれ定額料金で一括何百何十円で決まった金額が徴収されております。会計さんいわく織田さん、何か月かしたら通帳がいっぱいになります、ずるずるそうやって打ち込みがされるわけです。そういったことももう少し早く私も取り上げたらよかったんじゃないかと思っておりますが、今回の行財政改革推進特別委員会での決議（提言）を受けて香北町に倣い全額公費負担とするのか、対応をお伺いするものであります。これ香北町の例に統一しますよというて言ってくれたら一発回答で後のことはもう関係のうなりますので。

そして、この山田の電力の所長とも話をさせていただきましたけど、所長いわく改善に向けてはがき1枚で、口座の打ち込みも1行で済むようにしますという、そういう話もいただいております。どうかそういうことで、この特別委員会での決議等（提言）を踏まえて執行部の意見を聞かせていただきたい、そのように思います。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長（中井 潤君） 織田議員の農政につきましてご答弁を申し上げます。

市長に見解を求められておりますけれども、制度等の内容につきまして担当課からお答えを申し上げます。

議員のご質問の中で詳しく制度等の説明がありましたとおり戸別所得補償制度は、農

業、農村を取り巻く状況が農業従事者の減少、高齢化、農業所得の激減や農村の疲弊など危機的な状況にある中、意欲のある農業者が農業を持続できる環境を整え、国内の農業の再生を図ることで食料の自給率の向上を図るとともに、農業の有します多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮される環境を整えるために創設をされたということでございます。米の需要が減少する中、自給率を向上させるためには米の需給調整を効率的に進めつつ水田を活用した主食用米以外の作物の生産を増大させることが必要であります。水田におきます米以外の作付拡大を目指した水田利活用自給力向上事業と米を対象としました所得補償を実施する米戸別所得補償モデル事業をセットで実施をし、水田農業の経営を安定させ自給率向上に取り組む環境をつくっていくものとなっております。

平成22年度は、モデル対策事業として実施をし、効果を検証しまして、平成23年度以降の本格的な戸別所得補償制度につなげることとなっております。この制度の効果が実証され事業として定着をして農家所得の安定、向上により持続可能な農業経営に寄与するとするならば、農業と地域を再生させ農山村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境づくりになるものと考えております。

米を対象としました所得補償を実施する米戸別所得補償モデル事業では、水田農業の経営安定を図るために生産数量目標の範囲内で主食用米の生産を行った農家に、恒常的に赤字に陥っております米に対して10アール当たり1万5,000円を補てんすることとしていますが、議員のおっしゃられたとおり生産に要する費用は全国ベースで算定をしております。生産条件の不利な中山間地では十分な補てんが受けられないと考えております。また、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米など新規需要米は販売単価が安いので10アール当たり8万円を補てんすることとしておりますが、国内ではまだまだ需要が少なく販売先の確保が見込めない状況であります。この制度はまだまだ不十分で、今後の本格導入に向けては、それぞれの地域のそれぞれの実情に即した制度となるよう改善要求をしていかななくてはならないというふうに考えております。

現在、加入申請書、作付面積確認依頼書等の受け付けを6月末まで行っております。今後は現地確認を行い、交付申請書の受け付けを経まして年末ごろから交付金の支払いが始まる予定であります。水田利活用自給力向上事業では、米の生産数量目標の達成にかかわらず助成対象になりますが、対象農家が出荷、販売することを目的として生産に取り組む販売農家になっておりまして自給農家は加入できません。現在のところ受け付けの状況といたしまして、6月21日現在で申告者数が2,608名になっております。そのうち戸別所得補償加入者として613名が登録をされております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 織田議員の森林・林業再生プラン実践事業での間伐面積、作業道開設などの計画や雇用を含む進捗状況のご質問にお答えします。

この事業につきましては、3月から着手いたしまして、来年3月末で実践も終えて国のほうに報告をせんといかんという大変慌ただしい事業です。事業費のほうも本もとの事業のほうが2億1,600万円、それから、それに付随した事業として高性能機械導入オペレーター養成事業、これが上限7,000万円ですが、その事業も同時に完了しなくてはならないということで両組合ともご苦労されております。

この事業での実施計画といたしまして、これ単年度でございますが利用間伐100ヘクタール、路網整備、これ作業道ですが9,750メートル、境界の明確化100ヘクタール、施業プランニング300ヘクタールを予定しております。

各項目の進捗ですが、今現在、路網整備のほうの測量設計をしております。そういうことで利用間伐、路網整備ともに7月下旬より現場着手の予定でございます。それから、境界の明確化につきましては、現在調査中でありまして、境界が確定した後、境界測量を順次行う予定となっております。

新たな集約化施業のプランニングにつきましては、国の森林・林業基本政策検討委員会により、今後10年で木材自給率50%を目指す地域実践計画のためへの抜本的な制度見直しをただいま検討されておまして、その決定を待って香美市内20カ所で新制度などの説明会を開催し、多様な山林所有者の意見を反映した実践的な計画立案に取り組む予定です。この説明会の時期は、坂本議員の質問のところでも答えましたが実施時期は秋ごろから予定しております。

また、本事業での実施と地域実践計画を策定するため、3月に香美市森林・林業再生プラン実践事業検討会及び専門部会を立ち上げまして、現在までにその会議などを5回、3月下旬にはドイツ、オーストリアから森林官3名を招きまして先進地の施業の考え方や方法など現場での指導も受け、3日間のフォレスタ研修会を行っております。また、4月初旬には、欧州の集材システムを導入していますところへの国内視察研修、5月下旬から約2週間ドイツ、オーストリアでの海外研修を行っております。

雇用につきましては、この事業が単年度におきます先進林業システムと森づくりの実証事業であるため両組合の現状人員で実施が可能でありまして、雇用の安定にはつながりますが直接新たな雇用に結びつくものではございません。今後10年で木材自給率50%を目指そうとします地域実践計画におきまして、集約化による団地化が促進された場合は作業班などへの雇用拡大が十分期待できることとなります。

また、高性能機械導入等の進捗でございますが、検討委員会の作業システム専門部会のほうで検討された結果、この地域の地形とか作業道の規模に応じた牽引式のタワーヤーダの導入を計画しておまして、ただいま国のほうと協議中だそうです。国の許可がおりれば7月下旬ごろに発注という計画になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員の防犯灯のご質問についてお答えいたしま

す。

行財政改革推進特別委員会の決議（提言）に沿って今後やってもらいたいという、そういうご質問でございました。行財政改革推進特別委員会の決議（提言）は尊重しなければならないと考えております。住民負担の公平性、また、行政と住民の役割分担なども考え合わせて今実施案につきまして市長協議の段階でございます。これから決定までの検討段階で詰めて実施するよう持っていきたいと考えております。

もう1つ、電力の行う事務の改善の件ですが、四国電力としましては多数の防犯灯を所有する契約者、自治会等の契約者に配慮しまして、要望のあった契約者には通知をある程度簡素化して送付し、通帳には一括まとめて記帳できるようシステムを改良したというふうに電力のほうからお聞きしました。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 済みません。時間がないところを2回目に移らせていただきます。

これ農政課長、この諸般の報告でね、数値がありました。諸般の報告では2,265件中573件が受理の対象になっておりますよいうて、これ見たら、数値を見たら25%、約4分の1ですわね、受理が、そこについて聞きたかったわけですけど時間がありませんので構いません。また後日詳しく教えていただきたい思います。

そして、森林、舟谷課長、一番のネックはやはり住民説明会で境界の明確化ということが一番のネックになるんじゃないかと思います。私が議員になって最初の登壇で森林問題の（作業の妨げとなる）地籍調査の問題を取り上げました。回答は（地籍調査は）100年かかると、そういう回答でありました。100年かかるいうことはできんいうことなんですよ、いうたらですね100年先のことまでみんな考えて作業できませんので、どうか説明会をまた十分やっていただきたいと思いますので、その点また香美市の本当に物部森林、香美森林、財産になりますんで、今後また課長として頑張ってくださいと思います。答弁も要りません。

そして、防災対策課長、前向きな答弁をいただきましたが、いつまでにやるかいうことを、どこにあわせていつまでにやるかいうことを私は聞きたいわけなんです、その1点だけ。

そして、残り少ない時間ですが、市長、農政に対して一言、市長せつかく私が市長いうて書いとんのに。

（笑い声あり）

○5番（織田秀幸君） それがなかった。どっさり市長も資料をようけ前に並べておるります、一言。

はい。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員が問うてくれるのを待ちよりました。

（笑い声あり）

○市長（門脇槇夫君） ということはございませぬが2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答えは要らんとはいりましたけど、なぜこれほど少ないかということ、これは全国の新聞へも出てましたが、戸別補償の申請へ向けて今全国の統計とってるようですが、5月末現在で約180万戸ある対象農家の約3割ということで、これも大変少ないわけですね。本市は4割ですか、4分の1ですか、そういう部分ですので大変参加者が少ないということには、やっぱりこの戸別所得補償のモデル対策事業、米の戸別所得補償モデル対策事業と自給率向上事業の水田利活用自給力率向上事業、これに問題があるのですよね、問題があるき参加者が少ないようです。というのは、これを見たらすべてつくっている面積の10アールをまず引かにゃいかん。それから引いた後でこのモデル事業は、米の生産数量に従うちゅう人やないとできんというからくりがあるがです。それへきて1万5,000円という全国一律のお金だということで、とてもじゃないけど零細の。

（サイレンにより中断）

○市長（門脇槇夫君） 小規模農家なんかにはこれは当てはまらんわけですね。ですから、こういうところが問題があるから参入者も少ないと。

それと、この戸別所得補償をまずやるという去年マニフェストを出したときに言いましたのは、FTAとかWTOの、あれへ向けての下準備やないかということと言われたですね。こういうやり方でやっちゃってそれへ参入、加入されたらよね、今の小さな農家というのは全部つぶれていきますよね。そういうのは、やっぱりものがここにあるということが私は指摘できるというふうに思います。

以上。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員の2回目の防犯灯に関するご質問にお答えいたします。

そのスケジュールについては、ひょっとしたら何か支障でいかざったらいかんののでよう言いませんでしたけれど、今の案で決定をいたしましたら、あと庁内政策会議とか地域審議会等を経まして11月に平成23年度の当初予算の要望を提出しなければならないと思いますが、そのときに提出しまして平成23年度に反映できるように持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

これで本日の会議はすべて終わりました。

本日はこれで散会をいたします。

(午後 0時02分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 2 年 6 月 2 5 日 金曜日

平成22年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成22年6月16日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月25日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副市長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
総務課長	法光院 晶 一	環境課長	横 谷 勝 正
企画課長	濱 田 賢 二	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	地域振興課長	今 田 博 明
保険課長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高 橋 功	支 所 長	岡 本 博 臣
福祉事務所長	小 松 美 公	地域振興課長	西 村 博 之
農政課長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 45号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 46号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 47号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 48号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
議案第 49号 平成22年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 50号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 51号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 52号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第 53号 香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 54号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成22年6月25日（金） 午前9時開会

- 日程第1 議案第 45号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第2 議案第 46号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計

補正予算（第1号）

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第3 | 議案第 | 47号 | 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第 | 48号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第 | 49号 | 平成22年度香美市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第 | 50号 | 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第 | 51号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第 | 52号 | 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第 | 53号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 | 54号 | 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。

各案件は議案質疑の後、常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、議案第45号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第46号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

はい。15番、依光美代子君。

○15番(依光美代子君) 15番、依光です。

議案46-11ページの17節、公有財産購入のところのNO.2のマンホールポンプ用地購入費となっておりますけど、これは場所はどこでしょうか。

○議長(中澤愛水君) 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長(佐々木寿幸君) はい。この部分につきましては、大宮小学校の西のほうにNO.2のマンホールポンプというポンプがありまして、その自家発電施設の用地買収に伴う分でございます。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第47号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第48号、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第49号、平成22年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第50号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第51号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

これにつきましてですね、7月1日から施行ということになっておりますけれども、現在新築あるいは改築する場合には適用が現在すぐにはならないということでありましてけれども、7月1日からどっちみちこれが施行されるわけですが、この指導、広報といいますか指導ですよ、これをどのように行う？消防のほうだと思っておりますが、指導し、そして指導に従わない場合、指導しても（戸を）外開きにできない、できないというかそれができなかった場合にどのようにまた追加、に対して指導していくのか、それを1点お聞きいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 指導につきましては、個々にですね、もう相手わかっておりますので現在のところ既設の分については指導していきます。従わない場合といえますか罰則規定ございませんけど、確実に執行していただくようにですねお願いをするような方向でいきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 現在これは、香美市の場合はカラオケボックスだけでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答えいたします。

そうです。現在、香美市の場合には、対象となるのはカラオケボックスの1件と、1件です、件数にして1件。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、議案第52号、財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び補助に関する条例を廃止する条例の制定について、助成に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

（22番、西村芳成君、自席から「議長、補助じゃない、助成やろ」と発言する）

○議長（中澤愛水君） 助成です。はい。言い直し…。

(2 2 番、西村芳成君、自席から「補助言うたが」と発言する)

○議長（中澤愛水君） 訂正をいたしました。はい。
質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
日程第 9、議案第 5 3 号、香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
日程第 1 0、議案第 5 4 号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
以上で日程第 1、議案第 4 5 号から日程第 1 0、議案第 5 4 号までの質疑はすべて終
わりました。各案件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員
会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は 6 月 2 7 日までに審査を終えるよう期限をつ
けることにしたいと思います。これに異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は 6 月 2 7 日まで
に審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

(午前 9 時 0 9 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 2 年 6 月 2 9 日 火曜日

平成22年第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成22年6月16日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月29日火曜日（会期第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	明石 猛	建設都計課長	宮地 和彦
会計管理者兼会計課長	野島 恵一	下水道課長	佐々木 寿幸
総務課長	法光院 晶一	環境課長	横谷 勝正
企画課長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	健康づくり推進課長	几内 一秀
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	竹内 敬
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	舟谷 益夫
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	今田 博明
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長	岡本 博臣
農政課長	中井 潤	地域振興課長	西村 博之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局次長 宮 地 一 夫 水道課長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 45号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 46号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 47号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 48号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
議案第 49号 平成22年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 50号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 51号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 52号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第 53号 香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 54号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 55号 財産の取得について
議案第 56号 香美市立（仮称）B保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
議案第 57号 平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区汚水処理施設整備工事の請負契約の締結について
同意第 6号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 8号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書の提出について

- 意見書案第 9号 国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 10号 選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書の提出について
- 意見書案第 11号 生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の復活を求める意見書の提出について
- 意見書案第 12号 高知県に米軍基地を誘致しないよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 13号 消費税増税に反対する意見書の提出について

議事日程

平成22年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第6号)

平成22年6月29日(火) 午前9時開会

- 日程第1 議案第 45号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第 46号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第 47号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第 48号 平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第 49号 平成22年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第 50号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 51号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 52号 財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第 53号 香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 54号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 55号 財産の取得について
- 日程第12 議案第 56号 香美市立(仮称)B保育園建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結について
- 日程第13 議案第 57号 平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区汚水処理施設整備工事の請負契約の締結について
- 日程第14 同意第 6号 教育委員会委員の任命について

- 日程第15 意見書第 8号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書の提出について
- 日程第16 意見書第 9号 国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書の提出について
- 日程第17 意見書第 10号 選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書の提出について
- 日程第18 意見書第 11号 生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の復活を求める意見書の提出について
- 日程第19 意見書第 12号 高知県に米軍基地を誘致しないよう求める意見書の提出について
- 日程第20 意見書第 13号 消費税増税に反対する意見書の提出について
- 日程第21 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程第22 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、本日、議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。本日8時30分から議会運営委員会を開催しましたので、会議の結果のご報告をいたします。

まず、追加議案等について協議をいたしました。本日上程予定の執行部提出の追加議案は当初3件の予定でありましたが、人事案件が1件新たに追加されましたので合計4件となっております。

協議の結果、各議案は、本日の日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議方式にて審議、採決をすることに決定をいたしました。また、人事案件については、市議会申し合わせ事項により質疑、討論を省略し、採決をいたします。

以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第45号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第10、議案第54号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上10件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） 今期第4回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号であります。

まず、議案第50号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑におきまして、「全域が対象となったことで増加するのか。」との問いに対し、「現在のところ対象企業はない。」との答弁がありました。次に、「現在ないとすれば今後か。」との問いに、「課税免除は今後来る企業の内容によって対象になる。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第50号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題とし、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑におきまして、「第37条の3の中で、「ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りではない。」とあるのは、検査の際にあいまいになりはしないか。」との問いに対し、「共有の通路で片側に部屋がある場合には、ドアをあけて壁まで60センチ以上確保できるのであればドアがあいておっても通って避難が確実にできるとし、両側に部屋がある場合は1メートル20以上があれば支障がない、避難することが可能であるとの解釈をする。」との答弁がありました。次に、「そのことは規程もしくは細則で補則しているか。」との問いに対し、「そのとおりである。」との答弁がありました。次に、関連の問いに対し、「個室化されたカラオケ店でも一たん確実に外に出る場合は、共有で通路を通ってとはならないので対象外である。」との答弁がありました。次に、「通達があったか。」との問いに対し、「今回の改正は平成20年10月、大阪府浪速区の個室ビデオ店の火災を重く受けとめ、消防庁のほうでも何らかの対策をとることで全国の消防長会にある予防委員会での協議を受けての改正である。」との答弁がありました。また、「経過措置として1年間の猶予期間というのが盛り込まれている。また、罰則規定がない、そこでの対応は強力な指導を要するのでは。」との問いに、「営業の上ではお客様の生命を、また安全を確保するという当然の営業上の義務もあろうかと思う。その点を強力に出して指導していきたい。」との答弁がありました。次に、「適合しているとのステッカーなど張る考えはあるのか。」との問いに対し、「考えてないが、現在市内で1件ということも考慮し検討をしてみたいと思う。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第51号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号、財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでしたが、2名の委員から担当課長に感想と総括を求める発言がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第52号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑につきましては、「第2条の2で「57日間」とあるが、市の判断か。」との問いに対し、「国のほうに倣っての改正である。」との答弁がありました。

そして、「わかりづらい。」との委員の発言に対し、総務課長より次のような答弁がありました。「育児休業法の第12条では、育児短期勤務という制度ができています。これは1週間を2分の1で勤務してよい。育児休業法第19条の3項は部分休業、1日の

うち一定の時間部分だけ休業してよい。ただし、どれもその部分について給料は出ない。また、これまでは家に配偶者がいるとの制限があったがなくなった。1日の勤務時間が7時間45分で、改正条例では時間を細かく書いてありわかりづらいと思う。非常に係としても苦勞する。」との答弁がありました。次に、「男性職員についても育児休業をとられているか。」との問いに対し、「とった人もおります。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第53号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑につきましては、「企業職員とは水道課の職員ということか。」との問いに対し、「そのとおり。」との答弁がありました。「また、一般職の職員の方は12月に改正しているが、この条例の施行は7月1日ということによいか。」との問いに対し、「7月1日からの施行である。」との答弁がありました。次に、「一般職員の方は12月に改正をし企業職員は今議会提案で、該当職員はなかったとのことであるが、今後こういったことはないということは課長のほうで肝に銘じられておられると思うが、実際あった場合、遡及するのか、できないものか。」との問いに対し、「自治体は法令遵守である。定められたとおりにする。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第54号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。6番、比与森です。

平成22年第4回定例会において教育厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第48号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の1件でございます。審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「高額医療合算介護サービス費について、介護費の適用などについて制度の中身をもう少し詳しく説明を。そして、補正額700万円の根拠とその他財源の内訳は。」との問いに、「介護費について、年齢そして所得などに応じた費用である。」との制度説明がありました。そして、補正による増額となった概要説明が詳しくありました。財源内訳については、「保険料と支払い基金交付金。」との答弁。

以上、質疑の後、採決の結果、全員賛成をもって議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 産業建設常任委員会委員長の報告を行います。

第4回定例会で産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第49号であります。

まず、最初に、議案第45号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「社会資本整備総合交付金と名称が変わったことで今までより少なくなったと理解してよいのか。また、楠目瓦の跡地は工場が建つのか、宅地か。」との問いに対し、「社会資本整備総合交付金については、補助事業全体が交付金事業に変わる。その中で市町村事務員について、今まで補助事業の中で認められていた部分が、直轄事業の地方負担金をゼロにしてくれという要望及び減額してくれという形で国の事業の地方負担分を減額するかわりに市町村事務費をゼロにするということが財務省から提案をされ、それに伴って今回、交付金全体の枠については変わっていないが市町村に対する事務費、今まで6.5%、例えば3億円に対して約2,000万円ぐらいの事務費があった。その中の72%は職員の給料に充てていた。これを国庫補助事業の対象として支払いができていたがなくなり、一般財源から支出となった。これについては起債が当たるようであるが借金である。今までとは違い厳しい状況になり、起債が借りれない市町村については交付金事業自体をすることができない状態になる。」という答弁。また、「楠目瓦の跡地については宅地である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第46号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「ナンバー2、停電で起きた事故、ナンバー1には影響はなかったか。また、ポンプアップして汚水を上げる方法で停電のときに使う機械、ほかの地区の施設はどうなってるか。」との問いに、「県道で人家の少ないところにナンバー1があり、そこで集めた汚水を商店街のほうに上げてくる。香北町の下水地区には幾つかの谷、本管より下がった場所ですが谷があり、下がった場所から上げる関係で多くのマンホールポンプが必要となっている。ナンバー1についても自家発電装置を計画しているが、近くにある給食センターに自家発電装置をつけてケーブルで引きたい。補助事業の対象になるか検討中である。自家発電装置がついているのは香北町ではナンバー2だけで、ほかについては停電用発電機で対応する。公共下水道、山田地区にも永楽座通り、また土生川等のマンホール、全部で5カ所あるが自家発電装置はついていない。自家発電装置

は1基2,000万円から3,000万円するので、すべてのマンホールにつけることは難しい。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第47号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、まず、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「終末処理場についてはこの予算で仕上がる見通しか。」との問いに、「本年度は終末処理場の補助対象分という形で行いたい。単独分は来年度できる。内容は処理場の門、舗装、植栽等である。」との答弁。また、質疑として、「県道の拡幅工事、処理場ができていないと工事はできないか。」との問いに対し、「処理場は県道の道路の側溝を堺にして外側にあって、今、上流から来る管は敷設が終わっている。下流から来る管についてはマンホールポンプによる圧送管の方法で送り込む。敷設については県道の歩道を通る。車道部分については秋に発注するという事で、県道の改良を済ませて道路が通れるようになってから歩道のほうへ圧送管を敷設したい。横断部分とか接続部分とか残るが、県道の車道部分については処理場とは別の工事としてできる。」との答弁。次に、質疑として、「県道の中を通る管は工事をしておいたらよくはないか。」との問いに対し、「これについても県と協議をしながら進める計画をしている。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号、平成22年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「特別損失というのは何か。」との問いに対し、「過年度における漏水と減免措置により使用者に返還する一たん納入された水道料金のこと。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第45号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第46号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案について委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第47号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第48号、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第49号、平成22年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第50号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第51号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第52号、財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第53号、香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第54号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第11、議案第55号、財産の取得についてから日程第20、意見書案第13号、消費税増税に反対する意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第55号か

ら日程第20、意見書案第13号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定を
しました。

日程第11、議案第55号、財産の取得についてを議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君）

議案第55号、財産の取得について

平成22年6月17日付けで指名競争入札に付した財産取得に係る契約について、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第96号、済みません。ここ「号」じゃなくて
「第96条第1項第8号」でございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定に基
づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成22年6月29日提出、香美市長 門脇槇夫

- 1 財産の種類 消防ポンプ自動車
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 2,730万円
- 4 契約の相手方 高知県高知市春野町仁ノ1549番地
株式会社 中村防災サービス
代表取締役 中村彰宏
- 5 支出科目 平成22年度香美市一般会計予算
9款 消防費 1項 消防費 3目 消防施設費

次ページに入札結果記録を参考資料としてつけておりますので、よろしくお願いま
す。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はあ
りませんか。

はい。11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

1点だけお尋ねしますが、こういう特殊な自動車というかポンプ車いうもの、耐久
年数はどれほどあるのか。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

耐用年数、正式な耐用年数につきましては、機械ものでございますので20年程度で
はないろうかというふうに思います。それと、メーカーさんのやはり部品等は20年間
一応保管されておるようで、大体20年ぐらい、一般車両と同じようにですね、車両の
場合は大体20年というふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

納入期限ですが、議会議決後、受注者と協議決定というふうになってますけれども、

実際のところは大体、日を切って入れてもらうというのが普通だと思いますけども、まだそこら辺の自動車自体の準備がこれからということなのか。本市側としては別にそんなに急いだところがあるわけじゃあないのか、その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答えを申し上げます。

消防車両につきましては、やはりほとんどオーダーといいますか艤装関係が非常に割合としては期間も要しまして、公金ですね、交付金関係で受注業者さんについても非常に台数の、受注の台数が多いということもあって、期間については協議する。当然、年度内納車になりますが、期間については業者さんと、業者が決まって協議をするということに大体しております。

それと、緊急といいますか今回のポンプ自動車につきましては、現在配置しておりますポンプ自動車はここ数年、若干故障関係が多くなりましたので更新をしていただくようになりました。ただ、年度内に納車していただければ、すぐすぐ近々ということではございませんので、その点ご報告をしておきます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですのでから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第56号、香美市立（仮称）B保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案第56号、香美市立（仮称）B保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

平成22年6月24日付けで指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成22年6月29日提出、香美市長 門脇慎夫

- 1 契約の目的 香美市立（仮称）B保育園建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 2億5,819万5,000円
- 4 契約の相手方 黒岩工業株式会社

代表取締役 野村俊博

5 支出科目 平成22年度香美市一般会計予算

3款 民生費 2項 児童福祉費 3目 保育園費

次に、入札結果記録等、園の概要の平面図を添付しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

先ほどの物品のやつでもそうだったんですが、今回、率が、落札率が99.6%ということで予定価格ぎりぎり。ほかは全部予定価格以上ということで失格ということなんですが、ここら辺の背景といいますかね、結局、実際数字入れてるわけやき結果がこうなったというたらそれまでかもしれませんけれども、その積算があつてですわね、どう言ったらいいんでしょうね、やっぱり、大体ソフトを入れて大体打ちこんだときに予定をオーバーしてしまうというところに何か原因がありやあせんろうかというふうにも思うのですが、何か見解があればですけど、なければえいですよ。

（笑い声あり）

○3番（山崎龍太郎君） 99.6%、99.1%、そういう価格で落ちてるという実態ですわね。最低が8割の中で、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 質問をもうちょっと明確にお願いします。

はい。3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 明確にという再度のあれですが、B保育園建設工事、全体で予算を組まれていた中で実際、建築主体工事がこの金額で落ちたということですが、1つ聞くのはあと電気等含めてあります。それが予算内でおさまっているのかという点が1つと、もう1点、その中でおさまってるでしょうけれども、その中で99.6%、入札減というが結構今までの中ではあったわけですが、今回余りそれが見られないんじゃないかというところの思いがありまして質問をしました。明確になったかどうかわかりませんが答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 詳しくそういった部分について分析とかいう分はございません。ただ、予定価格と最低制限価格の間で高値で落札するということはまさにあります。基本的にはそういったソフトなんかも流れておるようですので、いわゆるその経費の入れ方だけで簡単に出てくるようでございますので、そういった部分で、いわゆるぎりぎりの損ということと、というところで。ただ、予定価格につきましても最低制限につきましてもこの範囲であれば十分なものができるという部分で出しておりますので、正常な入札であるというふうと考えてます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もちろんそのとおりであると思います。ただ、これぐらい、14社が入られて入札された結果がですね、1社しか予定価格以内の金額を打ててないということがね、ちょっと同じような基本的なソフトを入れてやっておるのに、本市側の基準等がおかしいというふうには申しませんけれども、実際、その範囲内で数社、失格が半分であっても半分で競争されててですね最低の者が落とたというがはわかるけど、1社しかこの範囲内に入ってないというがは妙に疑問が残るので問うたところです。答弁は結構です。

それとですが、先ほど聞いたようにあと電気とか、これには出てきませんが、その金額はトータルで予算の何ぼのうちで落札する人等わかればこの機会に教えてもらいたいです。それはわかりませんか。また後で教えてください。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第57号、平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区汚水処理施設整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。はい。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 済みません。提案の前に訂正をお願いします。5番目の支出価格のところ「平成22年度香美市特別会計予算」となっております。これを「平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算」に訂正をお願いします。

それでは提案させていただきます。

議案第57号、平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区汚水処理施設整備工事の請負契約の締結について

平成22年6月24日付けで指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成22年6月29日提出、香美市長 門脇槇夫

- 1 契約の目的 平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区
汚水処理施設整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札

- 3 契約金額 1億2,521万2,500円
- 4 契約の相手方 扶桑建設工業株式会社
高知営業所 所長 北村達郎
- 5 支出科目 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
1款 農業集落排水事業費 2項 農業集落排水施設費
1目 農業集落排水建設費

でございます。以上。

後に入札結果記録と概要図をつけてございますのでよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 最初のは高値で落としちゅうけど今度の場合は非常に最低価格に近いということですが、これえらいこの辞退というのがあるんですけど、これは何が気に入らなかったのか。辞退をするような業者をこの競争入札の指名に入れちゃったということ自体もおかしいんですけど、この内容はどんなんか説明できるやったらお願いします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。私のほうからわかる範囲ですがお答えいたします。

すべてをわかるわけにはいかんのであれなんですけど、手前の質問がありまして、その部分で今回、機械設備ということで、メーカーさんも含めて機械の設備という形での指名競争入札をしていただいているんですけども、その中で、手前の質問で機械設備の管理技士を常駐させるということを含めてうちのほうは、当然、現場の施工管理がかちっとできますのでそのような形でお願いしとったところですね、製造メーカーのほうにはそのような形で機械設備の管理技士を置いていないということで今回ちょっと辞退っていうことでお話があったということを風のうわさに聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうからこの業者を選定した部分についての経過を若干述べさせていただきます。

これは契約等審議会の中での結論でございますが、本設計の処理設備につきまして、これは開発業者、国と一緒に開発した業者が実際おるようです。そのうち香美市の入札参加資格、機械設備がある2社がございます。それと、高知県内でこういった農業集落排水処理施設を建設した実績があるものというようなもので、かつ、四国内に支店を置き機械設備入札参加資格を有するAランクによる7業者、これを加えたもので一応指名競争入札として選定いたしました。その中でこういった、先ほど下水道課長が申されま

したような状態の中で辞退が出てきたというふうになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連して下水道課長に伺いますけど、風のうわさで結果聞いたということですが、実際、指名にするときに一定の数を整えてる中で指名したけど辞退をされると。現実問題そういうこちらのくくり合わなかったというところはあられるんでしょうが、そういうことを含めて調査を財政当局に上げてそういう指名の方向になるとかいうことにはならないんですかね。実際、半分が辞退されるということになって、1つ聞きたいのは、辞退がそういう状況で続いたときに別に業者にペナルティーになるわけじゃないんですわね、実際のところね。こちらの言うた要件に合わなかったと。ただ、こちらは要件に当てはまったき指名したけれども、実際のところ相手はその要件に当てはまらなかったと。そういう現実はいくらも好ましくないというふうに思いますけど、そこら辺についての、ちょっとお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。答えいたします。

この件に限らず現場にはその管理の技術者が常駐せよという形を当然管理基準で定めておりますので、その管理の技術者が、例えばこのような形での大きい組織の場合に、全国で展開をしておりますので何十人も抱えてるわけではないと。既にそういう張りつけがなされている場合にはその方が重複して管理するわけにはいかないというふうな規定もございますので、ある一定技術者を構えておっても、例えば年に3件であるとか5件であるとかというふうな形での受注しかできないというのが現実であろうと思います。

そういう部分もすべて調査をした上でという形になると、その指名する前にその会社に対して技術者おられますかと、今現在張りつけできますかというような調査も含めてしなくてはならないというふうな形では今度はまた指名競争入札にはそぐわなくなってくるということも含めまして、先ほど財政課長のほうから説明がありましたように機械設備の関係のメーカー及びその実績のある業者さんという形で指名をした中で、メーカーの業者さんのほうから今現在は張りつけができないという形での辞退と、こういう形はもうやむを得ないものと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、同意第6号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第6号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町2396番地3

氏 名 山下保唯

生年月日 昭和25年9月14日

任 期 平成22年7月1日から平成23年5月25日まで

平成22年6月29日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

教育委員会の委員、石川祐一氏が平成22年6月30日をもって辞職することに伴い、後任の教育委員会委員を任命しようとするものです。

参考資料といたしまして山下保唯氏の経歴をつけておりますのでご参照ください。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、同意第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第15、意見書案第8号、永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 意見書案第8号について朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年6月29日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 西村芳成、賛成者 香美市議会議員 西山 武、同じく賛成者 竹内俊夫

（案文朗読）

以上であります。ご質問がいろいろあるかと思っておりますので、ちょっとつけ加えて

まだ補足説明をさせていただきたいと思います。

政治は世界じゅうどの国におかれましてもその国の国民が参加をして決定すべきものであるのは言うまでもないことであります。先進8カ国を見ましてもロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はありません。統合を目指すEU加盟国が区域内の他の国民に参政権を与えるという特殊な例はあります。韓国では、2005年7月に在韓永住外国人に地方参政権を与えましたが、そもそも韓国の永住権を得るためには高収入があるなど厳しい条件があり、実際に韓国で参政権を与えられている外国人は一握りです。

一方、日本では、永住外国人に地方参政権を与えられることとなった場合、対象となる在日韓国人でも数十万います。また、戦後、在日韓国人や朝鮮人の帰国を手厚くし、日本政府はすべての希望者に帰国のための無料の船便を提供もいたしておりますし、現在日本にいらっしゃる在日の方々はそのときみずからの意思で外国人として日本に残ることを望んで帰国を拒否していた方とその子孫がほとんどであります。したがって、日本政府により日本へ強制連行されて日本在住を強制されたから特別に参政権を付与すべきなどという主張は通用しないと思います。

また、税金を払っておるからという、同じく参政権を与えるべきであるということも言われますが、これはやはり警察や医療、それから道路など各種公共サービスを受けていることでありまして、当然それは税金は徴収されるべきものであると考えます。また、納税によって参政権を与えられるという発想は合致しませんし、国籍法は第4条において外国人は、「帰化によって、日本の国籍を取得することができる。」と規定をされておりますし、この国の憲法に定める帰化によって参政権を得るべきであるというふうに考えます。

日本国憲法は、第15条においても「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定をいたしておりますし、また、第93条第2項においては、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が」、いわゆる住民とは国民のことではありますが「直接これを選挙する。」と規定しておりますので、さらに同法中、住民の解釈として、平成7年2月28日、最高裁判所の判定は、住民とは日本国民を意味するものと位置づけておりますし、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与することは明確な憲法違反であります。

お手元に回っておると思いますが、つけてありましたので、平成21年の2月28日の判例も載っておりますのでご一読いただいたと思いますが、また、この外国人参政権の推進派の柱と言われておりました長尾教授、この方が明らかに憲法違反であるということ今年1月29日に、読みが浅かったということで長尾教授が明らかにして反省をしたということが新聞にも載っておったことが当時ありますので。そういったことを考えるとですね、やはり在住外国人に対して参政権を与えるということは、やはり日本

の国籍がない、いわゆる帰化すればできるわけですので、今、韓国でも残っておるのは本当、一、二世はほとんどお年寄りなわけですがあとの子どもさんたちが残って、この方たちは帰化をするということも望んでおるわけですが、やはり、また北朝鮮の、朝鮮総連なんかはこの外国人参政権については朝鮮の中では反対しておるわけです。そういったいきさつもありますので、やはりもうちょっと国民投票をすとか、そういったこと、真剣にやっぱり検討されて決めるときには決めるべきであるというふうを考えまして、意見書を提出しますのでよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 提案者にお尋ねします。

今、るる補足説明もされましたけれども、この意見書案の中に具体的なことが余り書かれておりませんけれども、例えば、この地方参政権を付与することによって香美市にどういう不利益をもたらすというふうにお考えなのか。

それと、民主主義の根幹にかかわる重大な問題というのはどういう意味なのか、この2点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 根幹にかかわる問題というのは、先ほど申し上げましたように日本国籍がないわけでありますので、これはやはり永住外国人に参政権を与えるというのはいけないということであります。

それからまた、もう1つは、地方自治体が危ないという理由もあるわけですが、そのことは一番我が国の、隣の国々に接する島々、小さな市町村あるわけですが、それから例といたしまして与那国町、これは人口1,617人です。有権者は1,230人です。議員定数は6人ですが、最低の投票は130票で当選できるわけです。こういうことになると、例えば1,000人が移住するということになれば、やはりその地域の自治体というものがやはり外国人によって支配されていくというようなことも懸念をされるということが言われております。ほんで、日本海側の非常に危険な地域があるということが心配されるところであります。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 少しお尋ねします。香美市でやっぱり対象となられる方がどれだけおられるのかということをおつかみなのかという点と、私もこの意見書案が気にかかりまして二、三の永住外国人の方にもお話をさせてもらいました。やはり西村議員が言われた側面はすべて否定するわけではございませんが、現実的に参画的な

問題としましてやはりこちらへ来られた方が、1人は帰化された方もおられました。その方々もやはりかなり高い税金を支払って何年もそれを継続してと、ただ、自分のためとかじゃなくてやっぱり子どもたちのためという意思が強くて、やっぱりそういう側面で動かれた方、そして現在も、今でも地域での役割を多く担いながら、実際納税の義務を果たしながら、現実問題としては地域の中でやはりこの側面においては認められていないというふうなところで疑念を持たれる方もおりましたが、西村議員のほうではそこら辺の方々と話をされたというかそういうことについてはあったのかどうか。そういう人も現実問題、やはり苦勞されているということについての見解も私どもとは若干違うと思いますが、税と選挙権は別物であるというその論法はわかるんですが、実際地域で住まわれている方々がどれぐらいおられて、その方々がやはり地域で大きな役割を果たしているということが選挙権を持ってもらうという方向性にならないものなのか。その点についてお尋ねするものです。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 香美市にどれぐらいの外国人が在住しているかということは把握をいたしておりません。しかし、基本的に私どもは参政権には反対でありますので、先ほども申し上げましたようにそういった永住されておるんでしたら帰化をしていただいたら何も問題がないわけですので。それをしなくして、帰化しなくして参政権は付与してもらいたいというのは、非常に韓国人の方が多いわけですが、また、韓国はやはり自分くの国での参政権はあるわけです。日本に永住しておっても韓国の参政権はあります。日本で与えると2カ国の参政権を得るということになります。やっぱりそういった点から考えればやはり帰化をしていただくのが一番でありますので、そういった方向でしていただきたいと。

ほんで、香美市の人口にどれぐらいの割合でおいでるかということは、私は調査もいたしておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第8号、永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書案に反対の立場で討論を行います。

この問題は1995年の最高裁判決を契機に議論されることとなりました。その判例の判決文が資料として付されていますが、確かに公務員を選定、罷免する権利を保障し

た憲法第15条第1項の規定は、権利の性質上、日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は我が国に在住する外国人に及ばないものと解するのが相当であるとなっています。続いて、憲法第93条第2項にいう、住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は我が国に在住する外国人に対して地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙を保障したものであるということとはできないとなっています。

この意見書案は、この部分を引用し永住外国人に地方参政権を付与することには憲法上問題があると述べておりますが、後に続く判決文に言及がないのはなぜでしょうか。資料裏側の傍線部分にあるように、我が国に在住する外国人のうちで永住者であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、中略、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する処置を講じることは憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。そして、その措置を講ずるか否かは専ら立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生じるものではないと述べています。ですから、永住外国人に参政権を付与する措置を講じることは憲法上禁止されておらず、国の法律があれば可能との判断を示しています。

この最高裁の判断を受けて一気に法制化の動きが加速したものであります。国会では1998年秋に民主、公明の共同案と日本共産党案が出されて以来、何度も法案が出されています。学生等へのアンケート調査では、80%の方々は選挙権は当然であるとの認識でもあります。私たちは、地方政治は全住民の要求にこたえるために住民自身の参加によって進めるべきという立場から本意見書案に反対を表明して討論とします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第8号、永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書について、憲法上の観点から賛成討論を行います。

少し長くなりますので結論から申し上げますと、この重要な事柄、そして現行日本国憲法に照らして合憲である事項をあえて議論しようとするのであれば、衆・参両議院に設置されています憲法調査会、こういった機関を経て現行憲法第9章、第96条に準じた法案として発議し、それをもって国民に提案し承認を受けるべく法整備を図っていくべきと考えます。

本意見書のポイントは、冒頭の法案提出の動きがあると、こういった点にございます。この部分や文中を現行日本国憲法を判断する機関である司法の立場から見ると、文中や添付資料にもあるように選挙にまつわる権利や保障の事柄は日本国籍を有する国民及び住民であって、日本国籍を有しない永住外国人にはその事柄が及ばないと平成7年2月

28日の最高裁判所第3小法廷の判決で示され、憲法上合憲とされております。同時に司法判断では、これは先ほど反対討論者も述べましたが、この資料の中に憲法第8章の地方自治に関する規定の事柄に触れ、我が国に在住する外国人のうちでも永住者等であって、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じることは憲法上禁止されているものでないと解するのが相当である。しかしながら、前述のような措置を講ずるか否かは専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではないということになっております。これは判決文の補足のほうにありました。

要するに司法による憲法判断は、永住外国人に参政権を付与しないことは憲法上、問題はないことを示していると同時に、新たに法律が制定されればこの事柄が可能とされております。したがって、法案、政策に係る事柄は立法府で議論をしてくださいということになります。

そこで、ここからが本論となりますが、この事柄に関係する現行法は数多くあります。が、その中で、例えば公職選挙法、あるいは地方自治法を改正するといった上つくり的な議論になると事の本質を見失い木を見て森を見ずといったこととなります。そうした部分、かつ、安易な手順は絶対に避けなければならないのは当然のことで、このような手法を用いてうまくいかなかった例として挙げますと米軍沖縄普天間基地問題があります。思いつきや場当たり発想があり認識不足を公言し、沖縄県民はもとより関係自治体や国民も混乱と失望に陥れ退陣をされた方がいましたが、まさにこのことが物事は何たるかの本質を見きわめずに軽々に、辺境的視のもと言動と行動に終始した結果であり、本意見書にもこの例に通ずるものがあると考えます。また、ごく最近の政権を見ても主体的な発想が見てとれないことから、なおさらこの感を強く持つところです。

したがって、この重要な事柄、そして現行日本国憲法上、問題のない事項をあえて議論をしていこうとするのであれば、普天間基地問題以上に地方自治体、ひいては日本国に重大な影響を及ぼす深い問題ととらえるべきと考えます。したがって、国会及び政府にあつては、憲法判断とともにこのことをよく認識いただいて対処すべきであり、そのためにも衆議院、参議院におのおの設置をされております憲法調査会へ諮り、議論を尽くし、その上で立法府である国会で日本国民がひとしく保護されている日本国憲法の中の第9章、第96条に準じた法案として発議し、慎重かつ真摯に審議の上、それをもって国民に提案し、承認を受け法整備を図っていく、このことがまさしく民主主義の最たるものであり、これをないがしろにして拙速に進めることは、先ほど述べた事例にとどまらず、それ以上の最も大事な日本国民が享受している主権在民の民主主義国の根幹をも揺るがすゆゆしき事態をはらんでいるのではないかと考えるのです。

以上、憲法上の観点から申し上げまして、本意見書案提出に賛成するものとして討論

といたします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。賛成多数であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

日程第16、意見書案第9号、国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。

意見書案第9号、国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年6月29日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 山崎晃子、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 久保信彦

意見書の案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、同僚議員の賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

はい。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番です。提出者の方、それから賛成者でも構いません。2点ほど見解とご質問をいたします。

まず、1点目は、このことは全くそのとおりというふうに私も思いますが、先日、高新の声ひろばですかね、あそこをちょっとごらんになったかもわかりませんが、ちょうどこれに似たことで出てました。1人の方は非常に国保税が重圧に感じるという、一方でもう1人の方は、これはそういう状況であるけれども家庭間でそういった計画的にい

わゆる家庭を切り盛りしていったという負担を払っていくという人と、同時に、負担ということを一応義務と、納税の義務というような観点から述べておりましたがそのあたりの見解と、もう1点は、この文中の最後にあります「速やかに国保会計への国庫負担割合を増やすよう」にと、ここがまさに財源の問題であろうかと思いますが、この財源についてはどのような考え方をお持ちであるのか、その2点についてお願いします。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。質問にお答えします。

先ほどの新聞の件ですけれども、確かにそういった考えがあろうかと思えますけれども、このことは、この国民健康保険というのは社会保障というとらえ方として考えたときに、払える方は払っていただくということも当然出てくるだろうし、それから社会保障として考えたときには、払えない方に対して払える保険料にということでは、やはりこれは国保会計、国の予算をもとに戻すようにと、そうして払いやすいものにしていくようにということと、それから社会保障という意味でみんなが医療を受けられるようにということになりますので、両方の意見はあろうかと思えますけれども、私は払いたくても払えない方たちに対する、そういった方に払っていただけるようなものとして国が補償すべきだという立場で提出をしております。

それから、速やかに、国庫負担の財源ですけれども、これに関しては大企業とか大資産家に対して減税っていうことをしておりますので、そうした取れるところからきちっと取るというふうなことも検討していかなければいけないだろうと思えますので、なお無駄遣いを一掃していくというところで財源は生み出せるのではないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 関連です。

答弁いただきました。ただ、今言われた内容は、基本的にはこれはもう税制の抜本的な改正というところに行き着くと思うんです。先ほど声ひろばの中の問題とか、それから財源の関係、これは今言ったように税制の改革の分野に入ると。その上に立ってこういった社会保障が成り立っていくのではないかというふうに思うわけですが、そうした中で、ただ、意見書案の内容を見ますと、ただ、そういった払にくいからとにかく負担割合を下げた払いやすい制度にしてくれということですが、その根底という部分が完全に抜け落ちておるようにも私自身は思うわけですが、その点の見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 済みません。もう1回ちょっと、聞き取りにくかったのが最後の。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。問いかけが悪かったかもわかりません。要するにこ

うしたお金を払いやすい、あるいは負担をしやすいということの根底には税制の問題があるというふうに私個人は思います。その上に立っているいろいろなこういった物事が動いていくのではないかというふうに思います。この意見書の中にはいわゆる単に払い、今現在、国保が高いからとにかく払いやすいように国庫負担を上げてくれというところ、いわゆる2階の部分から、私に言わせれば2階部分から議論をしているような感じを受けるわけです。先ほども言いましたように税源の問題もあります。当然、財源の問題になるとこれは1階の部分になりますが、そういったものを飛び越して2階からこういう議論をすることについての見解をお願いをしますということです。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。お答えします。

財源とか、それからこの政策的なことは、やはり何が一番大事か、国民にとって何が大事かっていうことが基本になってこういった、どこにお金を使うか、どこに手当をしなればいけないのかっていうところ、それが一番大きな問題だと思いますので、それを考えてやっていけばどこにお金を使うっていうところが出てきますのでそういったことを一番に考えて、やはり後から、後からって言うたら変ですけども、そういったことを先に考えていくべきではないかというふうに考えます。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 最後にします。どうもちょっと歯車がかみ合わないようですが、要するに私が言いたいことは、これは非常に提出者の方も言っているように国民の健康を守るという上では非常に大事なことです。ただ、そこでこういったことを完全に保障していくにはどうしても財源が必要と。財源を構えるには根本的な、先ほどもちらっと触れました法人税とか所得税とか、こういった税制改革から始めてそういった社会保障を論じていくべきではないかと。それによって払いやすい、あるいは国民の皆さんが安心して病院に医療機関にかかるという制度に持っていくのが順序ではないかということをお願いしたのでそのあたりを、見解はもうお聞きしますが私の問いかけはそういった内容でございました。

終わります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

賛成ですか？

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を

代表して、意見書案第9号、国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

国民皆保険制度はすべての国民に医療を公的に保障する制度です。しかし、近年高過ぎる国民健康保険税と保険料、また、税を払えずに正規の保険証を取り上げられ必要な医療を受けられずに命を落とす悲劇が大きな社会問題となり国民皆保険制度は崩れかけています。全日本民主医療機関連合会の調査では、2009年の1年間に国民健康保険の保険料を滞納して保険証がない無保険状態になるなどの理由で受診がおくれ死亡した方が、少なくとも17都道府県で37人にのぼり、保険証を持ちながら経済的理由で死亡した方も6都県で10人いたと発表しています。本県でも昨年4月に無保険だった高知市内の57歳の男性が、肝臓がんを患い受診のおくれで亡くなっています。本市においても同様のケースがありました。現在、国保加入者には年金生活の高齢者や非正規雇用の青年などがふえ、景気悪化で貧困広がる中、低所得者層は医療さえ受けられない厳しい状況に追い込まれています。

厚生労働省の国保収納率向上アドバイザーを務めている小金丸さんは、国保新聞の紙上で国保は社会的弱者が多いという最ももろい体なのに最も重い負担になっているという矛盾が最初からあったと言っています。さらに、そもそも担当者がこれほどにも収納率の維持向上に血道を上げざるを得ないこと自体が社会福祉の制度としてはどこか欠陥があることを物語っているとも言っています。そして、これは派遣労働の規制緩和など、緩和、緩和の20年という国策がもたらした結果でもあるのだから、国策すなわち公費によって国保を少しでも福祉の基本としてのあるべき姿に近づける努力をすべきではなかろうかと言っています。

滞納者がふえるのは、国庫負担が減り国民健康保険料または税が高くなったからです。命を守るべき医療保険の負担が重過ぎて病院にかかれずに命を落とす、あるいはそのことを苦にしてみずから命を断つようなことは決してあってはならないことです。ここに政治が着目しなければなりません。国民のだれもが安心して必要な医療が受けられるよう国保会計に対する国庫負担率をふやし、1984年以降に削減した事務負担金をもとに戻すこともあわせて対策をとるようすべきであり、本意見書案に賛成の立場を表明するものですが、財源論は当然あるかと思えます。しかし、政治の基本が社会保障をどうするか、国民が社会保障制度によって、障害者自立支援法もそうですが後期高齢者医療制度に変わったときにたくさんの自殺者や亡くなった方がおいでになります。こんな国民が状態になっているときに早く政治がこれに手を差し伸べなければならない。その立場から国庫負担割合を、もともと国庫負担がこういうふうにならなければならぬに投入をしていたものですからもとに戻せという、それ以上にせよという話ではありませんから、この意見書に賛成の立場を表明して討論といたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第9号は、否決されました。

日程第17、意見書案第10号、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

意見書案第10号、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年6月29日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して提案理由といたします。

（案文朗読）

以上です。

【意見書案第10号 卷末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

山崎議員、賛成討論ですか？

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第10号、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正などを求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

国連女性差別撤廃委員会は、昨年、日本に対する総括所見を公表しました。総括所見は日本の女性差別是正のおくれを厳しく指摘し、改善を勧告しています。実行を急がれる重点課題の中で、民法の差別的規定に男女で異なる結婚最低年齢、女性のみ課している離婚後の再婚禁止期間、夫婦同姓の強制などがあり、その廃止が求められました。

政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、これまで全国で条例化やプランの策定が進みました。男女共同参画の趣旨に関する啓発活動も活発に行われ、本市においても男性職員が育児休暇をとるなど少しずつ前進してきています。しかし、世界経済フォーラムの世界男女格差報告によれば、日本の男女格差の順位は130カ国中98位と女性差別の是正が極めておこなわれていることを示しています。女性差別を助長する民法は速やかに改正し、選択的夫婦別姓の導入が急がれます。夫婦別姓は家庭崩壊を招くといった意見も根強くありますが、選択的夫婦別姓に移行した欧米などの国で制度変更が家庭崩壊を招いたという報告は見当たりません。男女が民法上も対等となり、ともに快適な社会生活を送れるように願う立場から、本意見書案に賛成を表明して討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですのでから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。賛成少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

日程第18、意見書案第11号、生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の復活を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。

意見書案第11号、生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の復活を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年6月29日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 久保信彦、賛成者 同 片岡守春

案文を朗読して提案理由といたします。

（案文朗読）

以上です。よろしくお願ひします。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成の方の発言を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第11号、生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の復活を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

生活保護制度は憲法第25条の理念を具体化するためにつくられた制度です。生活保護法では、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と第1条で国の責任を明記しています。生活保護ではそれぞれの世帯の人数や年齢構成に応じて生活扶助や医療扶助、教育扶助などが支給されていますが、この基本となる扶助のほかに障害者加算や母子加算などさまざまな加算があります。母子加算は一度全廃されましたが、強い批判の声が上がり復活しました。

しかし、政府は老齢加算の復活は認めていませんが、高齢の生活保護受給者は普通の社会生活を送ることのできない窮地に立たされ、全国で裁判も起きています。速やかな復活が求められます。また、社会保障費抑制路線の中で扶助基準そのものの引き下げ、特に人員に対する基準が、人員が多い世帯ほど引き下げになっており生活困窮を一層広げていることは明らかであります。政府は雇用対策にしっかりと取り組むなど貧困を生まない対策をとるとともに、当面はどの国民に対しても健康で文化的な生活を保障するため国庫負担割合をもとに戻すことが急務であるとの立場から、本意見書案に賛成の立場表明して討論といたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですのでから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第11号は、否決されました。

日程第19、意見書案第12号、高知県に米軍基地を誘致しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

意見書案第12号、高知県に米軍基地を誘致しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年6月29日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員
片岡守春、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎晃子
案文を朗読して提案にかえます。

(案文朗読)

以上です。よろしく申し上げます。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。見解をお聞きをいたします。

文中にある自衛隊のことを述べられております。これはあたかも自衛隊と米軍がいかに日本国、あるいは高知県に被害をしておるかというような同列扱いでしてありますがこのところの見解。

そして、この文中にあります、知事が定例の記者会見で高知県に絶体誘致しないということを既に表明をしておると。これは当然、定例会見で公式な場面の発言でございますので、これは既に今後も堅持していくということは明らかにその点でわかっているんでないか。これを今後も堅持していくというのは、いわゆるお答えが出たものへまたお答えを出すという格好になりやあせんかと今思いますが、その見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） お答えします。

文中にもあるようにこの自衛隊が、やっぱり日米安保条約の関係で再編強化されているという件では自衛隊の基地といえどもやっぱりアメリカ軍は入ってきて練習をする可能性は多分にあると、これから先はそういうことが大変危険な要素として出てくるであろうということが、懸念されることが1つあります。

それから、知事がそういう声明を発表しちゃうのに意見書を出すことはどういうことかということですけど、やはり高知県では何名かの衆議院議員が出ているんですけど、その中でもやはり、もう沖縄での基地の建設は難しいであろうと。だから宿毛とか大月、三原でも考えたらどうかというようなことは現実に今起こってきてると。今までもそういう意見が、県民にわからないところではやっぱりありゆうという危険性もあるということが1点です。

それと、知事もやっぱり人間様ですので、いろいろな圧力に対してはやはりなびく危険性もあると私は思います。そういうことからいっても、やはり知事の発言を確固としたものに、今後も守っていってもらい、バックアップとして地方自治体からこういう意見書が出てくることについては大変知事も力強いというように思ってくれるのではないかとこのように思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっとお尋ねいたします。

竹平議員が言われたとおりであります。香南に自衛隊が誘致されておるわけですが、あたかも戦争をすぐ行うような訓練をやっておるような受け取り方をするわけですが、実は繁藤災害でもかなりの自衛隊員のご協力いただいたわけですし、いろいろの台風災害等で自衛隊のお世話様になっておるわけですが、この点はどう考えておられるのか、それをお聞きしたいと。

それから、やはり香美市からこういう意見書を出すということは、知事を信用してないというふうに私はとらえる、私に出されたらそうとります。香美市としてそんな恥ずかしいようなことは私は出すべきじゃないというふうに思いますが、どうですか。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） それは見解の相違やと思います。恥ずかしいと思う人は恥ずかしいかもしれんけど、僕らは何も恥ずかしいとは思ってないし、高知県の各自治体がこういうやっぱり進んだ意見書を出して、高知県全体がやっぱりこういうことで今後基地は認めないという姿勢を貫いていくことが住民を守る地方行政のあるべき姿やし、この意見書は何ら恥ずかしいものでないということが1点と。

それから、自衛隊の基地、それは私も自衛隊が来たときも見に行っただけで私達は非常に危惧をしているんですけどね。やっぱり今の日米安保の関係で、米軍はやっぱりこういう基地を使う可能性がないという保証は一つもないんです。堂々と入ってくる可能性が、今の菅さんもアメリカへ行って沖縄につくるということを一生懸命言いよるわけです。けど、沖縄の知事さんは難しいというて言いゆうやろ。だから、そういう中でやっぱり全国にアメリカ軍の練習場を広げるということまで公言していることからいって、その危険性があるということをはっきり考えておく必要があるのではないかと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番。

見解の相違と、非常にいい言葉でございまして、非常にこれは勉強になります。

ただ、今、西村議員が言われたのですよね、香美市から高知県に対して、知事に出すということで身近な質問をしております。若干、質疑がかみ合っていないような思いがします。

じゃあ今現在、香南市にいる自衛隊が、もしこの香美市が災害を受けたときに、実際、繁藤のときも自衛隊が非常に活躍していただいたと、市民の方々が感謝しておると、そのところの思いは自衛隊に対してどうお持ちであるのか。

そして、言いましたように、これはもう見解の相違でございまして。私はこういう意見書を知事に対して出すのは極めて失礼な言動だというふうに思います。そこの2点につ

いてお願いします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 失礼だということについては、僕は失礼でないという立場で出します。

それと、自衛隊が火災や水害、洪水に対して人命救助をするのは、これは当然、当たり前のことであって、自衛隊じゃのうても人間として当たり前のことであって何ら不思議なことはないと。今後も、そらどういう災害があっても当然来て救助すべきものであるというように私は思っています。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑は。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 提出者の方に聞きますが、あなた非常に重大な発言をしております。かねてから私がこういった自衛隊関係のときにいろいろ討論もしたわけですが、要するにあなたが言いたいことは、日常は軍隊、軍隊と声高に叫んで、こういった一たん災害が起きる場合はそれは当然のことやから出ないといかんと、そのときの自衛隊のいわゆる名前を含めた役割というのはどのように考えておりますか。そこのあたりをお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 自衛隊がそら軍隊であるということは、もう世界が認めちゃうことで、今までの政権党が、一貫として憲法でうたわれている、軍隊を持たないという憲法に違反して、軍隊じゃない軍隊じゃないと言ってきたけどね、軍隊というのは何だ、どんなもんかということさえまだ、はっきり議員として認識すれば、これは軍隊であることだけは間違いないでしょう、民間人じゃないから。そこは僕ははっきりさせて、そうやってやるべきであるというように私は思っています。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 若干、食い違いがありますが、要するに私がずばり言いたいののは、それは軍隊、軍隊とあなたが言うのは結構です、自衛隊は武装しておりますので。ただ、私が気にかかるのは、災害についての出動の際は、これは人間として当たり前のことと、ここところが問題なわけですよ。これはあなた方から言わせれば、要するにそういった使い分けをするのか、そうでないのか、そこをかちっと聞きたいということです。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 意見書の内容はアメリカ軍を誘致しないということが意見書の内容であって、自衛隊云々をここで論議することは私は筋違いでないかというように思います。意見書の内容をはっきり読んでもらったらわかるけど。

○議長（中澤愛水君） 同じ意見書案で1回だけ余分に（質問を）認めましたので、議案と同じですので、ほかの方の発言を認めます。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第12号は、否決されました。

日程第20、意見書案第13号、消費税増税に反対する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎でございます。

意見書案第13号、消費税増税に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年6月29日、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同じく片岡守春、賛成者 同じく大岸眞弓

案文を朗読して提案をさせていただきます。

（案文朗読）

以上よろしく申し上げます。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成の方の発言を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第13号、消費税増税に反対する意見書案に賛成の立場で討論を行います。

民主党は、参議院選挙の公約で法人税引き下げを明記するとともに消費税の増税を打ち出しました。首相は、当面の税率は自民党の提案する10%を参考にすると声明して

います。大企業減税のための消費税増税は財政再建にも社会保障財源にも役立たず、国民の暮らしを破壊し景気後退を招くものであり、到底容認できるものではありません。年収200万円以下のワーキングプアが1,000万人を超え、無年金者、低年金者が多数いる中で、弱者に重く負担がのしかかる消費税増税は多くの国民に苦しみを押しつけることとなります。また、今でも身銭を切って消費税を支払い必死に頑張っている中小零細業者に消費税増税は致命的な打撃を与えます。

福祉のため、高齢化社会のためと導入され増税されたにもかかわらず、消費税収は大企業減税に消え、国民の社会保障の負担はふえる一方であった歴史から見ても、消費税増税に頼らない財政運営を行うべきです。21日付の高知新聞の県民世論調査でも、増税賛成が36.5%、反対が50.4%でした。県民の暮らしや経営の実態を反映していると言えるのではないのでしょうか。市民の暮らしと景気にも大きく影響を及ぼす消費税増税に反対する本意見書案に賛成の立場を表明し討論とします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですのでから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第13号は、否決されました。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 暫時休憩をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

先ほど休憩中に13番、竹平豊久君から動議が出されましたが、議長預かりとして議運に一任をすることにいたします。

それでは、以上で、今期定例会に付されました事件はすべて議了しました。

暫時休憩をいたします。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

日程第21、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は25人です。

次に、投・開票の立会人を指名します。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議席番号4番、大岸員弓君と議席番号5番、織田秀幸君の両名を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(中澤愛水君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長(中澤愛水君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(中澤愛水君) 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

点呼をお願いいたします。

○議会事務局長(小松清貴君) それでは、私のほうから順次点呼をいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1番、山岡義一議員。2番、矢野公昭議員。3番、山崎龍太郎議員。4番、大岸眞弓議員。5番、織田秀幸議員。6番、比与森光俊議員。7番、千頭洋一議員。8番、小松紀夫議員。9番、門脇二三夫議員。10番、山崎晃子議員。11番、片岡守春議員。12番、久保信彦議員。13番、竹平豊久議員。14番、島岡信彦議員。15番、依光美代子議員。16番、黒岩徹議員。17番、竹内俊夫議員。18番、山本芳男議員。19番、前田泰祐議員。20番、大石綏子議員。21番、西山武議員。22番、西村芳成議員。23番、坂本節議員。24番、石川彰宏議員。25番、中澤愛水議長。

(投票)

○議長(中澤愛水君) 投票漏れはありませんか。

○議長(中澤愛水君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて開票を行います。

大岸眞弓君と織田秀幸君の両君は、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(中澤愛水君) 選挙の結果を報告します。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

有効投票数 25票

無効投票数 0票であります。

有効投票のうち、

三本富士夫君 20票

下本文雄君 5票であります。

以上のとおりであります。

この投票結果につきましては、早速、高知県後期高齢者医療広域連合選挙長に報告することいたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(中澤愛水君) 以上で高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了します。

日程第22、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会委員長から閉会中の所管事務の調査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で、本日の全日程を終えました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

16日開会した議会も本日閉会することになりました。今議会には報告案件3件、議案第44号から議案第54号までの11議案並びに追加議案第55号から議案第57号までの3議案と同意第6号が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされました。

本議会は18名から一般質問が行われ、行政にかかわる重要な課題に対する質問と提言がありました。香美市市政の健全な発展と福祉の向上を図っていくためには、条例を初めとする法令遵守と説明責任の履行、参加行政の実践が重要であります。

また、議会としては、決定をした予算、政策を遂行する執行機関の行財政の運営や事務処理ないし業務の実施が適法、適正に、しかも公平、効率的にそして民主的になされているかどうか常に注意を払いつつ、批判、監視することが議会の重要な任務であり、議員の責務として課されております。お互いに研さんを重ねつつその任務を全うしていかなければなりません。執行部各位におかれましては、本議会での議論の経過を今後の

行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりに生かされるよう申し添えておきます。

さて、梅雨の季節の中で、去る24日には参議院選挙が公示され、いよいよ7月11日には投票が行われます。本議会が閉会をすると香美市も9月の市議会議員選挙に向けて活発な活動が予想されますし、梅雨明けとともに暑い夏を迎えます。最後に皆様方の今後のご活躍、ご健勝、ご多幸、心から祈念をいたしまして、平成22年第4回香美市議会定例会の閉会のあいさつといたします。どうもお疲れでございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

6月16日に開会をいたしました平成22年第4回香美市議会6月定例会も、本日まで議員各位のご協力をいただきまして、当初提案をいたしました議案並びに本日追加提案させていただきました議案とも慎重なる審査をいただき、ここにそれぞれ適切、妥当なご決定を賜りまことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。今議会でもいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしてまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、今、参議院選挙運動期間中でございますが、各政党が精力的に運動を行っております。国の財源の行き詰まりがささやかれる中、消費税アップの問題が焦点になっています。真の地方主権改革への取り組みとともに将来の我が国のあるべき姿を国民に示し、将来に不安を残さない政策を訴え国民に真意を問うべきであります。そうした意味では大変重要な選挙であると思われまます。また、その選択をするのは国民であります。まずは有権者の皆さんが投票に行かれその意思を示すことが大切でありますので、投票率アップを願うものでございます。

さて、議会が終了しますと議員の皆さんは間もなく9月の改選時期を迎えられますが、時節柄大変不順な天候が続きます。どうかお体には十分気をつけていただきまして、所期の目的を達せられますように心からお祈りをいたします。

また、一般質問の中で今期をもって引退をされるとの表明をされました議員さんもおいでになりますが、長い期間での議員活動に心から感謝と敬意を申し上げます。今後とも体には十分気をつけられまして、これからもご指導をお願いをいたしたいと思っております。

閉会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。

これをもって平成22年第4回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前11時40分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成22年第4回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	16日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、 議案第44号は、本会議方式で採決まで。 (庁舎建設特別委員会、議員協議会)
第2日	17日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	18日(金)	休 会	〃
第4日	19日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	20日(日)	休 会	〃 〃
第6日	21日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	22日(火)	本会議	一般質問①（まちづくり推進特別委員会）
第8日	23日(水)	本会議	一般質問②（行財政改革推進特別委員会）
第9日	24日(木)	本会議	一般質問③（議員協議会）
第10日	25日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 各常任委員会 総務常任委員会の審査（議案第50・51・52・53・54号） 教育厚生常任委員会の審査（議案第48号） 産業建設常任委員会の審査（議案第45・46・47・49号）
第11日	26日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第12日	27日(日)	休 会	〃 〃
第13日	28日(月)	休 会	議案審査整理のため
第14日	29日(火)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、説明から採決まで) 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第45号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
第46号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	"	"
第47号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	"	"
第48号	平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	"	"
第49号	平成22年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	"	"
第50号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
第51号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
第52号	財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
第53号	香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
第54号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"

意見書案第 8 号

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 29 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 西 村 芳 成

賛成者 " 西 山 武

賛成者 " 竹 内 俊 夫

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書（案）

政府・与党では永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがあります。

わが国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作りに工夫が必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。

日本国憲法第 15 条第 1 項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第 93 条第 2 項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されています。

また、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それ

は地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘しています。

よって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ません。

したがって、日本国民ではない永住外国人に対する地方参政権付与には反対します。国会及び政府においては法案を提出することのないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月29日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	原口一博	殿
国家戦略担当大臣	荒井聡	殿
内閣官房長官	仙谷由人	殿
法務大臣	千葉景子	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 9 号

国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 29 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 晃 子

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

賛成者 " 久 保 信 彦

国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書（案）

国保は、国民健康保険法第 1 条で「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と、その目的が謳われています。

しかし、いま政府の社会保障費抑制路線により、国保会計に占める国庫負担が年々減らされ、1984 年度には 49.6% だったものが、2007 年度には 25% にまで落ち込みました。一人当たりの保険料は、平均で 39.020 円から 84.367 円に引き上がり、「払いたくても払えない」国保加入者を多く生み出しました。その結果、保険証の返還を求められたり、失業して社会保険から脱退しても、国保に加入できない「無保険者」が増えるなど、「国民皆保険」の理念は崩れつつあります。

鳩山政権は、失業者については、前年度所得の 3 割を基礎に保険料算定するなど、一定の軽減措置をとりました。しかし、野党時代には民主党は 900 億円の国費を投入すると述べながら、40 億円にとどまっています。

1997年には、資格者証の発行が市町村に義務付けられ、東京では、厳しい督促で自殺者まで出ています。今年3月4日の参議院予算委員会の質議において、政府は「所得の低い方にとって相当厳しい保険料」と認め、「財源の確保に努力する」と答弁しています。国庫負担の減額は、保険料収納率の低下などを招き、自治体にとっても大きな負担となっています。

よって政府におかれては、速やかに国保会計への国庫負担割合を増やすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 6月29日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	原口一博	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 10 号

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 29 日提出

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 " 山崎龍太郎

賛成者 " 山崎晃子

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書（案）

1999 年に成立した男女共同参画基本法の前文では「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊急な課題」としています。しかし、その中心的な政策として議論されながらも夫婦別姓は未だ実現していません。

結婚に際して夫の姓に変える妻が 97% という実情の中で、夫婦別姓の強制は女性にとってさまざまな不利益を生じてきました。離婚して旧姓に戻ったり、再婚でまた姓が変わったりとプライバシーを公表せざるを得ないのは、ほとんど女性の側です。

選択的夫婦別姓制度は、婚姻時に同姓と別姓を選択できる制度であり、選択肢を増やすだけでなく、これが実現すれば男女共同参画基本法の理念を大きく促進することになります。

千葉景子法務大臣は、選択的夫婦別姓を導入する民法改正について「通常

国会への提出をめざす」と述べました。昨年10月実施の「朝日新聞」の世論調査でも賛成48%、反対41%という結果が出ています。

また、民法の中には女性16歳、男性18歳という婚姻最低年齢の差異がありますが、これも両性とも18歳にするなど平等にすべきです。女性にだけ課されている6ヶ月の再婚禁止期間や離婚後300日以内に生まれた子どもは前夫の子という規定の改定も緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会は、2009年7月「民法に存在する差別規定の撤廃」を緊急重要課題として日本政府に勧告しました。

よって、政府におかれては、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を早期に実施されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
法務大臣	千葉景子殿
男女共同参画担当大臣	玄葉光一郎殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 1 1 号

生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の
復活を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 2 年 6 月 2 9 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 久 保 信 彦

賛成者 " 片 岡 守 春

生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の復活を求める意見書（案）

「貧困」が政治と社会の大問題になる中で、生活保護制度の拡充が、ますます重要となっています。

全国的には生活保護世帯は、2008年度の1ヶ月平均が114万8千世帯から、2009年11月までの時点で129万3千世帯と増加しており、本市においても増加傾向にあります。生活保護世帯の増加は地方財政をも圧迫し、保護申請そのものが受けられず、そのことが原因で餓死するなどの事件も起きており、最後のセーフティネットとしての機能が働いていません。

生活保護制度は、1989年に国庫負担割合が80%から75%にと削減されました。この負担割合を少なくとも元に戻すことが必要です。

また、2003年、2004年に切り下げられた扶助基準の引き上げと共に老齢加算の復活が求められています。この間、母子加算は全国の運動の広がりにより復活しましたが、老齢加算の復活については据え置かれたままで

す。高齢の被保護者は、老齡加算が削減されてからは葬儀にも行けないなど、通常の近所づきあいも、はばかりられる状況に追い込まれています。日本国憲法25条では、その1項で「すべての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する」その2項で政府に対し「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と明記しています。

よって、政府におかれては、これを守る立場に立ち、生活保護の扶助基準の引き上げとともに老齡加算の復活を早期に実施されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	野田佳彦殿
厚生労働大臣	長妻昭殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 1 2 号

高知県に米軍基地を誘致しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、高知県知事に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 2 年 6 月 2 9 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 片 岡 守 春

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

賛成者 " 山 崎 晃 子

高知県に米軍基地を誘致しないよう求める意見書（案）

沖縄の普天間基地移設問題で、民主党の鳩山前首相は「国外、最低でも県外」といった公約を破り、もとの自民・公明案どおり移設先を「辺野古」と発表し、辞任に追い込まれました。県外移設先として候補に挙げられた徳之島でも住民の 6 割が反対集会に参加するなど、国内に米軍基地が受け入れられる要件はありません。鳩山前首相は、訓練を本州に分散する意向も示していましたが、すでに基地のある県の知事も一斉に難色を示しました。

本県には、再編強化された自衛隊の基地が香南市に誘致され、本格的な軍事訓練のできる大規模な設備を有しています。また、本市においては、米軍機とみられる低空飛行が、最近でも目撃されており関係住民は不安にさらされています。

知事は 4 月 2 8 日の定例会見で米軍基地の県内誘致について、艦載機の N L P（夜間離発着訓練）の騒音被害にも触れながら「自然の強みを持っている県においては、強みを殺してしまう施設だと思っている。将来の発展する

要素を失ってしまうことになりかねないことであって反対」と明確に述べられました。その立場を今後も堅持し、高知県に米軍基地は決して誘致しないよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 6月29日

高知県知事 尾崎正直 殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 13 号

消費税増税に反対する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 29 日

香美市議会議長 中澤愛水殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 " 片岡守春

賛成者 " 大岸眞弓

消費税増税に反対する意見書（案）

深刻な経済危機に対処し国民生活を如何に守るかは、新内閣にとって直面する重大問題であります。

菅首相は財務相当時、消費税増税の議論を始めることを示しました。

また、「消費税を増税しても、使い道を間違えなければ景気は良くなる」とも主張しております。しかし、1989年に導入された消費税は、1997年に5%に引き上げられ、景気は一気に冷え込み、その後の長期不況の引き金となりました。

国会では、年金・社会保障財源に消費税増税が必要との議論がなされております。しかし、一方では国際競争力の強化を口実に法人税率引き下げが提案されております。消費税は「少子・高齢化社会の社会保障のため」と導入、増税されてきましたが、実態は、消費税収は法人税の減収に匹敵し、社会保障は負担増の連続である現実を見る時、消費税増税は消費を冷え込ませ、景気を悪化させることは確実であります。

よって、政府におかれては、消費税増税に頼らない経済、財政運営を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月29日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	野田佳彦殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成22年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
第44号	平成22年度香美市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	22. 6.16
第45号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	"	22. 6.29
第46号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	"	"
第47号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	"	"
第48号	平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	"	"
第49号	平成22年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)	"	"
第50号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	"
第51号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	"	"
第52号	財団法人香美市開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について	"	"
第53号	香美市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"	"
第54号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	"
第55号	財産の取得について	"	"
第56号	香美市立(仮称)B保育園建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結について	"	"
第57号	平成22年度香美市農業集落排水資源循環統合補助事業逆川地区汚水処理施設整備工事の請負契約の締結について	"	"
同意第6号	教育委員会委員の任命について	同意	"
意見書案第8号	永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書の提出について	原案可決	"
意見書案第9号	国保会計への国庫負担割合を増やすよう求める意見書の提出について	否決	"
意見書案第10号	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書の提出について	"	"
意見書案第11号	生活保護の扶助基準の引き上げ、老齢加算の復活を求める意見書の提出について	"	"
意見書案第12号	高知県に米軍基地を誘致しないよう求める意見書の提出について	"	"
意見書案第13号	消費税増税に反対する意見書の提出について	"	"